

令和 4 年

第 4 回 定例会 会議 録

奄美市議会

第4回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第4回定例会一般質問通告	4
12月6日（火）（第1日目）	
出席議員及び欠席議員	13
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	13
職務のため出席した事務局職員	13
会議録署名議員の指名	15
会期の決定	15
報告第5号（1件）上程	15
議案第84号～第110号（27件）上程	20
議案第74号（1件）上程	23
議案第75号～第83号（9件）上程	31
12月7日（水）（第2日目）	
出席議員及び欠席議員	37
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	37
職務のため出席した事務局職員	38
一般質問	
川口 幸義 君（自民党新政会）	39
林山 克巳 君（輝風クラブ）	46
弓削 洋平 君（チャレンジ奄美）	57
幸多 拓磨 君（チャレンジ奄美）	65
12月8日（木）（第3日目）	
出席議員及び欠席議員	77
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	77
職務のため出席した事務局職員	78
一般質問	
栄 ヤスエ 君（公明党）	79
橋口 耕太郎君（公明党）	89
和田 霜析 君（自民党新政会）	100
松山 さおり君（輝風クラブ）	110
12月9日（金）（第4日目）	

出席議員及び欠席議員	123
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	123
職務のため出席した事務局職員	124
一般質問	
崎田 信正 君（日本共産党）	125
奥 輝人 君（無所属）	135
関 誠之 君（立憲民主党）	145
12 月 13 日（火）（第 5 日目）	
出席議員及び欠席議員	157
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	157
職務のため出席した事務局職員	158
議案第 84 号～第 110 号（27 件）上程	159
議案付託	173
請願・陳情付託	173
大島地区衛生組合議会議員の選挙	173
12 月 23 日（金）（第 6 日目）	
出席議員及び欠席議員	175
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	175
職務のため出席した事務局職員	175
議案第 84 号～第 110 号（27 件）上程	177
陳情第 3 号（1 件）上程	187
陳情第 6 号（1 件）上程	188
発議第 8 号（1 件）上程	189
発議第 9 号（1 件）上程	190
議員派遣について	191
松山さおり君の議員辞職の件	191
元野景一君の議員辞職の件	192
閉会中の継続審査について	192
別紙	
各常任委員会・特別委員会審査報告書	195
議員派遣について	200
閉会中の継続審査及び調査の申出について	201
参考資料（意見書等）	203

会期・議事日程 付 議 事 件

令和4年第4回奄美市議会定例会 議事日程

○令和4年11月25日 奄美市議会第4回定例会を招集した。

○会 期 18日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
12月6日	火	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（18日間） 3 報告第5号（1件）（専決） 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第84号～110号（27件） 上程 説明 5 議案第74号（1件）（決算認定） 上程 報告 質疑 討論 採決 6 議案第75号～83号（9件）（決算認定） 上程 報告 質疑 討論 採決
12月7日	水	本会議	1 一般質問 -川口議員，林山議員，弓削議員，幸多議員（質問順）
12月8日	木	本会議	1 一般質問 -栄議員，橋口議員，和田議員，松山議員（質問順）
12月9日	金	本会議	1 一般質問 -崎田議員，奥（輝）議員，関議員（質問順）
12月10日	土	休 会	
12月11日	日	休 会	
12月12日	月	休 会	
12月13日	火	本会議	1 議案第84号～110号（27件） 上程 質疑 付託 { ☆付託区分 総務企画－議案第92号～98号（7件） 文教厚生－議案第85号～89号，101号～105号，110号（11件） 産業建設－議案第90号，91号，99号，100号，106号～109号（8件） 全委員会－議案第84号 令和4年度一般会計補正予算 （第8号）は，所管する各常任委員会に付託 2 大島地区衛生組合議会議員の選挙 ※ 請願・陳情付託報告 総務企画－陳情第6号 産業建設－（継続分）陳情第3号
12月14日	水	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査（文教厚生）
12月15日	木	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査（産業建設）
12月16日	金	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査（総務企画）
12月17日	土	休 会	
12月18日	日	休 会	
12月19日	月	休 会	報告書整理・議案等調査
12月20日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
12月21日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
12月22日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
12月23日	金	本会議	1 議案第84号～110号（27件） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第3号（1件） 上程 報告 質疑 討論 採決 3 陳情第6号（1件） 上程 報告 質疑 討論 採決 4 発議第8号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 5 発議第9号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 6 議員派遣について 7 松山さおり君の議員辞職の件 8 元野景一君の議員辞職の件 9 閉会中の継続審査について ☆紬着用

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	報告第5号	専決処分の承認を求めることについて (専決第14号 令和4年度奄美市一般会計補正予算(第7号)について)	R4.12.6	承認	本会議
(2)	議案第84号	令和4年度奄美市一般会計補正予算(第8号)について	R4.12.23	原案可決	全委員会
(3)	議案第85号	令和4年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	R4.12.23	原案可決	文教厚生
(4)	議案第86号	令和4年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について	R4.12.23	原案可決	文教厚生
(5)	議案第87号	令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	R4.12.23	原案可決	文教厚生
(6)	議案第88号	令和4年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	R4.12.23	原案可決	文教厚生
(7)	議案第89号	令和4年度奄美市と畜場特別会計補正予算(第2号)について	R4.12.23	原案可決	文教厚生
(8)	議案第90号	令和4年度奄美市水道事業会計補正予算(第2号)について	R4.12.23	原案可決	産業建設
(9)	議案第91号	令和4年度奄美市下水道事業会計補正予算(第2号)について	R4.12.23	原案可決	産業建設
(10)	議案第92号	奄美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R4.12.23	原案可決	総務企画
(11)	議案第93号	奄美市個人情報保護法施行条例の制定について	R4.12.23	原案可決	総務企画
(12)	議案第94号	奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	R4.12.23	原案可決	総務企画
(13)	議案第95号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R4.12.23	原案可決	総務企画
(14)	議案第96号	奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R4.12.23	原案可決	総務企画
(15)	議案第97号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	R4.12.23	原案可決	総務企画
(16)	議案第98号	奄美市景観条例の制定について	R4.12.23	原案可決	総務企画
(17)	議案第99号	奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	R4.12.23	原案可決	産業建設
(18)	議案第100号	奄美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	R4.12.23	原案可決	産業建設
(19)	議案第101号	奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R4.12.23	原案可決	文教厚生
(20)	議案第102号	奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定について	R4.12.23	原案可決	文教厚生
(21)	議案第103号	奄美市老人福祉会館の指定管理者の指定について	R4.12.23	原案可決	文教厚生
(22)	議案第104号	奄美市市民交流センター及び奄美市名瀬公民館の指定管理者の指定について	R4.12.23	原案可決	文教厚生
(23)	議案第105号	奄美市奄美振興会館の指定管理者の指定について	R4.12.23	原案可決	文教厚生
(24)	議案第106号	奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園の指定管理者の指定について	R4.12.23	原案可決	産業建設
(25)	議案第107号	奄美市大浜海浜公園及び奄美海洋展示館の指定管理者の指定について	R4.12.23	原案可決	産業建設
(26)	議案第108号	奄美市和瀬水産物加工センターの指定管理者の指定について	R4.12.23	原案可決	産業建設
(27)	議案第109号	奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定について	R4.12.23	原案可決	産業建設

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(28)	議案第110号	奄美市立金久児童館の指定管理者の指定について	R4.12.23	原案可決	文教厚生
(29)	発議第8号	インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について	R4.12.23	原案可決	本会議
(30)	発議第9号	奄美群島振興開発特別措置法に関する提言書の関係先への提出について	R4.12.23	原案可決	本会議
(31)	陳情第6号	日米軍事訓練反対の決議を求める陳情	R4.12.23	不採択	総務企画

※前議会からの継続審査事件

(32)	議案第74号	令和3年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	R4.12.6	認定	一般会計決算等審査特別委
(33)	議案第75号	令和3年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(34)	議案第76号	令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	R4.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(35)	議案第77号	令和3年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R4.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(36)	議案第78号	令和3年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(37)	議案第79号	令和3年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	R4.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(38)	議案第80号	令和3年度と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	R4.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(39)	議案第81号	令和3年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	R4.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(40)	議案第82号	令和3年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	R4.12.6	原案可決及び認定	特別会計決算等審査特別委
(41)	議案第83号	令和3年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について	R4.12.6	原案可決及び認定	特別会計決算等審査特別委
(42)	陳情第3号	政府に対して「インボイス制度実施延期を求める意見書」の提出を求める陳情	R4.12.23	採択	産業建設

第4回定例会一般質問通告

1 2月7日（水）

◎自民党新政会 川口 幸義

1 市長の政治姿勢について

（1）来年度、日本復帰70周年の節目の年で市長として特段の思いがあるかと思うが、取り組みについて伺います。

①次世代へ復帰運動の継承と語りべの人材育成が必要とおもうが。

2 教育行政について

（1）文化財指定について

①住用町青久集落に奄美大島を代表する島唄（むちゃかな節）にまつわる石碑など文化資源を併せて有しており、さらなる観光活用が望まれているが、教育委員会の見解について伺う。

②奄美大島が米軍統治下にあった昭和25年、琉球政府により、石積みの防波堤等歴史的資源があり、今後の活用について。

③道路の幅員が狭く、将来を見通し整備出来ないか。

④小中校の不登校について伺う。

全国の不登校が計24万人を超えた（小：77人に一人，中：20人に一人の割合）と報道がありましたが、本市の実態について。

（2）市街地バス停に椅子の設置はできないか。病院やスーパーで買物された高齢者の方々から要望が多く寄せられています。取り組みについて。

◎輝風クラブ 林山 克巳

1 市長の政治姿勢及び見解について

（1）市政全般について

①下水道料金値上げについて

②自衛隊基地を有する首長としての見解

③台風など悪天候による物資（生鮮食料品）等の確保について

2 教育行政について

（1）教員及び支援員・保護者・子供達（生徒）の関係について

①教員に対する生徒への指導法について

②支援員に対する生徒（支援を要する生徒）への指導

③保護者と支援を要する子供達の保護者との関わり方について

3 ふるさと納税について

(1) 奄美市ふるさと納税について

- ①ふるさと納税の推移と管轄
- ②財政的観点からの重要性について
- ③今後の取り組みについて

4 デジタル化にむけた取り組みについて

(1) デジタル化に向けた取り組みについて

- ①マイナンバーカードについて
 - ・2022年度最新の申請実績について
- ②「稼ぐ力」について
 - ・大島紬について
 - ・農業・漁業について
- ③デジタル通貨（地域通貨）について
 - ・「ほーらしゃ券」の発行について

◎チャレンジ奄美 弓削 洋平

1 スポーツ振興について

(1) 特別国民体育大会相撲競技について

- ①選手・役員等の人数・レンタカー対応について
- ②経済効果について
- ③屋仁川通りのイベントについて
- ④大会出場記念品について
- ⑤18日の記念イベントについて

2 観光について

(1) マリンレジャーについて

- ①本市における沿岸域の利用・保全のルールについて
- ②水上オートバイ等のトラブルについて
- ③海域利用に係る関係者との協議会・条例の制定について

(2) 内海公園ステージ広場について

- ①現状と今後の整備について
- ②利活用について

(3) 山間集落入口に位置する石だきガジュマルについて

- ①合併前の村指定文化財としての見解について
- ②保存樹としての見解について

③透水性舗装について

3 防災について

(1) 災害時のキッチンカーとの協定について

①本市におけるキッチンカーの登録台数について

②協定について

4 都市公園について

(1) 管理について

①管理状況について

②伐採回数・人員について

◎チャレンジ奄美 幸多 拓磨

1 教育行政について

(1) 送迎バス置き去り問題について

①本市においての対策・現状について

②ヒューマンエラー（人為的ミス）ヒヤリハット報告書作成について

③送迎バスにおいての事故報告（年間何件発生？）について

④ガイドライン作成について

⑤今後の送迎バスを使用する企業、施設について

2 ネーミングライツについて

(1) ネーミングライツ進捗状況について

①現在の進捗状況について（公募時期について）

②対象施設の選定について

3 名瀬クリーンセンターについて

(1) 現在の名瀬クリーンセンターのゴミの受け入れ日変更について

4 リフォーム等助成金について

(1) 店舗リフォーム補助制度における5年間の実績、奄美市訪日外国人観光客等受入体制整備費助成事業（インバウンド助成事業）について

①店舗リフォーム補助制度、現在までの執行率、今後の中心市街地以外へ助成・支援について

②奄美市訪日外国人観光客等受入体制整備費助成事業についての分かりやすい周知について

5 避難所の備品について

(1) 自然災害における避難所においての備品について

①各避難所においての備品等設置の基準

②過去の避難者のデータ検証について

1 2月8日（木）

◎公明党 栄 ヤスエ

1 奄美市男女共同参画基本計画について

（1）奄美市男女共同参画基本計画の後期計画について

- ①重点分野8つについての目標達成の現状を伺う。
- ②実施事業の実績や課題について伺う。
- ③次期男女共同参画基本計画策定の趣旨・基本目標への考えを伺う。

（2）鹿児島県知事による「ジェンダー平等推進宣言」について

2 女性の健康支援について

（1）子宮頸がんワクチン接種について

- ①ワクチン接種の現状を伺う。
- ②キャッチアップ接種の利用現状を伺う。
- ③9価ワクチンへの今後の対応と周知について伺う。

3 子育て支援について

（1）11月8日に閣議決定した、出産・子育て応援交付金を活用した、妊娠期から子育て期の伴走型相談支援と経済的支援の本市における今後の取り組みについて

◎公明党 橋口 耕太郎

1 市長の政治姿勢について

- （1）安田市長が就任して1年が経過。この1年を振り返って、市長の描くビジョンは達成できるとお考えか、率直にお聞かせください。
- （2）市長の目指す方向性として、官民連携があり、この1年民間企業との連携協定が増えたようだが、その内容について主なものはいかがか。

2 「フリーランスが最も働きやすい島化計画」について

- （1）奄美群島成長戦略ビジョンの重点3分野の一つ、情報（ICT）を活用した本計画、これまでの進捗状況、成果はいかがか。
- （2）昨年新しく整備された、ワークスタイルラボ（イノー）の利用状況はいかがか。
また、ICTプラザ笠利との棲み分けはいかがか。

3 福祉政策について

- （1）保育所へお子さんを預ける条件を市独自に緩和することはできないか。
- （2）障がい者施設の入所状況、また、短期入所状況（ショートステイ）について現状はいかがか。

(3) 精神疾患やアルコール依存症の疑いがある方が気軽に相談できるような窓口の設置はできないか。

(4) 今年に入って独居高齢者が自宅で孤独死するというケースが増えたと聞く、現状はいかがか。

4 教育行政について

(1) 世界自然遺産について学習する機会を、市内小・中学校へ一定時間組込むことはできないか。

(2) 防災の観点から、中学生の室内履きを現状のスリッパから靴へ変更できないか。

(3) 学校内の樹木調査後、個別に相談があった学校は無かったか。あるとすればどのような対応を取ったのか。

(4) 生徒が県選抜選手に選ばれた場合の費用助成はできないか。

◎自民党新政会 和田 霜析

1 新型コロナウイルスについて

(1) 新型コロナウイルス対策について

①感染状況について

②コロナワクチンについて

・ワクチンの接種状況について

・周知について

2 観光振興について

(1) 全国旅行支援

①奄美市の対応について

②奄美市の登録数について

③登録状況について

(2) 三太郎線の予約状況について

①予約者数と未予約者数について

②現在の状況について

(3) 役勝エコロード

①利用方法について

②トイレの設置等について

3 教育行政について

(1) Jアラートについて

①通学中の避難について

(2) 奄美くろうさぎ留学について

- ①奄美くろうさぎ留学の現状について
- (3) 小規模校入学特別認可制度について
 - ①小規模校入学特別認可制度の現状について
- 4 市政について
 - (1) 公営住宅について
 - ①利用率について
 - (2) 空き家対策について
 - ①空き家状況
 - ②今後の対策について

◎輝風クラブ 松山 さおり

- 1 観光について
 - (1) フードダイバーシティについて
 - ①フードダイバーシティ対応についての見解を伺う。
 - (2) 台風等による船舶欠航に係わる食料品不足について
 - ①食料品保存庫を一体化した建物の計画について伺う。
- 2 教育について
 - (1) 子ども食堂について
 - ①奄美市での子ども食堂の数、運営状況について伺う。
 - ②奄美市の子ども食堂についての見解を伺う。
 - ③子ども食堂を継続運営していく為の支援について伺う。
- 3 市民の健康について
 - (1) 依存症について
 - ①アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症など奄美市の現状について伺う。
 - ②関係機関との連携について伺う。
 - ③防ぐための情報発信・啓発について伺う。
- 4 市民生活について
 - (1) つながる相談窓口について
 - ①実績について伺う。
 - ②市民の反応は。
- 5 世界自然遺産について
 - (1) クロウサギのロードキルについて
 - ①どうぶつレスキューボックスの普及について伺う。

12月9日（金）

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

（1）住用町戸玉集落の生活環境について

①山間港の活用について

②戸玉港のC型チャンネルについて

2 教育行政について

（1）10月30日に開催された自衛隊演奏会の広報チラシについての見解は。

（2）学校給食費無償化についての見解は。

（3）就学援助制度の完全実施についての見解は。

3 市民経済について

（1）インボイス制度について

①奄美市としての対策はなにか。

②来年10月に実施された場合に市の経済に与える影響は検討しているか。

4 社会保障・福祉について

（1）介護保険制度について

①10月31日の社会保障審議会が提示した介護保険制度見直し案の当局の見解は。

②介護保険料，利用料の独自減免が必要だと思うが見解は。

（2）後期高齢者医療保険制度について

①今年10月から医療費自己負担割合が1割から2割に引き上げられたがその影響についての見解は。

（3）補聴器購入費の助成制度について

①制度創設にむけた検討はすすめられたか。

（4）生活保護行政について

①生活保護切り下げの違憲判決が相次いでいる。切り下げ以前の水準にもどせば，保護費はどうなる。

（5）市財政で，民生費が多いことについての市の見解は。

◎無所属 奥 輝人

1 農業機械の安全対策について

（1）高齢農家の事故防止対策について

（2）今後の安全対策の講習会について

2 生産牛の振興

(1) 優良繁殖雌牛の導入・保留について

- ①全国和牛能力共進会，鹿児島県代表の種牛の部と肉牛の部の血統について
- ②奄美牛・繁殖雌牛の血統と子牛の血統について
- ③導入・保留の現状について
- ④子牛相場との関連について
- ⑤多産高齢牛の適期更新について

(2) 粗飼料自給率の現状について

- ①粗飼料自給率の現状について
- ②課題について
- ③さとうきび収穫後のハカマロールについて

◎立憲民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

(1) 陸上自衛隊奄美駐屯地に関する認識について

- ①奄美警備隊・ミサイル部隊の配備に対する考え方
- ②陸自奄美駐屯地開設後の問題点について
- ③奄美駐屯地配備における今後の対応について

2 教育行政について

(1) 陸自第8音楽隊・島しょ演奏 i n 奄美について

- ①島しょ演奏 i n 奄美に2中学校吹奏楽部を参加決定させるまでの問題点について
- ②島しょ演奏 i n 奄美に2中学校吹奏楽部を参加決定させたことの問題点について
- ③島しょ演奏 i n 奄美に2中学校吹奏楽部を参加決定させた後の対応等の（問題点）について

3 その他の施策について

- (1) マリントウン地区分譲土地の売買状況について
- (2) 奄美市総合計画の進捗状況について

第 4 回 定 例 会
令和 4 年 12 月 6 日
(第 1 日 目)

12月6日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	松 山 さおり 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	元 野 景 一 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	崎 田 信 正 君	17 番	与 勝 広 君
18 番	西 公 郎 君	19 番	奥 輝 人 君
20 番	伊 東 隆 吉 君	21 番	川 口 幸 義 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 義 成 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 部 長	徳 永 恵 三 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
福 祉 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
デ ジ タ ル 戦 略 課 長	押 川 裕 也 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君	教 育 部 長	石 神 康 郎 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋 修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	坂 元 辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は21名であります。会議は成立いたしました。

これから、令和4年第4回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、市長から地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分の報告がありました。その内容はお手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、崎田信正君、林山克巳君、川口幸義君の3名を指名いたします。

○

議長（西 公郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期を、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から12月23日までの18日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月23日までの18日間とすることに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第3、報告第5号 専決第14号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第7号）についての専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。ただいま上程されました、報告第5号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第7号）の専決につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。総務費の総務管理費におきましては、住民税非課税世帯などに対し、一世帯当たり5万円を支給する、価格高騰緊急支援給付金事業に要する経費5億1,825万円を新たに計上いたしております。歳入につきましては、事業に係る主な財源といたしまして、国庫支出金を計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でございますが、今回の補正で5億1,825万円を追加することにより、令和4年度奄美市一般会計予算の総額は332億372万8,000円となります。

以上、報告第5号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

なにとぞ、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（西 公郎君） これから、ただいま議題といたしました議案に対する質疑に入ります。なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いをいたします。

通告がありましたので、立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党の関 誠之でございます。

早速、報告5号、ただいま上程のありました、令和4年度奄美市一般会計補正予算（第7号）について、質疑をいたします。

まず最初に、9ページ、2款1項16目1節報酬103万3,000円は、会計年度任用職員2名の人件費と思われますが、内訳を示すとともに、雇用の期間についてお示しをいただきたいと思います。

二つ目は、同3節時間外勤務手当115万5,000円は、会計年度任用職員以外の職員の手当となっている。その内訳を示すとともに、会計年度任用職員が時間外勤務したときの手当の措置はどうなるのか、お答えいただきたいと思います。

三つ目は、同8節旅費3万6,000円、費用弁償、会計年度任用職員の内容説明をお願いいたします。

四つ目は、同12節委託料360万円の情報システム運用業務の業務内容と業務委託者を示すとともに、委託契約の時期、内容について御説明いただきたいと思います。

18節システム負担金5万5,000円は、どこになぜ支払うのかをお答えいただきたいと思います。

五つ目は、同18節5,290万円、物価価格高騰緊急支援給付金の目的と、支給額、支給対象者、支給手続きの方法、支給時期等について御説明をいただきたいと思います。

六つ目は、給付金担当室の体制と業務内容及び給付の概要について御説明ください。

七つ目は、申請が必要な家計急変世帯への広報と確認等申請の受付状況、遺漏のない給付について配慮していることがあれば、お答えいただきたいと思います。また、DV等を理由に避難している方々などについての給付該当がいるのかいないのか、その申請の在り方はどうか、お答えをいただきたいと思います。

最後になりますが、八つ目、給付金の一世帯5万円の根拠と給付金の効果及び給付金総額5億290万円が地域で消費された場合、地域の経済効果、波及効果をどのように推測しているのか、お答えをいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（喜納祐司君） おはようございます。それでは、関議員の質問にお答えをいたします。質問番号順に沿ってお答えをいたします。

1番、1節報酬費、会計年度任用職員の人件費についてお答えいたします。本給付金に係る会計年度任用職員は、一般事務補助員2名の雇用を予定しております。報酬は基本月額14万1,387円で、雇用の期間に関しましては、1名は令和4年11月から本給付金の申請期限である令和5年1月までの3か月、もう1名は令和4年11月から本給付金事務が終了する令和5年3月までの5か月間の期間とし、2名計8か月間の雇用として計上しております。また、事務にあたっては、できるだけ多くの対象者に速やかに給付する必要があるため、突発的な事務負担増から時間外勤務の可能性を考慮し、2名に対し、時間外勤務手当分を合わせて計上しております。

2番、3節職員手当等、時間外勤務手当についてお答えいたします。本給付金の時間外手当は、福祉政策課職員3名の時間外手当を予定しております。こちらは令和2年度に給付した特別定額給付金事業の時間外勤務実績を参考に算出したものであります。続いて、会計年度任用職員が時間外勤務したときの手当の措置については、先ほど説明した1節、報酬費から支給する予定でございます。

3番、8節旅費、費用弁償についてお答えいたします。旅費3万6,000円につきましては、雇用する会計年度職員2名の通勤に関する手当として計上しております。

4番、12節委託料及び負担金についてお答えいたします。情報システム運用業務の業務内容は、本給付金に係る確認書等の作成・発送業務となっており、委託業者は株式会社南日本情報処理センターとなっております。契約時期は令和4年11月1日から令和5年3月31日としております。続いて、システム負担金ですが、こちらは本給付金事務に関し、本市が利用する住基システム改修に係る負担金であり、同システムを利用する県下各自治体で構成される、鹿児島県自治体情報処理連絡協議会から、各自治体に示された改修費用の均等割額を負担するものであります。

続きまして、5番、18節負担金、補助及び交付金、価格高騰緊急支援給付金についてお答えいたします。本給付金は電力、ガス、食料品等の価格高騰による国民負担増を踏まえ、特に家計への影響が大

きい低所得世帯に対し、その生活を緊急的に支援することを目的としております。支給額は一世帯5万円とし、対象者は令和4年度の住民税が非課税である世帯と、令和4年1月以降、予期せず収入が減少し、住民税非課税世帯相当と認められる、いわゆる家計急変世帯となっております。支給手続き及び時期については、対象となる非課税世帯と思われる世帯に11月上旬に確認表を送付しており、本確認書に記入し返信若しくはオンラインにて登録していただくことで受付済みとなり、給付金担当室において受付終了してから1,2週間をめどに、随時給付を行っております。第1回目の給付につきましては、11月24日に実施をしております。

次に、6番、給付金担当室の体制等、給付金事業に対する体制及び給付金の現況についてお答えいたします。給付金担当室は、福祉政策課の職員3名と再任用職員1名、会計年度任用職員2名の計6名体制で業務を遂行しているところでございます。また、確認書類のチェックにつきましては、全庁的な職員動員で対応しております。給付金担当室の主な業務内容としては、市民からの問い合わせ電話や窓口対応、郵送やオンライン申請後の不備書類に対する対象者への問い合わせなどを行っております。続いて、給付の現況についてお答えいたします。12月5日時点で対象と思われる世帯の確認書送付件数は8,695件であり、現在までに振込を予定している受付件数は7,015件となり、全体の約8割の方が給付済み、また、給付予定となっております。

次に、7番、家計急変世帯への対応について、本事業のもう一つの給付対象である家計急変世帯は、令和4年度の住民税は課税はされているものの、令和4年1月以降の家計が急変し、その世帯の課税者全員が非課税世帯並みの収入以下となった方が対象となります。広報につきましては、11月下旬に本市のホームページ、地元新聞2社への掲載、そして、12月の広報紙においても周知を図っております。申請書の提出状況につきましては、既に受付を開始している非課税世帯分への問い合わせ対応や口座振込作業が短期間に集中することを見込み、家計急変世帯につきましては、12月上旬から受付を開始しており、現時点で十数件の申請がされている状況となっております。この家計急変世帯での支給を受けるにあたりましては、本人からの申請や相談、問い合わせにより、本市が把握する流れとなりますので、引き続き定期的な広報活動に努めたいと思います。また、DV等を理由に避難している方に関しても、現時点において数名の方が申請を行っております。こちらも家計急変世帯と同様に、本人からの相談や問い合わせ等により、本市が把握する流れとなります。本市といたしましては、本市のホームページにおいて広報を図っており、引き続き定期的な広報活動に努めてまいりたいと思います。

次に、8番、給付金給付額の根拠等について、本給付金に対しては、電力、ガス、食料品等の高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対する生活支援の観点から行うものであり、本給付金は様々な困難に直面した方々に対し、生活の安定を図るため、下支えとなる社会福祉的な給付金であり、給付額の5万円につきましても、緊急性や他給付金の制度等を鑑みて、国が決定したものと認識しております。そのことから、地域における経済波及効果を図る性格のものではないと考えておりますが、他方で、本給付金は電気、ガス、食料品といった日々支出する生活費の下支えに給付されるものなので、結果として地域で消費されるものには一定の効果はあるものと認識をしております。以上です。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。2,3,再質問をさせていただきたいと思いますが、その前に、5番のこの非課税世帯、予算では1万300世帯というふうになっていたというふうに思いますが、前の給付の対象も8,700ぐらいだったんじゃないかなと思うんですが、この辺の1,400世帯の見積もりというか、予算のときに違うんですけれども、この辺、何か理由あれば一つ理由をお聞かせいただきたいと思います。

それと、説明欄に会計年度任用職員とだけ記載されておりますが、11ページのイに会計年度任用職員が480名というふうに記載されております。これ、会計年度任用職員というのは、フルタイムとパートタイムのほうに分けられると思いますけれども、フルタイムとパートタイムの内訳があればお示しを

いただきたいというふうに思います。11ページの480人という数字ですね。

二つ目は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の格付けについて、先ほど14万1,700うんぬんということで出ておりましたが、この報酬の格付けはどういう形でなされているのか御説明いただきたいと思います。一つは、公務員は最低賃金法が適用されませんが、地域のモデルとなるべき自治体として、鹿児島県の最低賃金が今度、853円というふうに改定をされております。そういう中で比較をして、まさか下回ってはいないというふうに認識はしておりますけれども、その辺の認識をするためにどうなっているのか御説明いただきたいと思います。

三つ目は、今年度、パートタイム会計年度任用職員、時間外勤務、ちょっと、先ほど説明がありましたとおり、会計年度任用職員の時間外は報酬に含まれるというふうに説明がありましたので、時間外がどれだけ出たのかというのが私も分かりませんので、その辺を含めてですね、パートタイム会計年度任用職員で時間外勤務を命じられたものは何人で、時間外勤務に係る報酬が幾ら支払われているのか、また、時間外が多かった部署があればお答えをいただきたいと思います。

再質問の最後になりますけれども、事業ごとに情報システム運用やシステム変更契約がよく出てまいりますけれども、今、電算を統合して一元化した情報を出していこうというような国の流れがありますけれども、そういう中で、奄美市における事業ごとのサーバーと言いますか、ちょっと専門的には分かりませんが、そういったふうに情報がそれぞれの部課で、入っているところは分かれているというふうに思われますけれども、そういったサーバー何台ぐらいあるのか。結局、いくつの系統に奄美市は情報が分かれているのかということを知りたいのでありますけれども、市全体を統一することは本当にできるのかどうかという問題も出てきますので、その辺についてお答えをいただきたいことと、先ほど、4番の情報システム運用うんぬんの中で自治体情報処理うんぬんというような話がありましたけれども、いわゆるシステム負担金5万5,000円、この辺がまだ、理解ができませんけれども、この自治体情報処理うんぬんというのはどういう性質のもので、こういった役割を果たしているのか、そこまで説明をお願いしたいと思います。以上です。

議長（西 公郎君） ちょっと広がっていますが、答弁は可能ですか。

福祉政策課長（喜納祐司君） はい。質問にお答えをいたします。計上した1万世帯につきましては、先ほど、送った件数は8,695世帯と、9,000弱世帯でありました。本給付金の対象につきましては、非課税世帯と家計急変世帯ということで、価格高騰を受けた緊急的な支援ということで、計上する際にですね、通常非課税世帯に含めて家計急変世帯がどれだけあるのかということも踏まえまして、推定がなかなか難しいところもありまして、あらゆる対象の方を支援できるという体制を取るために、多めに計上したというところでありますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

所管としまして、一番最後のほうにありました、4番のシステム、各自治体の運用システムというものに関しましては、本市が運用しております、住民基本台帳システムにつきまして、同じシステムを利用している県下、奄美群島12市町村を含む、県下の各都市で運用している住民基本台帳システムの改修ということでもあります。以上です。

総務課長（向井 渉君） おはようございます。それでは3点ほど再質疑がございましたので、私のほうで答弁させていただきます。

まず1点目が、会計年度任用職員480名の内訳ということでございます。本市におきましては、会計年度任用職員480人すべてパートタイム職員でございます。

続きまして、報酬の格付け、最低賃金についてでございます。会計年度任用職員の報酬につきましては、一般職の職員と同様の給料表を適用しております。格付けに関しましては、職務の内容や責任、職務遂行上必要な知識、技術及び職務経験などの要素を考慮しつつ決定しております。また、現在、鹿児

島県の最低賃金 8 5 3 円を下回っている職種はございません。

続きまして、会計年度任用職員の時間外勤務手当でございます。時間外勤務を命じられた会計年度任用職員は、昨年度は延べ人数で 4 1 1 人、今年度は 1 1 月現在で延べ 2 2 9 人となっております。

次に、時間外勤務に係る報酬につきましては、昨年度が 6 0 8 万 3, 0 7 8 円、今年度が 1 1 月現在で 2 7 1 万 3 2 円となっております。

次に、時間外勤務が多かった部署についてでございますが、主なものとして、選挙事務や新型コロナウイルス関連業務において、時間外勤務が多い状況となっております。以上でございます。

デジタル戦略課長（押川裕也君） サーバーの保有台数についての御質問にお答えいたします。現在、本市で運用中のサーバーは 1 5 台でございます。市全体を統一することはできないのかとの御質問ですが、サーバーごとに利用用途に違いがあり、事業に必要な特性を備えたサーバーをそれぞれ構築し、情報システムの全体最適化を図っていますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

1 4 番（関 誠之君） ありがとうございます。今のお答えでフルタイム会計年度任用職員が一人もないというような状況でありますけれども、その理由は何なのか。それと、今後もこのような任用の在り方が継続されていくのか。パートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員の賃金労働条件の違いがあれば、お示しをいただきたいと思います。また、任用の期間について、定めがあるのかどうか、そこまでお答えをいただきたいと思います。

今、お答えになった中でいくつか質疑をしたいと思います。この 8 5 3 円、下回っていないということですから、当然そのとおりだろうというふうに思います。聞きたいのは、具体的に時給に直せば、この 8 5 3 円とどれぐらいの差があるのか、これが知りたい項目であって質問をしたわけですが、答えが出ておりませんので、もしお分かりになればお願いをしたいということでもあります。

それと、情報システムの関係の質問は、今、答弁がありましたように、1 5 台サーバーがあるということですから、情報は 1 5 に分かれています。ですから、それぞれ専門のいろんな問題もあるんでしょうけれども、我々一般の住民から考えますと、ボタンを押せばすべての情報がずっと出てくると、統合されておるわけですから、出てくるというのが普通感覚なんですよ。電算を使用しているというのは。ですから、この 1 5 台というのは、それぞれ難しいことはあるんでしょうけれども、やはり、これから先、一つの情報を一元化して出していただけるというようなことにするには、この 1 5 台はどうすればいいのかね、そういうことが議論になっているのかどうか分かりませんが、素人が考えればボタンを押せばもういろんな情報がさっと出てくるというようなことですから、各課にお願いをするということじゃなくてですね、そういう意味から、含めて、将来、この統合的な方向性ができるのかどうかということまで含めて、答弁をお願いしたいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

それと、先ほどあった賃金のパートタイム会計年度任用職員 1 4 万幾らというのがありますけれども、これは先ほど格付けのことも話していただきましたが、いわゆる会計年度任用職員の給与及び費用弁償に係る条例という中で、行政職給料表というのが別表第 1, 3 条関係ということでもありますけれども、その 1, 2 級というのがありますけれども、その辺も含めて御説明いただければよく理解ができると思いますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

総務課長（向井 渉君） それでは、本市ではフルタイム勤務とすべき標準的な業務の量がある職ではない職に対して、会計年度任用職員を任用することとしております。今後もフルタイムにて行うべき業務については、職員での対応を行い、フルタイム勤務とすべき標準的な業務量ではない場合には、パートタイム会計年度任用職員で対応を行いたいと考えております。

次に賃金労働条件の違いにつきましては、フルタイム及びパートタイムとともに、一般職と同様の給料表を適用しておりますが、パートタイムにつきましては1週間の勤務時間に応じた金額となります。

任用の期間につきましては、フルタイム、パートタイムともに当該会計年度の1年となっております。

続いて、最低賃金の853円との差額のことでございますが、それぞれの職種によって賃金が違いますので、幾ら差があるというのはちょっと答えることができません。以上です。

デジタル戦略課長（押川裕也君） サーバーについてお答えします。先ほども答弁したとおり、サーバー15台あるんですが、それぞれに利用用途、それから機能に違いがございます。具体的に申し上げますと、ファイルサーバー、メールサーバー、ウェブサーバー、セキュリティサーバー、こういったものがそれぞれ違いがありまして、15台保有しております。議員のおっしゃる、ボタン一つで情報共有できないかというところで言いますと、アプリケーションサーバーというものの中で情報を統一しております。以上です。

議長（西 公郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この専決処分は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この専決処分は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これから、報告第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

報告第5号はこれを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第5号の専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第4、議案第84号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第8号）についてから、議案第110号 奄美市立金久児童館の指定管理者の指定についてまでの27件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） ただいま上程されました、議案第84号から議案第110号までの提案理由を御説明いたします。

議案第84号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第8号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正におきまして、関係する費目に人事院勧告などに伴う人件費を計上するほか、電気料金等の高騰に伴い、各公共施設の光熱水費を増額計上いたしております。

総務費の総務管理費におきましては、公共施設整備事業基金積立金7,230万円を追加計上するほか、地域活性化企業人、地域おこし協力隊員の取り組む事業として、奄美市魅力発信業務100万円を新たに計上いたしております。

民生費の社会福祉費におきましては、介護給付等事業費などの障害者福祉に関する扶助費として2億7,808万3,000円を追加計上いたしております。

農林水産業費の水産業費におきましては、漁業経営安定化支援事業の対象者の拡大を受け、140万円を追加計上いたしております。

土木費の道路橋梁費におきましては、補助事業費の確定に伴い、緊急地方道路整備事業費8,492万2,000円を減額計上いたしております。

教育費の小学校費及び中学校費におきましては、各学校の危険木の伐採業務費を新たに計上いたしております。

保健体育費におきましては、米飯給食センターの解体工事費として2,500万円を新たに計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

市税につきましては、今年度の見込み額に対する所要額をそれぞれ増額計上いたしております。

国庫支出金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定に伴い、5億7,847万3,000円を新たに計上いたしております。

寄附金につきましては、企業版ふるさと納税寄附金160万円を新たに計上いたしております。

繰入金におきましては、地方創生臨時交付金の予算計上に伴う財源更正により、財政調整基金繰入金5億7,115万4,000円を減額計上いたしております。

諸収入におきましては、生活支援特定貸付金事業費の確定に伴う返還金として、7,230万円を新たに計上いたしております。

国有提供施設等所在市町村助成交付金におきましては、奄美駐屯地に関する基地交付金の交付決定に伴い、1,303万6,000円を新たに計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で4億8,724万円を追加することにより、令和4年度奄美市一般会計予算の総額は336億9,096万8,000円となります。

次に、第2表、債務負担行為補正につきましては、各施設の指定管理料について、期間及び限度額を設定するものでございます。

また、第3表、地方債補正につきましては、事業費の追加や変更に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第85号 令和4年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事院勧告などに伴い、各費目の人件費を増額又は減額計上いたしております。

保険事業費におきましては、電気代などの高騰に伴い、奄美市笠利国民健康保険高齢者保健福祉支援センターふれ愛の郷の光熱水費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、人件費の補正に係る一般会計繰入金と、人件費及び光熱水費の補正に係る県支出金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ162万6,000円の増額となり、令和4年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は53億9,701万8,000円となります。

議案第86号 令和4年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、住用診療所の人事院勧告などに伴う、各費目の人件費と電気代などの高騰に伴

う光熱水費の増額を計上いたしております。

また、住用・笠利両診療所の医科診療実績の増加が見込まれることから、委託料を増額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源として、前年度剰余繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額、国民健康保険診療報酬収入等を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ3,027万6,000円の増額となり、令和4年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は3億1,146万1,000円となります。

議案第87号 令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費の総務管理費におきまして、人事院勧告に伴い、人件費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、事業に係る財源といたしまして、後期高齢者医療広域連合委託料を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ15万9,000円の増額となり、令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は5億9,340万4,000円となります。

議案第88号 令和4年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事院勧告などに伴い、各費目の人件費を増額計上いたしております。

また、総務費におきましてシステム改修に係る費用を、地域支援事業費におきまして一般介護予防事業に係る費用を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして、歳出の補正相当額を負担割合にて増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ516万7,000円の増額となり、令和4年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は54億3,626万2,000円となります。

議案第89号 令和4年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事院勧告などに伴い、人件費として4万円増額計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計繰入金を4万円増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ4万円の増額となり、令和4年度奄美市と畜場特別会計予算の総額は2億7,180万1,000円となります。

議案第90号 令和4年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

収益的支出につきましては、人件費の所要見込額及び負担金の組替えにより、54万5,000円を減額計上いたしております。

また、収益的収入において、国債の受取利息を増額計上いたしております。

資本的支出につきましては、人件費の所要見込額及び負担金の組替えにより、175万7,000円を増額計上いたしております。

また、資本的収入において、建設改良事業の財源組替えによる企業債の増額及び出資金の減額を計上し、工事負担金の収入見込額を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する、6億1,164万5,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第91号 令和4年度奄美市下水道事業会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

収益的支出につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額のほか、光熱水費の増額見込分として2、

242万8,000円を増額計上いたしております。

また、資本的支出につきましては、建設改良費において、人事院勧告に伴う人件費を増額計上するなど、4万6,000円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する、7億1,226万9,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第92号 奄美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動に要する経費の公費負担限度額を改めるため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第93号 奄美市個人情報保護法施行条例の制定につきましては、個人情報保護に関する法律の改正に伴い、所用の規定を整備しようとするものでございます。

議案第94号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議案第96号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件につきましては、令和4年人事院勧告に伴い、特別職の期末手当の率の改正、勤勉手当の率の改正、給料表の見直しなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第97号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引き上げなどに係る関係条例について、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第98号 奄美市景観条例の制定につきましては、本市特有の良好な景観を未来への財産として保全し、更なる魅力ある景観の形成を促進するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第99号 奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定及び議案第100号 奄美市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、持続可能な下水道事業運営に資する下水道料金に改めるため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第101号 奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和4年人事院勧告に伴い、奄美市任期付市費負担教職員の給料表を改めるため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第102号 奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定についてから、議案第110号 奄美市立金久児童館の指定管理者の指定についてまでの9件につきましては、当該各公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第84号から議案第110号までの提案理由の説明を終わりますが、なにとぞ、御審議の上、議決していただきますよう、お願い申し上げます。

議長（西 公郎君） 暫時休憩いたします。（午前10時18分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時30分）

日程第5、議案第74号 令和3年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本決算に関する委員長の審査報告を求めます。

一般会計決算等審査特別委員長（竹山耕平君） 皆様おはようございます。自民党新政会の竹山耕平でございます。御報告申し上げます。

一般会計決算等審査特別委員会は去る10月4日から7日までの4日間開会し、本会議に付託されました議案第74号 令和3年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についての1件を、慎重かつ丁寧に審

査いたしました。

審査結果につきましては、皆様に配付しています審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

1 日目、まず質疑に入る前に、財政課より財政全般についての説明があり、全会計予算合計額 530 億 4,801 万 3,110 円、対する決算額は歳入額が 516 億 239 万 1,458 円、歳出額は 503 億 3,349 万 9,908 円、歳入と歳出の差引額が 12 億 6,889 万 1,550 円の黒字となっています。

続いて、普通会計の歳入決算額は 419 億 3,673 万 5,000 円、対前年度比 1 億 8,977 万 8,000 円、0.5 パーセントの増となっている。増額の主な要因として、国庫支出金が新型コロナ関連の一人当たり 10 万円の特別給付金の減などにより、33 億 2,534 万 7,000 円の減となったものの、地方交付税が臨時経済対策費等の追加交付金により、7 億 1,925 万 3,000 円の増、繰入金が行方整備基金から減債基金へ積み替えを行ったことなどにより、9 億 6,958 万 1,000 円の増、その他財産収入に名瀬港マリンタウン地区土地売却収入などがあり、14 億 9,376 万 8,000 円の増となった結果によるものであります。

続いて、歳出決算額は 409 億 5,657 万 1,000 円で、対前年度比 4 億 8,282 万円、1.2 パーセントの増であります。主な要因として、再任用職員数の増により、1,502 万 2,000 円、0.3 パーセントの増、扶助費に新型コロナ関連として住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金 8 億 1,400 万円、子育て世帯への臨時特別給付金 6 億 6,369 万円の増、また、コロナ関連以外として、介護や障害者給付事業費が 1 億 515 万 7,000 円の増となり、対前年度比 14 億 5,724 万 5,000 円の増、14.9 パーセントの増となっております。

また、公債費は新たな元金の償還開始等に伴い、9,422 万 2,000 円の増となり、義務的経費の合計として対前年度比 15 億 6,648 万 9,000 円の 8.2 パーセントの増となっています。

続いて、投資的経費は本庁舎整備事業や笠利中学校校舎改築事業の完了など、普通建設事業の減などにより、対前年度比 12 億 8,648 万 2,000 円、18.8 パーセントとなりました。

その他の経費については、物件費で新型コロナ関連の委託料の増により、4,717 万 1,000 円の増、補助費等については、特別定額給付金事業などの減などにより、21 億 8,077 万 3,000 円の減となっています。積立金については 24 億 8,795 万 8,000 円、267.3 パーセントの増となりましたが、これは庁舎整備基金から減債基金への積み替えを行ったことや、補正予算剰余金の積立を行ったことなどによるものであります。

続いて、歳入と歳出の差引による形式収支について、9 億 8,016 万 4,000 円となり、対前年度比 2 億 9,304 万 2,000 円の減となっています。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は 9 億 5,068 万 7,000 円、単年度収支は 61 万 5,000 円の赤字となり、この単年度収支に財政調整基金の積立金 200 万 6,000 円を加え、取崩額 5,600 万 8,000 円を除いた実質単年度収支は、5,461 万 7,000 円の赤字となっています。このことについては、財政調整基金から新型コロナ関連事業の財源として、3,600 万 8,000 円を取り崩した影響などによるものであります。

続いて、財政状況を示す指標について、経常収支比率は 88.9 パーセント、前年度比 4.5 パーセントの改善、財政力指数 3 年平均の数値は 0.2 パーセントとなり、前年度比同数値、実質公債費比率、同じく 3 年平均の数値は 9.6 パーセント、前年度比 0.1 パーセントの増、将来負担比率は 27.4 パーセント、前年度比 6.5 パーセントの改善であります。積立金残高は 157 億 8,866 万 5,000 円、対前年度比 14 億 6,617 万 6,000 円の増、財政調整基金は 36 億 6,176 万 5,000 円、対前年度比 4 億 2,239 万 8,000 円の増、県内 19 市の比較で申し上げますと、7 番目に多い基金となっております。地方債現在高は 440 億 2,712 万 1,000 円で、対前年度比

4億4,303万5,000円の増であります。財政健全化判断比率の状況についてですが、実質赤字比率、連結赤字比率のいずれも黒字となっております。

財政全般の説明に続き、1款議会費、2款1項1目、総務管理費から13目の庁舎建設事業費、2款2項徴税費から6項監査事務局費までの補足説明があり、委員から、減債基金積立金についての質疑に対し、全体的には20億余り積立をしているが、そのうち18億近くが庁舎整備基金として積み立てている。これは庁舎整備事業の完了に伴って、交付税措置を除く一般財源相当分を積み立て、将来の財源を確保しているとのこと。

また、特殊要因と言われる事業として設定した、市民交流センター、給食センター、ほかに、学校のクーラー関係や平田浄水場、その他の数件についても、交付税措置を除く一般財源相当分を、減債基金への積立をしている状況にあるとのこと。

また、委員の財政健全化の面から、財政状況に示す各指標について、合併当初から比較する義務的経費の件についての質疑に対し、経常収支比率が88.9パーセントと、大分改善はされているが、主要因として、交付税が今年度は追加交付3億8,000万円があったことなどにより、分母が大きくなったことが挙げられる。ある意味、特殊要因なものとして捉えられていることから、傾向としては、現状も厳しい状況という認識をしているとのこと。

実質公債費比率については、9.6パーセント、0.1パーセント悪化している。このことについても毎年返済する公債費が増えており、令和9年度をピークに伸びていくと考えていることから、悪化傾向になると捉えていること。

将来負担比率は27.4パーセントと改善されている。これは分母として交付税関係が伸びたことにより、改善された点と、基金の積立も増えたことにより、将来に対する備えがあるということで改善されているということでもあります。

また、義務的経費が伸びていることについては、御指摘のとおり、奄美市の課題となっている。人件費も、今後、定年延長の問題もあり、その分の伸びが考えられる。扶助費については、これは社会保障関連経費であり、一概に奄美市でコントロールすることが難しい点もあることから、引き続き計画的な財政運営に努めていきたいということでありました。

また、委員より、メンタルヘルス推進事業についての質疑に対し、事業費240万円の委託先は株式会社こころ機構で、業務内容は三つ。一つ目に、メンタルヘルスアンケートとストレスチェックを行っている。毎年5月に職員向けアンケート、9月に職員及び会計年度任用職員の皆さんにアンケートを実施している。二つ目に、啓発研修として部課長向けの職員研修を実施。令和3年度はメンタルヘルス職場環境改善研修を実施した。三つ目に、個人支援としてメンタル不調者の早期対応とストレスがある方へのカウンセリングの実施、365日24時間対応で、メールやLINE、リモートによる面談など、きめ細かな対応を行っているとのこと。

また、委員より、情報化推進費、RPA導入事業についての質疑に対し、当局より、RPA業務は53のシナリオ等を作成、大きなものとして特別定額給付金申請の自動登録、敬老祝い金口座の登録、所得税非課税世帯の特別給付金、プレミアム商品券などがある。費用対効果として特別定額給付金申請事務では、まず、職員動員の削減、入力に係る時間外勤務の削減などの効果が見られた。今回試算したものとして、特別定額金支給事務、福祉政策課で751時間、当初予算査定資料作成、財政課で164時間、財務会計の支出伝票自動作成において、全部署で83時間などの効果が出ているとのこと。財政的な面では時間外手当などの減少で、令和元年度が9,905万5,000円、令和2年度が6,801万円、令和3年度が6,346万5,000円と、減少傾向にあるということでもあります。

また、委員より、FM中継局整備事業1,943万5,000円についての質疑に対し、当局より、今回の整備は、笠利町太陽が丘運動公園近くの山頂に整備した。今回の事業により、多くの笠利町内の難聴地域は解消されたが、北部の屋仁・佐仁地区については現在難聴地区となっており、今後、災害の情報伝達強化に向け、関係課と協議、調整しながら早期な解消を目指しているとのこと。

そのほかにも、紡ぐきよらの郷づくり事業、危険空き家除去事業、東京事務所費など、ほかにも多くの質疑がございましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に２款２項、徴税費から６項、監査事務局費までの補足説明があり、委員より、施策の成果から、コロナ禍で搜索等が実施できなかったが、預貯金、給与差し押さえを積極的に行い、滞納処分等の強化に努めたこととして４４６件とあるがという質疑に対し、コロナ禍でもあり、滞納者宅への個別訪問は自粛している現状であり、そういった搜索はせずに預貯金、給与の差し押さえを積極的に行い、滞納処分につなげた成果であるとのこととあります。

また、委員より、選挙啓発費、啓発活動の実績による若年層世代の投票率の推移についての質疑に対し、令和２年度県知事選挙があり、投票率として１８歳が３８．８５パーセント、全体の投票率が５３．４パーセントであった。令和３年度に衆議院選挙及び市長選挙があり、衆議院選挙、１８歳が５６．２５パーセント、全体の投票率が６５．１９パーセントである。市長選挙、１８歳が６１．５４パーセント、全体の投票率が７２．２６パーセントであり、投票率は上昇しているとのこととあります。

ほかにも、財政援助団体等監査について、準住民離島航空割引について等、質疑がございましたが、この際、省略をいたします。

次に、２日目の審査でございます。２款１項１４目地方創生推進費について、当局より補足説明があり、委員より、幸福度アンケート調査、奄美市攻めの総合戦略についての質疑に対し、総合戦略には観光で攻める、仕事づくりで攻める、少子化対策で攻めるという三つのポイントをもって、令和２年度から５か年計画となっている。観光で攻めるでは、奄美大島ブランドの構築として、島へのリピーター率を設定。２０１９年基準値４１．４パーセントを４４パーセントまで引き上げるという目標だったが、コロナ禍の影響もあり、目標としては下回っている状況。少子化対策で攻めるでは、毎年の出生率を一つの目標と設定し、平成２９年の２９５人を基準とし、５年後においても維持するという数値目標を設定。令和３年度実績は３０５人として増加しており、効果としてしっかりと継続が求められる。仕事づくりで攻めるでは、経済全体として地域経済循環率を数値目標に設定。基準値として２０１３年７１．０を設定。直近、公表された令和元年度では６２．９と下回っている状況であり、しっかりと分析し、より地域経済が地域内で循環する取組を進めてまいりたいということとあります。

また、委員の定住促進等対策事業費についての質疑に対し、移住・定住購入費助成に４件、２２０万円、リフォーム等助成金に８件、６９９万円、令和３年度の移住相談件数は２３０件であった。移住の動機として多かったものが、南国、南の島に住みたい、ほかにも、世界自然遺産登録を契機として、そういった自然環境の中で子育てをしたい、また、コロナの影響からテレワーク等の環境が整っているなどの意見があったということでした。

また、委員より、令和３年度における地方創生推進費事業費合計として、１１課２１事業、総額１億６３５万９、０２９円について、各部署で総括的な在り方についての質疑に対し、もともと、地方創生の始まりが、人口減少を食い止めるという中で始まった事業であり、地方創生交付金を活用するために、総合戦略を策定するということが始まりであった。当然、事業を終了した際には、来年度に向けて引き続き事業となるのか、新規事業があるのか、含めて検証し、次年度の予算を計上するということの取組を進めているということとございます。

そのほかにも、数件の質疑がございましたが、この際、省略をいたします。

次に、２款１項１５目ふるさと納税等活用事業費について補足説明があり、委員の学校環境整備事業についての質疑に対し、老朽化した黒板を更新するもので、令和３年度は３１件を整備した。この事業が令和元年度から計画的に３年間進められたことにより整備され、老朽化した黒板はないと認識しているとのこと。

また、委員の消防設備整備事業、消防団用救助ボートの更新についての質疑に対し、各地区に配備したゴムボートにおいては、平成２３年に配備しており、団の定例訓練等でも使用しているが、ゴムの劣化等もあり、今回、名瀬地区３台、笠利地区２台、更新するもの。住用地区については令和２年度に先

に導入しているということでもあります。

そのほかにも、数件の質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、16目世界自然遺産推進費について補足説明があり、委員より、事業中5市町村で負担する奄美大島自然保護協議会の事業についての質疑に対し、盗掘・盗採パトロールなどの定期的なパトロール、センサーカメラを設置し、そのデータの分析業務、その他、外来駆除等などを実施している。雇用は4名雇用し、2班体制で月に28回のパトロールを実施。

また、委員より、ノネコの管理計画とノヤギの駆除頭数の質疑に対し、当局より、令和3年度のノネコ収容頭数は124頭、令和3年度末までにこれまでに319頭の捕獲を行っている。そのうち317頭の譲渡を行った。以前は収容中に死亡の事例もあったが、殺処分は行っていない。譲渡先についてはホームページ等でも募集をかけており、事前に譲渡認定者登録を行う。現在15の個人、団体が認定され、うち、奄美大島以外が13団体となっている。ノヤギの駆除頭数については、名瀬地区8頭、笠利地区26頭、住用地区19頭となっている。

そのほかにも、質疑がございましたが、省略いたします。

次に、17目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業について、当局より補足説明があり、委員の、令和3年度までのコロナ関連対策事業予算としての予算の総額、また、財政調整基金の総額についての質疑に対し、令和元年度が1,209万1,000円、令和2年度が57億2,821万5,000円、令和3年度が26億9,318万9,000円、トータルで84億3,349万5,000円となっている。財政調整基金はトータルで2億2,431万5,000円、国の臨時交付金が14億4,997万9,000円となっているとのこと。

また、委員より、雇用制度サポート事業助成金についての質疑に対し、実績として9社9名分、86万8,085円で、結果として、5,446万5,000円の雇用調整助成金の確保につながり、支援制度として非常に貢献できたものと認識しているとのこと。

また、委員より、島外で頑張る学生応援事業についての質疑に対し、コロナ禍により、世帯収入の減少やアルバイト収入の減少により、学びの継続が困難となっているであろう状況でも頑張っている島外の学生に対し、一人3万円を支給するものであり、交付決定者は841名、総額2,523万円であります。ここで担当職員より、一つの事例として支給された学生からの文章が読み上げられました。会場にいられた皆さん、感動されておりました。

また、子供たちの元気活動応援事業についての質疑に対し、コロナの影響により学校行事や部活動、各種行事が制限されてきた子どもたちの仲間との交流を促進するため、元気な思い出づくりの活動を応援するための事業となっており、件数として109件、PTA協議会関係で17件、学校関係で37件、スポーツ少年団や部活動55件、助成金交付金の総額で806万9,754円となっているとのこと。

そのほかにも、数件質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、3款1項社会福祉費について補足説明があり、委員より、財政全体の中において扶助費が伸びているということだが、ということについての質疑に対し、扶助費の事業として就労支援B型の事業が伸びている。令和3年度が6億9,409万8,988円、前年度比7パーセントの増となっている。ほかにも、生活介護は事業費5億294万3,826円、前年度比マイナス2パーセントと、大きな額となっていること。

また、委員より、お達者ご長寿応援事業についての質疑に対し、当局より、使用率として名瀬地区77パーセント、笠利地区52.9パーセント、住用地区58.7パーセント、利用の割合ではタクシーが全体の70パーセントを占め、その次に、バス17.3パーセント、運動・入浴施設12.4パーセント、移送0.2パーセントとなっている。

また、委員より、成年後見人制度事業についての質疑に対し、委託先は奄美市社会福祉協議会、令和3年度実績として、8件の申し立ての支援を行ったとのこと。

そのほかにも、数件質疑がございましたが、省略いたします。

次に、3款2項児童福祉費から、3項生活保護費についてまでの補足説明があり、委員より、母子支援費の事業についての質疑に対し、母子家庭等高等職業訓練給付金事業で12件あり、うち、高等職業訓練給付に9件、また、3名の方が令和3年度に卒業し、修了支援給付金を支給した。

また、委員より、扶助費別支出内訳における医療扶助費が全体の62.16パーセントを占めることについての質疑に対し、当局より、全体世帯数2,035世帯のうち、高齢者世帯1,090世帯、複数世帯135世帯、高齢者世帯の合計数は1,225世帯で、母子世帯56世帯、障害者世帯261世帯、傷病者世帯197世帯、その他世帯268世帯、停止中29世帯となっている。また、奄美市の保護率については、最新のもので令和4年7月保護率が62.40パーミルとなっていて、鹿児島県は18パーミル、全国は16パーミルであります。

そのほかにも、数件質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、4款衛生費について、当局より補足説明があり、委員より、墓地費についての質疑に対し、市有永田墓地の新規貸出を行い、墓地不足解消に努めた。募集9区画に貸し出し6区画、数十年以来、初めて令和3年度から貸し出しを行っているとのこと。歳入は350万7,000円であり、永田墓地を利用される方々から色々な要望がある。水場を近くに欲しいという要望が多数あり、2口蛇口を2か所、合計4口増設した。また、非常に狭い通路を整備したとのこと。

また、委員より、離島地域不妊治療支援事業についての質疑に対し、当局より、治療費の助成には一般不妊治療という島内で治療できるものと、特定不妊治療という島外でしか治療ができないものがある。今回の事業では、島外で不妊治療を行う方についての旅費の助成となっている。不妊不育治療の女性が41組いた、この中の30組が島外で治療を受けたことになるということです。

そのほかにも、数件質疑がございましたが、この際、省略いたします。

引き続き、3日目の審査を御報告いたします。

まず、5款、労働費について、当局より補足説明があり、委員より、シルバー人材センターについての質疑に対し、当局より、会員数の推移について、平成30年度末301名、令和2年度末の会員数が276名、令和3年度末243名で、減少傾向にある。受注件数が1,999件、公共が280件、企業からは528件、個人からが1,190件である。主な受注ものは、草刈り清掃作業が1,515件、75.8パーセントである。ほかにも、家事援助や広報紙配布などで248件、12.4パーセント、その次に、大工作業の技能が111件、5.56パーセントである。

そのほかにも、数件の質疑がございましたが、省略いたします。

次に、7款商工費について補足説明があり、委員のタラソの赤字運営についての質疑に対し、以前より赤字運営が続き、指定管理者とも協議を続けている。経営改善がなかなか難しい状況の中で、令和4年度新たに公募したが、同じ指定管理者一者からの申込みであった。今後についても指定管理者としっかりと協議を続けてまいりたいということでございます。

また、委員の第二期本場奄美大島紬産地再生計画の質疑に対し、令和3年度から始まる5か年計画の第二期計画を策定したが、後継者の育成、販路の拡大、働く環境の整備など、議題がいくつも出た。事業を続けながら今後も続けてまいりたいということでもあります。また、各組合の在庫反物の推移について、紬組合が平成28年度末に1,267反、令和3年度末は640反、627反の減少である。販売組合が平成28年度末に937反、令和3年度末は621反と、316反の減少となっている。

そのほかにも、数件の質疑がありましたが、省略いたします。

また、委員の奄美満喫ツアーについての質疑に対し、令和2年、令和3年はコロナ禍で利用する側が少なかったが、令和2年度425万円に対し、令和3年度は807万6,789円と倍増している。世界自然遺産等、団体利用されている個人の方にも利用していただくよう取り組んでいくということであります。

また、委員の奄美・沖縄間の航空路の件についての質疑に対し、奄美・沖縄の関係は歴史も深く、濃

くつながりや結びつきも多く、出身者も多く、重要な路線と考えている。その中において琉球エアコミューターが撤退し、新たに日本エアコミューターが与論経由で、沖縄便との、沖縄からの直行便を引き継いだ。今後も奄美・沖縄の需要への取組として、奄美・沖縄の連携交流を深めるために、航空会社へ要望を続けていきたいということであります。

そのほか、数件の質疑がございましたが、この際、省略をいたします。

次に、6款、農林水産事業について当局より補足説明があり、委員より、奄美群島輸送コスト支援の質疑に対し、輸送コストの加工品に対し、令和元年度から始まり、令和元年度477万6,390円、令和2年度794万1,032円、令和3年度1,037万5,540円、利用率は84.7パーセント。

また、委員より、選果場利用促進事業についての質疑に対し、良品以上が84.85パーセント、規格外品13パーセントであった。良品率が良かったとのこと。農家の方が選果場に持ち込む前に手選別を行うよう指導をしているとのこと。また、規格外についても希望があれば農協でも販売しているということであります。

ほかにも、数件の質疑がありましたが、省略をいたします。

次に、8款1項土木管理費から4項空港及び港湾費について、当局より補足説明があり、委員より、緊急地方道路整備事業等について質疑がございましたが、この際、省略をいたします。

次に、8款5項、都市計画費から6項、住宅費について、当局より補足説明があり、委員より、都市再生整備事業についての質疑に対し、出店支援事業と同様に17件、539万7,330円であること。

また、委員より、住宅管理費総額についての質疑に対し、令和2年度については3億540万3,676円であること。営繕工事、修繕工事が増えてきている。既存住宅の状況把握や定期的な計画的な改修工事により、維持管理から解体まで、費用縮減を図るとしている。住宅ごとに長寿命化の計画を立てて実施しているということであります。

また、委員の公営住宅全体の水洗化率についての質疑に対し、令和3年度末で93.9パーセントであること。地区別では名瀬地区99.3パーセント、住用地区92.1パーセント、笠利地区70.4パーセントで、笠利地区、赤木名地区の古い住宅については、家賃の関係も含め、水洗化でないほうで住みたいという方もいるということであります。

次に、4日目、最終日の審査報告でございます。

まず、9款消防費について、当局より補足説明があり、委員の消防団員数の件についての質疑に対し、条例定数について、名瀬地区234名に対し、実員230名、住用地区58名に対し、44名、笠利地区132名に対し、109名、奄美市総計452名に対し、現在、令和4年10月1日で383名となっています。うち、女性小隊については、現在33名の女性団体がおり、実員に対しての入団率は8.6パーセントとなっております。

そのほか、質疑がございましたが、省略いたします。

次に、10款1項、教育総務費から4款幼稚園費についての補足説明があり、委員の高校生の遠距離通学費助成金についての質疑に対し、名瀬地区41名、住用地区15名、笠利地区39名、また、効果として、大島高校に入寮する学生に対し、補助金導入後、自宅通学に変わるという変化があったということであります。

また、委員より、全生徒に配布されたタブレットの今後の取扱いについての質疑に対し、この秋までに全体的に持ち帰りができるよう準備を進めている。必要に応じて児童・生徒の持ち帰り学習ができるようにと取組を進めている。また、教職員のサポート事業について、各学校にICTリーダーを配置し、定期的集まり、課題の共有とか新しいアプリケーションの使い方を説明し、共有する体制を図っているとのことであります。

そのほか、数件質疑がございましたが、省略いたします。

次に、10款5項社会教育費から6項保健体育費について、当局より補足説明があり、委員より、市民交流センター運営についての質疑に対し、市民交流センターは令和3年10月に完成し、その後、長

浜にある旧金久分館を名瀬公民館とし、伊津部公民館は実際の利用者が少ない状況にあることから、営業短縮とし運営している。市民交流センターは開館後、約1年を経過し、利用者も月平均で約1万人の利用があり、年間にすると約12万人。利用料についても年間に月60万円、年間約720万円程度となる。当初目標を11万3,000人としており、目標を達成している。学生から一般の方々が利用しており、大いに活用できていると考えているとのことであります。

また、スポーツ大会等についての質疑に対し、小・中学生の九州大会及び全国大会の宿泊費、交通費の補助について、昨年度までは小・中学生が対象だったものが、今年度より高校生までを対象とするものに拡充したということでもあります。

また、名瀬・住用学校給食センターの不納欠損額についての質疑に対し、本年10月末に滞納整理システムの活用が開始できる見込みとなっており、個別に不納欠損すべきものを色分けし、徴収できないもの、債権として回収できないものを明確にして、対応して滞納整理に努めていくとのことであります。

また、委員より、コロナ禍における社会体育施設の利用状況の質疑に対し、利用者が8,000名近く減少している。総合体育館では130日ほど閉鎖したことで、利用者数が減少した。陸上競技場については、冬場の合宿が例年どおり来ていたので、減少がなかったものであるということでございます。そのほか、数件質疑がございましたが、省略いたします。

次に、11款災害復旧費について、当局より補足説明があり、委員より、補助災害に採択されない、単独災害の基準についての質疑に対し、補助災害に採択されなかった理由として、工事金額が少なかったことや、雨量などが補助災害復旧事業の採択要件を満たさないものがあるとのこと。1時間の雨量で20ミリ、最大24時間雨量で80ミリが基準。金額要件として、公共土木施設で60万円以上が採択要件となっているということでもあります。

次に、12款公債費、13款予備費について、補足説明があり、委員より、特段の質疑はございませんでした。

最後に、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況について補足説明があり、委員より、2年連続で400億円を超える予算規模に対する要因についての見解について、また、財政調整基金が36億円余り、一般会計の1割程度を確保したいという根拠についての質疑に対し、当局より、予算規模が400億円を超えた要因として、1点目に、コロナ関連事業が増えたことや、今年度は庁舎整備基金から減債基金への積み替え、18億円余り行ったこと、また、マリンタウン地区関係で歳入に15億円程度あったことなどが大きかったと捉えているということでもあります。財政調整基金の1割程度とする根拠につきましては、特に根拠はない。これまでの豪雨災害等を経験した経験値などを参考にしているということでもございました。

以上をもちまして、一般会計決算等審査特別委員会の審査報告を終了いたしますが、御質疑等がございましたら、ほかの委員の御協力を得てお答えをしたいと思います。議員の皆様、よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決いたします。

本決算に関する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第74号 令和3年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第6、議案第75号 令和3年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第83号 令和3年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの9件を一括して議題といたします。

本決算に関する委員長の審査報告を求めます。

特別会計決算等審査特別委員長（栄ヤスエ君） おはようございます。公明党の栄ヤスエでございます。それでは御報告いたします。

特別会計決算等審査特別委員会は去る10月4日と5日の2日間開会し、慎重に審査を行いました。本委員会に付託されました議案第75号 令和3年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第83号 令和3年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの9件は、お手元に配付してあります報告書のとおり、すべて認定及び可決すべきものと決しております。

それでは、審査した順に内容について御報告申し上げます。

まず、議案第75号 令和3年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、当局より補足説明があり、歳入の主なものは県支出金が約7割を占め、国民健康保険税が約14パーセント、一般会計からの繰入金、約12パーセントと、この三つで歳入総額の約90パーセントを占めております。歳出の主なものは医療機関等へ支払う保険給付費が約7割を占め、県に収める国民健康保険事業費納付金が約23パーセントと、この二つで歳出総額の約92パーセントを占めている、などの説明を受けた後、委員より、保険給付費の療養諸費の一人当たりの費用額が38万円で、県下では低いようだが、その要因についての質疑があり、当局より、奄美市は療養給付費は19市中一番低く、43市町村中でも9位となっている。また、奄美地区の医療圏では、重篤化して病院にかかる方が多く、その場合、家族ごと移転することもあることも要因になっているとの答弁でした。

また、委員より、特定健診の受診率と特定保健指導終了率の減少についての質疑があり、当局より、令和3年度末、令和4年2月は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、受診勧奨を行わなかったことによる減少との答弁でした。

また、委員より、一般会計から1億円が繰り入れられている。今後の国保運営についての質疑があり、当局より、今後の見通しとして、繰入金については令和3年度は1億円、令和4年度は5,000万円を予定している。令和5年度は繰入金なしでの財政運営を目指したい。一人当たりの医療費は今後も増加が見込まれ、本市はじめ、市町村単位単体での国保運営は厳しくなるものではないかと考えている。国保制度の運営については、国は統一された医療を目指しており、平成30年度から鹿児島県が主体となって、国・県を単位とした広域的な医療を目指しているところ。国・県と今後、調整をしていくことになると考えている。激変緩和の期間を設け、昨年度、今年度と、国保独自の基金増額を目指しているとの答弁でした。

また、委員より、健康づくりポイント事業について、保険料の収納率向上についてなど、多くの質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第76号 令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決

算認定について、当局より、歳入歳出について補足説明があり、歳入歳出について、当初予算で2億7,051万8,000円を計上し、5,746万3,000円の増額補正、予算総額は3億2,798万1,000円との補足説明があり、委員より、訪問患者数についての質疑があり、当局より、住用診療所は医科が令和2年度が9,005名、令和3年度が9,177名で、前年比172名の増、歯科は令和2年度が2,207名、令和3年度が1,868名で、前年比339名の減となっている。笠利診療所は医科が令和2年度が1万6,736名、令和3年度が1万7,658名で、前年比922名増、歯科は令和2年度が2,410名で、令和3年度が2,373名で、前年比37名の減となっているとの答弁でした。

そのほかにも、オンラインシステム導入業務について、訪問診療について等、多くの質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第79号 令和3年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、歳入歳出合計は3,439万4,906円となっているとの補足説明があり、委員より、訪問看護の医療と介護の実人数についての質疑に対して、令和2年度が3,759件、令和3年度が4,015件で、前年比256件の増となっているとの答弁でした。

ほかには、特段の質疑はありませんでした。

次に議案第77号 令和3年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、歳入歳出について款ごとの補足説明があり、委員より、徴収についての質疑があり、当局より、令和3年度の普通徴収は口座振替の割合が6パーセントで、年金徴収の割合が83.86パーセント、納付書で納める割合が10.4パーセントとなっているとの答弁でした。

ほかには、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第78号 令和3年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、歳入歳出について款ごとに補足説明があり、2款1項、介護サービス等諸費、総支出額41億9,100万4,464円など、主な款ごとの補足説明があり、委員より、高齢者転倒防止住宅改修費についての質疑があり、令和2年度は68件、234万9,470円、令和3年度は49件、171万7,059円の利用があった。利用は要介護要支援を受けていない方で、在宅の65歳以上で要件に該当したら助成対象となるとの答弁でした。

また、委員より、高齢者への虐待についての質疑があり、当局より、令和3年度は37件の相談件数があり、うち、実際に認定した件数は1から2件となっている。相談の件数の7割は、警察からの通報で、そのほか、近所の方から通報のケースもある。ほとんどが家族によるもので、夫婦間、親子間での虐待であるとの答弁でした。

そのほかにも、認知症サポーター養成講座について、総合相談事業費について、質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第81号 令和3年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、令和3年度の歳入総額は332万円、歳出総額は214万5,000円で、歳入歳出差引額は117万5,000円、基金残高は4,236万5,112円との説明があり、委員より、加入者が減少している要因についての質疑に対して、当局より、会員の減少については、人口の加入率では例年並みとの答弁でした。

そのほか、基金の使い道、広報の在り方についての質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に議案第82号 令和3年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について、当局より、事業の概要及び当年度純利益は7,532万7,117円の黒字決算、令和3年度は給水原価が供給単価を12円33銭上回っており、この給水原価と給水単価のかい離の解消に向け、費用の節減等、企業努力を図りたいとの補足説明の後、委員より、管路更新についての質疑があり、名瀬地区は本格的に令和3年度から実施している。令和3年度の繰越事業で基幹管路と基幹管路以外の配水管の更新事業を整備し

ている。住用地区、笠利地区の漏水地区は漏水の多いところから管路更新を実施していきたいとの答弁でした。

また、委員より、水道事業の経営についての質疑があり、当局より、令和元年度に経営戦略を策定し、今後20年の長期的収支計画を策定。今後、人口は減少傾向、給水収益も減少との見込みを立てている。今後の更新事業、建設改良事業の見込み、維持管理に係る費用を予測し、経営戦略を立てているとの答弁でした。

そのほか、減価償却費について、給水原価などについての質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第83号 令和3年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について、当局より、下水道事業はこれまで3事業で二つの特別会計であったが、令和2年度より公営企業会計を導入し、3事業を合算した。一つの公営会計企業として、2年目の決算となっていること、下水道事業についての概要が説明され、令和3年度の当年度純利益は1億7,463万6,313円との補足説明があり、委員より、普及人口、水洗化人口が、公共下水道事業と農業集落排水事業がマイナスになっている要因について質疑があり、当局より、公共下水道事業については整備は済んでおり、人口減少による減ではないか。農業集落排水事業については、名瀬地区、住用地区の整備は完了しており、人口減による減ではないか。笠利地区は現在、整備を進めているところとの答弁でした。

そのほか、企業債について、マンホールカードについて、未整備地区の計画について、減価償却費についてなど質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案80号 令和3年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、歳入合計は7,987万976円で、支出合計は7,963万円で、実質収支は24万円との補足説明があり、委員より、新しいと畜場の1日に処理できる頭数についての質疑があり、当局より、現在のと畜場の1年間の処理数は、ブタが778頭、ヤギが211頭で、それに見合う形で新しいと畜場では、1日当たり25頭を目安とした処理施設となっているとの答弁でした。

また、建設中の食肉センターについての質疑がありましたが、この際、省略いたします。

以上で、特別会計決算等審査特別委員会の審査報告は終わりますが、御質問がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えいたします。

議長（西 公郎君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党、崎田信正君の発言を許可いたします。

15番（崎田信正君） おはようございます。私は特別会計のうち、議案第78号 令和3年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議案第82号 令和3年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についての2件について、反対の立場で討論を行います。

この2件については、これまでも予算委員会及び決算委員会で、住民の生活を守って、低所得者対策の必要性を訴え、住民の負担軽減を求めて討論を行ってきたものであります。地方自治法第1条の2で、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとして定めてあります。この立場での討論ということで御理解をいただきたいと思います。

まず、議案第78号の介護保険特別会計ですが、令和3年度の予算の反対討論でも、保険料月額6、

600円、基準額そのものが年金から天引きされていることで、保険料としては負担が重い。年金生活者の収入が増えず、経済的に家計は良くなり、さらに、今後とも良くなる見通しが無い状況を鑑みて、保険料の負担を抑えるために、思い切って独自の減免制度に踏み切ることが必要だと申し上げました。その必要性は皆さんもお感じだと思うんですが、改善されるどころか、年金収入が増えるどころか、逆に、4月からは引き下げられております。10月からは高齢者医療費の負担増も強行されており、相次ぐ物価の高騰が生活に重くのしかかっています。この状況で保険料軽減に踏み切らなかった介護保険の決算認定には反対をいたします。介護保険制度は第9期事業計画に向けて、更なる負担増が計画されていることから、必要性は更に強まっていると申し上げたいと思います。

次に、議案第82号、水道事業会計ですが、これも繰り返し、生計費非課税の原則に照らせば、水道料金への消費税課税は認められないこと、さらに、市民の生活実態から福祉減免の必要性を繰り返し述べてまいりました。令和3年度の予算でもこのことを指摘し、反対をしたものであります。これも介護保険同様、改善されないまま現在に至っております。一方、決算では、当年度純利益は7,532万7,117円と、当初予算を大きく上回りました。会議録を見せていただきましたけれども、熱心に審査されたことは分かりますけれども、また、答弁の中で、今後、10年間くらいは値上げは考えていないとのことで、当局の努力も伺い知ることができますけれども、もちろん、将来的な水道会計の見通しを立てることは必要であります。収入の増加が見込まれない年金生活者や生活保護受給者たちの市民生活を考えたとき、福祉の向上が自治体の取り組むべき第一義的な課題であることから、福祉減免制度の創設が未だなされていない本決算には、決算を認定することはできません。なお、水道料金基本料の従量計算を現在の10立方メートルを区切り、使用量が少ない独居老人の方などの料金が安くなるように、これ、前回も要望しておりますけれども、改めて要望し討論いたします。ありがとうございます。

議長（西 公郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

最初に、議案第78号 令和3年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立表決に代わり、電子表決により行います。

本決算に関する委員長の報告は、認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって、議案第78号 令和3年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第82号 令和3年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてを採決いたし

ます。

本案については、利益処分と決算認定の二つの表決が必要となる案件であります。

よって、まず、本案のうち、令和３年度奄美市水道事業会計の利益処分についてを採決いたします。

この採決は、起立表決に代わり、電子表決により行います。

利益の処分に関する委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は、委員長のとおりに決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

全会一致であります。

よって、令和３年度奄美市水道事業会計利益処分については、原案のとおり可決されました。

次に、令和３年度奄美市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立表決に代わり、電子表決により行います。

本決算に関する委員長の報告は、認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対する諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって、令和３年度奄美市水道事業会計決算認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第７８号及び議案第８２号を除く、議案第７５号から議案第８３号までの７件を一括して採決いたします。

この議案７件に対する委員長の報告は、いずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの７件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この議案７件は、いずれも認定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日７日午前９時３０分、本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。（午前１１時３４分）

第 4 回 定 例 会
令和 4 年 12 月 7 日
(第 2 日 目)

12月7日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	松 山 さおり 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	川 口 幸 義 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

13 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 義 成 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	當 田 栄 仁 君	市 民 部 長	徳 永 恵 三 君
環 境 対 策 課 長	大 山 茂 雄 君	市 民 課 長	麻 井 庄 二 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
福 祉 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君	紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君
産 業 建 設 課 長	原 俊 三 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
農 林 水 産 課 長	俵 裕 樹 君	都 市 整 備 課 長	藤 原 俊 輔 君
上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君	下 水 道 課 長	里 則 人 君
教 育 部 長	石 神 康 郎 君	学 校 教 育 課 長	小 出 水 明 洋 君
文 化 財 課 長	伊 集 院 正 君	ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖 君

12月7日(2日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋	修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
-------------	-----	-----	------------------------------------	-----	-------

主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	坂 元	辰 徳 君
---------------	-----	-----	-----------	-----	-------

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は20名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自、持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、自民党新政会 川口幸義君の発言を許可いたします。

21番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネットを御覧の皆様、おはようございます。第4回定例議会にて一般質問をいたします、自民党新政会の川口幸義でございます。

先般、安倍元総理の国葬が荘厳な雰囲気の中、整然と執り行われました。岸田総理や菅前総理の弔辞は多くの国民が心に染みるところでございました。菅前総理は2人の出会いから二度目の総裁選出馬への説得、そして、没後思い、その語らいは彼にしかできない涙を誘う素晴らしいものでございました。葬儀で、普通、起こることは少ない拍手は、外国人招待者席から起き、すぐに館全体に広がって、いつまでも止むことはなかった。武道館の外の一般献花に何キロもの列が続き、デジタル献花に50万人が参加されたと報じられました。サイレントマジョリティーの本当の姿を見た気がしました。国会周辺では国葬反対のデモや安倍総理をおとしめる行為がありましたが、死者への敬意、なかんづく、生命や人生を賭けて国益に貢献した人への敬意は世界に共通する文化であり、日本人の美德であったはずです。本当に残念に思うことでございました。

さて、これより、質問に入ります。

さて、奄美群島は東シナ海に浮かぶ絶海の孤島ながら、台風常襲地域という厳しい気象環境の中、古代から日本本土と大陸との文化、経済交流に貢献した道の島として、琉球王朝450年、薩摩藩支配160年余り、占領軍統治8年を経て、昭和28年12月25日、奄美群島復帰と、歴史に翻弄されながらも、世界に誇れる自然との共生、世界自然遺産、伝統、文化と後世に残し、アメリカという軍事大国を相手に、奄美同胞一丸となって日本復帰を勝ち取った。奄美の先人への感謝、その自然と伝統を守り伝えていかなければなりません。古代から日本国国境の最前線としての南西諸島が国益に最も寄与し、その貢献も誇りであります。

大きな1番目に、市長の政治姿勢について伺います。

（1）来年度は日本復帰70周年節目の年で、市長として特段の思いがあるかと思うが、取組について伺います。

この後は、発言席にて質問いたします。当局の誠意ある御答弁を求めるものであります。

市長（安田壮平君） おはようございます。それでは、川口議員の御質問にお答えいたします。先ほど、お話の中で私たちが誇りとすべきこの日本復帰の歩みについても触れていただき、ありがとうございます。

奄美群島日本復帰70周年についてということですが、議員御案内のとおり、来年令和5年は日本復帰70周年の節目を迎えます。皆様、御承知のとおり、日本復帰までの運動につきましては、先人たちの努力と団結力によって成し遂げられた、歴史的にも貴重な出来事であり、この歴史的意義を次世代に

継承していくことは、我々にとって重要な責務であると認識いたしております。この節目の年に当たる令和5年には、復帰記念関連行事などが計画されておりますが、主なものとしては、来年11月11日に奄美文化センターにおいて、県及び奄美群島12市町村からなる奄美群島日本復帰70周年記念実行委員会主催によります記念式典を予定いたしております。また、同実行委員会におきまして、令和5年中に実施される奄美群島の各種イベントに、奄美群島日本復帰70周年記念の冠を附することの決定がなされております。その中で、鹿児島国体相撲競技会、離島甲子園など、多くの方の来島が想定されるイベントも予定されております。70周年関連行事などの趣旨は、復帰の喜び、平和の尊さ、新たな歴史をつくり出す機運醸成を多くの人たちと共有するものでございます。より多くの皆様と復帰70周年の喜びを分かち合いながら、これまでの奄美群島の歴史、文化を改めて考えていただけるきっかけとなるよう、確実に準備を進めながら、取り組んでまいりたいと存じます。

21番（川口幸義君） どうもありがとうございました。日本復帰は我々先人たちの長い苦しみの中から勝ち得た大きな出来事だったと、このように思っております。昭和28年12月25日、午前0時、この瞬間、祝砲がいんいんとこだまし、同時に、高千穂神社の太鼓が威勢よく清らかに、深夜の町に広がった。それには、呼応するかのように、町では万歳の声が乱れ飛び、家々の明かりがどーんと増えて、ここに奄美大島は解放の歴史的日を迎えることになった。スピーカーを通じて、君が代が名瀬市内に流れた。誰も彼もが歓喜に頬を濡らし、高千穂神社には闇について参拝者の列が続いた。社殿では泉議長をはじめ、復帰協議会の中央委員会が集まり、復帰感謝の奉告祭や、25日午前9時30分から琉米文化会館で返還式典が日米代表間で厳粛に行われた。復帰と同時に、B円と日本円との交換も行われた。また、26日には市役所主催の仮装行列が繰り出された。見物には、嬉しい中にも感慨深げに眺めていたと、このように記録がされておりますけれども、やはり、市長。あなたも市長になって、1年も、ようやく迎えたところですけども、来年は2年目を迎えるわけですから、一つ、70年の節目という、そういった年ですから、やはりしっかり後世に残るようなね、印象に残るような、やっぱり式典を、私は強く要望して、これについては終わりたいと思っております。一つ、よろしくお願いします。

それから、①次世代への復帰運動の継承と語り部の人材育成と、これが必要かと思われますけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか、伺いたいと思います。

教育長（村田達治君） お答えいたします。復帰から70年の月日が経ち、当時の復帰運動を体験された方々は大変御高齢になられております。体験者から話を伺うことは、大変貴重なことと認識しておりますが、復帰当時のお話ができる、いわゆる語り部の方も少なくなっているものと思われます。このような中、市内の小・中学校におきましては、奄美群島日本復帰に關しての歌や詩の朗読をはじめ、演劇等による発表などを通して、復帰運動の伝承者となれるよう取り組んでおります。特に復帰70年を迎える来年度には、校長、教頭も含めた教職員への日本復帰運動に関する研修の実施や、授業で活用できるデジタル教材の作成など、日本復帰運動の教育充実に努めてまいります。いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり、復帰の歴史を次世代へ伝えるための語り部の人材育成が必要とされていることは、十分認識いたしておりますので、復帰運動の伝承に取り組まれている団体等とも連携し、復帰運動の伝承者としての人材づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

21番（川口幸義君） 教育長、ありがとうございます。これ、やはりですね、教育現場でこういった復帰のいわゆる先人たちの苦勞、こういったものをね、成し遂げたという、この歴史的なものをですね、若い世代にしっかり、教育現場で指導しながら、継承していければありがたいかなと、このように思っておりますので、一つ、よろしく頑張ってくださいたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、大きな2番に入ります。教育行政についてですけども、（1）番、文化財指定について。

①住用町ですね、市集落の上に青久集落というのがあるんです、青久。皆さん、御存知かもしれませんが、奄美大島を代表する島唄、むちゃかな節にまつわる碑など、文化資源と併せて有しており、更なる観光活用が望まれている。教育委員会の見解について伺いたいと思います。

教育長（村田達治君） 文化財指定についてお答えを申し上げます。住用町青久集落にあります、むちゃかなの碑と、青久防波壁は、議員も御承知のとおり、旧住用村の指定文化財でございましたけれども、合併前に村指定解除になっておりました。現在、本市においては、指定解除になった旧住用村指定文化財の新たな指定に向けて、審議が行われているところでございます。先般、開催いたしました、奄美市文化財保護審議会におきましても、むちゃかなの碑、青久防波壁を含む4か所の旧指定文化財について審議がなされたところでございます。むちゃかなの碑につきましては、むちゃかなの伝承に基づき、青久集落に建てられた碑でございます。青久集落以外にも、加計呂麻島の生間集落や喜界島の小野津集落にも、むちゃかなに関する同様の碑が建てられております。この伝承の碑については、史実として残っている等の学術的な根拠の裏付けが確認できていないものでございます。そのため、瀬戸内町や喜界町におきましても、碑は町指定文化財になっておらず、現在のところ、その予定もないとのことであるため、市指定文化財の認定については、今後も審議を継続していく必要があると認識しております。青久防波壁につきましては、米軍統治下に琉球政府により実施され、日本復帰後の昭和30年まで継続された公共事業の構築物でございますので、それは、総延長約278メートルにも及んでおります。当時に実施された数少ない構築物の一つであり、現在の護岸の先駆けともいえる貴重な防波壁であることから、今後の文化財指定について前向きな意見が多くございましたため、指定に向けての審議を行っているところでございます。また、指定文化財に限らず、伝承、伝説につきましては、重要な伝承文化として、収集、記録、保存、継承に努めていきたいと考えておりますので、本市といたしましても、関係各課と連携を図りながら、指定文化財や、それに類する文化財について、観光資源としても活用できるよう努めてまいりたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

21番（川口幸義君） 先般、審議委で開かれたと。そういうことで、是非、教育長ですね、これはもう、このむちゃかな節、これは我々島唄ではもう、全国的にも、もうその名声を高めておりますので、これを是非、奄美市の文化財に指定を受けていただいて、これ、将来的にですね、観光のスポットとして、非常に青久集落は景観の良いところで、市長も先般、行かれたと僕は思っていますけれども、どうですか、市長。行かれて、どのように感じましたかな。

市長（安田壮平君） はい、以前ですね、9月頃だったと思いますけれども、川口議員からお勧めがあり、私も初めて青久集落に行かせていただきました。やはり行くまでの間は時間がかかりましたけれども、行って見てですね、やはりその集落の静かな佇まい、そしてまた、その防波壁、そして、その向こうにある海岸ですね、本当になかなかない景勝地だなと、青久集落独特のですね、やっぱりそういう風景、風情に、非常に感動をいたしました。はい、その点は素晴らしいなというふうに感じた次第であります。

21番（川口幸義君） どうもありがとうございました。道はかなり厳しい、急傾斜でね、車も切り返しをしなければ、なかなか一遍では曲がれないという箇所も何か所もありましたけれども、私もですね、市長、これ、私も今年初めて、青久、足を踏み入れて、もう本当に感動しましたね。これはもう、なんとかここは将来的にも奄美の観光地として、また、今、90何歳のお年寄りが一人、健在で、集落を守っていらっしゃるんだけど、将来的には道路を造ることによって、観光地にするためには、やはり、まず道路の幅員をね、整備しなければならん。そのためには、やっぱり行政が、やっぱり力を入れていかないといかんだろうなと僕は思っていますが。途中は林道がありますので。ただ、集落に対して、下りの分が、個人で造られた道路みたいで、非常に急傾斜で険しい道だったと思います。ここをやはり、

我々は、将来の観光地としてですね、是非、整備をしていただいて、青久集落をこれから守っていかねばならないなと僕は思っているんですよ。それで、そのむちゃかなについては、私よりも皆さんのほうがよく御存知だと思うんですけども、ちょっと読んでみましょうかね、この資料がありますので。集落から海に向かって右側の山裾に石碑が建てられています。これは青久集落に残るむちゃかな伝説の記念碑です。むちゃかなは喜界島小野津集落に暮らしていた若い女性の名前で、彼女は島一番と言われる美人でした。ところが、彼女の女友達、青年たちが憧れるその美貌に恨み、海岸の崖から突き落とす。むちゃかなは殺害してしまいましたと、このように書いてありますけれども、むちゃかなはその後、その青久集落の方に海岸に死体が打ち上げられたと。これ、これはこのような伝説みたいなものですけども、その悲劇のむちゃかなの節として、島唄にも唄われております。こうした悲劇の美人伝説は、奄美群島各地にも残され、島唄にも唄われています。観光資源として活用しなければなりません。このようにですね、我々の、これは先祖が薩摩支配に、非常に圧政に苦しんだ、あの当時のこれは一つの奄美での、実際にあった歴史的なものだと、私はこのように思っておりますので、是非、これを、今一度ですね、我々は後世に伝えなければならない。そのためにも、是非、青久には道路の整備が不可欠だと私は思っております。そういうことで、一つ、市長にも現場をプッシュしていただいたことから、私は、今、張り切っておるところであります。

それから、②奄美大島が米軍統治下にあった昭和25年、琉球政府による石積みの防波堤、歴史的な資源がある。今後の活用についてという、一応、教育長はそれも述べられたと思うんですけども、この石積みの、いわゆる天端、これも貴重な僕はもう文化財だと思って、あの、見るたびに感動するんですけども、今後はこれをどのようにして守っていくかということなんですけれども、それをお考えになられて教育長も、現場、行かれたですよ。初めてでしょうか。

（「2回目になります」と呼ぶ者あり）

そうですか。僕は初めて行って、感動したんですけども、どうですか。これを観光地として奄美市の将来のね、スポットとして、僕は十分活用され、いけると思っているんですけども、教育長の見解をお聞きしたいと思っております。

教育長（村田達治君） お答えいたします。先ほど、御質問にお答えいたしました、7月の末ぐらい、私としては2回目、青久を訪れたところでございます。1回目は、確か中学校1年か2年の頃、父に連れられて釣りに行くということで、訪れたのですが、当時は集落の入り口にちょっとした鉄柵がこうあって、それが閉められておってですね、柵の向こうには馬が1頭、こう歩いていたのが記憶に残っております。したがって、海岸に下りるわけでもなく、柵があったため、引き返してきたということがございますが、その当時の印象としては、やはり大変遠いなど。道もかなりこう荒れていて、細いなどという印象でございました。今回、また、7月の末に訪れて、海岸までこう下りて、むちゃかなの碑、それから、天端等も見させてもらったところです。青久のあの独特な丸い石の上に、クロウサギの糞もたくさんあってですね、本当にこう自然、手つかずの自然にこう恵まれた場所だなと思いました。また、沖にあるとんばら岩もですね、やはり信仰の対象としても古くからあったんじゃないかなと思いました。いずれにいたしましても、防波壁、天端を実際に目の当たりにしたときの感動というのはですね、やはり言葉に言い表せないほどの感動を覚えました。その背景には、やはり、人々の生きるという、そういった営みの一つのやっぱり象徴であろうと。それから、やはり耐え抜くという我慢強さ、そういったのが、天端、あるいは周辺に残っている住民たちのですね、足跡として、非常にこう大切な、やはり文化遺産になるのではないかなというような、そういった感想を持ったところでございますので、いろいろな、私どもの、先ほど来、出ておりますけれども、復帰70周年を迎えるに当たって、先人の歩みというのを、やはり、大切に後世に伝えていくということで、あらゆる機会を通じてですね、継承に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

21番（川口幸義君） 教育長も、この青久については十分認識されていらっしゃるの、大いに期待をしておりますので、一つ、よろしくお願いします。

それでは、もちろん青久に関連してですけれども、道路の幅員が非常に狭くてですね、将来的に整備ができないものかなと。取りあえずですね、3か所か4か所ぐらい、もう軽自動車でも一遍で曲がれない箇所があるので、こういったものを応急処置を何とかしていただきたいと思うんですけれども、それについて、ちょっとお聞きしたいんですが。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） それでは、議員の御質問の道路の拡幅についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、軽自動車でも曲がり切れないカーブ区間があることは承知しております。これまで、排水溝の整備やコンクリート舗装、11か所の路肩の浸食防止などの整備を実施した経緯もあり、整備の必要性については十分認識いたしております。さらに、豪雨や台風時期には、パトロールなどを行い、維持補修に努めているところでございます。今後につきましては、議員御指摘の急カーブなどを含め、生活に支障が及ばないように、維持管理に努めつつ、現在、居住されている方や生活物資などを支援されている身内の方の御意向もお聞きしながら、改めて危険箇所等を含め、汲み取り車の通行もできないか、衛生組合などの協力を得ながら対策を検討してまいりたいと考えますので、御理解を賜りたいと存じます。

21番（川口幸義君） 所長、是非ですね、取り組んでいただきたいなと思っておりますよ。むちゃかなの碑に、当時の村長さんの名前がちゃんとこう入っているんですけれども、この村長さんのお名前と、ちょっと申し上げて。所長。大きい声で。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） お答えします。むちゃかなの碑の当時の設立、当時の村長の名前、用稲松男と申しまして、私の父になります。以上でございます。

21番（川口幸義君） はい、ありがとうございます。所長、あなたのお父さんが村長のときに、立派なあの碑を建ててあるということ、僕はあれを見てね、感動をしたんですよ。感動して、海岸のそばにあるからね、感動をして、そのぐらにはクロウサギの糞がたくさんある。クロウサギがたくさんいるんだなということを、僕は確認したから、今、伺ったんですけれども、一つ、そういった過去の、そういったものをですね、我々は大事にして、これからも道路の幅員も広げて、みんなが自由に行けるようにできればいいかなと思って、取りあえず、希望を持って、最後まで頑張らんといけんなど、このように思っておりますので、一つ、所長も協力してください。よろしくお願いします。これについては、一応、終わります。

④小・中学校の不登校について伺う。先般、ニュースで聞きましたんだけど、全国の不登校が24万人を超えた。小学生が77名に1人、中学生が20名に1人の割合と報道がありましたが、奄美市の実態はどのようになっていますか。ちょっとお伺いしたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。本県では、不登校というその捉え方につきましては、欠席の理由が学校に起因するものと定義されているところでございます。本市の本年度10月末現在の不登校数は5人。内訳といたしましては、小学校が0、中学校5人でございます。過去の分についても、少し参考までにお伝えいたしますと、令和2年度は15人となっております。内訳は小学校5人、中学校10人でございます。また、令和3年度は11人、小学校2人、中学校9人と、年々減少傾向にあるところではございます。不登校の解消に向けましては、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなくて、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることから、SSWやSCを配置し、児童・生徒に寄り添った相談体制の確立に取り組

んでいるところでございます。また、保健福祉部や児童相談所等、関係機関と連携を図り、各家庭の実情に応じた対応を行っているところでございます。各学校におきましては、登校しても教室に入れない児童・生徒につきまして、居場所づくりの一環として、別室にて学習活動支援や教育相談を行っているところでございます。当該学校への登校に抵抗や不安を持った児童・生徒につきましては、教育委員会内に設置しております適応指導教室、いわゆるふれあい教室で教科学習や体験活動等を実施しております。また、学区外通学等を活用して、環境を変えることで不登校が解消された事例もあるところでございます。今後も児童・生徒の心情に寄り添いながら、積極的な生徒指導の推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

2 1 番（川口幸義君） どうもありがとうございました。教育長、このですね、2年から3年度、だんだん減少はしているんですけれども、傾向を見ると。この不登校の理由というのは、何が一番原因が、だろうと思われますかね。

教育長（村田達治君） 様々な要素があろうかと思っておりますが、一番、これまでの調査等を見ますと、やはり学習上のこと、勉強がよく分からないということも、大変数が多いように思います。それから、友達関係、いじめ問題を含めて、そういった交友関係ですね、それから、担任との関係、そういったのも要因としては、少数でございますけれども、あるように捉えております。そういったところが、主な原因だというふうに認識をしているところでございます。

2 1 番（川口幸義君） いろいろ、人のことですから、大変だとは思いますが、この専門的な、この、こういった不登校について、いわゆる専門的な知識を持った、そういった先生方は、教育委員会にはいらっしゃると思うんですけれども、今、役所の中では何名か、御指導なさっているお子様、いらっしゃいますか。市役所の、一定の、特定の場所で。

教育長（村田達治君） 先ほども答弁の中で若干は触れまして、説明が不足しておりました、大変申し訳ございませんでした。一応、教育委員会、同じ6階のフロアの中にふれあい教室という不登校関係への支援を主な目的とした教室を設置しておまして、専門的な知識や技術を持たれた先生がお2人、常駐しております。これについては、通う人数についてはですね、流動的で、必要に応じてという部分もございまして、はっきりはしませんが、小学生、あるいは中学生、必要に応じて、通級していただいているところでございます。以上です。

2 1 番（川口幸義君） この教育の問題というのは、非常にね、難しい。結果を出すのも難しい。だからといってね、これ、また、放置すると、大きな問題になるというのが現状なんですけれどもね。中学生になると、不登校が多くなる。こういったもののあれは、先生、原因は一体何が原因なのかねと。小学校の低学年ぐらいまでは、何とか頑張って解消できると思うんですけれどもね。もう中学生の、結構増えている。全国的にも多いですね。奄美市はそういった中学生ぐらいになると、また、専門的に大変必要かと思うんですけれども、中学校ぐらいになると、やっぱり担任の教師が嫌だとか、そういう感情的なもの、結構入りますのでね。そういった案件も、やっぱりあろうかと思うんですよね。今、市内の中学校では、そういった案件はありますか。

教育長（村田達治君） お答えいたします。対教師への感情が主な原因となった不登校の事例ということでのお問い合わせだと思いますけれども、先ほど御紹介した5名、本年度、現在のところ5人という不登校の中ですね、一人ひとり、様々な要因があって、単に一つではなくて、いろんな、例えば議員御指摘のように、担任との関係の問題で学習に支障をきたしているとかですね、あるいは学校が楽しくな

いといった事案もですね、含まれていると認識をしております。したがいまして、今回、生徒指導提要の改訂も行われましたので、そういったのも参考にしながらですね、先生方への支援も含めて、しっかりと取り組んでまいりたいと、そのように考えております。以上です。

21番（川口幸義君） 教育長、御苦労さんだけれども、やっぱりこの授業がついていけない、問題が解けない、そうなると学校が面白くなる。だから、私がいつも申し上げているのが、現場の指導者、教職員に対して、僕は教材研究が必要じゃないですかと、いつもおっしゃる、とってる。この角度で教えたけれども、昨日は分からなかったよと。でも、先生が教材研究をして、角度を変えて教えたら分かるようになったよと。こういった事例も結構あるわけよ。だから、やっぱり僕は、教育長、あなたの手腕にかかっていると思うんだけど、現場の指導者に対しては、教材研究がいかに必要であるかということをおね、私は申し上げて、この件については終わりたいと思っております。以上、これについては終わります。

（2）市街地バス停に椅子の設置はできないか。病院やスーパーで買い物された高齢者の方々から、非常に要望が多く寄せられている。この取組について、当局はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。バス停へのベンチの設置についてでございますが、本市といたしましても、便利な公共交通の利用環境の実現に向けて、バス停の環境整備は重要であると認識しているところでございます。今回、議員からお話をお伺いし、特に高齢者の方々の利用が多いと判断される市内の医療機関とスーパーの最寄りのバス停について、さっそくベンチの有無の調査など、現況の調査を行っているところでございます。議員御指摘のとおり、ベンチのない箇所も多くあり、その必要性についても十分認識をしているところでございますが、一方で、歩道上へのベンチの設置につきましては、歩行者の通行を考慮し、設置後に歩行者通路として2メートル以上確保する必要があるということから、設置が困難な箇所が多いということも実情としてございます。このような内容を踏まえて、引き続き調査を行い、併せまして、バス事業者や関係機関とも協議を行いながら、整備可能なバス停について精査をしてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

21番（川口幸義君） ありがとうございます。調査されたんですね、御苦労さん。それでね、歩道の狭いところ、こういったところに椅子の設置はいろいろ歩行者の問題も、だから、そういったところについてはね、しっかり、こう上げられるような方法をね、工夫しないといけないなと僕は思っているんですよ。それから、病院から出てくるお年寄り、もう唯一、バス以外には交通手段、ないわけ。若い方、車乗って帰られるから。それで、病院で具合が悪い、薬剤師さんからお薬をいただいて、タクシー呼ばましようかと言われたら、もうお金がないから、いや、自分はバスで帰るんだと。具合悪そうに言って、見てたらバス停でもう座り込んでね、自分のバッグを下に置いて、そこに座って、いつ来るか分からないようなバスを延々と待っているという、こういう姿を見て、私に、何とか川口さん、ならんなど。椅子が二つぐらい置いたらどうです。奄美市は福祉に力を入れているんですかって、僕に。これ、薬剤師さんから。そういう箇所があるということです。最近、病院が何か所かできたら、ほら、そういうところで治療を受けて、お年寄りというの、体力、非常に弱いから。そういった方々は椅子を必要とするわけだよ。そのためには、僕はあの場所では、観光客がああ姿を見たときに、どうであろうかと僕は考えたわけよ。奄美は福祉には全く力入れていないのか。そういったイメージ的なものがあつたから、僕はこれをね、取り上げたわけですよ。だから、部長ね、必要なところにはちゃんとして、椅子は大した予算、かからないから。そういうことも配慮しながら、福祉に優しい奄美市であってほしいなと、僕は思って、これを取り上げましたので、一つ、期待をしております。僕も何か所見て、分かっているから。お願いしますよ。もう時間は、まだ、15分もあるんだけど、もうこの辺で終わりにしたいと思っております。

ます。終わります。よろしくお願いします。

議長（西 公郎君） 以上で、自民党新政会 川口幸義君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時16分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時30分）

引き続き、一般質問を行います。

輝風クラブ 林山克巳君の発言を許可いたします。

なお、林山克巳君より書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

6番（林山克巳君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継で御覧になっている皆様、こんにちは。
自民党所属、輝風クラブ 林山克巳でございます。

一般質問に入る前に所見を述べたいと思いますが、その前に質問の順番の訂正をお願いいたします。
質問4の教育行政についてを、質問2に変更。2と3をそのまま下ろしまして、3と4へ訂正をお願いいたします。

まずはじめに、安田市長におかれましては、2020年は多忙を極めた1年であったと認識していますが、来年はいよいよ4月から、国が様々な取組に着手します。大きな動きは日銀、日本銀行がデジタル通貨、CBDCの発行のパイロット実験に入り、また、デジタル給与解禁、100万円までの省令改正も進み、来年4月に運用が始まります。デジタル社会の波は否応なしに急激なスピードで押し寄せてきています。このことに関しては、地方交付税や国の借金、国債に大きな変革をもたらし、地方の財政運営に関わる重要な取組でもあります。また、岸田文雄首相、総理大臣が12月5日、一昨日、2023年度から防衛費5年43兆円、年間8.6兆円とすることと同時に、財源確保策を年内に決めることも重ねて指示しています。これからが地方行政にとっては正念場の時代が来るかもしれません。安田市長の経営手腕の見せ所だと思います。期待しながら、質問に入りたいと思います。

1番、市長の政治姿勢及び見解について。（1）市政全般について。①下水道料金値上げについてですが、安田奄美市長より6月3日に運営調査会へ諮問、いわゆる法令上定められた事項についての意見を尋ね求めることとありますが、当初はどのように考えていたのですか。また、改定予定日が令和5年4月1日と、既に決められていたように感じますが、それも含めて、見解をお聞かせください。次の質問からは、発言席にて行います。

市長（安田壮平君） それでは、林山議員の御質問にお答えさせていただきます。

下水道事業につきましては、令和2年度から公営企業会計を導入し、水道事業と同様に、独立採算を目指した運営としてスタートをしております。その際、持続可能な事業運営を図るため、経営戦略を策定したところでございます。この経営戦略によりますと、現状の料金水準では令和6年度以降、資金不足となることが予想され、早急な打開策が必要と考えていたところでございます。本市下水道事業としましては、国の動向なども考慮して、総合的見地から、第三者機関である下水道事業運営調査会で今後の経営方針などについて、審議をしていただくことが必要と判断しまして、持続可能な下水道事業運営について諮問をしたところでございます。また、改定日につきましては、当初からの決定事項ではなく、改定期間も含めて御審議いただいたところでございますので、この点も御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

6番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。いろんな説明に関してはですね、当局のほうから全員協議会において説明を受けたり、いろいろな話を伺っておりますので、分かりますが、その中でちょっと、国の指針で令和7年より補助金の重点配分が受けられないとあります。国が約75パーセント、赤

字、市が赤字補填として6,000から8,000万円、使用料、20立方メートル当たり2,400円、税抜きとありますが、この厳しい状況、使用料収入の減少で、経営上、このこれで大丈夫なんですか。見通しをちょっと聞かせてください、お願いします。

上下水道部長（吉 郁也君） それでは、お答えいたします。議員御指摘のとおり、現状の料金20立方メートル当たり2,400円では、人口の減少による収入減や老朽化施設更新による支出増により、将来的に資金不足が生じ、今後の持続可能な運営が厳しくなるものと考えたところでございます。今回の料金設定では、将来にわたり、国の制度が十分活用できますよう、国の指針に沿った料金、20立方メートル当たり3,000円となっており、この改定では向こう10年、安定した経営ができる試算となっております。

6番（林山克巳君） 今の説明もいろいろと、再度、聞いておるような形なんですけど、その値上げについてはですね、運営調査会ですかね、運営調査会のほうに、方々に見識に委ねるしかございませんが、実はこの法人と事業主、これというのは、本当、申告するときに、経費でこう落とすことができるんですよ。一番、個人、低所得者、年金生活者、ひとり親世帯、ここに負担が、まず、かかるのではないかとこの不安がまず一つと、それともう一つは、その間の中間の、本当、ある意味、共働きしながらですね、中間の層の方々もいらっしゃるんですよ。それも含めた上で、ちょっと見解をお聞かせください。

上下水道部長（吉 郁也君） 今回の料金改定は、御利用いただく皆様には大変厳しい御負担となり、また、現在のような物価高騰の時期と重なってしまったことに関しまして、大変心苦しく感じているところでございます。今回の料金設定としましては、少ない使用料に対しては、料金を据え置くなど、負担を抑えられるよう工夫したところでございます。具体的に申しますと、これまで使用料10立方メートルまでは、1立方メートル当たり75円としておりましたが、今回、更に小口の5立方メートルまでの区分を追加して、料金を75円と据え置くこととしております。このことによりまして、全契約数の約23パーセントを占めます高齢単身世帯などに多い5立方メートルの使用料では、基本料金のみ値上げとなっております。また、実施の時期につきましては、基本的に来年度、令和5年4月1日を予定いたしておりますが、その間、経済情勢の著しい悪化があった場合は、3月の定例会で据え置き措置等について判断したいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

6番（林山克巳君） 今の答弁で、経済情勢の中では据え置きという形で考えておられるって話していただきましたので、本当、そこに行くまでですね、もう一度、ちょっと努力していただきたいなっております。というのは、本当、経済自体、コロナ感染に伴って疲弊したって言いますが、実はもう、法人税、所得税、それから、市民税も増えて、新聞で御覧になってはいますけれども、1億5,000万円、自衛隊の基地の給付金も、あれもありますけど、その中でですね、一番私が心配なのは、来年4月から金利が上がっていく。今、もう、低金利でやっているんですが、そうすると、経済全体が貸付金利が上がっていく。昔は公定歩合って言って、それによってこう連動しておったんですけども、今はもう、2006年に公定歩合、変わりまして、もう自由化、金利の自由化になりました。ここが、なんか、いろいろの財政上ですね、問題が出てくるのではないかと思います。そこがちょっと心配なんですけど、是非、全体をこう見ながらですね、やっていただきたいと。それと、私が質問したかったのは、一番、今から言うことなんです。安田市長はですね、昨年の市長選挙において多くの市民から支持を得て就任しております。ですから、市民から反発とか反対などは出ないかもしれません。以前の朝山市長はですね、合併後、大変厳しい財政状況の中、やり繰りをしながら、行政サービスに支障をきたさないように努めて、市民の負担になる値上げなどは極力行わない、私は努力していたと認識しているんですよ。ですから、これから先ですね、安田市政、当局が一つになってですね、市民の負担増にならないように、

誰一人取り残さない市政を目指していただきたいなという、ここが私の一番の今回の質問なんです。安田市長に対する期待が大きい分、大変かもしれません。だけど、やっぱりそこをやり繰りしながら努力していく、やり方があるって思いますので、是非、そこをですね、要望して、次の質問に入りたいと思います。

2番の質問に入りたいと思いますが、自衛隊基地を有する首長としての見解ですが、その前にですね、自衛隊と米軍の日米共同統合演習キーンソード23,11月10日、19日を日程で、日米合わせて約3万6,000人。これにはですね、オーストラリア、カナダ、イギリスが参加しております。ミサイル展開に加え、医療体制を重視して、米軍機、オスプレイで沖縄に輸送するなど、離島間の連携も確認するなど、その上で、広報周知の重要性から、関係者、報道陣にも公開した大規模な演習でありました。特に水陸機動団、離島防衛、奪還、この奪還という言葉がものすごく大事ですね、奪回というのは、もう、何て言う、侵略、侵攻するって形なんです、この奪還というのはですね、奪われた離島、島々を取り戻すという意味が、この奪還という言葉にはありますので、その徳之島でありました。その実戦さながらの演習がですね。私も、2019年に、当時、奄美市防衛議員連盟の会長をしていた、今、西議長、いらっしゃいますが、西議長と、長崎県佐世保市の相浦陸上自衛隊駐屯地での訓練や装備などを視察していたので、徳之島での演習は、奄美群島の防衛体制が急がれていることへの表れと、私個人としては認識しております。これらを踏まえ、見解を聞かせて、まずは、見解を聞かせていただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。日米共同統合演習につきましては、昭和60年度に始まり、概ね毎年実動演習と指揮所演習が交互に実施されているとのこととございまして、今回は実動演習として、全国各地域で実施をされております。このような共同訓練等につきましては、島嶼防衛、ひいては日本の安全保障上の観点から、実施をしているものと理解をしております、有事の際に国が責任を持って必要な措置を講ずるための訓練と認識をしているところでございます。以上でございます。

6番（林山克巳君） 本当に、こればかりは避けて通れないですね、奄美大島がですね、この南西諸島のこの位置に奄美大島があるという、こう、現実的にですね。これがもし、ほかの長崎やら四国、関東にあればですね、そういう問題になりませんが、ちょうどこの地域にありますので。私もちょっと2か月に一度、勉強会でちょっと行かれて、そこでの一応、いろんな話もちよつとしたいんですが、ちょっとモニター画面をですね、ちょっと見てください。ちょっとモニター画面、出してください。これはですね、富山県を中心に置いた地図で、今から見せますけれども、逆さ地図って言ってですね、大陸のほうから日本を見た地図なんです。これは、富山県が国土交通省国土地理委員長の承認を得て作成されている、もう富山県だけが販売している地図なんですよ、これ。逆さ地図というのはですね。これが、海峡ほか、ありますので、一応、これ、そのままの地図ですね。地球儀は丸いですから、その次、してください。これはですね、台湾が下ですね、台湾からずっと、北海道、それから、樺太に至るまでの、その流れ。下からこう見た感じです。次、お願いします。これがですね、今度は北海道。この左が、下に、下にカムチャッカ半島があるんですが、あれが北方領土の島ですね。これが、樺太からずっと、北海道、ずっと本土を見た流れです。ちょっと台湾から鹿児島の間が、ものすごい広い、分かっていると思います。次、お願いします。これが逆さ地図です。もう、本当、議員の方だとか、いろんな方なんかは、この地図を見たことがあると思うんですが、なかなか市民、それから、いろんな、見られない方々が多いんですね、ちよつとこう、出していますが、これが中国から見た日本ですね。ずっとあるんですよ。陸が通じて、あっているんですよ。台湾と九州のあの間だけ、島々で空いているんですよ。これをまず見た上で、次の画面、見せてください。こう、ストップしてください。これがですね、海峡を通して、あくまでも平和を設定しているんですけども、中国が、中国の国がですね、どういうふうに考えているか、私は分かりませんが、あそこにずっと海峡があって、北海道、樺太の千島海峡、宗谷海峡ですね、

そして、対馬海峡、九州の対馬海峡、いろいろありますが、南西諸島、あります。そして、台湾がありますね。そしたら、あそこの尖閣諸島をちょっと大きく出してくれますか、尖閣のそこを。あちらが沖縄で、奄美大島が真ん中なんです。台湾。実は、尖閣諸島というのはあちらに位置するんです。下から見た地図とは違うんです。だから、本当にそういう意味では、この位置に奄美大島があつて、もうどうしても、これは防衛のためにはですね、そのまま置いていいものかどうかということで、今、私自身は、国が一生懸命、守るために、防衛のためにやっておられると思いますので、これはもう、御理解というよりも、皆さん、平和を考えるのは一緒ですから。反対、自衛隊誘致のことを、自衛隊が、基地があることにしても、ないことにしても、みんな、平和は一緒な、みんな、一緒だと思います。ただ、思想と、いろんな考え方が違うだけでですね、違うと思いますんで、もう、よろしいですよ。これを踏まえた上で、なんか当局は見解がありますか。もしあれば、聞かせてください。

総務部長（三原裕樹君） 私もこの地図は見たことがございます。私の見解で大変恐縮ですがけれども、視点を変えると見え方が違うなというのを改めて感じたところでもございますし、このことは、また、物事の発想の転換にもなるものと感じているところでございます。以上でございます。

6番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。私もあえて、今日はこの地図を、広報の意味でですね、出して、その中で、みんなで平和を目指す、市民が平和を目指すために理解しながらですね、前に進んで行けたらいいなと思って、今日は出しておりますので、ありがとうございます。

それを踏まえた上で、もう3番の質問に入っていきたいと思います。3番、台風など、これも市民の声がいっぱいございますが、悪天候による物資などの確保についての質問、生鮮食品、ありますが、海運も含めた物流、受発注システム及び冷蔵、冷凍コンテナ、金融、金融も入るんですね、これ。商品仕入れ、買掛金、担保金、人、管理システム、地元経済界との調整、既に冷凍庫や流通コンテナを、既にもう保有をしておりますので、だから、そういうのを調整する、もう、問題が山積していますが、このことも含めた上で、見解を、当局、よろしくお願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御案内のとおり、台風などの悪天候等に伴う定期航路の欠航により、物流機能が一時的に停滞し、スーパーや各小売店等で生鮮食料品等を含めた生活物資の確保が困難な状況が発生しているところでございます。そのため、各事業所におかれましては、船舶の長期欠航が予想される際には、食料品等を普段より多めに仕入れるなど、消費者の需要に応えられるよう、可能な限りの対策をとっていただいているものと認識いたしておりますが、予想より欠航が長引く場合や、予期せぬ悪天候等による欠航等もあることから、発注のタイミングや、大量発注による売れ残りを考慮した発注量の見極め等の難しさがあるものと考えているところでございます。そのような中、沖縄県内では、台風等の悪天候時に備えて物資をストックできる機能を持つ総合物流センター整備の実績があることや、本市においても、事業所自ら冷凍、冷蔵機能を備えた施設整備を行い、在庫管理に取り組まれている事例などをお聞きしているところでございます。物流機能が停滞することにより、島民の生活物資の補給や事業所における在庫管理や特産品の島外出荷などに支障が生じることから、島内ストック機能の強化、物流機能の円滑化や安定化を図るため、本市といたしまして、どのような取組を行えるのか、沖縄県をはじめ、他の先行事例や関係団体等の意見を踏まえながら、研究させていただきたいと思いますので、御理解をよろしくお願いします。

6番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。本当に、すべていろいろな、含めた上でですね、答弁なさったって思いまして、理解をできました。特にですね、金融に関してですね、やっぱり商品の仕入れ、買掛金、やっぱりそれと、鹿児島ですね、問屋さんとの、支払いサイドの、そのずれもあるんですよね。それとまた、制限もあるんです。だから、商品がそこに入って来るかどうかというのも、まず、

一つ、大事なところが出てきますので。ただですね、そう言っても、商品が台風とか波があるから、スーパーに物が並べられなくなったらですね、物が市民に届かなければですね、もう、これ一番の影響を受けますので、一番の悩みですので、これを何とかするには、私なりに考えたんですが、もう本当、奄振の予算を使ってでもですね、まずはその冷蔵庫、冷凍庫をですね、県ぐるみ、市ぐるみでですね、まず、造る必要があるんじゃないかなと思うんですよね。その中で、商品が届く、船が来なければ商品は届かないんですよね。そうすると、どうしたらいいかと思ったんですよね。鹿児島は物流センターがあって、C G Cグループセンターとか、それから、明治乳業、日本アクセス、雪印、いわゆる乳製品ですね、賞味期限が短い商品、そういうのを、各スーパーにばらまきますから、船が来なくても向こうで在庫がこうきれいに回るんですよね。だから、そういう問題がありますが、島でもそういうコンテナセンターを、新しい産業の中でですね、興すような取組。そこにはですね、台風もなんだけれども、備蓄倉庫、備蓄用倉庫、そういう枠組みの中で倉庫を造って、冷凍、冷蔵を造ればですね、あくまでもその備蓄ですね、商品が本当に調達できなくなる。いろいろな状況が考えられますが、そういう名目の中で、この冷蔵、冷凍を造っていったら、そして、産業を、産業のなんか、島の生産物を県外、そういうのも含めた上でですね、話し合いをすれば、一つ、造ったら、そこから知恵を絞りながら、みんなで協力したらできるんじゃないかなって思いますんで、是非、市長、奄振の予算を使ったり、県と連携しながら、この、これに関しては、県知事も、塩田知事もものすごく心配しておられますし、話をすれば、私はすぐ解決するんじゃないかなって思っていますんで、是非、よろしくお願いいたします。この辺で、この倉庫の問題についてはですね、終わって。

次2番、教育行政について、ちょっと質問をしたいと思いますが、これは4番から2番に変えましたが、どうしても大事なところですね、まず1番、質問、教育行政に、教員及び支援員、保護者、子どもたちの関係について。教員に対する生徒への指導法、まず、なんですが、私もちょっと、家庭も含めて、4人の子どもたちを育ててきました。小学校までの心の軸、小学校までなんですよね、心の軸を形成できるのは。ものすごい大事な時期だと、私は確信しています。今日の、本当、質問は、ものすごい大事なことです。昨日、ちょうど、NHKでですね、クローズアップ現代において、子どもの心というテーマで、治療最前線、学校、行政、家庭の様子を繊細に紹介していました。私たちの時代とは大きく異なります。体罰にしても、言葉遣いなどにしてもですね。今、どのよう、もう、大体は分かりますけれども、どのような指導をなさっておられますか。よろしくお願いします。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えをいたします。児童・生徒への指導に当たりましては、よりよい成長を願うという観点は、以前と変わることなく行われております。また、子どもの権利をより一層大切に、児童・生徒一人ひとりに寄り添った指導が、ますます求められているというふうに考えております。特に今年度、12年ぶりに改訂されている生徒指導提要においては、児童の権利に関する条約の記述が新たになされ、児童・生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にしたい教育が行われるということが求められているところでございます。そのため、本市におきましては、体罰の禁止はもちろん、言葉遣いにつきましても、暴言や心ない言葉を使った指導が絶対に行われないように、指導、情報等の共有を行っているところでございます。例えば、本市で活用しています、生徒指導ハンドブックには、教職員の三つの誓いとして、一つ、体罰、暴言を認めません。二つ、体罰、暴言をしません。三つ、体罰、暴言をさせませんを掲げまして、体罰や暴言は決して許されない行為であり、体罰は法律に違反する行為であるとともに、児童・生徒の人権を侵す行為であることを指導しております。また、各種研修会におきましても、児童・生徒の心情に寄り添った、心に寄り添う生徒指導について、継続して指導を行い、学校全体としての対応を推進しております。今後も児童・生徒の心情に寄り添い、児童・生徒の人権及び権利に配慮しながら、生徒指導の基本であります、安心・安全な学校づくり、これの推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

6 番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。本当に、今の話を聞くと、本当、今の教員の方々、先生の方々は本当に大変な状況というか、教育の仕方でも、本当、昔と比べたら、本当に御苦労なさっているんじゃないかなと、私自身は思っております。私、昭和41年生まれ、ちょうど1970,80年代はですね、本当に親からも厳しくされ、先生からも厳しくされ、そういう時代でした。時代がそういう形の中で、親も理解して、先生も理解して、そして、子どもたちも、ある意味、理解をしながら、一緒になっていった時代だったと思います。今、本当に大変な時代なんですけど、しかし、この時代だからこそ、子どもの心に寄り添いそうですね、指導をやっていただきたいなって思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

そして、それでですね、次の2番の質問ですが、支援員に対する生徒の指導法についてはいかがですか。昨今、支援を要する生徒が急増するのと同時に、全国的に教員の成り手不足や精神疾患、心の病を抱える教員も増加しているみたいです。そこで、支援員の役割は支援を要する子どもたち、また、先生たちとの懸け橋であり、よき理解者、話し相手でもなければいけないと思います。この指導法も、ちょっと、もう端的に話していただきたいんですが、もう本当、この支援員の大切な、もう、これからの時代、本当、大事な位置付けになっているって思っておりますので、是非、それも含めた上で、見解をお願いします。

教育長（村田達治君） 議員の御質問にお答えいたします。支援員、いわゆる特別支援教育支援員、というのが、正式な名称でございますけれども、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍している学級における学習支援をするために配置をしている方々でございます。議員御案内のとおり、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にありまして、知的障害、あるいは自閉症、情緒障害、あるいは、発達障害など、様々な障害や特性に応じた授業が求められているため、それを授業の指導をサポートする支援員の役割は大変重要だと思います。また、学ぶ児童・生徒についてもですね、そのサポートに当たっている支援員というのは、大変こう重要な役割を果たしているというふうに思います。そのため、支援員のやっぱり資質向上が、やっぱり必要なことでございまして、4月と9月の年2回の研修会を中心にしながら、特別支援教育の指導内容、効果的な指導のあり方、そういったものについて、支援員さん方がですね、学ぶ機会を設定しているところでございます。具体的には、学習障害、いわゆるLDと呼ばれているものでございますが、の児童・生徒への読み書き支援の方法とか、奇声を発したり、教室の外に飛び出したりする児童・生徒への対処、あるいはクールダウンの方法など、教師が指導に集中できる支援についてでございます。また、大島養護学校の先生方を招いて、発達障害の特性やその支援方法について、講演会も行っております。本市ではこれらの研修を通しまして、子ども一人ひとりの困り感に寄り添った支援を行うよう、指導をしているところでございます。今後も子どもたちが学級の一員として、学ぶ喜びやできた充足感を、あるいは充実感を味わえるよう、よりよい支援の充実を目指して指導するとともに、教育委員会自体といたしましても、研究を深めていきたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

6 番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。本当、支援員というのが、一つは雇用の受け皿にもなっているかもしれませんが、逆に言ったら、本当に大事な教育の行政の、これ、本当、支援員の役割というのは大きいんですね、ますますそういう指導をしながらですね、やっていく、一体となってやっていくべきだと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それで、ここで私、ちょっと、一つ、ちょっと提案をしたいことがありましてですね、文教厚生委員会で岡崎市ときのくに子どもの村学園に、5月に視察に行ったんですね。視察のあれをこうまとめているんですが、ここですね、私がもう、いろいろありましたが、この岡崎市子ども発達センターというのが、発達障害の子どもたち。そこの支援員との連携というのはなかったです。これは、厚生労働省と文科省の、そのちょっといろんなあれが、垣根があるからだと思いますが、できればね、保育園も

幼稚園も上がってくるのは小学校、一緒ですから、そこをどうしても連携を取りながらしなければいけないと、私自身は個人的には思っていますので、そこもちょっと考えてほしい。その中で、子どもきくに園でですね、子どもたち集めて、先生が指導してるんですよ。先生たちがですね、先生って呼ばれていないんですよ、何々さんって呼ばれているんです。ですから、子どもたちと、なんかお母さんと話しているような感じなんですよ。そこの、いろんな木工を造ったり、話す。もうなんか、子どもと、子ども視線にこう自分を下げて、何々さんですから、なんか家庭の中に入った学校みたいな感じが、私自身は受けました。そこでちょっと提案なんですけど、言いにくいんですけどもね、支援員に対してはですね、これ、先生って、私は呼ばしたらいけないって思いますね。さん付けで呼ばさないかんと思います。先生たちは、もちろん、その先生をこう尊敬するまなざしが必要ですし、やっぱりそのちゃんと資格を取って、採用試験通って、しっかりその流れの中ですから、ある意味、そこはしっかりしていただかなければいけないと私は思っていますが。どうしてこういう話、するかと言いましたら、小学校1年生から3年生までの子どもたちというのは、もうちっちゃくて分からないんですよ、どちらが先生か、どちらが支援員。いくら、親が先生、支援員って言っても、1年生から3年生の子ども。もう、4年から6年というのはですね、意外と分かるんですが、それでもだけれども、微妙なところです。私が一番心配しているのは、1年生、3年生で支援を要する子どもたちを支援員は中心にやるわけです。そうすると、子どもの心の中に、昔で言う、えこひいき、なんかあの子ばかりなんかこうされて、やっぱりその生徒の中にも、おとなしい子、おるんですよ。別に支援を要さない子で。だけど、構ってほしい、そういう心も、やっぱり心の中にあるわけですよ。だから、支援員のその呼び方一つによって、あの子はそうやってされているんだ。周りに、子どもの中に、こう心の中にですね、そういうものが芽生えていきますので、できればこれは、別に、私としては簡単。ただ、そこに行くまでに、半年なり1年かけながら、急にとかじゃなくてもですね、やっぱり、今まで先生と呼ばれたの、さんと呼ばれたら、プライドを持って、また、支援員をやっている方々もいらっしゃいますんで、そこはまた、調整しながら、是非、取り組んで。これ、提案ですね、私の方から。是非、よろしくお願いいたします。

3番の質問に入りますが、これも端的で、もう端的で答えてください。保護者と支援を要する子どもたちの保護者との関わり方。やっぱり、いろいろな保護者、いろいろあると思うんですよ。もしよければ、もう簡単でいいですので、よろしくお願いいたします。

教育長（村田達治君） お答えいたします。それぞれ、各保育園、幼稚園、あるいは学校の保護者会、あるいはPTA、あるいは就学时健康診断等を通して、子どもの特性に寄り添った就学先について知る機会。あるいは就学までにできることや悩みについて、保護者間で意見交換をする場を設定したりして、保護者の意識や関係性を高められるように努めておりますが、そのような機会の拡充については、また、学校とも協力しながら、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

6番（林山克巳君） はい、了解しました。ここも本当、すごい心、ちょっとやっぱりいろいろ難しい点もございますが、そこもですね、優しさをもって、是非、取り組んでいただけたらいいなと思いますので、よろしくお願いいたします、この質問は終わりたいと思います。

3番の質問に入ります。ふるさと納税についてなんですが、もうふるさと納税、もうちょっとなんか、今、なかなか脚光を浴びているようで、脚光を浴びていない。しかし、コマーシャルではふるさと納税、結構取り上げられています。それと、マイナンバーカードとですね。是非、その中でですね、ふるさと納税、2016年、2021年の推移、それから2020年の、どういような、もう金額でいいですので、それを、それと、また部署。もう、その当時とまた違ってきていますが、人数、部署、もう、内容、とにかく簡単に説明ください。よろしくお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） ふるさと納税の実績といたしまして、平成28年が9,050万6,000

円。平成29年度、4億3,052万4,000円。平成30年度、2億8,758万5,000円。令和元年度、2億5,205万円。令和2年度、2億7,866万9,000円。令和3年度、3億1,774万6,000円となっております。今年度の寄附についてでございますが、11月末現在の寄附額が1億3,156万円となっております。前年同月比、約84パーセントとなっております。それから、担当する部署の件についてでございますが、職員数につきましては、総務部プロジェクト推進課ふるさと政策係にて業務を担当いたしております。職員数といたしましては、配属されている4名のうち、3名が移住定住に関する業務と兼務で対応しているところでございます。以上でございます。

6番（林山克巳君） 分かりました。4名中3名が取り組んでおられるということで、4名中3名なら、それなりに取り組む姿勢が伺えますので、いいんではないかと思えます。ここでちょっと、私が最初、一般質問からずっと都城市役所のことを、ふるさと納税、ずっと質問、2015年、私が議員になってから、したと思うんですが、一概にですね、一概にそれとどうのこうの、比較するわけじゃないんですが、ちょっと動画を見てください。私が2015年に議員になってですね、16年からふるさと納税のあれをして、都城に走って、いろいろ一般質問でしましたが、最初はですね、2013年が961万円。2014年が5億円。2015年が42億円。この辺りなんですよ、私がずっと回って、どうしてこういうふうになっているかというのを。こうやって、ずっとあるわけですよ。計画をして、霧島焼酎もあるし、ほか、肉があるし、金額が大きいというのがありますが、その産業と組んでですね、もう本当に工夫をしながら、この取組を図ってきております。ですから、先ほど、奄美市のふるさと納税の推移を言いましたが、悪くはないかもしれませんけれども、3億円から5億円を平均的にこう行っているという形なんで、そこをやっぱり計画を持って、やっていただきたいと思って、この画面を見せております。もうこれ、いいですので、すいません。どうしてもふるさと納税、自主財源がですね、先ほど言いましたように、なければ、本当、これから先、下水道料金も先ほど値上げ。だけど、これだけに限らず、いろいろなものがですね、サービスがあげられるためには、できるためには、また、市民から何らかの形でお願いする形になりかねないんで、私、これを出してですね、ふるさと納税でいろんなことができますので。財政的観点からの重要性について、もし認識があったらお聞かせください。

総務部長（三原裕樹君） 本市の財政的観点からということでございますが、地方交付税の伸びがそれほど期待できない現状におきましては、市税、ふるさと納税など、自主財源の確保は重要な課題であると考えております。その自主財源の確保策の一つとして、今後、ふるさと納税確保への取組は大変重要と考えております。このようなことから、本市におきましても、地元事業者の御協力をいただきながら、新たな返礼品の拡充など、取組強化に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

6番（林山克巳君） 3番の今後の取組についても、ちょっと聞かせてください、お願いします。

総務部長（三原裕樹君） ふるさと納税の取組につきましては、まず、今年度、中間委託事業者の一本化を図ることで、寄附者からの問い合わせの対応の充実、それから、地元事業者の返礼品の管理作業の軽減を図ったところでございます。これまで地元事業者の在庫管理や発送作業につきましては、サイトごとに別々のシステムで管理をしていたことから、新たなポータルサイトを導入する上においては、事務作業が煩雑となり、そのことが一つのハードルとなっていたところでございました。そのような中、中間委託事業者の一本化により、同じシステムで返礼品管理が可能となったことから、JALふるさと納税、ANAのふるさと納税といった新たなポータルサイトにつきましても、本年10月からサイトを開設し、ふるさと納税に係る寄附を募っているところでございます。また、更に新たな目玉となりうる地場製品の開発や観光客の誘致につながる取組につきましても、現在、関係する事業者と協議をしながら、検討を進めているところでございます。今後は、寄附者の皆様に喜んでいただけるような返礼品を揃え

ていくことを前提に、地場産業の活性化となるような地元事業者の販路拡大、経営基盤の安定化に取り組むとともに、広報活動や寄附手段の充実につきましても、引き続き、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

6 番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。本当、このふるさと納税、是非、力を入れていただきたいと思います。先ほどから、その財政の関係、もう皆さん御存知と思いますが、ちょっとその流れを、図面が、あれで、モニターでちょっと映しますので、ちょっとモニターを出してもらえますか。これがですね、地方交付税、国の地方交付税、もう皆さん、御存知かもしれませんが、ちょっと下の方。左がですね、大都市圏なんです。いわゆる政令指定都市とかですね、右が地方部ですね、日本全国、細部に至るまで。大都市はですね、人数が多いもんだからですね、上の国にあげるお金は大きいんですよね、ずっと。もうそれだけ人数も多いしですね。それから、交付税としては少ないんですよ。上の方の左から2番目の矢印、少ないです。だけど、サービスは大都市圏はそれだけの人数、あれがありますので、それで何とか、その大都市圏、賄っている。地方の場合はですね、税自体は少ないんですが、地方に下りてくるお金は大きいんですよね。行政サービスも大きく受けられます。だけど、この下が問題なんですよ。その大都市圏を、こう、何て言うんですかね、支えているのは地方なんですよ。農林水産省、エネルギー供給なんかで、やっていますので。地方からですね、大都市圏の、大都市圏も、本当、支えて、もう生活を支えていると言っても過言ではないんですよね。もう大都市圏では産業がもう満杯になっていますから、実は地方に行く、下りる、この地方交付税で何とかできないかっていって、都会の企業者が地方にもう飛んでいるんですよ。もう、間違いなく地方交付税というのは下りますから。だから、それ考えれば、産業を興してですね、産業を興して、そして、そのものを、チャンスなんですよ。こう、出す。産業を興すというの、興すことがですね。だから、そういう意味で、ふるさと納税、これはある意味、やり方によっては、その物流の流れを、ちょっと違う流れの中での産業なんで、是非、ふるさと納税に力を入れていただきたいというのが、私の要望です。あそこの、地方に下りる交付税が、あれがもし少なくなった場合は、本当に財政上も大変な状況になりかねませんので、是非、その辺も考えて、自主財源を、是非、よろしく願いいたします。その要望をしてですね、次の4番の質問に入りたいと思います。

4 番、デジタル化に向けた取組についてなんですが、マイナンバーカードについてですが、昨年末の答弁では、令和3年11月21日で1万8,806人、44.12パーセントでしたが、まず、最新の実績を示してほしいんですが、右の備考欄に、令和4年、今年の1月31日掲載で、奄美市が45.84パーセント、県が39.25パーセント、全国が41.71パーセント。ホームページで調べたんですが、令和4年10月31日現在、奄美市が57.15パーセント、県が51.6パーセント、全国が51.63パーセントになっています。これ、間違いないと思いますが、最新のこの申請実績、ちょっと6割超していないかなって思うんですが、一応、最新実績、あれば、お答えください。

市民部長（徳永恵三君） それでは、議員にお答えいたします。先ほど議員が言われました、4年の10月末現在の国の数字なんですけれども、一応、正確には国が51.13パーセントとなっております。最新の数字として、令和4年11月20日現在で、マイナンバーカードの申請率が、全国で58.96パーセントに対し、本市は62.54パーセント。マイナンバーカードの交付率は全国が52.84パーセントに対し、本市は59.27パーセントとなっております。なお、ただいまの数値は見込みとなりますので、月末で確定した数字をホームページで公表したいと思っております。よろしくお願いいたします。

6 番（林山克巳君） もう本当に、マイナンバーカード、市役所の下でもう並んでおられております。本当に、ポイントを貰えますので。それから、健康保健証。それから、健康保険証もありますし、これから、

免許証との一体化。スマホ搭載。いろんなオンライン教育の推進など、いろいろありますが、そのまま進んでいると私は認識しております。2023年5月11日から、マイナンバーカード機能を掲載できる予定にもなっておられるみたいなんです、ちょっとあれなんで、ちょっとマイナンバーカードのキャラクターを、ちょっと見せてください。これこれ、これ、これですね。これって言うか、このモニターなんです、この名前、何て言うか御存知ですか。これですね、これ、マイナちゃんって言うんですよね。なんか私が言えばちょっとおかしくなりますけれども、マイナちゃんって言うんです、これ。あの1・1・1の意味が分からなくてですね、あれ、一人に一つという意味みたいなんです。ちょうど、1999年に携帯電話が、PHSからあれが増えるときに、ちょうど郵政省でやった、このマイナンバーカード、マイナちゃんは、ちょっとそれと似ているんですが、ちょっとこれを中心にやっていきます、やっていくみたいです。来年がですね、兎年なんです。ウサギ。あのクロウサギもありますが、本当にある意味では、私はなんか、来年、この兎年で一つのちょっとしたポイントがあるんじゃないかな。ポイントというか、本当、マイナンバーカードを全国的に広げてですね、ウサギのように飛躍できるような年にしようという、そういう意味があるんじゃないかなと思って、ちょっとマイナちゃんを見せましたんで、そこをあれした上でですね、先ほどの携帯搭載の話は御存知、どうなっている、ちょっと答弁ください。

市民部長（徳永恵三君） はい、それではお答えいたします。本年10月にデジタル大臣が記者会見で、今後のマイナンバーカードの普及に向けた取組として説明されております。その中では、健康保険証との一体化に向けた取組。運転免許証との一体化に向けた取組。そして、マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォンに搭載するなどが挙げられました。この3番目のマイナンバーカード機能のスマートフォン搭載ですが、暗証番号や指紋などの生体認証と合わせることで、本人確認をして、スマートフォン一つでオンライン申請などを行うことができることを目指しているとのこと。いずれの取組も、システムの開発途中や協議中のため、操作手順や方法など、具体的には示されておりませんが、ますますマイナンバーカード制度を、マイナンバー制度を利用した利便性の向上や行政の効率化が図られるものと思っております。以上です。

6番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。もうどんどん、なんかいろいろな展開をしておりますので、本当、いろいろと理解しながら進めていくのがですね、もう追いついていけるかどうか、私自身もちょっと危惧しておりますが、是非、その流れの中でですね、取り組んでいってほしいなと思います。

2番の質問に入りますが、この稼ぐ力について。稼ぐ力について、大島紬、農業、漁業、先ほども話しましたが、今の既存のその物流の流れ、いろいろありますが、今、現状、どうなっていますか。もう簡単に、簡潔にお答えください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それではまず、私の方から、大島紬の流通に関してお答えいたします。本場奄美大島紬の流通は、最近では直接、インターネットを活用した通信販売を行っている織元もございますが、現在でも多くの織元から問屋、小売店を通じて、消費者が購入するという消費形態の流れは変わっていない状況でございます。その中におきまして、問屋、小売店との商談を行う際に、紬製品の紹介をインターネットを通じて行うなど、デジタル技術を活用する織元も増えてきているようでございます。

農林水産部長（竹元康晴君） はい、それでは議員御質問の、農業、漁業について、お答えをいたします。本市における農業、漁業の流通におきましては、あまみ農協や青果市場、各漁協を通しての出荷を主としております。一方、近年では高速通信網の発展により、インターネットやSNSを通じた個人販売や、ふるさと納税を活用する事業所もあり、多岐にわたった取組を行っている状況であります。また、奄美

漁業協同組合笠利本所におきましては、鮮度保持や衛生管理を行うことで、優良衛生品質管理市場に認定され、ホームページにおいて消費者へ周知することにより、島外出荷水揚げ高の増加や漁業経営の安定に努めているところでございます。以上です。

6番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。本当に、その販売、流通というのはものすごい大事ですね、ここが一つのポイントであると思っております。安田市長になられまして、このデジタルトランスフォーメーション、デジタル技術を活用して、人々の生活をよりよいものに変革すること。既存の価値、いろんな枠組みをですね、根底から変えさなければ、こう変えなければですね、このデジタルフォーメーションというのは、デジタルのそういうイノベーション、経済産業、発展はないって言われております。私もよく勉強会、来ていますが、新しい、本当、そういう覆すような変革がなければですね、そのために、このデジタルを使った流れというのがあるみたいですので、是非、そこをですね、考えていただきたいなって。もう、考えてって言うか、是非、取り組んでいただきたいなって思っております。というのはですね、今、ちょうど、ドラマでですね、ファーストペンギンというドラマがあるんですよ。山口県の萩市で、大島でですね、採れたての魚を、野菜を半日以内に加工して、缶詰して、全国の消費者に、これ、10年かかっているんです。これがシングルマザー、24歳の経験のないシングルマザー。漁師たちに頼まれて、社長になってですね、それを再生させた方が。だからと言って、既存のその流れとか、例えば漁協も大事にする。例えば、農協も大事にする。それをしながら、その人たちも喜びながら、新しい枠組みの流れをただ作っていったという。そうすれば、みんなが喜びますのでですね、それ、ちょうどやっているんですよ。だから、ここにはですね、ファーストペンギン、なかなか、ファーストペンギン、海にこう飛び込み切れないでですね、みんながこうゆっくり、ゆっくりというか、そこでずっとおったら、1匹のペンギンが飛び込んで、そうすると2匹、3匹、飛び込んだという。そういう、なんか、このファーストペンギンの、そのドラマの、本当はここに一つのポイント、広報があるみたいですね、話を聞いたらですね。是非、大変とは思いますが、よろしく願いいたします。

そして、3番、デジタル通貨。これ、今年の3月議会でこの質問、私、していますが、そのときですね、ほーらしゃ券のデジタル化について、アンケート、議会だよりも出しましたが、ちょっとそれ、出してもらえますか。ほーらしゃ券のデジタル化アンケート。市民、紙の商品券が良いが62.8パーセント。電子商品券を使用してみたいが37.2パーセント。取り扱い店舗、紙の商品券が良い、55.9。電子商品券を取り扱っても良い、44.1パーセント。このようになっておられます。私は、その今年の3月ですかね、こんなにデジタル、このほーらしゃ券をデジタル発行で賛成の方がいらっしゃるのか、逆に私はびっくりしたぐらいです。ただですね、一つこれに加えて、マイナンバーカードがあんなに大変、大変、いろいろ情報が漏れる、いろんな、みんな、悪いことじゃないです、みんな心配することがですね。ただ、その中で、もう既に申請だけで62パーセントを超えてきているという答弁がございました。2人に1人じゃなくて、もう下手したら、もう、2人に1人どころか、もうちょっと、本当、7割、8割まで行くような勢いじゃないかなと私は思っておりますが、挨拶でもしましたが、日銀が4月にデジタル通貨を、これ、パイロット実験。これね、ものすごい、私、大事なことって思うんですよ。だから、早めに本当にこのほーらしゃ券、もう1回、アンケートをですね、採って、早急な、再度、アンケートしてですね、このデジタル通貨を、是非、その奄美独自のデジタル通貨を考えてほしいなと思いたすんで、そのことに関して、最後、もし御意見があれば、御答弁を、市長、お願いします、最後に。

商工観光情報部長（平田宏尚君） はい、議員御質問の地域通貨についてでございますが、地域通貨は域内でのみ使用できる通貨であり、市民の消費喚起による域内の経済活性化を促す有効な施策であると認識いたしております。議員御案内のとおり、デジタル地域通貨の導入を検討する材料といたしまして、ほーらしゃ券を購入いただいた市民や取り扱い店舗を対象に、先ほど議員もお示しいたしましたが、ほーらしゃ券のデジタル化についての、昨年、アンケートを実施したところでございます。そのアンケー

トの結果を受けまして、先ほど議員からも、関心を持っている方が多くいらっしゃるという、その結果を踏まえまして、その後の進展ということでございますが、現在、電子商品券やポイント還元事業を行っている企業からのヒアリングを行い、電子化実施に伴う予算額や導入から実施までのスケジュールなども調査しており、また、県内他市へのアンケート調査も実施し、情報収集を行っているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

6 番（林山克巳君） 市長もですね、このデジタル関係に関しては、いろいろな企業と協定結んだりですよ、もういろいろ取り組んでおられるんで、本当、地道にこう計画立てながらやっておられると思いますが、是非、デジタルのこの流れというのはですね、市民を、その方向に持っていくという、本当、そういう役割もあると思いますので、是非、心配、市民が心配しないようにですね、楽しみのある、そういうデジタル通貨だけに限らず、デジタル関係のことを進めていっていただきたいと思います。

これで、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、輝風クラブ 林山克巳君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前 11 時 29 分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後 1 時 30 分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 弓削洋平君の発言を許可いたします。

2 番（弓削洋平君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の弓削洋平でございます。一般質問に入ります前に、私の所見を述べたいと思います。

F I F A ワールドカップがカタールで開催されており、日本は初戦の強豪ドイツ戦において、2 対 1 で見事勝利し、感動をもたらしました。2 戦目のコスタリカに惜しくも敗れましたが、3 戦目、F I F A 世界ランキング 7 位のスペインに歴史的逆転勝利し、グループ E 首位で予選を突破いたしました。念願のベスト 8 をかけた前回大会準優勝のクロアチア戦、1 対 1 からの P K 戦で敗れましたが、日本中に勇気と希望を与えてくれました。長友佑都選手は私と同じ年であります。36 歳、現役選手として、若い外国人選手にも負けないプレーも見せ、御活躍されており、日々の計り知れない努力の成果だと刺激をもらった次第でございます。本当にブラボーだと思います。

さて、いよいよ鹿児島特別国民体育大会、相撲競技まで 1 年を切りました。各都道府県での予選を勝ち抜いたトップクラスの選手たち、また、役員関係者や応援団の皆様が御来島されます。奄美市で開催されることにより、相撲を間近で観戦できることは、島民の子どもから大人まで楽しみにしていることだと思います。鹿児島県代表の選手にも是非頑張っていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。相撲競技は団体戦、少年の部 5 名、青年の部 3 名で試合が行われます。各部、監督 1 名ずつ、合わせて各都道府県 10 名の、47 都道府県で、選手だけでも 470 名。役員、審判団や応援団も合わせると更に膨らみます。9 月議会において、本市の令和 3 年度宿泊軒数は 246 軒、4,217 名が泊まれるということでした。現在、コロナ禍ではありますが、全国旅行支援などもあり、観光客が増え、ホテルの予約が取れないことや、レンタカーの予約がなかなか取れない時期もあると聞いております。さらには、世界自然遺産登録にも登録され、来年度は観光客増加に期待されます。このことを踏まえ、1、スポーツ振興について。（1）特別国民体育大会相撲競技について。①選手、役員等の人数、レンタカー対応について、想定人数と宿泊所の確保、また、レンタカー対応についてお伺いいたします。

次の質問からは、発言席にて行います。

教育部長（石神康郎君） それでは、議員の御質問にお答えをいたします。鹿児島国体相撲競技会において来島する選手、役員、その他の関係者につきましては、約600名と考えているところでございます。そのほか、応援者や大会視察員、報道関係者を含め、全体で約1,000名の来島者を見込んでいるところでございます。

次に、その際に利用されますレンタカーについてでございますが、令和4年3月末現在、本市内にけるレンタカーの保有状況は23事業所で約1,200台が登録されており、台数的には対応可能であると考えているところでございます。以上でございます。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。1,000名、1,000人を見込んでおるということで、この質問をさせていただいたのも、観光客と、その国体時期が被ってですね、そのキャパをしっかりと対応できるのかという意味で質問いたしました。

次に、経済効果についてですが、競技日程は10月13日から15日、3日間となっておりますが、前日入りや競技終了後の翌日に帰るチームもいると思います。相撲の全国クラスになりますと、弁当を2個、3個食べるような立派な体格の選手ばかりでございます。宿泊業、飲食業など、様々な業種に経済効果が大きい期待されます。どのぐらいの経済効果をもたらすのか、お伺いいたします。

教育部長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。経済効果につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、約1,000名の宿泊費、飲食費などを含めまして、約9,200万円ほどの効果があるものと見込んでいるところでございます。以上でございます。

2番（弓削洋平君） 9,200万円ということで、先ほども言いましたが、相撲となると、また、体格のいい選手ばかりでもあります。宿泊所の食事が足りずに、更に外食をされる方もいると思われれます。また、島料理や黒糖焼酎を知っていただく絶好の機会だとも思っております。さらには、島唄や八月踊りなど、そういった奄美の文化に触れる良い機会でもあります。このようなことを踏まえ、③、屋仁川通りでのイベントなどを計画しているのか、お伺いいたします。

教育部長（石神康郎君） お答えをいたします。国体開催は全国に向け、広く奄美大島をPRする絶好の機会でございますので、これまでもあらゆる場面において、国体開催の周知、広報と併せてPRを行ってきたところでございます。その一環といたしまして、屋仁川通りにおけるイベントなどの開催につきましても、大変良い機会でございますので、関係団体と連携の上、検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

2番（弓削洋平君） 是非、お願いいたします。各大学においては、毎年、国体に合わせてですね、OB会も初日の大会終了後に開催される予定であります。このことを踏まえてですね、被らないように、中日や最終日にですね、計画していただけたらと思います。

次に移ります。次に、④大会出場記念品についてですが、監督会議において、選手、役員、一人ひとりに対戦プログラムや記念品等が贈られます。国体においては、開催地特有の記念品が贈られますが、本市はどのような記念品を考えているのか、お伺いいたします。

教育部長（石神康郎君） お答えをいたします。大会関係者への記念品につきましては、詳細はまだ決定しておりませんが、県で51年ぶり、奄美群島で初の競技会開催ということもございまして、やはり奄美を感じることでできる記念品となるよう、素材やデザインなどを含め、検討しているところでございます。また、大会資料等をお渡しする際の手提げ袋や、同封いたしますその他の資料につきましても、奄美を知っていただく良い機会と考えられることから、観光業界や、本市関係部局と連携の上、工夫を

凝らしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

2番（弓削洋平君） 是非ですね、奄美特有の記念品や、そのものの価値、そして、できるまでの工程なども含めてですね、説明書なども添えていただきたいと思います。次は、ゆっくりと観光で訪れたいと思わせるような記念品、また、観光案内マップ等も一緒にですね、配布できるようにお願いいたします。

次の質問です。来週18日に名瀬運動公園サンドームにおいて開催されます記念イベント、奄美大島地区職域対抗相撲大会について、伺いいたします。

市長（安田壮平君） それでは、弓削議員御質問の、特別国民体育大会相撲競技会開催記念イベントについてお答えをいたします。このイベントは鹿児島国体相撲競技会を来年10月に控え、伝統ある相撲競技の普及と併せて、開催地である本市市民の皆様の機運醸成を図る目的で開催するものでございます。概要としましては、小・中・高・一般の個人戦で行われる奄美大島選手権大会に加え、一般参加者による奄美大島地区職域相撲大会、また、我が子の健やかな成長を願う赤ちゃん土俵入りや親子相撲、さらに、フィナーレには奄美の伝統である八月踊りなど、多様な種目を設け、御来場の皆様に大いに楽しんでいただけるよう、準備を進めているところでございます。特別ゲストにつきましても、現在、日本相撲協会と調整中でございます。このイベントを通して、市民の皆様の機運醸成、また、運営側である本市実行委員会の役割なども確認しながら、皆様の心に残る鹿児島国体、そして、本市における相撲競技会となるよう、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、お願いいたします。

2番（弓削洋平君） はい、ありがとうございます。コロナ禍の中で、各集落においては、豊年祭もなくでですね、なかなか相撲を取れていない状況でもありまして、なかなかチーム数が増えないのではないかと心配していたんですけれども、結構、ある程度の申請があったということで、安心しております。また、特別国体開催まで1年を切ってますので、また、このイベント、大いに盛り上げていただいでですね、市民の皆様の機運が高まるように努めていただきたいと思います。また、このイベントを開催するに当たって、大勢の観客を想定して、ドーム内での人の動きや流れ、来年の大会のための参考になると思いますので、研究していただきたいと思います。

次の質問に移ります。2、観光について。(1)マリンレジャーについて。①本市における沿岸域の利用、保全のルールについて、伺いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。まず、国におきましては、船舶職員及び小型船舶操縦者法において、水上オートバイを含む小型船の危険行為及び飲酒操船に対する規制について定めております。本市におけるルールといたしましては、沿岸域の利用、保全ルールについての定めはございませんが、奄美市大浜海浜公園条例におきましては、同公園内における行為の許可が必要なものとして、公園内にモーターボート等、動力機関を用いて推進する船舶等を持ち込むことが定められており、これらの行為を事前許可性にすることにより、利用者にとって安全かつ安心に御利用いただけるよう努めているところでございます。

2番（弓削洋平君） 本市においては、海水浴、指定された海水浴場はないけれども、大浜海浜公園の条例はあるということで、最近では笠利地区を中心に、海水浴やマリンレジャーを楽しむ島民並びに観光客を多く見ます。そのような中で、マリンレジャーにおいて、特に水上オートバイに関しては、全国的に事故が多発していると危惧されております。兵庫県明石市では遊泳者がいる中で、危険走行による死亡事故が報道され、社会問題となりました。そこで、②水上オートバイ等のトラブルについて、見解をお伺いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） トラブル等でございますけれども、令和元年から本年11月の間に、本市内において水上オートバイに関連するトラブルにつきましては、今年6月に笠利町の用安地区の海上にて、水上オートバイと遊泳中の方が接触する事故が発生したことがございます。以上でございます。

2番（弓削洋平君） 奄美に観光で来られた沖縄在住のマリンスポーツを経営されている方からお話を聞く機会がありまして、沖縄でも沿岸域の利用に関して、様々なトラブルが起きているということでした。水上オートバイなどを対象とした小型船舶操縦者法においては、酒を飲んで操縦することは禁じているが、違反に反しても罰則がないという現状だということです。その、様々な沖縄でのトラブルがありまして、一つ、例を挙げたいと思います。沖縄の記事であります、沖縄県本島南部の南城市、佐敷津波古にあるビーチ、天の浜。地域住民が長年親しんできた憩いの場の穏やかな空気は、2年ほど前に一変した。暴力的な集団が浜の一部を占有して、無許可のマリンレジャーやバーベキューであら騒ぎし、警察が食品衛生法違反の容疑で男2人を逮捕する。逮捕から半年が経った今も、津波古自治会の会長は、根本的な解決になっていないとして、住民を危険に晒す水上バイクの乗り入れを規制する条例制定などの必要性を訴えたということで、白昼から急にバーベキューやマリンレジャーをするようになった。住民からは観光客を呼び込んで商売をしている、水上バイクをしていて、泳いでいる子どもたちが危ないという苦情が入るようになった。住民は怖くて注意できないし、警察に通報しても注意するくらい、だんだんエスカレートしていったと。閉塞感の強まったコロナ禍で屋外で羽を伸ばせる場所が減り、以前のように地元の人たちがのんびりと過ごしていた浜の雰囲気は様変わりしたということで、無許可の商売は警察で取り締まることができるが、子どもらとの衝突事故など、懸念される水上バイクの乗り入れは規制する法的根拠がないのが現状だ。海水浴ができる季節となる春以降、地元では再び無法地帯化するのではないかと懸念が広がるという、沖縄の記事であります、沖縄県水難事故の防止及び安全の確保等に関する条例の下、各自治体で、沖縄ですね、次々と条例を制定している現状だということでありました。これも沖縄県の渡嘉敷村海岸管理条例ということですが、いろいろ条例に制定されております。海岸において、次に掲げる行為をしてはならない。人声、楽器、ラジオなどの音を非常に大きく出して静穏を害し、近隣の迷惑をかける行為。物品や飲食の販売、ビーチパラソル、または、ボート等の賃貸等の営業行為。また、波浪注意報が発表されているときに、海岸に立ち入る行為。海岸に車両を乗入る行為。このようなことを、違反した方を5万円以下の罰則に処するという条例も作られております。恩納村においては、恩納村海岸管理条例がありまして、これも同じく騒音や大声を発し、暴力を用い、その他、公衆迷惑となる行為といろいろありまして、また、これを違反すると、5万円以下の過料を科すというこの罰金制も入れる等、条例など作っていつているようです。最後に言った恩納村は、海の水質保全に関心が高く、平成3年には恩納村環境保全条例リゾート用域の排水基準や見物の規制などを決めている。平成17年の海岸法改正を受け、沖縄県から日常的な海岸管理が恩納村に移譲されると、平成14年、国内初の過料規定を盛り込んだ恩納村海岸管理条例と恩納村海岸占用等徴収条例を制定し、海岸保全区域と一般公共海岸区域を村の管理とした。関係者の合意の下で、沿岸域の管理を行う、平成17年に村長のリーダーシップの下、有識者、村漁業組合、ホテル業者、マリンレジャー業者、商工会、村、県の行政などで組織する恩納村沿岸域圏総合管理協議会が設置されたと。村条例や漁業法などとの整合性を図りつつ、以前より地域ルールとしてこの海域で実施されてきたものを整理し、翌年、恩納村沿岸域の利用、保全のルールが策定されたと。また、ルールの推進のため、協議会の下に作業部会が設置されたと。恩納村海岸域の利用、保全のルール策定において、国土交通省、国土計画局、平成17年度、開放性海域における沿岸域総合管理導入調査業務による補助事業が活用されているということで、紹介させていただきました。

はい、そこで③に移ります。そのようなことを踏まえて、海域利用に関わる関係者との協議会、条例の制定について、伺います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御質問のとおり、海域やその沿岸は地域住民、観光客、観光、漁業事業者等、様々な立場による利用が想定されることから、諸トラブルを防ぐための利用ルール制定の重要性、必要性は、本市といたしましても認識をしているところでございます。昨年12月には、環境省主催により、本市において開催されました海岸等利用適正化検討会に海上保安庁、マリンレジャー事業者、集落区長、本市などが参加し、環境保全、観光利用と住民生活の調和、安全管理など、複数の観点から、海の利用ルールについて議論がなされたこともございます。議員御提案の協議会の設立や条例の制定につきましては、海岸、海域の利用者が多岐にわたることから、各関係者が一堂に集い、協議できる場を設け、先ほどの検討会の御意見や他市町村、先ほど議員もおっしゃいました、他市町村の事例も参考にしながら、意見交換を行っていくことが必要であると考えております。いずれにいたしましても、まずは民間事業者や関係団体との連携、協力の下、適正な海岸利用の推進が図られるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

2番（弓削洋平君） 沖縄でも県が県の条例に基づいて、市町村でそれを基にいろいろと条例を市町村が作っていくという中でですね、全国規模の条例を見てみますと、都道府県のいわゆる迷惑防止条例は多くの条例が、兵庫県の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例と同様に、モーターボートや水上オートバイ等の危険行為を禁止、罰則を科しているということで、47都道府県の迷惑防止条例のうち、兵庫県を含む35道府県の条例がモーターボートや水上オートバイ等の危険行為を禁止しているということで、ほとんどの都道府県において、条例で何らかの形でモーターボートや水上オートバイ等の危険行為を禁止し、違反行為に対して刑罰を科している。なお、青森県、奈良県及び鹿児島県については、こうした規定を持つ条例は、今のところないということです。市町村においては、条例でモーターボートや水上オートバイ等の運航を規制する規定をおいているものを紹介いたしますと、鹿児島県においてはですね、海水浴場を指定しているところの条例ではありますけれども、モーターボートや水上オートバイ等の乗り入れ等を禁止しているものがあります。阿久根市と西之表市では、条例を定めているということでもあります。是非ですね、先に県もこのようなことを踏まえて条例を制定していただいて、連携して、海上の保安や警察、海域利用に関わる関係者等も含めながら、条例の制定に向けてですね、迅速に取り組んでいただきたいと思います。集落の方からも、砂浜でバーベキューなどをして、ごみを持ち帰らずに非常に困っているという声もお聞きます。このようなごみ問題も含めてですね、お願いいたします。今や奄美は格安航空もあり、観光の面でもいろいろな面でも脚光を浴びております。沖縄の事例のように、何かトラブルがあってからじゃもう遅いと思いますので、また、このようなことは、もう、奄美市だけではなく、全ての群島においてもですね、可能性のある問題だと私は思っております。市民の安全・安心はもとより、海域利用に関わる関係者全ての皆さんが共存、共栄できるように、迅速な対応をお願いいたします。

次の質問に移ります。（2）内海公園ステージ広場についてです。①現状と今後の整備について、お伺いいたします。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。内海公園ステージ前広場に関しましては、ぬかるみがひどく、足元が悪い状況もあり、このことも三太郎まつりの会場変更の一つの要因でございます。議員御質問の、内海公園ステージ広場の現状説明ということでございますが、現在、ぬかるみ解消のため、河川の浚渫などにて生じた川砂利等を利活用し、広場のかさ上げを行っているところでございます。ステージ前の広場につきましては、現在、敷地全体の約6割程度、高さにいたしまして約1メートルのかさ上げがなされている現状でございます。以上でございます。

2番（弓削洋平君） 浚渫した砂利等を入れているということでありました。内海公園ステージ広場においてはですね、国道横の歩道から、すぐ近い距離にマングローブが見えておりまして、また、入口に入

りますと、穏やかな内海が見え、絶景のロケーションでもあります。このような観光資源を生かしてですね、稼ぐ力に結び付く場所にできないか、②利活用についてお伺いいたします。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） 先ほど答弁いたしましたとおり、現在、ステージ広場のかさ上げを行っているところであり、今後、広場を一体的に活用できるよう、まずはステージ前の広場と土俵のある広場を同じレベルでかさ上げするよう、整備してまいりたいと考えております。現在、内海公園自由広場、三太郎の里の前になりますが、につきましては、複合遊具の設置や、新たなステージの新設がなされております。議員御質問の内海公園ステージ広場につきましては、用途を特定しない多目的広場として活用できればと考えております。以上でございます。

2 番（弓削洋平君） 多目的広場ということで、キャンプ場などもものすごく適した場所でもあります。このまま何もですね、しなくて、遊ばせているのはもったいないので、是非ですね、計画を立てて、予算化できるように強く要望したいと思います。

次の質問に行きます。（3）住用町山間集落入口に位置する石抱きガジュマルについてですが、石抱きガジュマルは大きな岩にがっちり根を張った集落のシンボルでもあります。住用村史編集委員会が作成した、「わきゃシマぬあゆみ 住用村の歴史と暮らし」という資料には、樹齢は定かではないが、その当時、93歳の長老の方のお話では、小さい頃から今のように大きく根を張っていたと記載されております。この資料は2005年に出版されていますので、樹齢は100年を超えているということが分かります。そしてですね、あの石抱きガジュマルには昔から伝説があり、住用村の力持ちの石原太郎と、山間の力持ち、山間太郎が、ちょうど、山間と石原の海の真ん中にあった大きな岩を取り合い、力比べをした。山間太郎は村一番の力持ち。石原太郎に勝って、岩を引き寄せた。数年後にガジュマルが育ち、あのように大きくなったと言われております。もし、今も山間太郎が生きているのであれば、是非、来年の特別国体相撲競技に、鹿児島県代表として出場していただきたいものであります。そうですね、合併前には住用村の指定文化財であったとも聞いております。合併後、解除され、再度、山間集落として要望を行ったが、願いは届かなかったということで、このような経緯を含めて、もう一度、①合併前の村指定文化財としての見解をお伺いいたします。

教育長（村田達治君） それでは、山間集落の石抱きガジュマルについて、お答えいたします。先ほど議員からもお話があったように、山間集落の石抱きガジュマルは合併前の旧住用村時代に、村指定天然記念物として登録されておりました。市町村合併に伴い、3地区の指定文化財、旧名瀬市が10件、旧住用村16件、旧笠利町79件について、合併後、奄美市文化財保護審議会で検討を行った結果、平成20年に審議会で石抱きガジュマルにつきましては、学術的根拠や確認できる資料がなく、伝承の範ちゅうであることから、指定解除が望ましいとの答申でございました。しかしながら、指定文化財に限らず、地域の方々が大切に守り育ててきたシンボルとしての価値が損なわれるものではございません。これからも市民の皆様とともに見守ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

2 番（弓削洋平君） 天然記念物として指定されていたと、村時代ですね、はい、分かりました。訪れた、今ですね、訪れた観光客が写真撮影などをしている様子などをよく集落の方も見ています。もう、今、観光スポットの一つでもあります。また、集落の要望で、この石抱きガジュマルもですね、いついつまでも残したいという強い気持ちであります。そこで、②保存樹としての見解について、お伺いいたします。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） それでは、弓削議員御質問の保存樹としての見解でございますが、

御質問についてお答えする前に、まず、保存樹として指定されるまでの流れを御説明いたします。奄美市の保存樹及び保存樹林の指定につきましては、奄美市民の環境を守る条例第18条第3号に、市民に親しまれ、または、由緒、由来がある樹木及び樹林で、美観及び風致を維持するため、特に保存を必要とするものと規定されており、併せて奄美市保存樹及び保存樹林の指定基準を満たす必要があります。その上で、奄美市環境保全審議会の意見をいただき、指定される流れとなっております。議員御承知のとおり、このガジュマルはこれまで地域住民に親しまれ、大事にされてきたことは認識しております。保存樹指定につきましては、担当部署と連携し、調査を行い、検討してまいりたいと存じます。なお、今年度開催予定の審議会におきましても、改めて、現在の基準や審査のあり方について、審議を行う予定としておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

2番（弓削洋平君） 市民に親しまれておりますし、また、観光客にも親しまれております。そのようなことも踏まえてですね、是非、保存樹として、是非、お願いしたいと思います。また、集落の強い要望でもありますので、そのしっかりとしたですね、また、樹齢も100年以上だと思われまますので、そういったことも踏まえて、調査していただければと思います。

次に、③の透水性舗装についてですが、石抱きガジュマルは10年前と比べると元気がなくなっている、集落の方からお話をお聞きしております。ガジュマルの根がアスファルトの下にまで伸びているのではないかと考えられます。透水性舗装のように、石抱きガジュマルに配慮した舗装はできないか。県道ではありますが、当局の御見解をお伺いいたします。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） それでは、議員御質問の透水性舗装について、お答えいたします。御指摘の道路は県道山間役勝線であることから、大島支庁に確認をいたしましたところ、舗装が原因か不明なことから、樹木医などの専門家の調査をしていただき、その結果、舗装に問題があれば、対応を検討したいとの回答をいただいております。今後につきましては、先ほど御質問のありました、保存樹の指定に伴う審議会の動向を踏まえ、関係機関に調査等できないか、協議してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

2番（弓削洋平君） 是非ですね、保存樹としての調査もしていただいてですね、こういった配慮も踏まえて、是非、ガジュマルの、この、いつまでもですね、観光客にも親しまれる、また集落の人にもすごい親しまれていますので、そのようなことを踏まえてですね、是非、強く要望したいと思います。

3、防災について。（1）災害時のキッチンカーとの協定について。①本市におけるキッチンカーの登録台数について、お伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。議員御質問のキッチンカーの定義につきましては、保健所に飲食店営業や菓子製造業等の許可を受けた調理機能を有する移動販売車と位置付けられております。現在、本市におけるキッチンカーの登録台数につきましては、名瀬保健所に確認をしましたところ、令和4年11月1日現在で15台が登録をされているということでございました。新型コロナ流行前である令和元年1月31日時点の5台と比較いたしますと、10台増加をしているということでございます。

2番（弓削洋平君） コロナ前は5台で、現在は15台ということで、10台の増ですね。コロナ禍で経営が苦しい中、国・県等の補助金を利用して、新規事業としてキッチンカーでの移動販売に転換した方々もおられます。災害時において、温かい食事を提供できる機能が備わっております。南海トラフ地震を想定して、各県や自治体と業者間で次々と協定が締結されております。紹介させていただきます。これも記事であります。発生確率が上がっている南海トラフ地震で大きな被害が想定される徳島県、県内

でコロッケやたこ焼き、ラーメンなどを移動販売している26業者が21年12月に県キッチンカー協会を組織した。地震の際に、業界をあげて地域貢献を進めるためだということで、21年7月に発足したのは、香川県キッチンカー協会。支援の実績はないが、21年秋に県内でやった避難訓練にキッチンカーを派遣。車1台で1時間に70から80食、1日に500食程度を提供できると、実際に確かめたと。会長のお話では、いざ災害が起きれば、何をおいても支援に駆けつける気持ちでいるが、事前に協定を結んでおけば、避難所にキッチンカーを乗り入れやすい。行政と協定を通じて連携を深めておくことで、本当に足りない物資やほしい食事は何かが把握でき、ミスマッチになることなく支援できると思うと話しております。東日本大震災の被災地、宮城県名取市も20年8月、宮城キッチンカー協定と炊き出しに関する協定を結んでおります。備えは必要であります。鹿児島においては、鹿児島ケータリング協会が設立されていますが、奄美市においてはキッチンカー協会等が、現在、発足しておりません。これを機にですね、協会発足を行政が後押しし、災害に備え、協会の、協定の締結に結び付けることができないか、お伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 議員御案内のとおり、災害時における温かい食事は被災者にとって心の支えになるものと認識をしております。キッチンカーにつきましては、調理機能を備えた自動車であることから、災害時に温かい料理の提供や、調理器具が被災、使用できなくなった場所へ移動し、炊き出しを行うなど、利便性に優れたものと考えております。本市におきましても、災害時における協定といたしまして、食料品など支援物資の供給、避難所へのガス供給などにおいて、関係団体等と38の協定を締結しております。議員御提案のキッチンカーとの災害協定につきましては、キッチンカー事業者が協会等、現在、一つの組織として活動が、まだなされていないことから、具体的な取組には至っていないところでございます。今後は貴重な御提案をいただきましたので、全国、他自治体での協定事例なども参考に、キッチンカー事業者の皆様と意見交換などを行いながら、どのような連携が可能か、十分に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

2番（弓削洋平君） 愛媛県西条市においてはですね、元年7月30日に業者と災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定を締結いたしております。この協定は、西条の町を元気にすることを目的にし、町の賑わいチャンスを生み出そうと生まれた糸プロジェクトの活動の一つとして、地元の食材を使い、おいしいものを届けるものです。業者が企画、整備したキッチンカーにより、大規模災害発生時の食料、物資の供給を行うものである。具体的には、大規模災害発生時等に市が開設する避難所等で、キッチンカーによる炊き出しや、業者が調達可能な物資の供給を行うことで、被災した住民に衛生的で温かい食事を提供し、心と体が少しでも元気になってもらえる体制を整備し、本市の更なる災害応急体制の強化を図るものであると。今後も災害に備え、協定締結、締結先等の関係機関と連携を深め、災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていきますという、この西条市のホームページから紹介させていただきました。協定に基づく業者からの主な協力内容としては、市が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施。避難所開設が困難な地域におけるキッチンカー等による炊き出しの実施。市が提供する米等の食材の調理というふうに書かれております。防災訓練等でもですね、実際にキッチンカーを利用し、食事の面であらゆることを想定した訓練も大切だと思います。各自治体の事例を基に研究していただきたいと思います。これは提案ですが、キッチンカー業者の了解の下、日頃から各民間団体が主催するイベントにキッチンカーでの食事が求められるときですね、情報提供としてホームページを記載すると、また、主催者側も助かりますし、また、業者も潤うので、更に連携が増すと思います。このようなことも含めてですね、常に災害時を想定した対応に努めていただきたいと思います。

次に、4、都市公園について。（1）管理について。①管理状況について、お伺いいたします。

都市整備課長（藤原俊輔君） はい、それでは都市公園の管理状況について、お答えします。都市整備課が管理する都市公園では、名瀬運動公園を除く41の公園について、一般財団法人奄美市開発公社と指定管理の協定を締結しております。主な業務内容としましては、公園内の樹木や雑草の伐採、トイレ等の清掃、点検及び利用許可等に関する業務となっております。また、県所有の4公園につきましても、同じく開発公社と業務委託契約を交わしており、業務内容としましては、伐採を除く施設内の清掃、維持、点検、修理、利用者の指導及び安全対策の実施となっております。以上です。

2番（弓削洋平君） 地元紙にも記載されましたが、リニューアルされた遊具ですね、ありますが、草が伸び遊べないということで、こういった話を市民の方からよく聞きますので、質問させていただきました。開発公社が管理されていますが、②の伐採回数、人員について、お伺いいたします。

都市整備課長（藤原俊輔君） それでは、都市公園の伐採回数及び人数について、お答えいたします。開発公社からの報告によりますと、今年度は11月末現在で64回の作業を行っており、月平均で約8公園の伐採を行っております。また、人員につきましては、基本的に4名で作業を行っております。伐採につきましては、1公園につき、年間3回の伐採を仕様書にて記載しており、これに基づき、開発公社において、年間計画を策定し、計画的な伐採作業を行っているところでございます。しかしながら、高温多湿で降水量の多い本市においては、雑草の生育が非常に早く、行き届かない箇所がある現状も把握しております。ハブによる咬傷被害を防ぐためにも、伐採を徹底する、若しくは雑草が生育しづらい環境を作っていくことが重要であると認識しており、防草資材の積極的な活用、自走式草刈り機等の機材の導入などによって、作業の効率化を図ってまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

2番（弓削洋平君） 年に1公園3回程度ということで、いろいろと市民の方からも御指摘の電話も多く寄せられていると思います。夏と冬では、草の伸びる早さも違いますし、公園の広さによっては時間もかかりますので、人員を増やしたり、増やせないのであれば、効率化のよい機械の導入に予算をつけるなどしてですね、しっかりとした管理徹底に努めていただきたいと思います。

それでは、これで私の一般質問を終わります。御清聴、ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、チャレンジ奄美 弓削洋平君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時20分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後2時40分）

引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 幸多拓磨君の発言を許可いたします。

なお、幸多拓磨君より書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

1番（幸多拓磨君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美 幸多拓磨と申します。笑顔溢れる奄美市を。笑いが循環するこの島と一緒に作ってまいりましょう。

御質問に入ります前に、一言所感を述べさせていただきます。先日、同僚議員であった荒田議員がお亡くなりになりました。突然の訃報に接し、悲しみに暮れました。ちょうど1年前の12月議会、私にとって初めての一般質問をさせていただきました。思ったように話すことができず、沈んだ気持ちになっていた私に、幸多さん、大丈夫ですよ。回数を重ねたら必ずできるようになりますからと、優しく微笑みながら激励のお言葉をくださったのを、今でも覚えております。荒田議員の市民を思う気持ち。人に対する優しさ。これからも荒田議員のお姿を忘れることなく、私も議員活動に邁進していきたいと

思っております。心より荒田議員のご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、質問のほう、させていただきます。

1, 教育行政について。(1) 送迎バス置き去り問題について。事故は、まだ私たちの記憶にも新しいと思います。送迎バス置き去り事故。中間市保育園バス5歳児死亡事件。2021年7月29日、福岡県中間市の私立保育園、双葉保育園で発生、園児1人が熱中症で死亡した。国はこの事件を受け、園児の安全管理の徹底を呼び掛ける通知を出した。牧之原幼稚園バス3歳女児死亡事件。22年9月5日、静岡県牧之原市の認定こども園川崎幼稚園で発生。園児1人が熱中症で死亡した。死亡した女子は、心肺停止の状態で、発見された際に、上半身は裸で、所持していた水筒は空になっていた。同園は、2021年の中間市の事件を受け、QRコードを用いた登園管理システムを導入していた。お二人の未来ある幼い子どもの命が失われました。このたびの悲報に、胸が潰れる思いです。心より哀悼の意を表しますとともに、お2人に御冥福をお祈り申し上げます。ほかにも、北海道での観光バス車内への小学生置き去り、2022年9月5日、旭川市小学校の5年生、約50人が宿泊を伴う研修で、観光バスより下車した際に、引率教師2人が人数の確認を怠り、寝ていた児童が30分ほど車内に置き去られた状態になった。目が覚めた児童は自分でバスから降りた。次に、青森県、スクールバスでの中学生置き去り。2022年9月9日、中学校に通う中学生が下校時にスクールバスに置き去りにされていた。当時、バスには3人の生徒が乗っていたが、運転手は乗車人数を2人と勘違いしていた上、車内の確認を怠って施錠したため、寝ていた中学生が置き去りの状態になっていた。その中学生は約1時間後に自分で目を覚まし、ドアのカギを開けて自力で脱出した。なお、中学生の家族は警察に捜索願を提出していた。沖縄県糸満市、デマンドバスでの小学生置き去り。2022年9月16日、沖縄県糸満市が運営するデマンドバスいとしちゃんminiで、運転手が車内確認を怠り、10分にわたって小学生が取り残された。運転手はパネル操作を誤り、小学生が下車予定だった場所に停車せず、そのまま営業所に戻り、車内確認をせずにバスを施錠した。小学生は寝ていたが、起きて置き去りに気付くと、母親と携帯電話で連絡を取り、クラクションを鳴らしたが気付く人はいなかったため、最終的に手動式の窓から自力で脱出した。これを受けて、沖縄総合事務局は同県内のバス運行会社に置き去りを防止するように対策を求める文書を発した。これだけのことがありましても、バスの置き去り事故は後を絶ちません。このような痛ましい事故を絶対に起こしてはなりません。今、挙げました、これらの事故に共通することは、確認です。確認がどれだけ大切であるかを感じます。私自身も、過去に幼稚園の教諭をしていたとき、バスの送迎時、一緒に子どもたちと乗っておりました。子どもたちを降ろしたあとは、必ずバスの後部まで行き、園児の置き去りがないか確認をし、そして、忘れ物がないかを必ず行っておりました。また、保育所に勤めた時期もあるんですが、その際はバスの運転もしておりました。先生方が同乗されているんですが、先生方が確認されます。そのあとに、また再度、運転をしていた私も確認をしておりました。事故防止のために、確認に次ぐ確認を行い、事故を防いでまいりました。今回の痛ましい事故が起き、政府は来年4月から全国の保育所や幼稚園などの送迎バスに対し、再発防止のための緊急対策をまとめました。それによりますと、誰が運転や乗車をしているかに関わらず、バスの乗降時の際、点呼を行うなどとして、子どもの所在を確認することや、全国の保育所や幼稚園、それに認定こども園などの送迎バス、合わせておよそ4万4,000台に、子ども置き去りを防ぐための安全装置を設置することを義務付けるとしております。この義務に違反した施設は業務停止命令の対象になり得るとした上で、命令に従わない場合は罰則を科すこともあるとしています。一方、小・中学校と放課後児童クラブは小さな子どもに比べて置き去りになる可能性が低いとして、安全装置の設置は義務付けないものの、設置を希望する場合には費用を補助するとしております。また、園長などの責任を定めた安全管理マニュアルを新たに作成し、今後、全ての施設に配布することとしていますと記事にございました。政府の再発防止策として、四つあります。1, 所在確認や安全装置の義務付け、装備義務付け。二つ目、安全装置の使用に関するガイドラインの作成。三つ目、安全管理マニュアルの作成。四つ目、総合経済対策に盛り込み、財政措置とあります。そこで、御質問させていただきます。①本市においての対策、現状についてお聞かせく

ださい。次の質問から、発言席にて行わせていただきます。

市長（安田壮平君） それでは、幸多議員の御質問にお答えいたします。送迎バスの置き去り問題につきましては、本年9月に静岡県認定こども園で発生した園児置き去り死亡事故を受け、本市で園児送迎を実施している該当施設に対し、送迎の現状や対策について聞き取りを行ってまいりました。市内幼稚園では、公立、私立合わせて3園で園児の送迎を実施しておりますが、送迎時には運転手のほかに職員が必ず1名同乗し、園児の安全確保と人数確認を行っております。さらに、登園児について、バスが幼稚園に到着する際は、降車場に1名の職員を配置し、送迎バスに同乗する職員から人数確認の報告とともに引継ぎを受け、園児を施設へ案内します。その際、同乗する職員はバスの中に降りていない園児がいなか確認を行っております。日々、送迎時の点検については、チェックシートを用いて実施しており、現在まで置き去りの報告はないということです。市内の保育園と認定こども園につきましては、送迎を実施しておりません。遠足などでバスを使用する際は、必ず職員が同乗し、園児の安全確保、人数確認を行っているということです。また、市内に五つある療育支援施設では、保育施設への、施設間の送迎を実施しておりますが、最多でも4名程度と送迎人数が少ないこと。受け入れ側の保育施設とともに人数確認を行っていることから、置き去りの問題が発生する危険性は少ないものと考えております。御質問の送迎バスの安全装置の導入につきましては、現在、国において令和5年度施行を予定し準備を進めている、安全装置の義務付けと導入支援について、現時点では制度の内容や対象など、詳細が示されていない状況ではございますが、本市としましては、園児の安全を第一に考えた対応をとってまいりたいと考えているところです。

1番（幸多拓磨君） 市長、ありがとうございました。今のお話をお聞きして、実際、本市でこういったことが起きたことがないということもありますし、私として、そこに関して、何かを申し上げたいということはないんですが、やはりその慣れであったりとか、というのが非常に危険というのがあります。何でもそうなんですけれども、必ずスタートってのがあったりする。何かが起きるということは、いつか可能性があると考えて動かないといけないと思いますので。例えば、今の毎日、園が開いているときには、そのバスが利用されるという状況だった場合は、習慣化しているということもあって、ミス等は少なくなるかと思うんですね。また、これは先ほどもお話がありました、通常、バス使っていないくて、イベント事で使われたりする場合というのは、日常的にしていない作業をしないといけないということもあって、その部分でミスが生じるという可能性、大いにあると思います。これは、今回のバス置き去りに関わらず、ほかの業務でも同じことだと言えるんですが。ですので、そういったところですね、また、今一度、そのバスに関わるですね、園だったり、その施設に関しては、お話をちょっとしていただければと思います。ありがとうございました。

では、次に行きます。ミスは起こらない、起こさないことが第一ではございますが、ミスは必ず起きると感じます。しかしながら、命に関わる重大なミスは取り返しがつきません。また、命に関わるミスは絶対に防がないなりません。国内自動車内装を取り扱う、国内商社の行ったアンケートによると、267件中3件、車内に残していることを認識せずにバスを離れたとの回答があったようです。すぐに気が付き、大事には至らなかったとのことですが、このように、ヒヤリハット事案を報告することにより、安全対策の強化が見込まれると感じます。報告しては、悪い報告になってしまう可能性がある、報告しては評価が下がるとか、叱られてしまうのではないかな等、感じさせることなく、人命を守るためのこととして、報告してくれたことをプラス評価できるような職場の環境整備もとても大切だと感じます。

御質問です。②ヒューマンエラー、人為的ミス、ヒヤリハット報告書作成について、現状をお示しく

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、幸多議員のヒューマンエラー、ヒヤリハット報告書の作成について、お答えいたします。現在、園児のバス送迎時における安全管理につきましては、現状と対策においてお答えしたとおり、バス内の職員配置やチェックシートにて行っているところです。現在まで送迎時に置き去り等の事故は起きていないというのは、先ほどの市長答弁のとおりでございます。その上で、議員御指摘のとおり、どれだけの対策をとってもヒューマンエラーは起こり得る、そういうものだと認識しております。現在、事故や園児の怪我に関する報告は、自治体への提出を求めていますけれども、事故に至らないまでも、事故につながりかねない、いわゆるヒヤリハット事案については、報告を義務付けてはおりません。そのような事案が発生した際は、送迎バス置き去り事故を受け、国から各自治体への要請もあるように、まずは各施設内で事案の報告と改善策の共有を行って、事故の予防徹底を図っていくように、周知徹底を図っていきたいと考えています。議員のおっしゃる、報告してきたことをプラス評価というのは、まだ、この段階では園の中で、こういうことを進んで協議をしていただきたいという段階です。その状況などを見た上で、ヒヤリハット事案についても自治体への報告が、義務付けが必要かどうかについて、また、その後の判断ということになりますので、御理解をいただきたいと思えます。

1 番（幸多拓磨君） ありがとうございます。これ、今のお話、ヒヤリハットだったり、そのような報告はなしということなんですけれども、そこがどうかというところは、それは分かりません。しかしながら、要するに事件が、事故が起きたとかいうことを、というのは、もう目に見えて分かることなんですけれども、ヒヤリすることとか、はっとすることって、人だったら必ず起きるのかなって思ったりもします。それこそ、このような、今、私がちょっと述べさせてもらったんですけれども、報告してくれたことをプラス評価するという環境整備というのは、改めてですね、お願いしたいなと思っています。これは本当、先ほどお話ししたんですけれども、何か起きてからではちょっと取り返しがつかない。先ほど、お亡くなりになった方々の園も、まさか私たちのところで起きると思っていない状態で起きているわけです。それはもう、皆が思っていることです。そう思わないようにするためには、これ、防ぐためには、そのような案件というのを大事にしていけないのかなと強く感じました。

では、次に行きます。バス内の置き去り以外の事故等もあるかと思うんですが、③送迎バスにおいての事故報告、年間何件発生されていますでしょうか、お願いします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、お答えいたします。送迎バスにおいての事故報告は、過去、確認できる範囲から現在まで、市には上がっておりません。今回、送迎を実施する市内幼稚園3園に聞き取りを行いました。送迎時の事故事例はないとのことでした。また、本市教育委員会より市内の小学校及び中学校、特認校においても、遠足や通学送迎でバスを利用した際の置き去りですとか、車内での転倒、そういった事故もないということでございました。件数については以上です。

1 番（幸多拓磨君） ありがとうございます。交通事故とか、そういったのも、今、ないという認識でよろしいのでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） 送迎バスが交通事故を起こしたという聞き方はしておりません。バスの中で転倒等の事故がなかったかという聞き方をしておりますので、交通、もしそこで転倒して病院に行かなければいけないような場合ですとかも、交通事故にもしかしたら該当するかもしれないんですが、交通事故の報告というのもないという理解をしております。

1 番（幸多拓磨君） かしこまりました、ありがとうございます。

では、次に行きます。このような事故を防ぐために、国もガイドライン、マニュアル作成に取り組ん

でありますが、本市において、今までガイドラインやマニュアルはございましたでしょうか。また、今後、どのように進めてまいりますでしょうか。④ガイドラインの作成について、お示してください。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、バス送迎に当たってのガイドライン、マニュアルの作成について、お答えいたします。市内で送迎バスを実施する市内3幼稚園においては、置き去り事故の以前から、施設独自の送迎マニュアルやチェックシートを作成し、園児の安全管理に努めて運用しております。今回の置き去り事故を受け、国が10月に改めて、子どものバス送迎安全徹底プランを取りまとめまして、各施設に周知をしているところです。その中では、送迎時の更なる安全管理のため、既に園にあるマニュアルを見直す際の参考のために、安全管理マニュアル例を作成し、各園での取組の補助資料として活用が示されているところでございます。現在、園児の送迎をしている市内3幼稚園につきましても、国の安全管理マニュアルを参考に、既にマニュアルや点検用チェックシートを改正して運用しているということでした。また、今後、安全装置が義務付けられるなど、更なる安全管理にマニュアルの見直しが必要となる際には、情報収集に努め、速やかに各園に周知したいと考えております。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。10月に徹底プランという形で、新しいマニュアルだったりガイドラインというのを参考にして、元々あったものをよりよいものにしている。その日頃の努力が、今、御報告があったように、事故がなかったり、ヒヤリハットがなかったりとかする結果につながっていると思います。ただ、これに関しては命に関わる問題なので、これからも徹底していただければと思います。

次、行きます。先ほどお伝えいたしました、政府の発表の中で、小・中学校と放課後児童クラブは小さな子どもと比べ、置き去りになる可能性が低いとして、安全装置の設置は義務付けないものの、設置を希望する場合には費用を補助する、助成するとしています。本市において、安全対策を講じる施設はどのような施設になりますでしょうか。企業等におきましては自主判断となるので対象とはならないと思いますが、本市において、安全対策を講じる施設、保有バスは何台あり、いつ頃までに整備していく予定でしょうか。先ほどの答弁に、重なるところあると思うんですが、改めてお願いしたいと思います。⑤、今後の送迎バスを使用する企業、施設についてお示してください。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、福祉政策課のうち、子どもの送迎に関する送迎バスの台数ということで答弁したいと思います。先ほども申し上げましたが、園児用送迎バスとして、公立幼稚園が1台、それから、私立幼稚園が2台の合計3台。ちなみに、公立幼稚園は、委託契約という形で、自前のバスではなくて、市内のしまバスさんのバスを利用しております。それから、市内放課後児童クラブのうち、送迎を実施する1クラブの普通車1台。それから、5療育施設が保育所施設間の移動に使用する乗用車として5台となっております。仮に、この業務関連施設が安全装置を設置する際に費用補助が必要かにつきましては、国や県の法令や制度が示された上で、子どもの安全を最優先に考えた対応をとっていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。合計9台ということですね。委託のバスを除けば8台ですね。了解いたしました。

今現在、世界でバス置き去り問題について、取組が行われております。アメリカ、カリフォルニア州におきましても、バスの中の人を感知するシステムの義務化の動きがございます。運転手は子どもが残っていないか、車内後部にある確認ボタンを押さなければ、学校や園に通知が送られる仕組みとなっております。また、韓国におきましても、バスの窓であったり、ドアの方ですね、透明度検査を義務付けております。日本におきましても、天井にレーダーを取り付け、置き去りを検知すると、担当者へ即座にアラームを発信する、探知するシステムも研究されております。小さな子どもがシートの下で寝

いても探知できるシステムとのことです。既存の車へ後付けもでき、数10万円程度で来年を目途に実用化に近づいております。今回の事故におきましては、絶対に起こしてはならない事故です。しかしながら、ミスは起きうるものと、前提としてこのような技術を積極的に利用していくことがとても大切だと感じます。未来ある子どもたちの命を守ることは、私たち大人の社会的責任でございます。子どもを守るのは自分なんだと、子どもに携わる人たちがどれだけ強い意識を持てるかが大切になってくると思います。改めて、このような事故が本市において起きることのないように、徹底して確認、今、されていることを念頭に動いていただければと思います。強く御要望して、こちらの質問を終わります。

では、次の質問に行かせていただきます。2、ネーミングライツについて。(1)ネーミングライツ進捗状況について。①現状の進捗状況について。前回の9月定例会でも御質問させていただきましたが、現在の進捗状況をお聞かせください。

総務部長（三原裕樹君） 進捗状況について、お答えいたします。今年度、当初より自主財源の確保及び官民連携による地域活性化の観点から、ネーミングライツ導入の検討を行い、ネーミングライツ審査委員会において、対象施設、希望金額等の方針を決定いたしました。その上で、12月1日に募集要項の配布を行い、12月15日までの事前相談を受け付けており、本申請を1月4日から受付とするなど、当初の予定どおり進めている状況でございます。以上でございます。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。順調に進んでいるということで安心しました。分かりました。

では、次の質問に行かせていただきます。②対象施設の選定について。最初、答弁の方で、29施設とのお話があり、そして、新聞記事の御報告、内容によると23施設。そして、次の新聞記事にて20施設と、数が短期間で定まらない状況はなぜでしょうか。また、アンケート調査を行い、施設を検討との当初のお話でしたが、施設の選定方法を改めてお示しください。ネーミングライツ対象施設管理者の協議、説明はどのように行ったのでしょうか。そして、ネーミングライツで得た対価はどのように使用していくのでしょうか、お願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 対象施設の選定につきましては、6月に市の所管する355施設の所管課に対し、まず、導入可能性調査を行い、その結果を基に、施設所管課との協議を重ね、まずは対象施設候補を選考をいたしました。その上で、選考から審査委員会の承認までの間に、再度、庁内協議を重ね、さらに、選考後に施設管理者等との意見聴取や協議を行い、最終的に20施設ということで、審査委員会の承認を経て、12月1日の公募開始としております。今後も対象施設につきましては、随時、追加可能としておりますので、今回の公募以降も変動はあり得るものと考えております。また、指定管理者との調整につきましては、事業実施要綱第4条のただし書きにおきまして、選定をしようとする施設については、指定管理者と協議を行うこととしておりますので、導入後につきましても、指定管理者に対しまして、丁寧な協議を行ってまいりたいと存じます。ネーミングライツにより本市が得た対価御質問でございますが、基本的には特定財源として、その施設の管理、運営に必要な経費に活用させていただくこととしておりまして、募集要項にもその旨、記載をさせていただいているところでございます。以上でございます。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。部長ですね、今、お話、お聞きしている内容で、今、お聞きしたの、それもそのままに、そのように順調に行っているんだなって思うんですけども、でも内情としては、実は管理者に対して連絡が遅かったとか、そういった事案も私は耳に入っているんですね。これに関して、生みの苦しみじゃないですけども、やはり新しいことを取り組む際に、何かイレギュラーが起きるというのは、今回の案件に関してだけじゃなくて、いろんなところに起きることだと思う

んです。それは、常日頃から新しいことに挑戦する、市民のために良いサービスを、いろんなことを考えて、新しいことをすると、そこの部分は出てくるとは思うんですけども、ただ、やはりその関係する方々に対して、そこのところを言っても、やっぱり関係する、対象とする施設の方だったりとかですよ、当局以外の人たちが聞くとですよ、それは私たちが関するところじゃないし、知ったところでもないという答えになってくるかもしれません。ただ、やっぱりその丁寧な、このイレギュラーの案件だったり、何か起きたときに、丁寧にお伝えしていくことによって、相手も納得してくれるようなこともあるかもしれません。それは、私、今、これは何を言っているかと言いますと、今回、その管理者が知る前に新聞記事が公表されているわけですよ。ネーミングライツとして、自分たちがネーミングライツの施設になると、そのときに知っているわけですよね。そのようなことが起きたら、それは不信感も出てくると思うんですよ。そこのところ、私がお話を聞いていくと、連絡のミスだったりとか、そういったところというのは分かるんですけども、でもその連絡形態というのをやっぱりしっかりしていかなないと、このような案件というのは、やはりその管理してくれる人がいるからこそ、私たちも、何て言うかですよ、よりよい管理施設の運営ができるのかなと思ったりするんですけども。ですので、そのところはですね、丁寧にですね、今後、このようなことがないようにしていただければと思うんですが、どう思われますか。

総務部長（三原裕樹君） はい、今、御指摘いただいた件につきましては、我々も存じておりまして、担当課が所管する施設の管理者と協議が上手く説明ができていなかったということも聞いております。

それを受けまして、指定管理者の方に来ていただきまして、所管する我々の方で説明をさせていただきました。ネーミングライツに対する、ちょっと誤解みたいなものもあったと聞いておりますので、そこは丁寧に説明をして、今後も理解を得て、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（幸多拓磨君） ありがとうございます。そのようにお答えいただいたんで、少し安心しております。これからも市民のためによりしくお願いいたします。

では、次の御質問に入ります。3、名瀬クリーンセンターについて。（1）現在の名瀬クリーンセンターのごみの受入日変更について。前回の9月定例会にて御質問させていただきましたが、12月31日が休みになることについてのメリット、デメリットをお示しください。また、今後、年末の30日が日曜日であったとき、開けることができるのか、お示しください。休みについての周知の方法について、地元新聞において、市民の方からの御理解をいただくために、理由等の記事を載せるとのお話を、以前、打ち合わせのときにお話をお聞きしましたが、その後の内容について、どのようになっているか、お示しください。

市民部長（徳永恵三君） 名瀬クリーンセンターの年末のごみ受け入れにつきまして、お答えいたします。これまで、名瀬クリーンセンターの年末のごみ受け入れは12月31日まで対応しておりました。このことにつきましては、昨年度の大島地区衛生組合を構成する5市町村の検討委員会において、老朽化した施設のメンテナンスの必要性から、31日を含めた4日間の施設機器保守点検のため、休業と決定しております。31日を休日とすることで、4日間の施設の保守点検が可能となり、今後のセンター改修時期までの延命を図る目的がございます。しかしながら、そのことによって、市民の皆様の年末のごみを出す機会が減るということにもなり、市民の皆様へ大変御迷惑をおかけすることとなりますが、施設維持のため、御理解をいただきたいと存じます。大島地区衛生組合としましては、まずは今年度において、施設の保守点検等の対応をさせていただき、今後につきましては、構成市町村等とも協議を行いながら、状況を判断させていただきたいとのことです。また、市民の皆様はもとより、事業所等へも御理解をいただく必要性もあり、大島地区衛生組合では、施設の現状とメンテナンスの必要性を記事にして

いただいたところです。さらに年末の休業につきまして、再度、掲載の御協力をお願いしているところです。本市といたしましても、広報紙において、7月、12月の2回の掲載、更に奄美市公式LINE、ツイッターによる発信や、防災無線による周知を行う予定となっております。今後におきましても、市民の皆様へ御不便をおかけいたしますが、持続可能な社会の実現に向け、ごみの減量化を含め、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。今の御答弁の中で、今回、31日、休みにします。その現状を見て、衛生組合、協議していくというお話だったんですけれども、ということは、今回、このような形になったのが、今後、ずっと続いていくという確定の事項ではないってことですね。

市民部長（徳永恵三君） 今後の日程変更につきましてですが、大島地区衛生組合の定めております、一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例規則というのがございますが、その中で休業日を定めておりますが、その中で、規定に関わらず、管理者は特に必要があるときは、休業日を変更することができますと規定されております。市民生活にかなりの影響が生じた場合など、衛生組合との協議はしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。今のお話をお聞きして、今回、初めてすることなんで、まずやってみて、いいか悪いか、どのような形、していったらいいのかということも考えていきたいのと、あと、先ほどの私の質問であった、30日が日曜日だった場合は、4日間の予定が5日間になってしまう。それがどうなるのか。いろいろ可能性としては大きくあります。それを、年明けの3日、4日目が日曜日だったらどうなるのか。それも、結局、5日間のお休みになってしまうとか、あると思うんで、そういったことも踏まえてですね、協議のほう、重ねていつていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、次の質問にまいります。4、リフォーム等助成金について。（1）店舗リフォーム補助制度における5年間の実績。奄美市訪日外国人観光客等受入体制整備費助成事業、インバウンド助成事業について。現在、中心市街地活性化事業の一環で、店舗リフォーム補助制度が行われておりますが、大変好評とのお話をお伺いしています。市民の方々も大変喜ばれていると、お声もお聞きしております。中心市街地において、店舗リフォームですが、日中の開店時間が必須であることにより、ナイト系の店舗においての活用が大変困難である現状がございます。この部分の規制を緩和することはできませんでしょうか。また、奄美市全体への店舗リフォーム補助制度を広げることも、平等性を考えると必要だと思われますが、いかがでしょうか。①店舗リフォーム制度についてお答えください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 現在、実施しております、店舗リフォーム補助事業につきましては、中心市街地における商業店舗の魅力向上と出店を促進することにより、魅力ある中心市街地の形成及び活性化を図るため、店舗のリフォームに係る経費を補助する制度でございます。まず、実績も申し上げます。過去5年間の実績といたしましては、平成29年度、19件、921万8,000円。平成30年度、18件、797万2,000円。令和元年度、10件、413万2,000円。令和2年度、17件、797万1,000円。令和3年度、20件、849万円となっております。合計84件、3,778万3,000円を事業者に対し支援を行っているところでございます。御質問のございました補助対象要件につきましては、本制度が誰でも訪れやすい賑わいのある中心市街地の形成を目的とすることから、男女、年齢問わず、不特定多数の方が利用できる店舗を対象とし、営業時間が午前10時から午後9時の間に6時間以上の営業を行う事業であることを要件とさせていただいているところでございます。ただ、例えばですね、飲食業等で夜の時間帯に営業を行いたい事業所から本事業についてお問い合わせがあった場合には、昼間にランチ営業等も行うことにより、昼と夜の営業時間と合わせて

6時間以上となれば、本事業の対象となり得ることなど、アドバイスも行っているところであり、実際に支援の対象となった事例もございますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の中心市街地以外の助成支援についてでございますが、先の議会でも答弁させていただきましたが、市内全域において事業所のリフォームに活用が可能な事業といたしまして、主に創業者向けではございますが、本市にて実施している奄美市創業支援事業や、国における小規模事業者持続化補助金などがあり、中心市街地以外での店舗においてもリフォームに活用されている事例もございます。また、両事業とも幅広い業種を対象としているところでございます。今後もこれらの事業についての周知、広報を行っていくとともに、ほかに活用が可能な補助事業などがないか、国・県、関係機関との情報共有にも努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。先ほどのお話で、日中の6時間以上の時間帯、合計してというお話があったんですけども、実際、そのお分かりだと思うんですけども、深夜の仕事されている人に、そこ以外の時間を空けてやってくれというのは、ジャンルも違いますし、形も違ってくるので、その人たちにすごい負担になると思うんですね。ここの、この案件のもう一つのプラスになるメリットというのは、プラスは何かというと、奄美市内の事業所にお願いして、事業をお願いして、工事等してもらわなければならないですか。そういったところで潤うということも、計算として出ていると思うんですけども、ですので、なぜナイト系の人たちがこの制度を利用できないのかということとは、やはり考えてあげた方がいいのかなと思います。これ、お答えはらないんですけども、是非、今後のですね、検討の材料として、お願いしたいところでございます。御要望させていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

では、次、行きます。②奄美市訪日外国人観光客等受入体制整備費助成事業についての分かりやすい周知について。毎年、執行率も高く、需要も高いとお聞きしております。コロナ感染症の関係もあり、今年度は執行率が低いともお聞きしておりますが、いまいち、どのようなことが助成対象になるのかが分かりにくいとの市民の方からの御質問がございました。今までの執行事例等を踏まえ、例などを数多く周知し、分かりやすい助成事業をお願いできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御質問の訪日外国人観光客等受入体制整備費助成事業について、分かりやすい周知の取組につきましてということでございますが、まずは本市の広報紙、ホームページ、SNSでの掲載や、大島観光物産連盟、奄美大島商工会議所を通して、関与の周知をお願いしているところでございます。また、宿泊施設、飲食店などへ英語メニュー作成のワークショップを開催した際に、本事業の説明を行っているほか、直接、宿泊業者及び飲食店等を訪問し、事業内容の説明や、過去の補助対象となった事業者の事例を紹介するなど、本事業の周知徹底に努めているところでございます。議員から、今までの執行事例のお話もございましたので、ここで簡単に幾つか御紹介させていただきたいと思います。主な事例といたしまして、Wi-Fiの整備、キャッシュレス決済機器、翻訳機の導入。事業所の英語版ホームページの整備。英語版のパンフレットやメニュー表の作成などがございます。いずれにいたしましても、本市といたしましては、これまで広報、周知に努めているところでございますが、今後、世界自然遺産登録による訪日外国人観光客の増加も見込まれ、受入環境の整備は必要と認識しておりますので、議員の御質問にございました、これまでの事例紹介等をホームページへこれから掲載するなど、引き続き、本事業の更なる周知に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。そうですね、もう、確実にインバウンドは増えてくるわけで、もう世界自然遺産にも登録されたということで、世界から見られているわけで、増えてくることはもう必須なので、是非、こちらのですね、分かりやすい周知をどんどん広げて、例えばなんですけれ

ども、そのパンフレットでも、アニメ形式に載せたり、漫画形式に載せたりとかしてですね、やはりその知らない方が多いんですよ、こちらの方ですね。このキャッシュレスやらホームページとか言われても、このホームページのどの部分に助成が行われるのかが分からないとかですね。ですので、こういう例を出したあとに、この中でどのような形で補助がありますとかいうのも分かっただら、なおいいのかなと思いましたので、一緒に考えていければと思いますので、よろしくお願いします。

では、次の御質問にまいります。5、避難所の備品について。(1)自然災害における避難所におけるの備品について。①各避難所におけるの備品等設置の基準。今回、9月18日、今年の9月18日に接近しました台風14号、避難所を視察してまいりました。もちろん、ちょうど台風が過ぎ去って、安全が確保できたような状況のときに行ってまいったんですけれども、ちょっと写真をお願いしたいと思います。モニターをお願いします。今回ですね、私が回ったのは、すいません、4か所しか回れなかったんですけれども、今、映っているところがですね、これが市民交流センターなんですね。写真の方、お願いできますか。これ、これですね、楽々ベッド2という、段ボールのベッドでした。このベッドが並べられておりまして、今回、こちらが福祉の避難所っていうこともありまして、避難された方、3名の方だけでした。ちょっと上の方の、あの、ごめんなさい、グラフのところの右側の文字。ちょっとごめんなさい、皆さん、字が小さすぎて見えにくいと思いますが、読み上げますね。こちら、避難されているお声だったり、介助されている方のアンケートのような形で、私、御質問させてもらったところ、段ボールベッドはですね、非常に膝が痛い方がよかったということで、喜ばれていました。ところが、マットレスがですね、ないため、腰が痛くて寝ることはもう難しいと。次にですね、毛布、タオルケットはこちら、ありません。市民交流センターにはですね。車の方は持ってこれるけれども、高齢者や徒歩の方はほかの荷物でいっぱい持って来れないという御意見でした。次に、枕。枕もこちら、ございまして、左の下の写真、お願いしていいですか。奥の方なんですけれども、ここに枕あるんです。これ、段ボールベッドとセットの枕だと思われます。段ボール枕だったんですよ、ちょっと固いかなと思ったりしました。エアコンもあって、すばらしい環境だというふうなことで、あと、障害者用のトイレもあって、車椅子の方も不自由なく利用できて、快適で、また、動線で手すり等もあって、自分で行くことができるということで、すごい好評でした。しかしながらですね、一つあったのが、どの施設にも共通するところなんですけれども、テレビがなかったと。テレビがないので、情報がなかなか入りにくいということでですね、ありました。他の施設、今からもちょっとお見せするんですけれども、なかなかそのラジオとかで情報収集できない人や、若い方々だった場合は、そのスマホだったりで情報収集できるんですけれども、そういうのができない方々というのは、視覚によって頼るところがあるみたいで、そういうテレビの常備をお願いしたいということがありました。次の写真、お願いできますか。こちらは大熊公民館でした。大熊公民館はですね、下の写真、お願いします。これですね、畳も新品が、これ、おそらく10セットだったと思います。畳があって、枕があって、エアコンはあって、テレビはあって、障害者用トイレはあって、毛布、タオルケットはあって、これはどのような形で準備する、自治会が準備されたのかも、発電機まであってですね、こちら、今回の避難された方、お1人だったんですけれども、こちらには段ボールベッドはなかったんですね。ですので、寝るときにベッドがあった方がいいねってお話だったんですけれども、致し方なかったです。毛布を抱えて、椅子に座って、ずっとテレビを見られてた状態のようです。ですので、テレビはこちら、あるんですよ。大熊公民館はありました。次、お願いします。こちら、上佐大熊集会場、こちらは避難された方、5名でした。こちら、畳は元々あった分と、エアコンはありました。それ以外は、毛布も枕もなければ、テレビも、障害者用トイレもなく、発電機ももちろんないという状況なんですけれども、こちらでも言われたのが、テレビがあった方がいいということをおっしゃっていました。次、お願いします。こちら、鳩浜集会場なんですけれども、こちらは避難された方はいらっしゃいませんでした。下の写真をお願いします。こちらですね、畳はありまして、畳があって、枕があって、エアコンもあるんですけれども、こちらちょっと、はっきり分からないんですけれども、もしかしたら有料なのかもしれないというところで、これが、避難されて

来た方がいらっしゃった場合、有料でお金入れないといけないという状況だったらちょっと困るのかなとも思ったりはしましたけれども。以上の4件の視察をさせてもらったんですが、ここで御質問なんですけれども、このように避難所によって備品にばらつきがある。どのように備品の配置、管理を行っているのかをお聞きしたいです。お願いします。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。避難所の備品につきましては、基本的に各支所に備蓄をしている備品を必要な状況に応じて配分をしているところでございます。今回の台風14号における市民交流センターにつきましては、先ほど議員からもございましたが、新型コロナにより福祉避難所の不足が懸念されたことから、福祉避難所を兼ねた避難所として設置をいたしました。そのため、庁舎内に備蓄してある段ボールベッドを準備し、対応をしたところでございます。それ以外の集会場につきましては、集会場の常備してある備品で対応しております。現状の避難所への備蓄品の設置の基準というものは、具体的には策定はしておりませんが、避難所によっては、常日頃から備蓄管理が難しいところ、例えば学校の体育館とか、そういったところもございまして、そのような避難所へは各総合支所で備蓄をしている備品を必要に応じて搬入をしているというところでございます。今後とも定期的な備蓄品の管理を行いながら、不足する備蓄品につきましては、整備を図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（幸多拓磨君） ありがとうございます。市民交流センターは臨時で、今回、場所を確保されたということで、すいません、それ存じ上げませんでした。分かりました。今のお話です。また、バランスよくというわけではない。次の質問にもつながってくることで、次の質問にまいりますね。

②過去の避難者のデータ検証について。現在、昭和の時代とは変わり、住宅が強い造りになっていることや、ホテルへの避難等ができるようになってきていることも要因だと感じますが、避難される方が大変少なくなったように感じます。現在は何名ほどの避難が行われているのか、過去のデータとの比較をお示しください。

総務部長（三原裕樹君） 台風など、自然災害による避難者数につきましては、風速、降水量、進路、暴風域に入っている時間など、その規模によって避難者数に変動がございますので、一概に比較は難しいと考えております。議員御案内のとおり、近年は台風に近い住宅やビルの新築、また、ホテル避難、このホテル避難が近年、多くなっていると感じておりますが、このような多様な避難のあり方などから、指定避難所へ避難される方が少なくなっていることは想定をしております。御参考までに、今回の台風14号における指定避難所への避難者数につきましては、260名でございました。近年では、令和2年の、覚えていらっしゃいますでしょうか、大型台風10号、900ヘクトパスカルを切るという勢いでしたが、その際に2,377名の方が指定避難所へ避難をされております。本市といたしましても、計画的な指定避難所の改修や備蓄品の更新等を行いながら、市民の皆様の安全、安心に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

1 番（幸多拓磨君） ありがとうございます。そうですね、もう今のR2年の10号の2,377名。まさにその規模によって、人数がこれだけ変わるんだなというのを感じました。ですので、私がちょっとシンプルに考えすぎなのか分からないんですけども、もし数的に少ないのであれば、その、この集会場、避難所の備品を割り振ってですね、プラスアルファの準備を、お金をかけて準備をするんじゃなくて、今、あって、人数が少ないところの分を回していけたらいいのではないかななんて、ちょっと単純に考えてしまったんですけども、今のお話聞くと、そういうことでもないみたいなので、全体的に、また、見直しとか修繕とかを考えながらですね、どんどんどんどん検討していただければと感じました。以上です。こちらで終わります。ありがとうございます。

議長（西 公郎君） 以上で、チャレンジ奄美 幸多拓磨君の一般質問を終結いたします。
これにて、本日の日程は終了いたしました。
明日、午前9時30分、本会議を開きます。
本日は、これをもって散会いたします。（午後3時38分）

第 4 回 定 例 会
令和 4 年 12 月 8 日
(第 3 日 目)

12月8日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	松 山 さおり 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	川 口 幸 義 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

13 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 義 成 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	當 田 栄 仁 君	市 民 部 長	徳 永 恵 三 君
市民協働推進課長	畠 山 成 美 君	世界自然遺産課長	平 田 博 行 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
保健福祉部参事兼健康増進課長	徳 永 明 子 君	福 祉 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君
高 齢 者 福 祉 課 長	西 幸 一 郎 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君	紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君
産 業 建 設 課 長	原 俊 三 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
農 林 水 産 課 長	俵 裕 樹 君	建 築 住 宅 課 長	岡 江 康 裕 君
上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君	教 育 部 長	石 神 康 郎 君
教 育 総 務 課 長	信 島 賢 誌 君	学 校 教 育 課 長	小 出 水 明 洋 君
ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖 君		

12月8日(3日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋	修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	坂 元	辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は20名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自、持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁につきましては時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、公明党 栄ヤスエ君の発言を許可いたします。

9番（栄ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、おはようございます。公明党の栄ヤスエでございます。一般質問の2日目、1番で質問させていただきます。今日は傍聴に明推協の皆様も来られております。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入る前に、少々所見を述べさせていただきます。コロナ感染拡大により3年になりますが、12月に入り、感染者も少しずつ増えているようでございます。治療中の皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、保健所をはじめ、医療機関関係者、介護関係者、本市の職員の皆様、関わっていただいております、全ての皆様の御慰労に対しまして、心から感謝申し上げます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。軽症者用の飲み薬のゾコーバも国の承認が下り、医療機関への供給も始まっていると思います。感染しない、させないを基本にしながら、この冬を乗り越えてまいりたいと思います。また、世界におきましては、ロシアによるウクライナ侵略により、多くの犠牲者が出ております。御冥福を祈るとともに、安穏な世界が一日も早く訪れることを心からお祈り申し上げます。また、安田市政におきましては、就任より1年が経ち、8月には諏訪副市長を迎えて、住用町、笠利町と現場にも足を運ばれて、市民とのふれあい対話など、先頭を切っておられます。奄美市を幸せの島にするためにも、私も市民の皆様、一人ひとりの声をお聞きし、寄り添いながら、大衆とともにとの公明党の立党精神をひとときも忘れることなく、議員活動に邁進してまいりたいと思っております。

さて、日本の、そして奄美の高齢化率はますます高くなっております。少ない若者世代が高齢者を支える時代に入りました。地域におきましても、高齢世帯、また独居世帯、一人世帯も多くなっております。ますます地域の皆様が孤立化していく傾向にあると思います。そのためにもやっぱり地域力が大事になってきました。行政でできることも限界があると思います。地域の人的資源をしっかりと生かしながら、誰一人取り残さない、孤立にさせないように、コロナ禍で希薄になってきた地域のつながりを、再度、結び直す時期でもあります。そのことをしっかりと大事にしながら、私も頑張ってまいりたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

一つ目、奄美市の男女共同参画基本計画につきまして、質問させていただきます。本市の奄美市男女共同参画推進条例は、平成18年3月20日に制定されて16年になります。この条例は基本理念を定め、市、事業者及び市民の責任を明らかにするとともに、市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としております。一つ目の質問ですが、奄美市男女共同参画基本計画の後期計画についてでございますが、平成24年度から令和3年までの10年間の計画の後期計画が終了し、次期計画への審議がなされているところと認識しております。後期計画で掲げた基本理念に基づいて、基本目

標を立て、重点的に取り組む分野を立てて取り組まれてきたことと認識しております。そこで、後期計画で立てられました、①重点分野八つについての目標達成の現状を伺います。八つございますが、一つ目が、男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育、学習の充実。二つ目に、政策、方針決定過程への女性の参画拡大。三つ目に、仕事と生活の調和を図り、男女ともに能力を発揮できる雇用と就業環境の整備の促進。四つ目に、活力ある農林水産業の実現に向けた、男女共同参画の推進。五つ目に、生活上の困難や課題を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備。六つ目に、女性に対するあらゆる暴力の根絶。七つ目に、生涯を通じた女性の健康支援。八つ目に、地域コミュニティにおける男女共同参画の推進ということで質問させていただきます。この現状を伺いたいと思います。

次の質問からは発言席より質問いたします。

市民部長（徳永恵三君） おはようございます。それでは、お答えいたします。議員御案内のとおり、平成29年度から令和3年度までの第1次奄美市男女共同参画基本計画の後期計画におきましては、八つの重点分野を定めており、取り組むべき方向を示しております。各分野は、男女共同参画を推進するための教育学習の充実や政策、方針決定過程への女性の参画の拡大など、奄美市男女共同参画推進条例に規定する基本理念に基づき、定められました。概ね数値目標が達成された分野につきましては、まず、重点分野1の男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育、学習の充実。重点分野2の政策方針決定過程への女性の参画の拡大。重点分野3の仕事と生活の調和を図り、男女ともに能力を発揮できる雇用等就業環境の整備の促進。重点分野6の女性に対するあらゆる暴力の根絶。また、重点分野7の、生涯を通じた女性の健康支援の合わせて5分野において、達成されております。しかしながら、その他の3分野におきましては、数値目標が達成されていない事業も見られ、また、令和2年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、男女の地位の平等化において、地域社会や社会通念、慣習、また、政治の中で男性が優遇されていると回答している割合が多いという結果も出ております。本市といたしましては、改めまして、性別に関わりなく、全ての人が対等に、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保できる社会の形成に向けて、より一層、男女共同参画の施策の推進と、市民への意識の醸成を図る必要があると考えております。以上です。

9番（栄ヤスエ君） 答弁ありがとうございました。一つには、そうですね、それぞれの分野について御説明いただきましたけれども、やはり、なかなか教育機関もですし、含めて、それぞれにこう、この男女共同参画の基本、視点はですね、なかなか結ぶ、いくのは難しいと思うんですけれども、3番目におきましても、仕事と生活の調和を図り、男女ともに能力を発揮できる雇用等というのもありますけれども、本市におきましても、計画を立てながらですね、女性活躍ということで、この事業のほうも、国の、市の職員の女性職員、半分、そしてまた、男性職員半分ということで、雇用のほうも、数字を見ましたら、半分半分ぐらいになっているというのは、状況は分かりますけれども、女性のこの職員を採用したときにですね、やはりいろんな機会を与えていくというかですかね、女性だから庶務的なものとかではなくてですね、やはりこう、一つ一つ経験を、その段階的に踏ませていただきながら、そういった機会をやはり設けていくということも、すごく大事なことだと思います。やはり、財政的なことが弱い、なかなかできない職員ですとか、もういろんな、その専門分野も、不得意、得意はありますけれども、やはりそこにしっかりとまた、女性の職員も経験をさせる、そういう機会を与えるということを、やっぱり人事等も含めてですね、考えていただきたいなというふうに思いますし、また、そうですね、教育機関におきましても、学校におけるこの取組。今、県の事業で学びの広場という県の事業がございまして、今、最近、手を挙げる学校も増えてきておりまして、人気の講座っていうかですね、テーマになっていると思いますけれども、そういったところにも、しっかりまた、子どもたちだけではなくて、子どもたち、また、教育現場の職員の皆様、そして、それを支える親御さんたちですね、その三つの3段階に合わせて、この男女共同参画の学びの広場というのが、講演というかですね、ワークショップをしたりとかしながら

ら、しっかりこう、認識というか、分かっていたかのような、学びの広場がございますので、しっかりまた、市内の小・中学校のほうも、そういったことを、県の事業とかも含めてですね、手を挙げていただきながら、しっかり取っていただいて、子どもだけではなくて、その職員の皆様、そして、地域の保護者の皆様、また、地域の皆様にも、しっかりこう伝わるような取組をですね、今後もお願いをしたいと思います。しっかりこの8分野、立てて、これまで政策をして、10年間してこられたんですけども、しっかりまた、先ほど部長もおっしゃったように、市民の調査もありまして、様々な御意見があったと、いろんな調査の数が出てきているんですけども、先ほど部長がおっしゃったように、やはり社会通念とか、慣習、しきたりなどでも、やっぱり政治の中でも、やっぱり男性優遇ということが、割合が高いということは、まだまだございますので、そういったところですね、しっかりとまた、見据えながら、今後も取組をしたいと思います。そしてまた、この男女共同参画の関連用語の認知度についての質問、アンケートもありましたけれども、よく知っているが、用語は少なくって、認知度は低いということで、よく知っている用語は、男女共同機会均等法が31.2パーセント。そして、マタニティハラスメントが31.2パーセント。DV廃止法が23.2パーセント。また、ジェンダーが21.6パーセントというふうになっております。まだまだこの、それと、ダイバーシティとか、男女共同参画あまみ会議、ダブルケア、SDGsの用語については6割以上が知らないというふうに答える現状が、回答がありました。まだまだこの用語に対する認知度は低いものだなということは、この結果を見て確認をさせていただきました。そして、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方については、男女ともに反対が賛成を大きく上回っており、また、全体では反対が65.7パーセント、賛成が30.7パーセントとの結果が出て、まだまだ女性が外で働くことへの認知が、認識が低い結果だというふうに、私自身も受け止めました。家庭における夫婦の役割分担では、ほとんどの項目で主に妻が家事で70.7パーセントというふうに、もともと高い結果が出ておりますので、こういったことも、また、見据えながら、次の施策に向けて頑張っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、本市にはですね、奄美市男女共同参画推進会議というものが設置されておまして、会長は副市長であります。副会長は市民部長ということで、この推進会議の所管の事務の一つには、男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進に関することとあります。そこで、この重点分野を各課で取り組んでいる、取り組んでこられた、この10年間で取り組んでこられたものとして、具体的に伺いたいと思いますが、②の質問でございますが、各課で実施事業の実績や課題について、伺いたいと思います。

市民部長（徳永恵三君） 実施事業の実施や課題ということで、奄美市男女共同参画基本計画におきましては、重点分野ごとに市の実施する事業についても、数値目標や取り組むべき内容を定めておりますので、そのことについて、御説明させていただきます。今年度、取り組んでおります、第2次男女共同参画基本計画の策定に当たりましては、第1次計画で定めた、市が取り組むべき実施事業について、各担当課が事業評価を行い、評価内容について、市民協働推進課がヒアリングを実施しております。その中で、重点分野2の女性参画の拡大に関しましては、市職員の管理職の女性割合を令和元年度までに10パーセントにする指標となっており、令和4年度現在、9.6パーセントとなっております。重点分野3の雇用関係の事業に関しましては、働きやすい職場づくり応援事業により、事業所の環境整備に対し、助成などが行われております。また、重点分野5の安心して暮らせる環境の整備に関しましては、性別に関わりなく、個人としてのニーズに配慮した高齢者の自立に向けた生活支援に係る事業として、高齢男性対象の料理教室や健康教室を実施しております。庁内でヒアリングを行った結果につきましては、達成できたとした事業は38パーセント、概ね達成できたが30パーセント、やや不十分が21パーセント、達成できなかった、または、実施できなかったが11パーセントとなっております。やや不十分、または、達成、実施できなかった事業について分析しますと、数値目標が設定しにくい普及、啓発といった事業や、関係団体との連携が必要な事業、また、事業内容が複数の課に跨っているなどの課題が見つ

かりました。第2次計画の当たりましては、これらの課題について、事業担当課と協議を行い、課題解決に向けた目標設定に取り組んでいるところです。

9番（栄ヤスエ君） 数値目標でしっかりと部長のほうから答弁がございましたけれども、なかなかこう、各課に、全課、たくさんこの、奄美市の各課、ございますけれども、各課で、こう、やはりこう、それぞれの課が、自分の課は男女共同参画の視点でちゃんと取り組んでいる、視点で事業を取っているとか、事業、継続してやっているとか、そういった、なかなかこう認識というんでしょうか、その視点に対することもあるのかなと思いましたので、やはりこう、この推進会議が、しっかりと設置されておりますので、そこもしっかりと機能していただきながら、各課に対して、また、定期的にですね、いろんな部分で、その課に、各課にその担当官っていうんですかね、男女共同参画を進め、視点で進めるような担当官もあられるかと思いましたので、そういったところも連携、随時こう、定期的に研修なり、いろんなこう、情報共有なりしていただきながら、今、どこら辺まで進んでいるのかとか、どういうふうになっているのかとか、いろんな聞き取りも含めて、ヒアリングも含めてですね、定期的にそのようなこともしていただきながら、例えば、ポスターを何か出すときにですね、このポスターがこう男女共同参画の視点になってないとかですね、女性がこう、肌を出してとか、いろんな視点があると思いますので、このたくさんの事業をですね、するときに、やはりこう、その企画の部分が、やはりそういったところは全部見ていくと思いますので、やっぱり企画の部分でですね、しっかりとそういった男女共同参画の視点というのは、すごく大事なものになってくると思いますので、それも含めて、今の結果を聞かせていただきました。ありがとうございます。

次に、③のですね、次期の奄美市男女共同参画計画の策定の趣旨、また、基本目標への考えということで伺いたいと思います。今、この男女共同参画の審議員の皆様、12名の委員で構成されているというふうに聞いておりますけれども、今、審議会を開催して、次期計画に対して、今、取組をされているというふうに思います。また、次期計画は令和5年度から、また、令和14年度の10年間ということになりますので、しっかりまた、今の時代に沿ったというかですね、しっかり、そういった計画がですね、しっかりできるような形になっていただきたいんですけれども、しっかりまた、この、まず質問ですけれども、この趣旨、また、基本目標についての考えをまずは伺いたいと思います。

市民部長（徳永恵三君） 議員御承知のとおり、本市は今年度、第2次男女共同参画基本計画策定に向けて作業を進めております。基本目標につきましては、近年の様々な社会情勢の変化を勘案し、男女共同参画社会の推進をより具体的で実効性のあるものとするために、三つの目標がございます。一つ目が、あらゆる分野における男女共同参画の推進。二つ目が、安全・安心な暮らしの実現。三つ目が、男女共同参画に向けた基盤づくりの三つを基本目標として掲げております。第2次計画につきましても、奄美市男女共同参画推進条例で掲げる基本理念に基づき、第1次計画の事業評価及び市民意識調査の結果を踏まえ、法改正や新たに制定された法律なども計画に反映させて取り組んでまいりたいと考えております。

9番（栄ヤスエ君） はい、ありがとうございます。第1次計画は八つの項目ですね、重点分野等も含めて、詳細にわたって様々、取組をされてきたんですけれども、今回は、次年度に関しては三つの大きな目標ということで、今、部長のほうからございましたので、しっかりまた、そのこと、今の時代に合った、また、男女共同参画の進め方ですね、しっかりとまた、委員の皆様ともしっかりと協議をしていただきながら、議論していただきながら、本当に奄美市にとっていい、その計画になりますように、しっかりと取組をお願いしたいと思います。鹿児島県の主催で、毎年、6月、7月が、7月が男女共同参画の県の推進月間になっているんですけれども、その中でですね、男女共同参画の基礎講座というのを、毎年、県のセンターの主催でしております。もう、時間的にもものすごく長いんですけれども、その中でしっか

りと基礎をですね、学べる機会が県のほうでもこうやって用意していただいていますので、是非、この奄美市の職員の皆様には、新入職員の皆様ですね、入ったときに、この、まずはその男女共同参画の視点を学べるような形で、新人研修ですね、のときとかにも、この基礎講座を、是非、受講していただきたいというふうに思っております。これも前回もちょっと提案をさせていただいたんですけれども、その県がやっているものに、こちらでオンラインとかで入っての研修になるのか、若しくはアドバイザーとかですね、そういった方をお呼びして、しっかりとみっちり新人研修として奄美市で取り組んでいただくのか、そこはもうお任せをいたしますけれども、やはり最初のうちでそういった視点を持っておくと、また、次々、またその新人職員の方たちが年数を経っていくことによって、またいろんな部署に行ったときに、しっかりとそういった視点がですね、本当にこう生かされてくる部署もたくさんあると思いますので、やはり最初が肝心だと思いますので、基礎講座の、また受講というのものも、しっかりと考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。この男女共同参画の視点は、奄美市のこう、本当、全庁的な事業においては必要な視点になると思います。現在は担当課が市民協働推進課というふうになっておりますけれども、本当に企画部門の扱う部署においても、しっかりとこういった視点を持っていただけるように、また職員の皆様も持っていただける。そしてまた、いろんな事業に対しても反映、反映というかですね、視点が生かされてくると思いますので、御検討をよろしく願いいたします。そしてまた、本市の職員においても、子育て世代が仕事と育児の両立をしやすいようにですね、育児休暇や、また短時間の勤務、また所定外労働の制限、残業免除とかですね、も利用しやすくなる取組も広げていただきたいと思います。特に男性の育児休業の取得促進のためにも、取るだけの育休ではなくてですね、にならないように両親学級ですとか、そういったものも開催していただいて、もう男性も、この子どもさんが生まれる前から、お風呂の入れ方ですとか、ミルクのやり方ですとか、おむつの替え方などもしっかりと練習というかですね、そういったこともしていただきながら、しっかりとまた育休が取りやすい、取得できるような取組も必要と考えますので、よろしく願いいたします。

次の質問ですが、鹿児島県では、令和3年度から、鹿児島ジェンダー平等推進プロジェクトチームを結成いたしまして、ジェンダー平等の推進と男女共同参画の実現を目指して取り組んでおります。11月17日に、県民へのメッセージとして、鹿児島ジェンダー平等推進宣言を提唱し、私たち一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、家庭、また、学校、職場、地域等に、あらゆる分野における男女共同参画、そして、ジェンダー平等が推進されるよう、私たち一人ひとりが性別による固定的な役割分担や偏見、差別等、ジェンダーにより生じているジェンダーギャップの解消に向けて行動することを宣言しますとの宣言書を塩田県知事が読み上げていらっしゃいました。②の(2)の質問になりますけれども、鹿児島県知事によるこのジェンダー平等宣言について、どのように本市として捉えているかということをお伺いしたいと思います。

市長(安田壮平君) おはようございます。栄議員の御質問にお答えいたします。議員御承知のとおり、ジェンダー平等とは、性別に関わりなく、一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力が発揮できる社会のことです。御案内のとおり、今回のジェンダー平等推進宣言は、県内の民間企業の代表者などから構成されたプロジェクトチームが、各企業の中で、ジェンダー平等推進に向けた具体的な取組について、行動指針として発信し、性別による固定的な役割分担や偏見の解消に向けて行動するとした宣言書を県知事に提出したものでございます。国際社会においては、SDGsの17の目標達成に向けたあらゆる施策に、ジェンダー平等及びジェンダーの視点を反映させることが要請されており、男女共同参画に向けた取組が積極的に進められております。しかし、都道府県のジェンダーギャップ指数を基に分析した公表データによりますと、鹿児島県は行政、経済、教育、政治の4分野全てが低い結果となっており、取組の強化が求められております。本市においては、市民団体、男女共同参画あまみ会議と連携した市民講座や、生理用品配置事業、また、高校生を対象とした奄美学講座などを通して、市民への意識啓発

や情報発信を継続して行っているところでございます。今後もこれまで以上に情報を共有し、性別や年代、職業に関わりなく、ジェンダー平等が推進されるよう、奄美市男女共同参画推進条例で定めた基本理念に則り、施策に取り組んでまいります。

9 番（栄ヤスエ君） 御答弁、ありがとうございました。やはり現実には、まだまだ遠いものかなというふうに思いますので、しっかりとまた、足元からですね、奄美市からでも、先にこう、今、新しく行動計画を立てていきますけれども、このジェンダー視点というのは、もう、世界の潮流でございますので、やっぱりSDGsの5番目にもございますので、しっかりとそういったことをですね、踏まえながら、新しい計画も、しっかりと踏まえて、計画を立てていただきながら、進めていきたいと思いますので、この四つの分野に関しても、本当にこう、一つ一つ精査しながら進めていただきたいと思いますので、是非、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

次の質問でございますけれども、この男女共同参画の視点の分野、重点分野の7番目の項目でもございますけれども、一つ目に、女性の健康支援についてということで質問させていただきます。この質問は何回か取り上げさせていただいておりますけれども、本当に大事なものだと思いますので、再度、確認のために質問させていただきます。（1）子宮頸がんワクチンの接種についてということで、国は平成25年から子宮頸がんワクチンの積極勧奨を中止しておりましたが、令和3年11月26日の国の通知によりまして、ヒトパピローマウイルスワクチンの定期予防接種の個別勧奨が、本年4月より再開されることとなりました。子宮頸がんは子宮頸部の子宮の出口に近い部分にできるがんで、若い世代の女性のがんの中でも一番多いがんでございます。そして、日本では、毎年約1万1,000人の女性がかかる病気で、更に毎年、約2,800人の女性が亡くなっているという数字も出ております。患者は20歳代から増え始め、30歳代までにがんの治療で子宮を残念ながら失ってしまう方々もいらっしゃるというふうに聞いております。そして、毎年、1,200人、そのような方々がいらっしゃるというふうに聞いております。HPVワクチンはWHOの世界保健機関が接種を推奨しておりまして、現在では100か国以上で公的な予防接種が行われております。イギリスやオーストラリアでは、接種率は約8割と言われております。日本では平成25年から8年間、この積極勧奨が止まっていたために、まだまだ1パーセントというふうに留まっているというふうに聞いております。そこで、次の質問でありますが、この国からの通知により、本年4月より積極勧奨が再開をいたしましたけれども、対象となる小学校6年生から高校1年生相当の女子について、本市においては、6月に個別に予診票とワクチン接種を受けられる医療機関の一覧等も配られているというふうに認識しておりますけれども、そこで質問ですけれども、①昨年度と本年度の直近のですね、直近までのワクチン接種の現状というものを伺いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） おはようございます。それでは、議員の質問にお答えいたします。議員御案内のとおり、子宮頸がんワクチンにつきましては、国の施策により、平成25年6月から積極的勧奨が控えられておりましたが、令和4年4月より、積極的勧奨が再開されたところでございます。本市では4月からの接種勧奨を行うに当たり、大島郡医師会の協力の下、奄美大島5市町村合同での勉強会や、大島郡医師会へワクチン接種勧奨についての説明を行い、接種体制を整えた上、接種対象者全てに対し、個別に予診票等の発送を行っております。定期接種対象は小学校6年生から高校1年生の女子で、令和4年度の接種状況は、これまで62人となっており、昨年1年間の接種人数19人を大幅に上回っております。接種者数の内訳は、小学6年生、9人。中学1年生、8人。中学2年生、6人。中学3年生、20人。高校1年生、19人となっております。なお、4月以降の接種勧奨対象の定期接種対象者は997人となっております。以上でございます。

9 番（栄ヤスエ君） すいません、聞き逃したかもしれませんが、令和3年からの対象者数というのは分

からないんでしょうか、すいません。

保健福祉部長（山下能久君） 令和3年度の接種対象者につきましては、540人となっております。

9番（栄ヤスエ君） はい、すいません、失礼いたしました。令和3年度は対象者が590人に対して、先ほどの詳細がございました、小学校6年が9名、中学が1年が8名、中学2年が6名、中3が20名、高校1年が19名ということですね。はい。昨年度、積極勧奨がなかった年が19名でしたので、今年、勧奨が始まって、全世帯に、全てに送付したということで、やっぱりこの効果が出ていると思いますけれども、997に対して62名ということは、これは希望する方ってことになりますので、任意になりますので、なかなか難しいかと思いますが、それでも接種者が増えているということに関しては、本当にありがたいなと思います。しっかりまた、これも周知、広報に、まだまだ進めていただきながら、5市町村で取り組んでいるものというふうに認識をいたしましたので、しっかりと5市町村、足並みを揃えながら、また、医師会等も含めて、周知、広報にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問ですけれども、国はHPBワクチンの勧奨が止まった8年間の間に、定期接種の期間が過ぎてしまった方への救済措置として、平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれ、誕生日が1997年4月2日から2006年の4月1日のこの積極的勧奨が控えられていた時期に、このワクチンを受けられなかった、機会を逃した皆様。それが、今は高校2年生相当の年齢から25歳の女性というふうになりますけれども、そして、過去にHPBワクチンの接種を3回受けていなかった皆様も対象として通知をされているというふうに認識をしております。そこで質問ですけれども、②の、本市におけるキャッチアップですね、受けられなかった、機会を逃した皆様へのキャッチアップ接種の利用状況を、現状をお伺いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） キャッチアップ接種の現状について、お答えいたします。キャッチアップ接種とは、子宮頸がんワクチンの接種の積極的勧奨が差し控えられていた間に、定期接種の機会を逃した方について、公平な接種機会を確保する観点から、改めて接種の機会を提供するためのものがございます。本市のキャッチアップ接種対象は、平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの高校2年生から25歳の女性で、対象人数は885人となっております。現在、キャッチアップ接種対象者の接種人数は40人となっており、接種者数の内訳は、高校2年生、7人。高校3年生、17人。19歳から25歳、16人となっております。以上でございます。

9番（栄ヤスエ君） 御答弁ありがとうございます。やはり通知を全世帯には出していると思います。それが6月頃だったかと思います。4月に再開をして、6月ぐらいから送付を始めて、届いて、また、見られた方たちがいろいろと家族でとか、子どもさんととか、相談しながらこういった接種を受けられたというふうには認識をいたしますけれども、やはり対象者、この中で、対象者の中には、高校卒業して島外に出られた方たちもたくさんいらっしゃると思いますので、その追跡ができないのが少し残念かなというふうには思いますけれども、しっかりとまた、島内に残られている、そのキャッチアップの対象者の皆様には、今後もですね、含めて、周知徹底、周知と広報を含めてですね、できるだけその接種機会を、設けられるような機会を、是非、お願いしたいと思います。対象者が885名のうちの40名ということでしたので、高校、年齢的に言うと高校2年生、そうですね、2年生、17名、3年が17名、19から25が16名ということでしたけれども、本当にしっかりとまた、今後、周知を図りながらですね、将来、やっぱりお子さんを産むせいでも、せいっていかですね、産む、産まないは自由ですけれども、産む可能性のある女性ですので、しっかりと今のうちから、いわば、今、性交の年齢も低くなっているというふうに聞いていますので、しっかりとそこら辺をですね、学校関係も含めてですね、この子宮頸

がんワクチン、子宮頸がんになるということも含めて、がんの教育も含めてですね、しっかりと周知、広報していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。この公費での接種可能な時期というのが、令和4年の4月から令和7年の3月って、3年間というふうに限られております。この3回のワクチン接種、これを逃しますと、やはり実費になりますので、2万円から3万円とかですね、高額な金額になりますけれども、このワクチンは1回目接種より3回目接種を終えるまでに半年間かかるワクチンでございますので、そういう期間もしっかりと考えていただきながら、広報をお願いしたいと思います。周知について、郵送による、今、郵送によるとか、また、個別通知等、ほかにもですね、ホームページへの掲載ですとか、1月にまた、20歳の集いですかね、とかがございますので、そういったところに、リーフか何か作ってお渡しをすとか、また、がん検診のリーフ等とともに、一緒にお渡しして、しっかりと自分の健康は自分で守るというかですね、そういったことをしっかりと、そういった機会をですね、多く作っていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、先日の地元紙におきまして、小学校でがん患者の当事者からの話を聞くということで、がん教育を受けた記事が載って、住用町かどちらかでしたでしょうか、小学校で、掲載されていました。教育現場においても、がんのこの正しい知識を身に付けるというかですね、しっかりと子どものうちから分かることが、周りの子どもたち、例えば小児がんになったりとか、いろんながん、ございますけれども、そういった方たちへの思いというかですね、認識も、知ることにもなりますので、こういったがん教育も含めて、大切な命の授業だなというふうに思いましたので、女性特有の乳がんや子宮頸がんも含めたがん教育の実施等もですね、教育委員会も含めて、市の広報のほうも含めてですね、是非、お願いしたいと思いますので、これは要望として終わらせていただきます。

それでは、次の質問ですが、10月5日付の新聞報道におきまして、厚生労働省は10月4日、子宮頸がんを引き起こすこのHPVの9種類の遺伝子型に対応した9価ワクチンを、来年度、2023年の4月以降の早い時期に定期接種するということを決めたという報道がありました。専門家による予防接種基本方針部会で承認されて、現在、定期接種で使われている、2価とか4価のワクチンと同じ、小学6年から高校1年相当の女子に、計3回、打つ見通しで、接種費用は公費負担になるというふうな報道がございました。その方向で進んでいるものと思いますけれども、また、11月18日には国より自治体への事務連絡も発出されておりますので、これはもう、間違いなくあるというふうに認識しております。この2価、4価はサーバリックス、ガーダシルということでなっております。9価はシルガードというワクチンですが、そこで質問ですが、③の本市における、この9価ワクチンへの今後の対応と周知について、伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 子宮頸がんワクチンの9価ワクチンの今後の対応と周知について、お答えいたします。令和4年10月4日及び11月8日に開催された第49回、50回、厚生科学審議会予防接種ワクチン部会予防接種基本方針部会において、子宮頸がんワクチンの9価ワクチンの定期接種化について、令和5年度から実施という承認がなされております。子宮頸がんはそのほとんどがヒトパピローマウイルスの感染が原因で生じます。そのヒトパピローマウイルスには多くの型がありますが、そのうち、少なくとも15種類が子宮頸がんの原因となることが分かっており、そのウイルスの感染を予防するために、子宮頸がんワクチンがございます。現在の定期接種には2価ワクチン、4価ワクチンが使われており、ヒトパピローマウイルスのうち、それぞれ2種類、4種類の型の感染を防ぐものでございました。今回、承認された9価ワクチンは高リスクの型を含め、九つの型への感染を予防するため、接種効果も非常に高くなるとされ、子宮頸がん及びその前がん病変の罹患率の減少、子宮頸がんの死亡率の減少が期待されております。前がん病変の前がんとは、細胞が現状ではがんとは言えないが、がんに行進する確率が高い状態をいうものでございます。9価ワクチンの用法、用量に関する接種上の注意、接種方法であったり、接種間隔の記載は4価ワクチンと同様であることから、関係法令についても4価ワクチンと同様の扱いとされております。9価ワクチンの定期接種化につきましては、11月22日に

国の説明会が行われ、具体的な実施方法等については、自治体向けの事務連絡が発出されることになっております。本市におきましても、ワクチン接種の有効性や副反応などについて、正しい情報を提供し、接種希望者が接種時期を逸することなく接種できる体制を整えてまいります。また、子宮がんにつきましては、がんの中でも20代の若い女性に多いがんであり、本市においても重点的に取り組むがんとして位置付けております。そのため、子宮がん検診の受診率向上とともに、子宮頸がんワクチンの接種勧奨に努めてまいりたいと存じます。なお、周知、広報につきましては、ホームページや広報紙等に加え、SNS等を活用し、積極的な周知に取り組んでまいるところでございます。以上でございます。

9番（栄ヤスエ君） 答弁ありがとうございます。積極的な周知、広報と、また取り組んでいくということで、承知いたしました。ありがとうございます。これ、青森県の平川市におきましては、この市の主催とかですね、産婦人科医を講師にしながらですね、この子宮頸がんワクチンの説明会というのも開かれているということで、お聞きしました。このHPV感染症やワクチンについて、最新の医学研究を基に、科学的根拠に基づいた情報を提供、市民の皆さんにされたりとか、そしてまた、平川市の子宮頸がんワクチンの接種のキャッチアップ事業について、説明なども、説明会を開いてですね、されているというふうに聞いております。本市においても、女性の健康週間とかですね、ちょっともう時期は3月なのでずれますけれども、そういったものを捉えながらですね、専門家を講師にしながら、こういった、安心して、また、こういった9価、こちら、新しいものができておりますので、これを機にしながらですね、専門家を講師にしながら、説明会などの、また、開催とかも提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく、周知、広報の方に、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。次は、子育て支援についてということでございますけれども、この国における2022年、出生数というのが、前年比5.1パーセント減で、77万人前後になっているというふうに聞いております。国は子育ての支援が手薄な、0歳から2歳児に焦点を当てて、妊娠、出産時に計10万円相当の給付による経済的負担の軽減とともに、妊娠期から伴走型相談支援を一体的に実施するために、出産・子育て応援交付金を創設をいたしまして、これが1,267億円計上しております。伴走型相談支援は、全妊婦を対象に妊娠期から出産、育児期までの一貫して寄り添う相談体制を整備し、様々なニーズに即した支援につなげる、経済的負担軽減に向けては、妊娠届とともに出生届を出した、その提出した際には、それぞれ5万円ということで、相当のお金になるか、クーポンになるかですけれども、5万円相当の、合計は10万円、経済的支援実施を想定をしております。対象としては、今年、4年4月1日以降に生まれたお子さんということで、に給付するとしておりますけれども、私たち公明党もですね、11月8日には結婚、妊娠、出産から子どもが社会に巣立つまでを切れ目なく手厚く支援しようということで、子育て応援のトータルプランというものを発表させていただきました。その一部として、全国で伴走型の相談事業の予算というものが12月2日にこの成立しました。国会で成立しました第2次補正予算に計上されております。（1）の質問ですけれども、11月8日に閣議決定は、質問の中には、閣議決定した、そのあとも、予算も成立されましたけれども、この出産・子育て応援交付金を活用した妊娠期から子育て期への伴走型相談支援と、また経済支援の、本市における今後の取組について伺いたいと思います。これは、実施主体が市町村ということになりますので、しっかりと市町村で、様々な取組はされていると思いますが、それにこう、今、取組に、また足りないものとか、いろいろこう精査していただきながら、本市の子育て支援事業も、担当課で様々な考えていただいて、検討されていると認識しておりますが、どのように考えているかということで、お伺いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御質問の出産・子育て応援交付金につきましては、11月8日に閣議決定され、11月22日に自治体向けの説明が開催されたところでございます。出産・子育て応援交付金とは、妊娠届出時から、全ての妊婦、子育て家庭に寄り添うことで、悩みや不安を解消し、安心して

出産、育児に臨めるよう、継続的に関わりを持ち、必要な支援につないでいく伴走型相談支援と、妊娠届出時及び出生届出時に合計10万円を支給する経済的支援をパッケージで実施する事業でございます。本市におきましては、子育て世代包括支援センターを中心として、妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目ない支援を行う体制を整えており、妊娠届出時が妊婦さんとの最初の出会いとなります。そこでは一人ひとりとゆっくり関わる時間を取り、妊娠経過や出産のこと、家族の支援体制、経済的なことなど、チェックリストを基に面接をさせていただいております。その中で、必要な家庭には医療機関と連携しながら相談支援を行い、教室や妊婦健診等を活用しながら、妊婦さんの見守りや支援を行っております。出産後につきましては、産婦健診、新生児訪問を通して、母親や赤ちゃんの状況を確認し、必要な家庭には産後ケアや養育等訪問支援事業を活用して、子育て家庭の支援を行っております。また、地域におきましては、はぐくみ育ち見守り隊である黒うさぎおばちゃんや、母子保健推進員さんが身近な相談相手として見守りや相談活動を行っております。出産・子育て応援交付金を活用した事業につきましては、これまで実施している事業と、新たに必要となる妊娠中の相談事業を上手く組み込み、更にきめ細やかな支援ができるよう、実施方法を検討してまいります。また、開始時期につきましては、必要なサービス利用につなげる、妊娠、子育て家庭の負担を軽減できるよう、速やかな実施に向けて、関係部署と準備を進めているところでございます。以上でございます。

9番（栄ヤスエ君） 詳細な説明、ありがとうございました。本当、奄美市は手厚くですね、妊娠期前から、本当にこう、包括支援センターの保健師、また、助産師の皆様が、本当にこう、毎日、毎回毎回、その母子世帯に訪問されて、アウトリーチで訪問されては、いろんな相談事に寄り添っているということは、本当にこう認識しておりまして、本当に尊敬っていうんですかね、本当にありがたいこと、感謝申し上げますけれども。本当に、一人ひとりまた、今、やっていることに、また、含めてですね、何かこう漏れがないのかってことも、もう1回、今、検証されているということでございましたので、いろいろとこう、ただ、今回ですと、3段階に分けて聞き取りとかですね、面談をするということが、本当に重要でございまして、妊娠したということで、母子手帳を申請に来る。そのときに、いろいろこう、状況を見ながら、面談しながら、やはり顔を合わせて面談するということが、顔を合わせて、対面での相談に、支援になりますので、対面ですするということが、その方の状況とかがよく分かってくるといいますので、しっかりと妊娠、その母子手帳をもらうときに、また、出産した、その辺りの段階で、しっかりと面談を、面談をしていただきながらですね、こう、しっかりと敏感に、その母子の状況ですとか、そういったものを捉えていただきながら、それにつながる、相談支援につながるようなものになっていただきたいというふうに思います。これも、市町村に任されているわけですが、この事業はですね、その面談のタイミングですとか、また、実施期間も含めてですね、されていると思いますけれども、この面談の対象者なんですけれども、やはり最初は、母子手帳をもらいに行くときには、お母さんとお腹にお子さん、お母さんが大体の方は申請に来ると思いますけれども、妊娠して、出産したあとに、そのときに5万円相当のものをいただくことになるといいますけれども、そのときはもう、出産の準備ですとか、おむつだったりとか、子どもの、赤ちゃんの用品だったりとか、買うものにされると思います。最終的に、2回目の面談が終わって、3回目の最初の子どもが産まれましたということで、出生届を出したときに、やはり来られるのは、お母さんはなかなか来れないと思いますので、その夫ですとか、保護者とか、その周りの方が来られると思いますので、やはりそこはしっかりと、現金だけを渡すのではなくてですね、本当にそのお母さんが必要なものは何かということをしかりとヒアリングというか、聞き取りしていただいて、それに見合ったものがお渡しできるような形で、しっかりと面談の方は、丁寧にさせていただきたいというふうに、要望もさせていただきたいと思います。各市町村でもいろいろなことをやっております、すいません、例えば子どもに対するいろんな、昨日、ちょっとこれ、御近所のその子育て世帯の方にちょっとヒアリングしてきたんですけれども、要望としては、今、0歳児を出産されて、育児中のお母さんからなんですけれども、0歳児の赤ちゃんのおむつ定期便とかですね、おむつ

が本当にこう、毎日、出産して買いに行けなかったりとか、その方、転勤族なので、なかなか外に出る、誰かにお願いすることもできないことで、兵庫県の明石市とかですね、無料でこう、毎月、おむつが届くようなサービスもあるようで、そのおむつの定期便ですとか、あと、チャイルドシートとかベビーベッドとかのレンタルとかもあったらいいなとかですね、子ども用のバザーをやってほしいとか、あと、子ども用の割引のクーポン券ですね、そういったものも、何か購入するときのクーポン券、自由に自分が使えるようなクーポン券にしてほしいとか、そういったことの、ちょっと聞き取りなんかでですね、要望も聞かせていただきましたので、そういったもので、しっかりとその必要なところに届けられるような、交付金の制度の活用をお願いしたいと思っております。この事業内容は、市町村が創意をくだしながら、妊娠届時より妊婦や、特に、0歳児から2歳児の低年齢の時期に、子育て家庭に寄り添いながら、出産、育児等の見通しを立てるための面談ですとか、先ほどからありますように、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型、この伴走型というのが、本当に寄り添うということですので、しっかりこう、手放すことなく、しっかりその母と子に、また、家庭に寄り添いながらってことで、そういった支援の充実を図るとともに、妊娠届出を行ったお母さんに対して、出産、育児の、関連用品の、先ほど申し上げたような関連用品の購入費助成とか、また子育てサービスの利用、サービスの負担軽減を図るような、ファミリーサポートのその使用料を減免にするとか、タダにするとかですね、いろいろなこと、考えられると思いますので、そういったことを経済的支援、この10万円を有効にですね、使っていただきたいと思いますので、是非、大事なものでございます。これ、また、国としては継続をしたいということ、継続的な、この単年度だけではなくて、今後、子ども、少子高齢化になってきますし、高齢者も増えていく。そんな中で、やっぱりこう地域で子育ても、本当に高齢者も含めてですね、地域で寄り添いながらやらないといけなく、この、今、時代になっていますので、孤立させない、そのお母様たちをですね、人生のスタートのお母様たちを孤立させないように、誰もが安心して、この産み育てるような本市の取組となっていけるようにですね、持続可能な、本当にこう、子育て支援の体制づくりをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そういうことでですね、少し早いんですけれども、しっかりまた、私も含めて、しっかりと、また、今、地域ですね、奄美地区、私の住む奄美地区なんですけれども、今、本当にこう地域の取組をたくさんされてらっしゃってですね、今、8地区の体協の、地域支え合い事業で、8地区に分かれておりますけれども、私が住む奄美地区においては、やはりこの、毎年5月に、子どもフェスタ、あれですかね、子ども祭りというのをしながら、地域の皆様も取り込みながら、本当にこう、子どもたちを主に、主題にしながらですね、前に出しながら、主役にしながら、地域のつながりを、今、つけております。今年は11月にですね、地域の高齢者も含めて、A i A i ひろばの方で、今度は高齢者向けということで、高齢者の皆さんと地域の皆さんが顔がつながるようになってことで、地域の方々たちに、出し物をしていただきながらですね、地域のつながりをつけることができました。コロナ禍で、もう3年間、地域のつながりがなかなかなかった中で、そういう取組ができたということは、本当にこう、取り組んでいただいた皆様に本当に感謝なんですけれども。本当にこう、顔の見える、対面でのいろんなものが、イベントとかも、少しずつ増え出してくる中にあると思いますので、本当にこう、この地域において、だからこそ地域のつながりがすごく大事になってくると思いますので、誰一人取りこぼさないような、地域社会づくりに向けて、しっかりまた、幸せの島づくりに向けて、私自身もしっかりと頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、公明党 栄ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時27分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

なお、橋口耕太郎君より書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

8番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、ネット中継を御覧の皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎です。一般質問を行う前に、少々所見を述べたいと思います。

連日、報道されています、FIFAワールドカップカタール大会。日本は残念ながらベスト16で敗退しましたが、私たちに勇気と希望を与えてくれました。これまで国際試合で一度も勝利したことのないドイツ、スペインに逆転勝利し、グループリーグを首位で突破したことは、本当に感動しました。早朝、深夜の中継で寝不足になっているのは私だけではないと思います。昨日の弓削議員は長友選手と同年ということでしたが、私は森保監督と同年です。年齢がばれてしまいましたが、森保監督のチームをまとめた統率力に敬意を表し、まだまだ日本サッカーの伸びしろの可能性は十分にあると思います。4年後のワールドカップではベスト16の壁を是非とも破ってほしいと思います。

さて、話は変わりますが、先月11月17日は1964年、昭和39年に公明党が結党してから58年を迎えました。その2年前、1962年、昭和37年9月13日に、公明党の前身である公明政治連盟の第1回全国大会が開かれました。その席上、公明党の創立者である、現創価学会名誉会長池田大作氏の挨拶で、政治家としての姿勢、そして、現在の公明党の立党精神の原点が示されました。立党精神は大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆のために戦い、大衆の中に入り切って、大衆の中に死んでいくであります。現在は、これから三つに集約され、大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいくとなり、党の綱領に明記をされています。また、政治家としての姿勢は3点、団結第一、大衆直結、そして、たゆまざる自己研鑽であります。そこから今年で60年という佳節を迎えました。全国の公明党の国会議員、地方議員、全ての議員が、この立党精神を、そして、政治家としての姿勢を心肝に染め、日々、活動しております。山口那津男代表は、11月9日に開かれた日本記者クラブの講演で、この立党精神は生活現場の小さな声を聞く力、議員のネットワークを通じた政策実現力を発揮する振る舞いに現れると語っています。今回の一般質問の大きな3番と4番は、市民の小さな声、また、高校生の声を入れさせていただきました。当局の誠意ある答弁を求めたいと思います。

それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

質問の1、市長の政治姿勢についてであります。(1)市長が就任して1年が経過。この1年を振り返って、市長の描くビジョンは達成できるとお考えか、率直にお聞かせくださいという質問です。市長のマニフェストには、思い描くビジョンとして、明るく優しく風通しのよい未来都市、奄美市とあります。この1年を振り返ると、時期によってはコロナの感染状況に影響される場面の多い1年で、市長自身もなかなか思うようにいかなかった部分もあるかと思っています。しかし、12月1日で市長就任1年ですので、若干早いとは思いましたが、1年間、活動した中で、市長の思い描くビジョンが達成できるなど思った出来事、手応え、あるいは少し時間がかかるなど考えた出来事などがあればと思つての質問であります。率直にお聞かせください。よろしくお願いいたします。

以下の質問からは、発言席にて行います。

市長（安田壮平君） それでは、橋口議員の御質問にお答えいたします。少々長くなりますが、御容赦お願いいたします。議員御質問のとおり、市長就任から1年が経過いたしました。この間、議会の皆様の御理解、市民の皆様の御協力をいただきながら、議員の御質問にもございました、明るく優しく風通しのよい未来都市、奄美市の実現に向けて取り組んでまいりましたところでございます。現在、市長就任から1年の節目に、私が市民の皆様にお示ししましたマニフェストの評価作業を行っているところでございます。この結果につきましては、評価作業を終え次第、改めて広くお知らせしたいと考えております。まずはこの1年を振り返つての思いについて、お答えいたします。私は思い描くビジョン実現に向

けては、マニフェストに掲げた88項目について、五つのテーマに沿って、今回、集約を行いました。

まず1点目、新型コロナウイルス対策についてであります。議員御質問にもございましたとおり、新型コロナにつきましては、令和4年、年明けから急激な感染拡大に見舞われ、奄美大島5市町村で設定する警戒レベルを5に引き上げるなど、緊張状態が続きました。この間、市民の皆様、事業者の皆様の感染拡大防止に向けた御協力、また、一時は医療提供体制の逼迫が最高度にまで達しながら、住民の生命と健康を守るため御尽力いただいた、医療、介護、福祉関係者の皆様に対し、改めて感謝を申し上げる次第でございます。本市としましては、奄美大島5市町村による連携はもとより、保健所や医療機関との密な情報交換など、これまで培ってきた連携体制の下、感染防止対策に努めてまいりました。また、併せて市民活動、社会、経済活動の緩やかな回復に向けた各種対策事業も展開してきたところであります。

2点目は、持続可能に稼ぐ地域づくりについてです。世界自然遺産登録から1年が経過しましたが、コロナ禍にあって、その効果の波及はまだ十分とは言えません。そのような中でありますが、令和4年度から世界自然遺産課を新設し、併せて多様な主体がフラットな立場で話し合う、公民連携組織、世界自然遺産活用プラットフォームを立ち上げました。この中において、議会をはじめ、各界、各層の皆様から地域をよりよくするための建設的な御議論をいただいております。新たな意識の醸成を感じているところです。

続いて3点目、安心して豊かに暮らせる、守る地域づくりについて。令和4年度から、つながる相談統括監を配置し、更なる相談体制の充実、強化を図っております。現在、つながる相談統括監を中心に、ケース会議の開催による横断的な支援の検討を行うなど、職員が主体的に連携体制の強化を図っているところでございます。

4点目、次世代を育む、好循環を生み出す育てる地域づくりについてですが、大島高校野球部による春の甲子園出場や、奄美高校ビーチバレーボール部、大島北高の女子カヌー部など、全国大会出場などがあり、今年も若い世代の挑戦と躍動に多くの元気をいただきました。若い世代の活躍を支援するため、今年度より県大会よりも高いステージに進んだ際の遠征費助成を、文化系部活動を含め、高校生まで拡充いたしました。

最後に、5点目の市民に身近で頼りになる基盤づくりにつきましては、後ほど具体的な取組についての御質問もいただいておりますが、今年度から新設しました、官民連携推進室が核となり、SDGsやネーミングライツに関する取組の具体化や、PFIなど新たな手法の研究を進め、外部人材も含めた様々な知恵とノウハウを結集した地域づくりにも取り組んでまいりました。また、ゼロ予算事業として、本年3月より開始いたしました、そして、公明党の皆様からも、以前、要望などいただきました、定期的な記者懇談会の開催による市政情報の発信に加え、市民と市長のふれあい対話を通して、市民の声を直接伺う、貴重な機会の創出に努めてきたところです。1年が経過し、これまでの事業にしっかりと取り組んできたもの、新たな事業に取り組んできたものがあり、まずは私自身の考えやビジョンの浸透、共有に努めてまいりました。今後とも、市民の皆様にとってよりよい事業展開ができるよう、各事業の検証や、市民の皆様から直接伺う声への対応など、副市長をはじめ、職員と一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

8番（橋口耕太郎君） 今、5点にわたって、項目ごとに振り返っていただきました。私が昨年、この場で、市長、初の議会を迎えたときに、話をしたことは、ここでもうよう録を出してですね、市長に、このようよう録の顔と名前が全員一致するぐらいコミュニケーションをとってくださいと、よろしくお願いいたします、個人的な思いとして伝えました。私がですね、今、市長の答弁にもありました、定例懇談会、記者懇談会ですね、ちょっと市長に、注文、二つ、させていただきます。一つはその定例懇談会での市長の御発言です。やはり市長はサービス精神が旺盛だと思いますので、また、マスコミの皆さんも情報を引っ張ろう、引っ張ろうという質問をされると思います。でも、まだオープンにされていな

い事業とか、方向性とか、そういったものが市長からぼんと漏れてしまうと、一斉に広がってしまうので、おそらく、そこら辺は慎重に考えていらっしゃると思いますけれども、是非、慎重かつ丁寧な、懇談ですけれども、翌日、必ずメインのテーマが載ってきますので、そこら辺はしっかりこう慎重な御発言をお願いしたいと思います。それから、二つ目。明るく優しく風通しのよい未来都市、奄美市というビジョンで、風通しもですね、いろいろあると思うんですよね。例えば、役所対市民。当局対議会。私、一番大事な風通しはですね、先ほどのコミュニケーションにもつながりますけれども、庁内の風通し、ここが一番大切だと思うんですよ。その、去年の定例会でも、市長、初めて登壇をされて、たしか、3日、4日後ですね、議会が始まったのは。市長も気を遣っていらっしゃると思うけれども、職員の皆さんも気を遣っていらっしゃると思うのでということで、前段を言って、先ほどの話をしたと思うんですよ。私、1年ぐると見させていただいて、大分進んでいるなと思った部分と、まだまだだなと思った部分とを感じる部分があるんですよ。当然、市長職を経験するの、初めてですし、おそらく、分からないことだらけだったと思います。なかなかこう聞く機会、聞きにくかったり、聞きやすかったり、いろんな場面があったと思いますけれども、やっぱりトップダウンをするにしても、ボトムアップで上がってくるにしても、やっぱり中のコミュニケーションがしっかり取れていないと、物事はスムーズに進まないと思うんですね。そこで、隣にいらっしゃる副市長。県職員として、もう30年ぐらいですかね、勤務されて、やっぱりそういう組織の中の動き、そういったやり取り、そういった部分には、おそらく副市長のほうが長けていると思うんですよ。なので、どんどんどんどん副市長と、こう連携を図っていただいて、そしてまた、部長さん、課長さん、係長さんと、しっかりこうコミュニケーションを取りながら、事業を進めていく。もっともっと、できている部分も当然あると思うんですよ。でも、私が見た中では、もう少し市長に頑張っていたいただきたいと思う部分がありましたので、少し注文させていただきます。去年の12月1日の就任ですので、おそらく予算にしても、人事関係にしても、7割方、8割方、決まった状態で市長、入ってこられて、来年度の令和5年度の予算に関しては、そこが本当の安田市長としての、予算にしろ、人事にしろ、そういった部分での本来の安田カラーが思いっきり出せる令和5年度だと思いますので、今、5点おっしゃった内容を、更に、更にレベルアップをしていただいてですね、ぐいぐいリーダーシップをとっていただきたいと思います。以上です。

次に、(2)市長の目指す方向性として官民連携があり、この1年、民間企業との提携、連携協定が増えたように思いますが、その内容について、主なものはいかがかという質問であります。ビジョンの実現に向けて、マニフェストでは目指す姿として、1番目に、民間、企業、団体にとって、市役所との協力、連携体制がよりよく、より強く進み、それぞれの力を十分に発揮して云々とあります。その一つの形として、企業、団体との連携協定があると思っております。そこで、最近の協定について、主な内容を示してください。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。令和4年12月1日現在において、本市における民間企業等との協定締結数は39件、69団体となっており、最も協定数が多い分類といたしましては、災害に関する取組でございまして、協定締結数は18件、32団体となっております。直近1年間の協定締結数は8件、企業団体数は9団体となっており、このうち、三つの協定について、少し御紹介をさせていただきます。一つ目は、令和4年7月19日に大塚製薬株式会社と締結をいたしました、市民の健康増進・維持等に関する包括連携協定でございます。本協定により、食育、熱中症予防、スポーツ振興及び青少年の育成、地域活性化等を連携して推進することとしております。二つ目は、令和4年8月3日に、株式会社アナザーワークスと締結をいたしました、民間複業人材活用に関する連携協定でございます。本協定により、同社の複業マッチングプラットフォーム、複業クラウドを介した民間複業人材の募集及び本市での登用による行政課題解決に向けた実証実験を実施をしております。三つ目は、令和4年10月14日に、公益財団法人鹿児島県宅地建物取引協会と締結をいたしました、空き家等の対策の推進に関する協定でございます。本協定により、市が保有する空き家情報を空き家所有者の同意を得た上で、

同協会へ提供することにより、賃貸契約や売買活動が促進され、空き家の解消が期待できるものと考えております。このほかにも、この1年間におきまして、日本郵政株式会社名瀬郵便局と奄美市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定。GMOペパボ株式会社と地域DXの推進等に関する連携協定。奄美大島介護事業所協議会及び鹿児島県介護支援専門員協議会奄美大島・喜界島支部と福祉避難所の運営及び指定に関する協定。株式会社コウズと奄美市公式ホームページにおけるAI実証実験に関する連携協定。株式会社南日本放送と防災パートナーシップに関する協定を、それぞれ締結をさせていただきました。本市といたしましては、今後とも民間企業との連携や協働による官民連携に取り組み、人口減少や災害、デジタル化など、様々な社会課題解決に向け、取り組んでまいりたいと存じます。

8番（橋口耕太郎君） はい。令和4年が8件の9団体と新たな締結をしたと。私も大塚製薬さんとの協定は、健康増進に関するものですごくいいなというふうに思ったんですけども、大事なことは、これから協定を結んで、それが市民サービスに生かしていけるか。そのあとの、後追いの作業もしっかりとされたほうがいいのかというふうに思います。奄美市は、今現在、税収はここ数年、40億円を超えて、堅調なんですけれども、財源構成としては自主財源が2割、依存財源が8割という構図はずっと変わらないので、やはり自由自在にお金を使ってできる事業というのは限られてくると思いますので、こういった連携協定を使って、企業さんの力を借りて、市民サービスがもっと充実できるような形をとっていただきたいと思います。これは、協定は取りあえず市長が主として協定を結んで、事業によって、各部にこう協定書が振り分けていかれるという考えでよろしかったですか。

総務部長（三原裕樹君） はい、おっしゃるとおりでございますので、それぞれ分野がございますので、その分野でしっかりと、その後の対応をしてみたいというところがございます。今、議員から御案内ございましたが、この協定を結んだ後に、こういったのを具体化していくというのが重要でございますので、その辺についても、協定の相手方と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

8番（橋口耕太郎君） もうしっかりその後追いをお願いしたいと思います。ただ、企業の宣伝だけになってしまって、奄美市が利用されたみたいな形になるのが一番いけないと思いますので、しっかりこう市民サービスにきちんとかうできたかということまで、お願いしたいと思います。

次の質問に入ります。次に、大きな質問の2番、フリーランスが最も働きやすい島化計画について。（1）奄美群島成長戦略ビジョンの重点3分野の一つ、情報、ICTを活用した本計画。これまでの進捗状況、成果はいかがかという質問であります。平成27年、2015年から実施をされているこのフリーランスが最も働きやすい島化計画は、第2ステージに入ってきていて、稼ぐフリーランスが少しずつ増えてきていると思います。これまでの進捗状況、そして、成果について示してください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。議員御質問のフリーランスが最も働きやすい島化計画は、平成25年2月に策定されました、奄美群島成長戦略ビジョンの重点3分野である、情報分野の本市の施策であり、外海離島という地理的不利性を克服することができる技術、また、フリーランスという新たな働き方を創出できる取組であることから、仕事機会の創出、移住・定住の促進、子育て世帯の在宅での仕事支援を目的に、平成27年に策定いたしました。本事業の進捗といたしましては、平成27年度から令和元年度までの5か年間をフリーランス支援の構築期の第1ステージと位置付け、フリーランスを育成する講座であるフリーランス寺子屋の実施、インターネット上でサービスを提供する、いわゆるクラウド系と言われる企業3社との連携協定の締結などを行いました。令和2年度からの5年間は、フリーランスという働き方の普及期と位置付けた第2ステージを展開しており、昨年7月にはフリーランスや情報通信産業との拠点施設として、奄美市ワークスタイルラボがオープンし、同施設を活用して、仕事誘致やフリーランス同士のコミュニティ形成支援等を行って

いるところでございます。議員御質問の成果、実績といたしましては、第1ステージのフリーランス寺子屋におきまして、年10回程度、計45回の講座を実施し、202名のフリーランスの育成を図ることができ、目標値の200名を達成できたところでございます。第2ステージ、5年間における目標値に対する令和2年度、3年度の2年間の成果、実績といたしましては、まず、一つ目の新たなフリーランス創出25名に対しまして11名。②新たなフリーランス移住者25名に対しまして5名。③子育てフリーランス育成10名に対して4名。④年収300万円以上のフリーランス育成4名に対して6名となっており、5年間の計画に対して、この2年間で概ね順調に推移していると考えているところでございます。

8番（橋口耕太郎君） ここで画面をお願いいたします。少し小さくて申し訳ございませんが、これは商工政策課で作られた資料で、少し真ん中の、画面真ん中のモデルケース、普及コミュニティ形成支援というところを大きくしていただけますか。今、この真ん中、モデルケースの普及コミュニティ形成支援というところが、第2ステージになっております。いわゆる、奄美モデル普及期ということです。令和2年から令和6年まで。今、先ほど部長から目標の数値が示されましたけれども、概ね順調に推移をしているということでもあります。少し、その令和6年が終わると、令和7年からは第3ステージで、奄美モデル定着期と。この5年間で、ただいまは令和4年ですので、ちょうど真ん中ぐらいですから、あと3年ほどでしっかり普及をして、R7年からはモデルが定着するという資料であります。今、お聞きする中で、4番目の目標値、年収300万円のフリーランスを5年間で4名というところが、今は6名になっているので、年間300万円と言いますと、月収平均で25万円ぐらいの収入が得られるフリーランスが順調に育っているということでもあります。ちなみにですけれども、その年収300万円のフリーランスの仕事の内容と言いますか、例えばライターであるとか、Webデザイナーであるとか、そういった中身が少し分かりますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） はい。ただいま御質問の年収300万円以上の方々につきましては、職種といたしまして、今、ございましたライター、要するに写真、映像編集も含めまして、2名。そして、ハンドメイド、いろいろな加工品を作る方々ですね、が1名。そして、ホームページ作成が1名。また、先ほどのライターとちょっと違いまして、いろんな翻訳とか、そういった方、やっているライターが1名。そして、デザイナーが1名。こういった職種となっております。

8番（橋口耕太郎君） この3年で、コロナが感染が始まって、在宅ワークとかテレワーク、そういった部分のソフトだとか、そういったもの、すごく開発をされて、外海離島で条件不利なので情報産業を使っていこうっていったこの計画が、今のコロナの時代にすごくマッチしていると思うんですね。移住、定住にも関係してきますし、すごくいい事業ですので、R6年までの5年間、しっかりとその目標値に辿っていける、達成していけるように進めていっていただきたいと思います。

次に移ります。（2）昨年、新しく整備されましたワークスタイルラボ、イノへの利用状況はいかがか。また、ICTプラザかきりとの棲み分けはいかがかという質問です。よろしく願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） はい。奄美市ワークスタイルラボは昨年7月にオープンし、昨年度は延べ1,786名の方々に御利用いただきました。内訳といたしましては、本市が実施いたしましたフリーランス寺子屋や、奄美大島5市町村で構成する奄美大島雇用創造協議会等が実施した各種セミナーに伴う利用者が1,214名で68パーセント。コワーキングスペース等を御利用された一般の方が572名で32パーセントでございました。一般利用者の572名のうち、島内在住者が約7割、島外利用者が約3割ございました。令和4年度は、11月末現在において、延べ1,796名の方にご利用いただき、セミナー利用者が682名で38パーセント、一般利用で1,114名、62パーセントで

ございました。一般利用者の島内外の内訳は、昨年度と同様、島内在住者が約7割、島外利用者のほうが約3割となっております。

次に、奄美市ICTプラザかさりの利用状況でございますが、現在、7部屋中3部屋に情報通信関連企業が入居してございます。直近の動向といたしましては、昨年度に1社入居し、また、同年、入居中だった1社が退去しておりますが、退去後は市内に事業所を開設されておられます。

議員御質問のワークスタイルラボとICTプラザかさとの違いでございますが、ワークスタイルラボはフリーランス及び情報通信産業の拠点施設として整備し、フリーランス同士の協業や島内外の交流によるビジネス機会の創出、ワーケーションなどの場所に捉われない新たな働き方を推進することを目的に、コワーキングスペースのほか、雇用及び就職支援等を行う産業支援等拠点オフィス、本市へ進出する企業等を支援するためのお試しサテライトオフィスを併設するなど、多くの機能を持つ施設となっております。なお、本市進出企業等のためのお試しサテライトオフィス2部屋中1部屋に島外の企業が入居中でございます。ICTプラザかさは、本市の情報通信産業の振興を図ることを目的とする点では、ワークスタイルラボと共通しておりますが、入居できる対象を情報通信関連企業に限定しており、最長5年間、低廉な使用料で入居できるインキュベート施設となっており、創業後、5年未満の市内企業や、本市への進出企業を支援するため、入居後3年間の減免制度を設けている点も、ワークスタイルラボと異なる点でございます。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） 昨年はコロナの感染の影響もあったので、おそらく利用者は、ワークスタイルラボはですね、少なかったんじゃないかなというふうに思います。今年は、もう11月現在で昨年を少しオーバーするようなペースですから、順調に使われているのかなという気がいたします。また、ICTプラザかさはインキュベート施設ということで、企業向けなので、しっかり棲み分けもできているということですね。分かりました。ちなみに、このワークスタイルラボ、通称、イノーですけれども、行政視察、あるいは、いろんな視察を受け入れていると思うんですけれども、どれぐらい受け入れているか、数が分かりますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） このワークスタイルラボの視察の件数に対しましては、昨年7月以降、県や県内他市町村、民間団体等、視察を受けておりまして、11月までに合計19件の視察対応を行っているところでございます。

8番（橋口耕太郎君） 1年ちょっとで、もう19件も視察が来ているということですので、非常に注目をされている施設なので、奄美市としてもどんどんPRをしていただいてですね、しっかりまた、利用が促進できるようにお願いしたいと思います。

では、次に大きな質問の3に入ります。福祉政策についてであります。（1）保育所へお子さんを預ける条件を緩和することができないかという質問であります。資料の投影をお願いいたします。これは本市の保育のしおりの中にある、保育の必要性及び認定期間についてということですが、保育所に預けるには、共働きであるとか、親御さんの介護が必要だとか、自身が病気だとか、いろんな条件がありますけれども、今回はその、もう少し赤い部分が大きくなりますか。母親が出産の前後であるということで、基本的に働いていなくても、妊娠をしていれば、産前6週、産後8週の間は保育所に、例えば上のお子さんがいたら預けることができるという条件なんですけれども、私のところに笠利町にお住いのIターンの御夫婦からの相談がありまして、現在、御主人が自営業をされていて、奥様はお家にいらっしゃると。今、2歳のお子さんがいて、お腹に赤ちゃんがいて、里帰り出産をしていますと。奄美に帰ってから、産後8週ですので、約2か月ということになります。赤ちゃんを24時間365日、母親がやっぱり気になりますので、上のお子さんを預けたいけれども、例えば8週だと、まだ赤ちゃんも小さいし、両方こう見れないということで、預けたいけれども、Iターンの方なので、近くに身寄りも

いない。笠利に住まれているので、施設も少ない。名瀬は割りと民間の施設もありますので、対応できるかもしれないんですけども、笠利町は非常にちょっと、やはり名瀬よりは対応しにくいので、心配だということで、この要件は国の、もちろん、基準なんでしょうけれども、例えば産後8週を半年とか、1年とか、そういったふうに要件が緩和できないかという質問でございます。見解をお示しください。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、お答えいたします。議員御指摘のとおり、保育所にお子様を預ける場合には、保育を必要とする事由、これに該当することが条件となっております。御質問のケースの母親が出産の前後である、という理由がある場合は、保育認定期間は産後8週を経過する翌日が属する月の月末までと、内閣府令で定められておりますのは、議員が御紹介なさったとおりでございます。保育認定期間が満了する世帯についての市の対応というところで説明をいたしますが、個別に御家庭の状況を確認し、他に該当する事由があれば、支給認定変更の手続きにより、期間の延長は可能となっております。ただし、保育を必要とする事由がない場合につきましては、基本的に退所していただくという流れになります。例外的な取り扱いといたしまして、該当する保育を必要とする事由がない場合についても、一律に退所を求めるものではなくて、保護者の健康状態ですとか、子どもの発達上、環境の変化が好ましくないという場合などは、児童福祉の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、一定期間の継続利用を可能とする対応もとっています。御質問の、産後の8週間が延ばせないかという御質問ですが、笠利という居住地域ですとか家庭状況によって、制度として保育認定期間を緩和して、固定化するということについては、現状、保育が必要と申し込む市民への公平性ですとか、公正の点から難しいと考えております。ただ、御質問に見られるケースを含めまして、個別に御相談いただくことで、利用可能な制度や保育資源の紹介など、そういったことができる場合もあると考えておりますので、御理解をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。一律に半年とか1年、延ばすことはできないけれども、個別に相談をしていただければ、他の事業とか制度につなげられる可能性もあるということで理解してよろしいですかね。はい、分かりました。

続きまして、（2）障害者施設の入所状況、また短期入所、ショートステイについて、現状はいかかという質問であります。具体的には、本市で障害者を受け入れる施設、グループホームを含めてですけども、人数はどの程度あり、また短期入所が常に満床と聞いています。もし緊急にショートステイを利用したいというケースが発生した場合、どのように対応するのか、お示しください。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、障害者を受け入れる施設の状況について、お答えいたします。現在、本市には障害者支援のグループホーム、6か所ございます。6か所合計の定員は約100名、正確には105室あるというところなんですけれども、確認したところ、ほぼ満室となっているということでございました。次に、障害者入所施設、入所支援施設は1か所でございます。定員40名に対して、現在、全て入所しているということです。議員から紹介のありました、短期入所、ショートステイ施設ですが2か所ございます。令和3年度の利用実績としましては、実人数として41名の方が利用されているということで、議員が御指摘のとおり、定員に対し常に高い利用率であるということでございます。御質問の緊急時の対応ということですが、そういった御相談があったときには、障害者サービスには必ず相談支援員という方が一緒に支援をしておりますので、その相談支援員とも協議をいたしまして、奄美市だけに限らず、他町村の施設も含めて検討を行って、入所ができないか、依頼を行っている、対応をしております。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 障害者の入所施設は、広域ということですね。龍郷町に問い合わせをしたり、瀬戸内町に問い合わせをしたり、そういった形で、その相談員等を含めて、相談をすれば、いろいろな

対応ができるというふうに考えてよろしいですかね。はい、分かりました。

私がこの休会中にですね、知的障害をお持ちになっている二つの御家族の方と話す機会がありました。一つ目の御家庭では、お子さんが男性で19歳になります。養護学校を卒業しましたがけれども、就労には至らず、御家庭で過ごされています。御両親が心配しているのは、この先、お子さんがどうなるのだろうと。施設に預けたほうがいいのか、それとも一緒にこのまま過ごしたほうがいいのか、非常に悩んでおられました。また、もう一つの御家庭は、小学生高学年のお子さんがある御家庭で、男のお子さんがある御家庭で、まだ御自分でトイレが完結できなくて、家には誰かがいないと対応できなかったり、また、突然家を出て行ったり、家の中で落ち着きがなくて、ずっと動き回ったりしている状態だそうであります。両方の御家庭に共通したのは、なぜそのような行動を起こすかという原因が、親御さんでも分からないんだそうです。スイッチがどこにあるか分からないということですね。そのお子さんを一人で家に置いていくことがなかなか難しいということでありました。今回、質問しましたのは、やむを得ない事情でお家を空ける場合には、一緒に連れていくか、どこかに預けるかということなんですけれども、親御さんでもやっぱりなかなか難しい方を、普通の、例えばおばさん、おじさんのところに預けるわけにもいきませんので、専門的な施設のショートステイを聞いたわけでありました。広域的な部分で考えれば、事前に相談があれば、対応はできるということですので、そういったことをお伝えしたいと思えます。

続けて、(3)に入ります。精神疾患やアルコール依存症の疑いがある方が気軽に相談できるような窓口の設置はできないかという質問です。本年度から、市長も申し上げておりました、重層的支援体制整備事業の一環として、つながる相談窓口、相談支援を実施しております。これは、市長のマニフェストの重要な項目の一つだと思っていますけれども、奄美市、奄美大島は精神疾患、それから、アルコール依存症が非常に率が高いのでは。私も数値を押さえているわけではありませんで、高いのではないかなというふうに思いまして、市民の方から、なかなか病院とかクリニックとか、行きにくい、隠したいとか、そういう思いがあるので、もう少しこう、気軽に相談ができるような窓口が設置できないかという質問があったので、今回、取り上げたんですけれども。ちょっと画像をお願いいたします。これも小さくて申し訳ございませんが、少し左、もう少し、そうですね、左上の。これ、厚生労働省のですね、心もメンテしようという、健康相談の窓口があったんですね。少し下にずらしていただけますか。ここに、身近にある地域の相談窓口と押すと、次の画面に行きまして、身近にある相談窓口ということで、赤枠で括っているんですけども、保健所の区域案内ということで、結局、次の画面、お願いいたします。結局、この赤枠は名瀬保健所って書いてあるんですね。保健所が、もう一応、そういう心の相談とかの窓口になっております。保健所、失礼ですけども、県の職員の方が多いわけで、奄美市、奄美大島の実情をですね、なかなかこうよく理解、している方もいらっしゃると思うんですけども、肌で感じる部分がちょっと少ないのではないかなと思って、例えばですね、私のイメージですけども、精神疾患の専門の方とか、アルコール依存症の専門の方を月に1回でもこう市役所に招へいして、そして、そこで予約をして相談をすると。そういったような窓口ができないかなということで、質問させていただきました。見解をお願いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、精神疾患やアルコール疾患、アルコール依存などに絞った窓口、専門家を呼んでというお話でございますが、現在ですね、精神疾患やアルコール依存の病気そのものに関する相談は、その性格上、専門的な知見による対応と助言が必要とされると。議員が御紹介になった、保健所がその立ち位置にあるという認識をしております。ですが、お気軽にというところで言いますと、まずは福祉政策課の障害福祉係のほうで、そういった精神疾患の相談も受け付けておりますので、御相談いただければと考えております。御紹介のありました、つながる相談窓口につきましても、病気からくる生活問題や家庭問題に及ぶ、アルコールが原因でですね、そういった複合的な課題もあると思えます。なので、議員御案内の今年度設置したつながる相談窓口においても、相談内容を受け、対応する部

署や関係機関におつなぎするという対応を行っておりますので、こちらのほうも、是非、御活用いただければと思います。その上で、精神疾患やアルコール依存症に関して、現状において、気軽に相談できる窓口というところで、奄美地区障がい者等基幹相談支援センター、これ、ピアリンクと言われている障害の相談窓口です、こちらがございます。こちらにつきましては、障害者手帳の有無にかかわらず、お困りの相談をワンストップで受け付けておりますので、市に御相談が来たときには、こちらと連携して、つないで、更に専門機関とも対応するというふうな流れを考えておりますので、御理解、よろしくお願いいたします。

8 番（橋口耕太郎君） やっぱり、今、市はつながる相談窓口ということで、担当官をおいて、様々な、横断的に相談が来た案件に応じて、これは何々課、これは何々課と、おそらく庁内を横断的に相談受付をしていると思うんですけども、私もこれを市民の方から聞いたときに、アルコール依存症に関しては、奄美大島はやっぱりお酒を飲む文化と言いますか、風土が昔からあって、私も毎晩、飲むんですけども、あなたの奥さんが相談する窓口を作るとのことよと言われまして、言っている意味、分かりますか、要は自分は自覚していないけれども、奥さんから見たら、あなた飲み過ぎよと。うちの主人は毎晩こうやって飲んでるんだけれども、どうかなりませんかねみたいな質問をする窓口というふうに、市民の方から言われたんですね。そうかと思って、今、ちょっと私のイメージを話したところなんですけれども、ただ、やっぱり本人がしっかり自覚をして、そして、禁酒をしたりすることで、当然、防げるわけですし、精神疾患に関しては、御家族、あまりこう話したくないという雰囲気、ずっとお家にいて、どんどんどんどんひどくなっていて、もう行ったときには、もう大分重度化しているというようなケースもあると聞いておりますので、そういった方が少しでも減っていけばという思いでの質問でもありましたので、やっぱり所長が言われたように、まずはつながる相談窓口とか、そういったところを利用しながら、専門家の意見を聞いていきたいというふうに伝えたいと思います。

次、（4）番行きます。今年に入って、独居高齢者が自宅で孤独死をするというケースが増えていると聞いております。現状はいかがかという質問です。独居高齢者にとって、コロナ禍における外出機会の減少があります。この質問は、私自身が個人的に聞いたお話なので、去年よりちょっと多いのではないかなという、こう感じている部分なので、ちょっと抽象的な感じではありますが、なかなか現状を把握するのは難しいと思いますけれども、市役所の担当課、あるいは担当者が、実際、そのようなケースの場面に遭遇したことはなかったでしょうか。また、プライベートな部分がありますので、答えられる範囲で構いません。見解をお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 高齢者における孤独死の現状について、お答えいたします。県の統計調査における高齢者の孤独死の定義になりますが、65歳以上の独り暮らしで、誰にも看取られずに亡くなり、亡くなってから2日以上経って発見され、市町村が把握したものとなっております。この定義に沿って、本市で把握した孤独死は、令和元年度は1件、令和2年度は3件、令和3年度は7件となっております。今年度につきましては、11月末時点で3件となっております。令和3年度の内訳になりますが、7件中4件が60代であり、70代が2件、80代が1件です。性別では7件全てが男性となっております。また、把握経路といたしましては、多くが警察からの問い合わせになりますが、市職員が発見者となったケースも、今年度、1件ございました。プライバシーに関わる部分もございますので、詳細を述べることは差し控えさせていただきますが、コロナ禍による外出機会の減少もさることながら、地域とのつながりが薄く、身寄りのない高齢男性が増加しているものと推察されます。本市といたしましては、食の自立支援事業における見守りや、在宅高齢者等緊急通報システム事業等を活用するとともに、本市民間事業所による高齢者等見守りに関する協定により、事態の早期発見、連絡体制の構築に努めております。また、自治会等、関連団体とも連携して、地域づくりを促進し、高齢者の地域参加を促すことで、地域での見守りの強化と孤独死の防止に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

8 番（橋口耕太郎君） R 1 年，令和元年と比べると，やっぱり少し件数が増えているという印象です。しかも，令和 3 年は 7 名全て男性ということでもあります，男性。皆様，気をつけましょう。65 歳以上であれば，在宅介護支援センターであるとか，介護認定をされている方であれば，ケアマネジャー，それからまた，地域包括支援センターなどが関わっていると思いますので，何らかのこう。地域で言えば，自治会の皆さん，それから，民生委員の皆さん，そういった方が声掛けをしながら，地域を守っていらっしゃると思いますけれども，やっぱり一人で，先ほどの県の定義にはめた状態で，お一人で亡くなっているのが発見されるのは，やっぱり痛ましいことですし，あってはならないことではないかなというふうに思っています。できるだけ防ぐように努力は，我々，地域住民としてもしていきたいと思いたすけれども，なかなか難しいと思いたすが，男性，特徴として男性が多いというのは，男性はやっぱりあまりこう，女性のようにこうおしゃべりとかはあまりしない方が多いですし，どちらかというところ，内向的な部分，年齢を重ねるにつれて，友人とかが少なければそうなっていく可能性も大きいかなというふうに思いたすので，できるだけ独居の高齢者の方がお一人で亡くなるという状況は，今後，なくなってほしいなという思いたすけれども，その思いたを込めまして，これは終わりにしたいと思いたす。

次に，質問の大きな 4 番です。教育行政について伺いたす。（1）と（2）併せてお聞きをいたします。（1）世界自然遺産について学習する機会を，市内小・中学校へ一定時間，組み込むことはできないか。それから，（2）防災の観点から，中学生の室内履きを，現状のスリッパから靴へ変更できないかの 2 点です。先日，母校の大島高校に招かれまして，同窓会組織である安陵会の大高未来塾というものに参加をしてきました。OB 12 名が参加をして，テーマ，高校時代から現在に至るまで，大高生へのメッセージと題し，講話をしてきました。12 名が 1 年生と 2 年生，2 クラス分，65 分の 2 コマの授業を担当し，それぞれの内容で現役高校生に話をしてきました。私は，世界自然遺産に関して，高校生から見たら，どのような取組がいいかと投げかけをしまして，ワークショップをしてもらいました。様々な意見が出て，非常に感心をしてましたし，私が高校の頃，そんなこと全然考えてなかったなと反省しきりでありました。そこで，（1）の小・中学校の授業で世界自然遺産を学ぶ授業を，小学校，中学校で年間一定時間作ること。また，自由意見を聞いた際に，防災の観点から，現在の上履きでは災害のときに逃げるできないという意見をいただきましたので，取り上げました。見解をお願いいたします。

教育長（村田達治君） それでは，（1）（2）一括してお答えをいたしたいと思いたす。

まず，自然遺産に関することでございたすけれども，本市の小・中学校におきましては，登録以前から世界自然遺産に関わる学習について，総合的な学習の時間を中心に行っているところでございたす。今年度は多くの学校で奄美の自然について学習する時間を設け，市内の小・中学校の大部分が，単に動物や植物を調べるだけでなく，中には講師等を招へいして，世界自然遺産に選ばれるに至った奄美の自然の生物多様性など，自然が持つ価値や特異性を改めて学ぶ学習を行っております。また，議員御質問の，直接体験，疑似体験等を通した学習も行っておりまして，具体的には，世界自然遺産の緩衝地区である住用マングローブでのカヌー体験等，直に観察する，いろんな動物や植物を観察するなどの学習を行っているところでございたす。

それから，二つ目の，失礼いたしました，もう一つ，付け加えます。自然遺産に関する学習の充実という御趣旨もあると思うんですが，おっしゃるとおり，やはり充実，継続していくためには，やはり教育課程にしっかりと位置付けて，計画的な学習を進めていくということが必要であると思いたすので，本市といたしましても，より専門的な学習の推進，それから，自然についての個々の考えが深まるように工夫することも，引き続き推奨してまいりたいというふうに考えております。

次に，防災の観点からの室内履きについての答弁でございたすが，実態といたしまして，本市の小学校におきましては，シューズを上履きとして使用しております。中学校におきましては，1 校を除き，

ほとんどの学校がスリッパを上履きとして使用しているという実態でございます。議員御指摘のとおり、避難をする際はスリッパよりシューズのほうが適していると認識をしているところでございます。室内履きの、選択に当たりましては、安全面を第一に考慮しながら、中学校での大部分は、こう3年間、子どもたちの成長が非常にこう大きいというようなこと。それから、シューズに変更するとなれば、そのため、買い替えにかかる家庭の経済的負担。それから、衛生面。様々な検討課題があると思われます。各学校において、スリッパとシューズのどちらかを選択することにつきましては、校舎の立地条件等も含めて、子どもたちが安心・安全な学校生活が送れるようにすることを第一に考えながら、様々な観点から議論をする必要があると、そのように考えているところでございます。以上でございます。

8 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。すいません、時間が迫ってまいりましたので、最後の質問、まとめて、3 番と 4 番、行かせていただきます。学校内の樹木調査後、個別に相談があった学校はなかったか。あるとすれば、どのような対応をとったかという質問です。前回、定例会で 10 校中 2 校は伐採済みで、残りの 8 校は応急措置をしたということですので、その後のことです。それから、（4）県選抜選手に選ばれた場合の費用助成についてです。よろしくお願いいたします。

教育部長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。

議員御質問のロープ等の仮措置を行ってまいりました、8 校への対応につきましては、2 校につきましては、もう伐採等を完了し、4 校につきましては、一部の、特に危惧される樹木について伐採を実施いたしております。また、8 校とは別に、調査後に新たに危険樹木等を確認いたしました 2 校につきましても、伐採を完了しているところでございます。また、現在、ロープ等の仮措置が残ったままの学校がございしますが、12 月補正成立後に、早急に対応してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、生徒の県選抜の費用の件でございますが、議員御指摘の児童・生徒が県選抜選手となった場合でございますが、練習参加への補助はございませんが、選抜大会出場につきましては、これまでも補助を行ってまいっております。各種大会出場補助につきましては、技術の向上や児童・生徒間の交流、また、経済的負担軽減などの観点から重要な施策と認識いたしておりますが、まずは継続した補助事業の実施を心掛けてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

8 番（橋口耕太郎君） 最後、大変申し訳ございませんでした、急ぎ足の答弁にさせていただきました。学校の木もしっかり予算をつけて伐採をすると。それから、選抜選手の場合も、大会に出た場合は助成をしているということですね、分かりました。ちょっと後半、ばたばたとして申し訳ございませんでした。以上で終わります。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前 11 時 45 分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後 1 時 30 分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自民党新政会 和田霜析君の発言を許可いたします。

4 番（和田霜析君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネットを御覧の皆様、こんにちは。自民党新政会の和田霜析でございます。

一般質問を行う前に、少々所見を述べさせていただきます。先ほどから所見で出ておりますが、皆さんも御存知のとおり、現在、中東のカタールにおいてサッカーの F I F A ワールドカップが開催されております。日本代表はヨーロッパの強豪国、ドイツやスペイン、中南米のコスタリカと同組の難しい組

に入っていました。しかし、そのプレッシャーを押し分け、見事予選を突破しました。惜しくもトーナメントの1回戦で、クロアチアにPK戦の末、敗れてしまいましたが、日本の国民に勇気と希望を与えてくれました。弓削議員も言うておりましたが、私も言わせてください。サッカー日本代表、ブラボー。また、奄美においても、春の選抜高校野球に出場した大島高校のエース、大野稼頭央選手がドラフト会議において福岡ソフトバンクに4位指名を受け、先日、入団記者会見に出ておりました。大島高校の野球部もそうですが、大野選手も子どもたちには勇気と希望を与えたと思います。大野選手にもブラボーと栄誉を讃えたいと思います。

さて、私事ですが、昨年11月から市議会議員になり、早1年が経ちました。この1年、分からないことばかりで、同僚議員や当局に大変御迷惑をおかけしたと思います。また、分からないことを親切に教えていただき、大変感謝しております。この1年、世界や日本を見てみると、新型コロナウイルスの猛威やロシアによるウクライナ侵攻、また、侵攻が長引くことによる物価の高騰等、まだまだ課題は多くあります。私自身、議員として、市民のため、これらの課題をクリアしていこうと思っております。安田市長におかれましても、私と同時期に市長になられ、この1年、大変だったと思います。これからも、互いに市民のために頑張ってみましょう。諏訪副市長も早4か月が経ちました。奄美市の現状も見えてきたと思います。市長と一緒に奄美市のために御尽力いただければと存じます。

さて、新型コロナウイルスについては、第8波が来ていると言われております。感染状況については、東高西低とも言われておりますが、鹿児島県においても徐々に増えてきているように思います。奄美群島においても、一昨日の報道だと106名、昨日の報道では31名と、予断を許さない状況だと思っております。今回、感染された方や、現在も治療中の方の一日も早い快復をお祈りするとともに、対応に当たっていただいている医療関係者、各種団体の職員の皆様へ感謝を申し上げます。それでは、一般質問をさせていただきます。

鹿児島県において、9月より全数把握の見直しを行いました。それに伴い、奄美市の感染者数もかなり減ったように感じております。しかし、現在、鹿児島県の発表では、奄美群島として公表しております。当局において、奄美市の感染者数、どこまで把握できているか、お聞かせください。

次の質問からは、発言席にて行わせていただきます。

市長（安田壮平君） それでは、和田議員の御質問にお答えいたします。新型コロナにつきまして、本市における感染状況の把握ということですが、現在、感染状況の発表は市町村ごとではなく、医療圏域ごとの発表となっております。これは、発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域における緊急避難措置として、発生届の対象を65歳以上の方などに限定することが可能となり、令和4年9月20日から、県においても全数把握の見直しが行われましたことによる変更となります。これまで、全ての方が対象とされていた医療機関からの届け出は、現在、65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬が必要な方、若しくは新たな酸素投与が必要な方、そして、妊婦の方に限定されております。この4項目に該当する方につきましては、発生届が保健所に出されるため、保健所を通して、本市の感染者数を把握することができますが、4項目に該当しない方につきましては、医療機関ごとに1日の総数をシステムに入力を行うか、または、検査キットで自己検査をされた御本人が登録を行うこととなります。そのため、県の発表も、各市町村別ではなく、各医療圏ごととなっております。本市における新規の感染者の正確な把握はできない状況となっております。市町村ごとの感染状況が発表されないため、市民の皆様におきましても、分かりづらい状況となっておりますが、感染状況につきましては、4項目の該当者の推移、また、教育委員会や保育所担当部署との連携を密にしながら、できるだけ感染の動向を把握し、感染拡大の恐れがある際は、速やかに5市町村での情報共有を行うなど、感染拡大防止への取組が迅速に行えるよう努めているところでございます。現在、市民生活においては、社会経済活動も少しずつ戻りつつあるところでございますが、感染状況は全国及び県におきましても増加傾向にあり、例年、年末年始に拡大傾向にあることを踏まえ、引き続き感染拡大防止の対策やワクチン接種をしつ

かりと進めてまいりたいと存じます。

4 番（和田霜析君） 市長，ありがとうございます。今の答弁ですと，4 項目，65 歳以上，入院が必要な方とか，妊婦，そこら辺の把握はできていると。ということは，軽症者の把握が難しいというだけで，中等度とか，重等度の方はもう把握はできているという理解でよろしかったでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） それでは，お答えいたします。議員からの軽症，症状の出ない方の把握につきましては，先ほど市長の答弁にもありましたように，医療機関ごとにシステムに入力，又は，検査キットで自己検査をされた御本人がシステムに入力ということになります。その際，入力されない方も出てきているのではないかと考えているところで，この先ほどの4 項目以外は把握できていない状況でございます。

教育長（村田達治君） 市内学校，小・中学校の児童・生徒の陽性者の把握につきましては，学校からのシステムへの入力をもって，毎日，確認をしているところでございます。この数につきましては，当該保健福祉部とも共有しているものというふうに考えております。以上です。

4 番（和田霜析君） はい，了解いたしました。ちょっと私も，この全数把握というのが行われてから，そこから情報がなかなか拾い出せないというか，どういうふうになっているのかということが分からなくてお聞きしたんですけれども，重症化とか，中等度の方は把握できているということで，そこが一番，多分，亡くなることが多くなると思いましたので。あとは，学校においても，システムに入力されて，情報を把握できているということで，安心いたしました。

これ，次になんですけれども，年代別って大体お分かりになるんですかね。

保健福祉部長（山下能久君） 本市の年代別の感染状況についてお答えいたします。現在の新規感染者の発表は，先ほど申し上げましたが，各医療圏ごととなっております。年代別の感染状況につきましては，県全体での年代別の発表となるため，医療圏ごと及び市町村ごとの年齢別につきましては，把握ができない状況でございます。以上でございます。

4 番（和田霜析君） はい，了解いたしました。ちょっと全く分からない状況だと大変かなと思って，この質問をさせていただいたんですけれども，ある程度，先ほどから申しているとおりの把握ができていうことで，安心いたしました。

それでは，次のですね，2 番のコロナワクチンについて。6 月の答弁，定例会でも質問させていただきました。直近の接種状況をお聞かせいただけますでしょうか。私の考えというか，6 月にお聞きしたときにも，やはりちょっと3 回，4 回目というのは低い数字，大人にとってはですね，でしたし，子どもに対してはもっと少ない数字でしたので，そこが，周知等含めて，どれぐらい増えてきているのか。それとも，それほどまだ増えてきていないのか。この新型コロナウイルス，まだ特効薬というのが出てきていないという。先ほど，栄議員の話ですと，経口薬がようやく承認されたような形も言っておりましたが，このワクチンがやはりまだ重症化を防ぐための一つの手立てだと思いますので，お聞かせいただければと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 新型コロナワクチン接種の年代別の接種状況について，11 月30 日時点の接種率を答弁させていただきます。5 歳から11 歳の小児は1 回目，16 パーセント。2 回目，14.7 パーセント。3 回目，4.3 パーセント。12 歳から19 歳の1 回目，75.3 パーセント。2 回目，74 パーセント。3 回目，37.5 パーセント。4 回目，4.4 パーセント。20 代から30 代の1 回

目、76.2パーセント。2回目、75.2パーセント。3回目、51.3パーセント。4回目、13.4パーセント。40代から50代の1回目、84.1パーセント。2回目、83.5パーセント。3回目、68.2パーセント。4回目、25.4パーセント。60歳以上は1回目、91.8パーセント。2回目、91.4パーセント。3回目、84.9パーセント。4回目、63.7パーセント。5回目、5.9パーセントとなっております。全体の傾向といたしましては、接種回数が増えるにつれ、また、年代が若くなるにつれ、接種率が下がっていく傾向がございます。接種率減少の要因といたしましては、前回接種の経験を含めた副反応への懸念や、新型コロナに既に罹患したことによるワクチン接種の重要性の低下などが考えられます。市民の方々へのワクチンに対する懸念等の払拭には、新型コロナワクチンの効果と副反応の正しい情報発信や接種機会の提供などを粘り強く継続していくことが肝要と考えております。また、現在、本市では2回目以上の接種が進んでおります12歳以上の方へ、オミクロン株対応ワクチンの年内接種を推進しており、11月末時点で、12月集団接種の予約状況が8割となっております。集団接種では予約なしの方を一定数受け入れる準備を行い、接種希望者が接種できる体制を整えているところでございます。以上でございます。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。6月の定例会で聞いたときも、大分、5歳から11歳というのは、まだまだ低いんだろなって思いますが、逆に12歳以上になってくると70パーセント以上が、第1回目、第2回目、接種されているというので、ちょっと驚いたというか、皆さん、まだまだ興味があるんだなというので、理解いたしました。これから3回目、4回目というのが始まってきたとは思いますが、粘り強く接種を促していただければと思います。

さらにですね、今後、接種をするに当たり、今までホームページや市の広報紙等でやってきたと思うんですけども、何か新しい周知方法とか、お考えがありましたら、教えていただけますでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 新型コロナワクチン接種に関する周知方法について、お答えいたします。現在の周知方法につきましては、ワクチンに関する情報を記載したチラシを接種券に同封し、接種対象者に漏れなく情報提供させていただいております。また、市ホームページの掲載はもとより、奄美市日より、SNS、小児接種対象者には接種勧奨はがき、地方紙への記事依頼や広告掲載などを実施し、接種忘れ防止などの周知を行っているところでございます。周知の内容につきましては、ワクチンに関する効果や副反応といった情報、集団接種や個別接種の情報などの提供を行っております。そのほか、接種勧奨に関する情報といたしまして、年代別の接種率を市ホームページに掲載するなどを検討してまいりましたが、ワクチン接種は強制ではないため、不要な競争心理や年代差別などの可能性も考慮し、接種率の掲載は実施しておりません。これまで市民の方からお問い合わせの多かった質問事項などについて、一問一答方式で分かりやすくまとめたチラシを作成するなど、少しでもワクチン接種を検討していただけるよう努めているところでございます。ワクチン接種に関する周知につきましては、国や県においても報道やインターネット配信動画などを活用し、ワクチン接種勧奨を行っているところでございます。今後とも国や県の取組と併せまして、市としての周知徹底に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

4番（和田霜析君） はい、了解いたしました。いろいろと周知はしているということで、了解しました。私のところも、小学校1年生の息子がいますので、小児のこのはがきが届いたんですけども、私の経験から言うと、私の息子、1回目は進んで受けたんですけども、2回目から行くと、2回行ったら、会場で嫌がって、それで打てたんですけども、3回目もやっぱり痛くて嫌がったと。やっぱり子どもさんは2回目、3回目、ちょっと難しくなるかもしれないですけども、そこら辺も、重症化しないために、いいんですよというふうな。また、この8月の状況ですと、熱性けいれんで運ばれたお子さんも結構いらしたと聞いておりますので、そこら辺も含めて、再度、周知徹底していただければと思

います。はい、了解いたしました。この質問は、これで終わらせていただきます。

次にですね、2番の観光振興についてお伺いします。まず、全国旅行支援、これが本年10月11日から開始されたと聞いております。鹿児島県においては、この11日には遅れて開始になったと思うんですけれども、全国の国民も待ちに待った事業だと思い、期待しておりました。私がこれを知ったのも10月に入ってから、報道等でこういうがあるので、皆さん、利用しようって、経済活動、回していこうというような報道だったと思うんです。そこでですね、私の実家のほうがちょっと宿泊業、やっておりますので、その宿泊業として、鹿児島県のこの全国旅行支援に連絡をして、登録しようとしたんですが、10月15日ぐらいからですかね、毎日毎日連絡をしたんですが、全くつながらない。つながないというか、もう呼び鈴も出ない状況でありました。11月に入って、これが12月27日までの事業だよということ、知っておりましたので、11月から登録しても使えるのが12月ということで、もうちょっと諦めてしまったんですが、当局としては、この事業が始まるのをいつ頃から把握されて、この、鹿児島県と連絡がつかなくなったとか、どのような対応をしたのか、お聞かせいただけますでしょうか。県とどこまで連携ができたのかも、併せてお聞かせください。そしてまた、事業所から多分、相当数の連絡が入ったと思うんですけれども、そこら辺、どういう対応したか、お聞かせいただければと思います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） はい、それでは、お答えさせていただきます。全国旅行支援につきましては、今年の9月26日に観光庁から本事業を10月11日から実施する旨、プレスリリースがあり、そこで情報を仕入れたところでございます。県からは連絡があり、本事業の申請受付が、申請受付から登録、補助金請求、支払いなどについて、県地域観光事業支援事務局が一括して県から受託をしていることから、本事業について、各自治体に問い合わせがあった際には、当該事務局へ案内するようお願いがあったところでございます。このことを受けて、本市といたしましては、観光事業者や観光客から本市へ問い合わせが会った際には、まずは本事業の概要や、市内でクーポンが使用できる事業者の紹介など、本市で可能な限り対応いたし、詳細については、登録等は、県事務局で行っていることもございましたので、県事務局への案内を行っているところでございます。宜しく申し上げます。

4番（和田霜析君） それでは、今回、この10月11日、10月から始まって、12月27日で終わるこの事業、現在、奄美市でどれぐらいの業者さんが登録されているか、教えていただけますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御質問の全国旅行支援の本市内の宿泊施設登録数につきましては、県の事務局が公表している県内参画施設一覧によりますと、本市内における宿泊施設の登録数は現在46軒となっております。以上でございます。

4番（和田霜析君） この46軒というのは、きっと県の事務局に連絡ができて、登録できたんだろうなというのを、了解いたしました。今、当局として、この県とのやり取りというのはできていると理解してよろしいんですかね。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 私のほうといたしましては、先ほども答弁させていただきましたが、市民の方々、先ほど議員からもございましたけれども、事業者の方々からいろんな情報提供が寄せられております。そういった課題等もございまして、そういうことがあるときには、県のほうにしっかりとその課題等、情報をお伝えして、改善など要望もいたしているところでございます。また、県とのいろんな情報共有も図っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

4番（和田霜析君） はい、分かりました。今回のこれは12月27日で一旦終わると、決まっていると

思うんですけども、年明け、また、再開すると聞いております。年明けに関しては、旅行料金の今が４０パーセント割引ですかね。年明けになると２０パーセント、半額ですけども、それにしても観光客の皆さんとか、やっぱり事業者にはいい事業になっていると思いますので、是非、県とパイプを強くしていただいて、観光客や事業者に御迷惑がかからないように、要望して、こちらの質問は終わりたいと思います。

次のですね、三太郎線の状況をお聞かせいただければと思います。もう皆さんも知っているとおり、昨年１０月より三太郎線のナイトツアーの実証実験、行いました。この１年経ってですね、予約状況とか未予約状況をお聞きしたいと思います。予約がスムーズにできているのか。実証実験をやって、これよかったのかどうかという、当局のお考えを聞かせていただければと思います。

市民部長（徳永恵三君） それでは、お答えいたします。三太郎線における自主ルールに基づく利用状況につきまして、ルール試行開始の昨年１０月から本年５月までの８か月において、総利用台数は２、０５５台。未予約車台数は２４４台。未予約の割合は１１．９パーセントとなっております。月別で総利用台数が最も多かった月は３月で、４６１台。未予約車台数が最も多かった月は４月の７０台で、割合は２０．９パーセントとなっております。議員御指摘の、本年８月以降の状況につきましては、公表されているデータはございませんが、環境省に確認したところ、総利用台数が３月の実績とほぼ同程度の４００台前後となっており、未予約車の割合は１０パーセント程度の見込みであるかと伺っております。また、前年８月の総利用台数は８００台を超えているとも伺っておりますので、登録直後と本年の夏季期間を比較すると、試行ルールによる一定の台数制限効果が表れていると認識しております。以上です。

４番（和田霜析君） はい、了解をいたしました。大体１割程度の未予約車があったということですね。この未予約の方は素直に帰っていただけたのか、それとも、そのまま通行したのかって、もしお分かりならお聞かせいただけますか。

市民部長（徳永恵三君） すいません、正確には分からないんですけども、一応、利用はされている状況だとは思っております。以上です。

４番（和田霜析君） はい、了解いたしました。私もこの実証実験が始まって、何度かナイトツアー、行かせていただいているんですけども、去年の始まった１０月ぐらい、ナイトツアーに行って、大体行くと、１回行くと、２、３羽のクロウサギが見れていました。この８月以降ですね、１回行くと、２０羽から３０羽までいかないですね、２０羽以上、見るときもありまして、相当な効果は出ているんだろうなという実感はしております。それも踏まえて、今後、どうしていくかというのは、環境省と考えていくんだと思うんですけども、それと併せてですね、私がちょっとナイトツアーに行くときにですね、１０分の間に３台とか見るときが何度かあるんですけども、大体、これは西仲間側から１時間に３０分おきに２台。東仲間から３０分おきに、１時間に２台というふうなルールが決まっておりますので、この１０分の間に３台会うというのは、一方通行になっていますので、あり得ないことなんですけど、またですね、１０キロ以下の走行をお願いしているにも関わらず、それ以上、多分、超えているなというのがあります。その辺りですね、ルールを守って、きちんといるのか。その守っていない方がいるのかという、当局として、把握されておりますでしょうか。

市民部長（徳永恵三君） それでは、お答えいたします。三太郎線における自主ルールにはＷｅｂで事前予約することのほかに、ほかにも夜間の野生動物観察のルールとして、時速１０キロ以下で、生き物に気をつけて走行するルールなどがございます。このルールの順守状況につきましては、本市が昨年度設

定した車番認証システムによって、モニタリングを行っているところです。一定の誤差を考慮し、明らかな車速オーバーを時速21キロ以上とした場合、モニタリングを開始した本年4月から10月の期間で、時速21キロ以上での走行データの割合の平均は21パーセントとなっております。月別では、7月の割合、25パーセントが最も高く、ゴールデンウィークを含む5月の割合、14パーセントが最も低いという結果でございました。以上です。

4番（和田霜析君） この7月が一番多かったというのは、本年7月でよろしいですね。ってことは、かなりの、4分の1ですので、割合でルールを守っていない方がいらっしゃると、これは多いんじゃないかなと思っておりますので、再度、これは当局、奄美市だけの問題でなく、エコツアーガイド協会とも一緒にですね、きちんと、再度、周知の徹底をお願いしていただければと思います、強く要望させていただきます。

次に、質問に移らせていただきます。役勝エコロードですね、について質問しますが、金作原のオーバーツーリズムにより、新たな観光地として役勝エコロードを活用することですが、私が参加した研修会でですね、あるガイドがここをバスで通るだけでもいいよねと言っておりました。現在、当局が考えている利用ルールをお聞かせいただけますでしょうか。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） それでは、議員の御質問にお答えさせていただきます。役勝エコロードは金作原への需要が集中する中、新たな観光資源として、旅行商品造成が期待されているところでございます。役勝エコロードの魅力は、世界自然遺産地区を徒歩で通行しながら、森林、動植物、河川といった幅広い自然資源を満喫できるところにあります。バスによる車窓観光ではなく、徒歩による観光であり、役勝エコロード入口で降車し、宇検村側の県道にて乗車するツアーが計画されております。以上でございます。

4番（和田霜析君） はい、了解いたしました。基本的にはもう徒歩で行うということで、了解いたしました。この役勝エコロードなんですけれども、夏場になるとですね、多分、地元の方なんですけれども、多くの方がタナガ取りや川遊びで利用しております。そのときにですね、道路の端っこなんですけれども、10台以上連なって、駐車している場面も見えます。地元の方、また、ここで1日中遊ぶ方もいるんですけれども、こういうところにトイレの設置とか、そこら辺、考えていないか、お聞かせいただけますでしょうか。一番近いトイレでもマングローブパークになると思います。あと、宇検のほう行ったり、瀬戸内のほう行ったりというのは、ちょっと遠すぎるので、無理かなと思うんですけれども、そこら辺、当局の考えをお聞かせいただけたらと思います。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） それでは、お答えいたします。役勝エコロードのトイレ設置につきましては、現在、予定されておませんが、議員おっしゃいます、車両移動10分圏内に道の駅がございまして。こちらのトイレの活用を、ツアー会社には推奨しておりますので、御理解いただきたいと思います。

4番（和田霜析君） はい、了解いたしました。そこは是非、徹底していただいて、旅行会社ともいいツアーになるように造成していただければと思います。こちらの質問はこれで終わらせていただきます。

次に、3の教育行政について、質問をさせていただきます。今年に入りですね、皆さんもお分かりだと思っておりますけれども、北朝鮮が何度も弾道ミサイルの実験をしております。これは決して許される行為ではないと、私自身、思っております。またですね、今年に入り、2回もJアラートが発令されました。

10月4日と11月3日ですね。また、11月18日は、排他的経済水域、EEZ内にミサイルが落下しております。この11月18日にはJアラートは鳴っておりませんが、Jアラートが発令された両

日、10月4日と11月3日ですね、はともに朝の早い時間帯、簡単に言いますと、児童・生徒が通学している時間帯に発令されております。先日も、これは100発以上の砲台を訓練したとの報道もありました。そこで、質問です。今回は北海道、青森でのJアラートでしたが、もしこの奄美でですね、児童・生徒の登校中にですね、Jアラートが発令された場合、Jアラートが聞こえない地域、または、通学路がないか、お聞かせください。児童・生徒、ほとんどがですね、携帯を持っていないと思います。特に低学年ですね。名瀬市内、この市街地、名瀬の中心街に住んでいる生徒たちは主に聞こえていると思うんですけども、この市街地以外の地域は、海岸線を歩いたりとか、あまり何か、田んぼの中、畑の中ですね、を通学しているとか、そういう、集落からかなり離れて通学する児童・生徒さんもおられると思いますので、このJアラートが全て網羅できているのか、ちょっと教育現場から、これ、本当は別なところなんですけれども、教育現場としてどのように考えているのか、お聞かせいただければと思います。

教育長（村田達治君） 御質問にお答えいたします。この件につきましては、各学校に確認をいたしましたところ、本市の児童・生徒が登下校の際に利用する通学路において、Jアラートは全学校において聞こえているとの返答でございました。以上でございます。

4番（和田霜析君） はい、安心いたしました。この、全て聞こえているということで、了解いたしました。ただ、聞こえただけでは、子どもたち、大人ですとある程度、自分の身を守るということ是可以するんですけども、子どもたちはJアラートが鳴っても、これは何だって。奄美市の訓練はしていますけれども、サイレンを、今、流すだけの訓練になっていると思うんですが、実際に来たときは、避難しなくちゃいけないということになります。学校において、児童・生徒、避難マニュアル、Jアラートが発令された際にですね、児童・生徒の避難マニュアルというのがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。地震や津波の避難訓練は毎年しているとは知っているんですけども、このJアラートの発令の際の訓練というと、ちょっと私も聞いたことがなく、ただ、今回2回も、2学期に入ってというか、ありましたので、そこら辺、お聞かせいただければと思います。

教育長（村田達治君） お答えいたします。各学校におきましては、全ての学校で危機管理マニュアルを作成しておりますけれども、Jアラートを想定した危機管理マニュアルを作成している学校は、全体の54.5パーセントでございまして、また、Jアラートを想定した校内の避難訓練を実施している学校は、全体の24.2パーセントに留まっているところでございます。Jアラートを想定した登下校中の訓練そのもの、登下校中の訓練については、全学校でまだ実施をしておりません。文部科学省が示す学校安全資料におきましては、登下校中にJアラートを含む緊急な事態が起こった場合の対応について、原則として、自宅か学校のどちらか安全で近いほうへ向かうなど、保護者と学校との間で共通の認識を得ておく必要があることとなっております。その内容については、各学校に周知をしているところでございます。また、児童・生徒がそのとき入手した防災無線などのアナウンスの情報や、周囲の動きに基づき、自らの判断で冷静に行動できるよう、これまでにまた、周知、お願いをしているところでございます。今後でございまして、登下校中も含め、いざというときの対応について、各学校における避難訓練、あるいはマニュアルの見直し等を含め、子どもたちが自らの判断で冷静に行動できるよう、発達段階に応じた安全指導の充実を図っていきたくて考えております。しかしながら、小・中学生におきましては、1年生から中学3年生までと、理解力、行動力にはかなりの差がございまして、また、学校の立地条件等によってもですね、個々によって変わる形態が予想されますので、その辺を含めまして、慎重に対応していきたくてというふうに考えております。以上でございます。

4番（和田霜析君） はい、了解いたしました。訓練、やっているところがあるということなんですけれども、全ての学校で、ちょっと、もう今後はJアラートに対応した避難訓練があってもいいのかなとい

うのと、このマニュアルですね。学校ごとにきっと違うと思いますので、学校ごとにきちんと対応して、その学校に合った避難マニュアルというのを作っていただければと思います。こちらも是非、お願いしたいと思い、要望しておきます。

次にですね、くろうさぎ留学についてお聞きします。現在、奄美市で9校の小・中学校が対象になっていると思います。何校に何名通っているのかをお聞かせいただければと思います。いい制度だと感じておりますが、一方で、里親になる方が少ないとも聞いています。小規模校にとっては、このくろうさぎ留学というのは、児童・生徒、確保において、とても重要だと思いますし、学校の存続にも関わってきます。学校が休校になりますと、集落の活性化も危ぶまれてきますので、現在、どのような状況なのか、お聞かせください。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。奄美くろうさぎ留学は、本市の小・中学校に留学したいという児童・生徒が、現在、議員お話がありましたように、9小・中学校区を対象地区と、地域として、里親の下で1年間、ホームステイするものでございます。これまでの留学生と里親の実績状況ですけれども、事業開始の平成30年度は里親6名の下、5校で8人の留学生を受け入れました。令和元年度が里親6人の下で7人。令和2年度は里親3人の下で5人を受け入れました。その後は、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、受け入れを中止。令和4年度は里親2人の下、3人を受け入れてきたという状況でございます。しかしながら、年を経るごとに里親の確保が難しくなしまして、現在、令和5年度に向けて、受け入れの準備に取り組んでおりますけれども、里親の確保には至っていない状況でございます。里親の確保が難しい理由といたしましては、里親と実親との教育観の違い、また、何よりも他の家庭のお子さんを預かるという里親の責任や負担の大きさが理由であるというふうに捉えております。これらのことから、今後、里親の負担を減らすために、里親に急な用事ができた場合など、留学生を預かってくれるサポート体制の整備等についても取り組んでいきたいと考えております。また、特に力を入れていきたいと考えているのが、孫戻し型の留学形態の促進でございます。この孫戻し型の留学と申しますのは、御自分のお孫さんや親せきを預かるということで、これまで里親と実親間、里親と留学生間で起きていた問題等を解決できるだけでなくて、祖父母やお孫さんなどにとってもかけがえのない時間になると考えております。また、小さいときに祖父母や親戚の家で育った経験があるからこそ、将来、大人になったときに、奄美に帰りたいという思いも生まれ、まさしく第2のふるさとの思いが強くなるのではないかないうことを期待しているところでございます。以上でございます。

4番（和田霜析君） はい、了解いたしました。実際、私の集落でも、この里親になっていて、2人、預かって、2人、預かった方が、ちょっと用事があって、旅行、旅行というか、内地に行かなくちゃいけないということで、その2人を私の母のところでも面倒、1週間ぐらいですかね、面倒を見たという経験がありますので、この制度、すごいいい制度だと思いますので、それでも、やはり他人の子どもを預かるという、そのギャップというか、なかなか上手くいかないというところもありますので、是非、孫戻しというのを進めていただいて、利用促進をしていただければと思います。

次の質問にさせていただきます。次は、別の制度なんですけれども、小規模校入学特別認可制度についてお聞かせください。現在、芦花部小中学校と崎原小中学校の2校が対象になっていると思います。こちらも、奄美くろうさぎ留学と同様、すばらしい制度で、学校存続に役立っていると思っております。実際に、一般会計の決算のときにですね、確認いたしました、両校とも30名以上の児童・生徒がバスを利用していたというふうに記載がありました。市民からは、他の小規模校の要望もありますが、当局としてどのように考えているのか、お聞かせください。これはですね、小規模校に、まだまだ対象校を増やしていく考えがあるかどうかという、実際に、他の学校から要望書も出てきたというふうに聞いておりますので、その対象校を増やせるかどうか、お答えいただければと思います。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。先ほど御指摘がありましたように、本市では名瀬地区の比較的大規模な9校、これは小学校5校、中学校4校でございますが、この9校を原籍校とする児童・生徒を対象に、芦花部小中学校と崎原小中学校の2校を特認校として認可しております。豊かな自然環境の中で、複式指導による小規模校の特性を生かした教育活動を展開しまして、地域行事等を通して、豊かな人間性の育成を図っております。年度途中に原籍校に戻れるかどうかということにつきましては、特認校の認可の条件として、年間を通して通学ができることとございますので、年度途中の転学は原則として認めていないところではありますけれども、また、それに関わって、今年度途中に原籍校に戻ったという事例もございません。御質問の、特認校を増やすことについてでございますけれども、本市の児童・生徒数の減少、それに伴う原籍校での学級数の減少、通学の長時間化、あるいは、通学バスの運行等、課題を踏まえて、市全体としての特認校制度のあり方を検討をしているところでございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

4 番（和田霜析君） はい、了解いたしました。確かに子どもが減ってきておりますので、なかなかそこを原籍校に行くという難しい問題も確かにあると思います。ただ、学校の存続がかかってきているところも、そろそろありますので、是非とも、今、検討中ってことですね。この学校が増えるように、要望させていただきたいと思います。

次に、4 番の市政についてお伺いいたします。まず、公営住宅というか、市営住宅ですね、現在の状況をお聞きしたいんですけれども、現在、空き状況というのはあるのか。それとも、今後、増やす計画があるのか、お聞かせいただければと思います。

建築住宅課長（岡江康裕君） 各支所別の市営住宅の入居率についてお答えいたします。まず、現在の本市の市営住宅戸数でございますが、名瀬地区98棟、1,697戸。住用地区が62棟、151戸。笠利地区が121棟、372戸。合計281棟、2,220戸となっております。入居率につきましては、名瀬地区が86.4パーセント。住用地区、89.4パーセント。笠利地区、87.4パーセントとなっております。なお、空き家につきましては合計293戸ありますが、そのうち、名瀬地区115戸、住用地区7戸、笠利地区45戸、合計167戸につきましては、政策空き家としております。また、室内の改修を行った上で入居可能な空き家は、名瀬地区115戸、住用地区9戸、笠利地区2戸、合計126戸となっております。市営住宅の改修につきましては、住宅ごとの築年数、耐用年数、老朽度などにより、公営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に改修工事を行い、長寿命化を図っておりますが、老朽化が著しく、改修工事等でも長寿命化に適さない住宅につきましては、政策空き家として入居を停止しております。室内を改修することにより入居が可能となる空き家につきましては、会計年度任用職員である大工による改修や業者への修繕依頼を行い、空き家の改修に努めているところですが、老朽化が進んでいることから、1戸当たりの改修に係る費用や日数を要している状況であるため、今後はより計画的な室内改修工事を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、公営住宅の新築についての御質問にお答えします。市営住宅の新築につきましては、住用、笠利地区の各集落で行われました、市民と市長のふれあい対話においても多くの集落から要望があったものと承知しております。一方、市営住宅の現況につきましては、昭和40年代から50年代に建設された住宅が多く、耐用年数が超過している住宅や、耐用年数は経過していないが、老朽化が著しく、長寿命化に適さない住宅も多くあるため、建て替え事業や集約化事業などを行っていく必要があると考えております。いずれも膨大な事業費が必要となるため、昨年度策定された、奄美市住生活基本計画の答申で御提示いただいた将来の人口、世帯動向などを踏まえ、官民連携した整備計画や、市の他事業も含めた長期的な財政計画が必要だと考えております。現在、笠利町手花部地区に鉄筋コンクリート造の1棟4戸の新築公営住宅を建設中で、令和5年4月1日の供用開始を予定しております。これ以降

の新築計画につきましては、先ほどの状況を踏まえた上で、各地域の市営住宅整備率や入居待ち状況などを考慮し、検討していきたいと考えております。なお、市民と市長のふれあい対話におきまして、市長がお答えしているように、民間活力活用による事業費の縮減や民間空き家などの有効活用を目的とした民間事業者との連携を含めた、総合的な住宅政策を検討しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

4 番（和田霜析君） はい、了解いたしました。今、民間空き家ということが出ましたので、今度は空き家対策についてお聞きしたいと思います。1・2番、まとめてお聞きします。空き家の現状、あるかないかというのと、今後の対策、何か考えていらっしゃるか、お聞きいたします。

総務部長（三原裕樹君） 令和元年度に実施をいたしました、空き家等実態調査におきまして、空き家の可能性がある家屋につきましては、名瀬地区660件、住用地区96件、笠利地区293件の計1,049件となっております。そのうち、状態が良好であり、利活用可能な家屋につきましては、名瀬地区141件、住用地区28件、笠利地区56件の計225件となっております。また、一部修繕等により利活用可能な家屋につきましては、名瀬地区206件、住用地区37件、笠利地区168件、計441件となっているところでございます。

それから、今後の対策についてでございますが、本市の空き家対策といたしましては、家屋の解体の促進だけでなく、啓発活動等を通じた利活用促進による空き家の発生抑制並びに人口流入による地域活性化なども目的としております。その取組の一環といたしまして、本年10月14日に公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会と空き家等の対策の推進に関する協定を締結をいたしました。本協定の概要といたしましては、市が保有する空き家情報を、空き家所有者の同意を得た上で、同協会へ提供することにより、賃貸契約や売買活動が促進され、空き家の解消及び住宅不足の解消を目的とするものでございます。そのほかにも、空き家関連施策に関するチラシの全戸配布を行うなど、空き家解消に向けた啓発活動等を実施をするとともに、11月12日は市内空き家所有者を対象としたイベントを開催して、空き家を放置することの危険性と利活用を含めた対策に関する講演会、市や国・県の制度紹介、弁護士や司法書士、不動産事業者等、専門家による相談会を実施をいたしました。このイベントには、来場者数64名、相談件数が21件ございまして、多様な相談に応えることができたものと考えております。基本的な方向性といたしまして、地域内に多くの空き家が存在する状況では、民間賃貸住宅の活用も重要と考えております。今後は空き家の把握状況を継続するとともに、所有者不明の難しい案件についても粘り強く対応するなど、地域の空き家問題解消に向けて取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

4 番（和田霜析君） 今回、私が教育現場と、この市政の空き家について一括で聞いたのは、教育委員会としては子どもを増やしたいと思っているんですけども、実際、そこに行って、増えている学校もあります。しかし、集落というか、学校、本当に存続させるためには、そこに人が住んでもらうのが一番だと思って、この質問させていただきました。教育委員会もそうですし、プロジェクトもそうですし、建住もそうですけれども、一緒になって、縦割りじゃなく、横割りになってくださいという。

議長（西 公郎君） 以上で、自民党新政会 和田霜析君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○
議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後2時45分）
引き続き、一般質問を行います。
輝風クラブ 松山さおり君の発言を許可いたします。

なお、松山さおり君より書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

5番（松山さおり君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。輝風クラブの松山さおりでございます。一般質問2日目、最後の登壇となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入る前に、少し所感を述べさせていただきます。ある朝、交差点での出来事です。養護学校へ行くバスが8時15分頃に出るのですが、いつも子どもさんを送ってくるお母さんを見かけます。自転車を引きながらバス停に向かう親子の姿。でも、その日、バスはもう出発しており、私はどうするんだろうと心配になりました。乗り遅れたことに気付いた親子は元来た道に戻り、信号待ちをしている間に押し問答をしているようでした。お母さんに手を合わせて謝る娘。お母さんはやりきれない表情で娘を叱っていたようでした。その姿を見て、私は胸が熱くなり、こみ上げてくるものがありました。娘をバス停に送り、そのまま自転車で仕事に向かう、それが毎日の日常だったはずなのに、バスに乗り遅れた娘をどうするか。仕事場にはどう伝えようかなど、いろんな思いでいっぱいだったのではと思います。通常であれば、1人で学校に通う年齢のお子さんです。親が付き添い、バス停まで送らなければならない状況の御家庭があります。私はそのお母さんの必死な表情しか見たことがありません。挨拶をしても、気付かず、通り過ぎてしまいます。朝のワンシーンのことでしたが、奄美市で住んでいるならば、誰一人取り残してはならない、日々に希望を持てる奄美市を作っていかなければならないと思いました。政治は弱き者を助けるためにあるとは市長の政治信条だったと思いますが、奄美市が人の優しさ、温かさで満ち溢れていくことを願い、私も日々、その思いで活動していきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。1の観光について、でございます。

（1）フードダイバーシティについて。①フードダイバーシティ対応についての見解を伺いたいと思います。フードダイバーシティとは、食の多様性を意味し、世界中の宗教などを理由にした食のタブーを持つ人々を理解し、受け入れる環境づくりのことですが、食の多様性で、分かりやすく言えばアレルギー、食の禁忌、好き嫌いなど三つに分類されます。グルテンフリーの場合、アレルギーで避けざるを得ない人もいますが、健康のために食べないという主義で避ける人もいます。一口でフードダイバーシティと言っても、その理由は様々だという認識を持っておかななくてはなりません。グルテンフリーとは、小麦をはじめとした穀物のたんばく質の主成分であるグルテンを除去した食事のことをグルテンフリーと言います。イスラム教徒は世界中で18億人いると言われていて、世界の人口が約78億人なので、約4分の1がイスラム教徒ということになります。日本を訪れるイスラム教徒は年間100万人と言われていて、ベジタリアンという言葉は、皆さん、御存知だと思います。菜食主義者、肉、魚などを食せず、野菜中心の食事をする方々をベジタリアンと言います。ベジタリアンは欧米よりアジアが多いと言われていて、日本でも人口の約480万人がベジタリアンとの統計があります。世界で食の多様性の対応が進む中で、奄美も昨年、世界自然遺産に登録され、世界中から、また、国内から観光に訪れる人が増加していくことも考えられます。旅の醍醐味は、やはりその土地の食べ物だと思います。しかし、宗教上の問題から、食することもできない。野菜しか食べれないとの場合もあると思います。そこで、お聞きします。食の多様性が進む中、こういった食に関しての制限がある観光客が訪れる可能性も多くなると思います。奄美市としては、このフードダイバーシティ対応について、どのように考えておられるのか、お聞きします。

次の質問からは、発言席にて行います。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。フードダイバーシティとは、議員御案内のとおり、食の多様性と訳され、一般的には宗教や地域の違いによって、食品や料理などの

食習慣、食文化が世界で多様に存在することを指します。本市におきましては、新型コロナ感染拡大前に、奄美産業活性化協議会主催において、平成29年度から3か年間、外国人観光客接客セミナーが開催されており、訪日外国人観光客を受け入れるための基礎的な知識として、文化、国民性の違い、食に関する注意事項などを学ぶ研修を行っております。その研修会の中で、議員からも御説明ございました、訪日外国人に多い菜食主義者のベジタリアンなど、食の多様性についてのアドバイスがなされたところでございます。本市におきましては、令和2年度以降、新型コロナ感染拡大により、セミナー等の開催もできておりませんが、今後、関係機関とも連携し、アフターコロナの訪日外国人観光客の対応として、研修会の開催を検討するなど、フードダイバーシティ対応についても努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

5番（松山さおり君） 平成29年から3年間ということで、研修を行っていたということがあったということですね。はい、ありがとうございます。昨年、鹿児島観光連盟のほうも、2021年11月にセミナーを開催しております。食の多様化事業を注力して推進していくということでしたので、やはり県のほうも進めているということでもありますし、奄美市のほうも、29年から3年間、コロナ禍があって、コロナがあったことで、研修がちょっとストップしていたという状況かと思っておりますので、是非ですね、こちらのほうも、市長のマニフェストにも、11番にもありました。国内ですね、新型コロナの収束を見据えて、国内、海外のターゲット、欧米、アジアですね、の富裕層などを調査、分析して、ニーズを満たすプレミアム感のある奄美を情報発信し、スムーズな誘客につながるよう、他市町村や観光関連団体と力を合わせながら、新しい航空ルートやニーズを限定したハイクラスを含めたクルーズ船の誘致に取り組みますとありました。是非ですね、こういったもう食の多様性というのは、世界各地で、もう本当に観光、交流人口が増える中では、是非、これは絶対必要なことだと思っております。飲食店が、奄美、屋仁川通りとかですね、いろいろある中で、多分、各店舗がですね、それぞれでアレルギー、今、アレルギーも卵だったりですね、小麦アレルギーというのがありますので、そういうふうに対応して、こうカニとかですね、エビが食べれないという場合の対応は、個々のお店でそれぞれやっているとは思いますが、やはりこういった、こう宗教だったりですね、この食の禁忌というんですか、そういうので、食べたらいけないもの、宗教的なのが、やっぱり多いと思うんですけれども、大きいと思うんですが、そういったことも、やっぱりこの、個々の飲食店のほうにもお知らせができるというか、そういうふうな仕組みづくりというのも、是非、作っていただきたいなと思います。指導ですね、も含めて、お願いしたいと思います。何かあれば、お願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） はい、先ほど申し上げました、29年度から3か年間の研修セミナーにおきましても、3か年間で合計51社、57名の方々が研修も受講されておられます。やっぱり、世界自然遺産登録を前にして、それぞれ観光業、先ほど言った飲食店の方々、様々な方々がこの研修を受講されており、それぞれ意識が高いところだと思っております。そういったところで、観光関連、あまみ大島観光物産連盟をはじめとしまして、観光の業者の方々とも意見交換しながら、こういった形で取り組めるのかも含めて、また、先ほど申し上げた研修会も含めて、今後、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

5番（松山さおり君） はい、是非ですね、これは本当にこれから一番必要なことになってくるかと思うので、研修も、あと、個々の店舗さんのですね、指導なども、是非、含めて、併せて推進していただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。（2）です。台風などによる船舶欠航に係る食料品不足について。1ですね、食料品保存庫、一体化した建物の計画について、伺いたいと思います。初日に林山議員のほうも、同様の御質問をされたかと思いますが、少し角度を変えての質問になります。気候変動に伴い、台風被

害が長期間に及ぶことで、食料品不足の問題による市民生活への悪影響はもちろんですが、経済への損失は計り知れないものがあると思われます。議会でも昨年から、この問題を取り上げていますが、官民一体の協議によって、より効率的な事業の推進をお願いしたいと思います。ここで、ちょっと私のほうで試算というか、ちょっと述べさせていただきます。奄美市の人口は9月現在で4万2,720人となっています。経済効果、1年間ということで計算したときにですね、台風が1回来ます。4万2,720人、奄美市の人口です。単純に子ども、大人合わせての人口ですね。4万2,720人かける1日1,000円とします。それを5日間で、1週間じゃなくて、5日間ということで計算しました。経済効果の分ですね。2億1,360万円、消費をしているということになります。台風2回で、その倍ということで、2億1,360万円かける2回で4億2,720万円となります。これはもう単純計算なんですけど、それぐらいこう損失も大きいんだよということの、ちょっと簡単な試算なんですけれども、これはもう、市民の人口、子ども、大人、合わせての4万2,720人の人口で単純に計算したものでありますが、例えば市民だけでなく、観光客の食事等ですね、観光事業を加算すると、計り知れないかと思います。そこで、ちょっと質問なんですけど、先日、いろいろ沖縄のほうで総合物流センター、冷凍、冷蔵庫ですね、保存庫ということで、貯蔵庫ということで、沖縄のほうでは総合物流センターがあるということで、また、その辺も研究して検討していきたいという答弁だったかと思います。私のほうでは、名瀬漁業協同組合で氷製造機器等を含めた建物の建築を要望していますが、この機会に、食料品保存庫を一体化した建物を計画したらよいのではと考えますが、その辺について、見解をお示してください。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、議員御質問の名瀬漁協の製氷機整備に伴う食料品保存庫についてお答えいたします。現在の名瀬漁業協同組合の製氷施設は老朽化が著しいため、施設の更新について漁協、市、県などで関係機関による協議を行っており、検討課題が多いのが現状でございます。議員御提案の食料品保存庫施設の一体的整備につきましては、製氷施設整備の補助事業の目的に沿わないことや、漁協の費用負担、さらには設置スペースの確保などの課題が想定され、製氷施設と併せての整備は難しいかと認識しているところでございます。今後は島内ストック機能の強化や物流機能の円滑化を図るため、本市としてどのような取組が行えるか、関係機関などの意見を踏まえながら検討させていただきたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

5番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。今、現段階でも、その用途というか、それがそぐわないということで、難しいという回答でよろしいですかね、答弁で。はい、分かりました。そうですね、はい。では、ちょっと難しいということでしたので、また、この辺も貯蔵庫とかですね、保管庫とか、台風のときにできるという部分では、ちょっとまた、検討をお願いしたいと思います。すいません。

次の質問に移りたいと思います。2の教育についてですね。こども食堂について、(1)のこども食堂について伺いたいと思います。①奄美市でのこども食堂の数、運営状況について伺いたいと思います。現在、県下でこども食堂、地域食堂は120か所あり、約90か所がネットワークに加盟しています。こども食堂は低額、又は、無料で子どもに食事や団らんの場を提供する活動です。また、地域食堂は子どもの親や高齢者などの地域住民を対象に運営されています。子どもの貧困問題が注目され始めた2012年頃から、こども食堂は広がり、現在は地域の新しいつながりづくりの側面もできています。全国で600か所と、6校に1か所、こども食堂があると言われています。奄美でも多くなってきている印象ですが、奄美市でのこども食堂の数、運営状況について伺います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、松山議員の、市内のこども食堂の状況についてということで、お答えしたいと思います。議員御案内のとおり、近年はこども食堂が増加傾向でございます。本市で、市で把握しているという分でございますけれども、そのこども食堂の数は、令和2年時点では5か所ございました。令和4年12月時点では、市内9か所まで増加しているということを把握してございます。

個々の詳しい運営状況については把握しておりませんが、全てのこども食堂はNPO法人、事業所、個人などの地域住民が主体で運営しており、開催頻度としては月2回から半年にかけて1回程度の開催となっていると。近年はコロナ禍の状況のため、場所の提供が難しく、弁当配布などで支援を行っている団体もあると伺っております。以上でございます。

5番（松山さおり君） ありがとうございます。はい、そうですね、令和2年が5か所ということで、令和4年が9か所。ちょっと増えてきているという印象で、ちょっと質問させていただきました。全国でも600か所増えてきて、6校に1か所ということのデータもありますので、奄美のほうでも、助け合いとか、結の精神というのはあった中で、こういった形での結の精神を広めているという状況になってきているんじゃないかなと思って、ちょっと質問させていただきました。

では、2番の質問ですね、(2) 奄美市のこども食堂についての見解を伺いたいと思います。このこども食堂について、ちょっと研修を受ける機会が、私はありまして、鹿児島県のほうから講師の先生がいらしたんですけれども、参加者がこども食堂を運営されている方、そして、NPO法人、フードバンクのメンバーということで、参加をいたしました。そして、その中で、いろいろこう、なんですかね、私もちょっといろいろ思ったこともありまして、例えば瀬戸内の、ちょっとこども食堂がこの貧困の一人親の子どもさんにとか、今でしたら日本でしたら、7名に1人が貧困って言われている時代なんですけれども、その先生のこと、研修を受けて、こども食堂というのが、そういった大変な方の子どもたちへのこの支援というよりは、地域の活性化というところに変わってきているなということを考え、ちょっと感じて、また、その話を伺った中でちょっと思ったものですから、ちょっと質問させていただきました。瀬戸内の自衛隊のキッチンカーということで、瀬戸内が8月ですね、瀬戸内町のほうが、8月ぐらい、夏だったと思うんですが、自衛隊の方がすごいこうカレーを作って振る舞ったというのがあります。それを見た宇検青年団がですね、先月11月12日に、自分たちも何かやろうということで、青年団が動き出して、そしてカレーを作って、地域で振る舞う。対価はね、取ったかと思うんですけれども、そういったことがありました。これってものすごい、宇検の青年団は瀬戸内で自衛隊の方が作ったのを見て、なんかやったら楽しいんだとか、自分たちもやってみようという、こう地域に貢献しようという、そういう思いもあったと思いますので、それであれば、やはりちょっと貧困、貧困とか、こう使うというよりは、何ですかね、やっぱりこうみんなで共に食事をして、地域、高齢の方とかですね、いろんな方と、子どもたちがふれあいながら、食事を提供する場に変わりつつあるんだなということを感じて、ちょっと嬉しく思いました。また、身近でしたら、上佐大熊のほうでですね、上佐大熊公民館のほうで、月に1回、第4日曜日にですね、朝からこう、こども食堂ということで、10時ぐらいにこう放送があって、地域のお住いの方、子どもさんも是非いらしてくださいって放送があります。それも、民生委員の方、中心にですね、いろいろこう、2食ぐらい作って、カレーが200円だったかな、私もちょっとまだ行けていないんですけれども、そういったふうに、こう、皆さんでこう、地域の方を招いて食事をしているという状況が、本当に聞いています。実際に関わっている先生方にも聞いたんですけれども、本当にお1人でご飯を食べている。やっぱり大変だけれども、子どもだけじゃなくて、やっぱり大変な、先ほどもね、ありましたが、その橋口議員が質問した中で、令和4年には7名の方が、お1人でね、ちょっと亡くなられている状況があったという、結局、それっってもう、関わりがないという部分につながってくると思いますので、そういうふうにこども食堂だったら、誰でも来てもいいよというスタンスで、この上佐大熊で運営されている方は、伝えているそうです。また、帰りがけにですね、ちょっとこう、お土産を持たせたりとか、そういうこともちょっとやっているということでした。そして、ここでちょっと、もう質問みたいなものなんですけど、奄美市では、私はもうこういうふうに、こう、現状、こども食堂の意味合いが少し変わってきて、地域活性化になってきていると思いますが、奄美市では、現在、どうお考えなのか。その辺について、お伺いしたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、こども食堂の本市の見解ということで、お答えしたいと思います。
議員御案内のとおり、こども食堂は現在は貧困対策と併せまして、地域の方が無料、又は、安価で栄養のある食事や和やかな団らんを提供し、子どもたちが楽しく食事の機会を得るなど、安心して過ごせる環境で、人や社会と関わる力、それから、生活習慣の改善など、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティを作る有意義な取組だと考えております。利用形態につきましても、運営団体によって違いがありますが、中学生以下を無料として、高校生以上は有料で提供する団体や、大人までを無料とする団体など、多岐にわたりますが、誰でも利用できるものであり、地域住民と地域社会とのつながりも形成する重要な役目を果たしているものだと認識しております。議員のおっしゃった、孤立の防止ですとか、その辺にも大いに役立つのではないかと考えております。今後も子どもへの貧困対策のみならず、地域のつながりを支える交流の場としての役割も、大いに期待をしているというところでございます。以上です。

5番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。是非ですね、こちらのほうも、そうですね、すいません、フードバンクの取組のデータをちょっとお伝えしたいと思います。フードバンク奄美、奄美市とも提携をしているNPO法人ではありますが、そちらで3年ほど前に、本当にちょっとこう、貧困のというか、大変な御家庭の方にですね、チケットを渡したことがあるそうです。そのチケットというのは、食券なんですけど、飲食店に行って、飲食店で食べるというチケット。それと、スーパーでのお弁当を買う、購入ができるというチケットを配布したそうです。どこまでのということは、ちょっと私も聞いていないんですが、100枚余り、そのチケットをこう渡して、子どもたちにこう配って、そして、利用したというデータなんですけど、飲食店に行って利用するというのは少なかったそうです。ていうか、チケットを使わなかった子も多かったってことなんですね。でも、スーパーのチケット、スーパーでのお弁当のチケットはほとんどなくなったそうなんです、回収ができたってことですね。これから、こう読み取れるのに、大人が子どもを連れて飲食店に行く。それは、本当にありがたいことなんですけれども、それでもやっぱり貧困だって、チケットもらった、それで私たちは家族は行くってところ、飲食店にご飯食べに行く。そこでチケットで食べれることは食べれるんですけども、それをやっぱりちょっと貧しいからこういうチケットがあるんだとか、そういうふうな認識になってはいけないなと思ったんですね。だから、多分、親御さんのほうが、ちょっと恥ずかしいって思いになったか、そこに行かなかった。子どもだけで食べに行くというケースは、ほとんどあまりないと思いますので、そういうことがあったみたいなんですね。それで、そのスーパーのチケットは、スーパーってお店なので、子どもだけでもチケット交換できるんですよ。子どもだけでこう行かせることもできるから、そこでこのこう需要というか、チケットの回収が多くなったというのがあります。やっぱり、貧困という言葉に、私も最近ちょっといろいろこう勉強というかですね、いろんな方と話した中で、国が貧困って、貧困世帯、貧困世帯のこの区切りというの、どれ、どこなんだろうというところで、やっぱり貧困って使われる、子どもたちは実際、貧困って自分は思っていないんですよ。大人が作った言葉だと思いますので、それが貧困が、貧困世帯が、7名に1人が貧困だとか言われると、その辺をちょっと、言葉の使い方ってどうなんだろうな、この文言はどうなんだろうなって、ちょっと思ってくる、疑問に思ったところです。こども食堂ですね、鹿児島でスタートした園田先生という方から研修を受けたんですが、この方、元々教師なんですね。教諭だった。鹿児島のある団地にお住いで、先生はその学校の教師でもありますので、校長先生に、やっぱりこの団地で、ちょっとこども食堂をやりたいので、チケットとか、あと、案内のリーフレットを配布してもいいですかって、許可というかですね、ちょっと聞いたらいいんですね。そうしたら、校長先生が、いや、駄目ですって。リーフレットを配られたところの子どもたちが貧困って捉えてしまったら、やっぱりこれは傷つくことなんですよ。なので、そこを心配して、やめてくださいということで、最初は理解が得られなかったそうなんです。それが、やはりこの先生の、この思いが強くて、だんだん、何て言うんですかね、一人でご飯を食べているところもあるし、お母さんとかね、お父さん、

帰って来なくて、一人で待っていると、やっぱりそういう状況の子たちがすごい多いというのを危惧して、やっぱりこれは絶対進めることだ、進めないといけないということで、こども食堂、それから、地域と、どんどん広がって行って、こういうふうな形態ができたということで、離島でもどんどん広めていただきたいってことで、いらしたときの研修を私は受けました。なので、やっぱり、先ほどの繰り返しになりますけど、貧困とか貧しいというの、そこをね、分からせないじゃないんですけれども、そこには線が、こう線引きがあるわけでもないんで、それをわざわざ子どもが感じる必要もないので、そこは地域と一緒に、地元で、奄美市と一緒にこう住んでいる子たちは、そんなこと、思いはしないように生活ができればいいなと思っています。

そして、次3番の質問ですね。こども食堂ですね、継続運営していくための支援について、伺いたいと思います。皆さん、日本が食品廃棄量が世界トップクラスだということを御存知でしょうか。日本の食品ロスは年間で約646万トンで、世界トップクラスになっています。国民1人当たりの食品ロス量は約139グラム、茶碗一杯分を、1人1日廃棄しているとの計算になります。この食品ロスが多い中、奄美市のこども食堂さんから聞かれる声は、食料が不足しているということです。県では、こども食堂立ち上げの時に、上限13万円の助成をしていますが、全国のこども食堂は運営費の確保、学校、教育委員会や行政からの協力や理解が得られないという課題を抱えています。奄美市と提携しているNPO法人フードバンク奄美も、こども食堂さんにも食品を提供していますが、なかなかそれだけでは補えない状況です。各離島で、こども食堂を運営されている方々の中では、自費で運営されている方もいらっしゃいます。ここで伺います。奄美市としてこども食堂を継続運営していくための、何かしらの支援は検討できないか、お聞きします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、松山議員にお答えいたします。こども食堂を継続運営していくための支援についてということですが、先ほども申し上げましたとおり、こども食堂はNPO法人、事業所、個人など、地域住民の方が運営しております。こども食堂自体は自主的、自発的な取組から実施しているものであるということを尊重いたしまして、特別な支援を、市としては、現在、行っておりません。議員御指摘の、奄美市のこども食堂さんから食料が不足している声は、食堂自体が安定して継続的に運営することが難しい課題の一つであるということは認識しております。その中で、食品廃棄に関する、食品ロス削減の取組としまして、一般家庭から食品を収集する方法のフードドライブを、本市の市民部においても実施しているというところです。また、民間の事業所におきましても、フードバンク団体を通じて、議員御案内のとおり、福祉施設やこども食堂への提供を行っていると伺っております。各こども食堂が食料品の確保に苦慮している中で、離島である奄美大島内での食料品の寄附は、こども食堂へ取り組んでいる運営団体全体の下支えになることでありますし、また、食品廃棄ロスの削減にもつながる有効な手段だと考えております。本市としましては、本市や民間の事業所で行っているフードドライブ事業を広く市民に周知することで、食品供給の確保につなげる、これとともに、こども食堂全体の活性化につなげていくことができればと考えております。以上です。

5番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。是非ですね、この運営、継続していくためのですね、支援というの、今、できていないってことでしたが、検討も、是非、お願いしたいと思います。ここで、ちょっとモニターをお願いいたします。先ほど、フードドライブということで、答弁がありましたが、これですね、私がこの間のちょうど勉強会でいただいたものなんですが、日本は食品廃棄量が世界トップクラス。先ほども申し上げました。全国的な課題ということで、事業系、家庭からもたくさんのこう、食品ロスがあるということですね。これ、日本646万トンなんですが、世界で1位が中国でした。日本は3位という、小国ではありますが、それぐらい、食品ロスがあるということ。食品ロスがあるということは、食品が余っている状況ということでも考えられるかと思います。もう少し下のほう、お願いいたします。社会の現状とフードバンクの役割ですね。先ほども所長がおっしゃいましたが、フードバ

ンクとは品質に問題がないにも関わらず、市場で流通できなくなった食品を企業や個人から寄贈してもらい、福祉施設やこども食堂、食べ物が必要な人に無償で配る活動ということですね。横のほうに、また、中央にフードバンクとありまして、貧困問題ということで、子ども、シングルマザー、生活困窮者ということで、そちらの方にも配布されるということがあります。もう少し下のほう、お願いします。食品ロス削減と福祉に対して効果的な活動ということですね。フードバンク、一般的に企業からの食品寄附ですね。大きいところから、例えばそのこども食堂さんでも、お魚とかですね、いただいているということも聞いてます。まず、フードバンクからは企業からの食品寄附になります。フードドライブ、結構、こちら、ちょっと勘違いされる方もいらっしゃると思うんですが、市民、お客様からの食品寄附ということです。これはもう、大きいスーパーのイオンさんでは、月に1回、1週間ですね、フードドライブ期間ということでやっています。店長さんからもお話を伺ったんですが、フードドライブで入り口の左側から、こう、箱をですね、三つぐらい置いているんですよ。フードドライブのこう、何ですかね、そののぼりとかも置いているんですが、そこに、例えば理解している人は、そこにこう、賞味期限が同じかなのか、お醤油とかですね、いろんな食品を入れているんですが、それを買って物客の人が、これ、もらっていいのって持って行こうとする人もいらっしゃるそうなんです。全国のイオンさんのほうでは、そういったことは、そういったことはというか、九州イオンでも取り組んでいるこのフードドライブなんですが、市民の方、住民の方が、その趣旨を理解して、すごく協力的でたくさんこう置いていかれて、それがまた、フードバンクとかですね、そこから、また、こども食堂のほうとかに届けるという仕組みになっています。是非ですね、奄美でもこのフードドライブに参加する人がね、多くなることを願っています。また、市のほうでも、フードドライブをやってらっしゃるということでもありましたので、そのですね、広報だと、広報、周知というのをですね、是非、もっと徹底してやっていただきたいなと思います。近くに、先ほどのイオンさんというのもありましたので、例えば本当に、地元のグリーンストアさんとか、いろんなところがあると思いますので、やはりそこで、お互い協力し合って、家でいないものはそこに持ち寄って、そして、やっぱりもったいないをありがとに変えていくという、こう明るい活動ということですね、していくべきではないかなと思います。その仕組みづくりというのも、市が率先して作っていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続いてですね、3番、市民の健康について伺いたいと思います。(1) 依存症について。1、アルコール障害、薬物依存症、ギャンブル依存症など、奄美市の現状について伺いたいと思います。実際にこれらの依存症の件で、相談に来られる人がいらっしゃるのか。いらっしゃると思えば、件数などもお示しください。朝のですね、橋口議員とも少し、ちょっと似通った質問になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、松山議員の御質問にお答えいたします。アルコール健康障害、アルコール依存症と言われるやつですが、アルコール依存から発生する生活困窮や家庭問題などの本市の様々な窓口にも相談が寄せられているということでございますけれども、アルコール健康障害そのものの全体件数というのは、把握してございません。件数自体が、相談は間違いなくあるということだったんですが、件数はお示しできない状況です。また、同じ依存症で、薬物依存でありますとか、ギャンブル依存につきましては、今のところ、相談は寄せられていないということでございました。参考までなんですが、名瀬保健所管内にある、令和3年度の精神疾患による入院患者数という数字がありまして、373名、いらっしゃいます。そのうち、薬物やアルコールからくる疾患、いわゆる依存症で入院している方は24名いらっしゃるということで、実際、入院されている方だけの数字なんです、大体6パーセントぐらいいらっしゃる。本市における依存症の実態把握が困難な状況につきましては、奄美地域においては、依存症を治療する医療資源に乏しく、受診や入院については、多くが県本土の医療機関に頼らざるを得ない地域事情も影響していること。それから、依存症は否認の病気と言われております。自分は違うよという病気だと言われておりまして、本人に病気の自覚がなかなかなかったり、病気を強

く否定する特性もあるのではないかと。それで、なかなか相談につながらないのではないかという思いもあります。しかしながら、厚生労働省の資料によりますと、平成28年度時点で、日本全国における依存症が疑われる潜在的なアルコール依存者数は、これ、推計ですけれども、約57万人。今、まさに57万人という推計が出ていると。ギャンブル依存の数は70万人という推計値が出ております。本市においても、このような潜在的な依存症の方はいらっしゃるのではないかと認識はしておりますが、具体的な数についてはお示しできないという状態でございます。以上です。

5番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。今、おっしゃったデータですね、373名の方が入院されていらっしゃるってことですね。そのうちの24名、6パーセントの方がアルコールとか薬物関係が原因で入院されているということですのでよろしいでしょうか。平成28年ですかね、57万人の人がアルコール依存症、ギャンブル依存症が70万人。これは、平成28年っておっしゃいましたっけ。平成28年って。分かりました、ありがとうございます。すいません、はい。私のほうも、ちょっともう少し、違うデータだったと思いますが、もう少し多いというちょっとデータがあったので、どうなのかと思って確認させていただきました。

では、（2）です。医療関係機関との連携について伺いたいと思います。依存とは、他のものや人を頼りに生きることや、存在すること。人は誰でも一人では生きていけないことは分かっていることで、私たちの生活は、人や物に依存しながら成立している。少しのきっかけで、誰もが依存症になり得るものである。これまで健康に生活していくために優先していたことよりも、飲酒や薬物使用、ギャンブルなどを優先してしまい、結果、本人の体や心に悪影響を及ぼすことになる。抜粋してお伝えしましたが、これは先月、鹿児島県再犯防止シンポジウムでの大津 敬先生の基調講演の冒頭でのお話ですが、依存症は孤立の病とも話され、依存症の人は快感を得たいからやっているわけではなく、苦痛があるから、それをゼロにするために使用してしまう、飲酒をしてしまう。依存症はコントロールができなくなる脳の病気だと話されていました。市長のマニフェストにも、医療との連携を強化し、市民の健康づくりを進めるとありました。奄美市ではこのような問題に対応するために、どのように関係機関、医療機関と連携しているのか、伺います。

福祉事務所長（永田孝一君） 午前中の橋口議員のところでも答弁いたしました。相談窓口としては市役所の福祉政策課でありますとか、つながる相談窓口気軽に相談していただきたいと考えております。その上で、依存症につきましては専門的な知見も必要でございますので、関係機関と連携をするということでございます。各自治体の窓口のほかに、保健所でもありますとか、医療機関、それから、精神障害相談支援事業所、相談支援センターなどがあるという状態でございます。先日も、名瀬保健所が主催した奄美地区アルコール依存症研修会及びネットワーク会議が開催されております。市町村の職員や保健師、医療機関の医師、看護師、相談支援事業所の相談支援専門員などが参加し、依存症についての理解を深めつつ、意見交換などで連携を図っているというところです。今後とも、関係機関との連携に努めてまいりたいと考えております。以上です。

5番（松山さおり君） 研修は各関係機関、医療機関とも連携して行っているということですのでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。是非ですね、そこをもう、もっとですね、研修の頻度も多くして、やはりこういう病気ということですよ。アルコール依存、ギャンブル依存というのも、全て病気ということですので、その理解というのも、私たちもちょっとして、理解していくべきことなのではないかなと考えたので、ちょっと質問をさせていただきました。

また、3番ですね、防ぐための情報発信、啓発について伺いたいと思います。依存症になりやすい人は、孤立している人、辛い状況にある人になりやすいと言われております。作家のジョハン・ハリはアディクション、アディクションですね、依存症、酒や薬の溺れた状態の反対の意味はシラフでも薬物を使って

いない状態ではなく、人とのつながりがあって、孤立していない状態。人とのつながりがあって孤立していない状態、コネクションだと主張しました。孤立している者ほど依存症になりやすく、依存症になるとますます孤立する。だからまず、つながることが大切になってくると。メディアで最近よく取り上げられるのは、元アイドルの薬物依存やギャンブル依存症としてのオンラインカジノ問題、また、子どものネット依存の問題、アルコール飲酒に起因する問題などが様々です。鹿児島県再犯防止シンポジウムのパネルディスカッションでは、体験者で、現在は依存症者の社会復帰を支援する取組をされているNPO法人の代表の方もいらっしゃいました。日本では依存症は進行性の病気にもかかわらず、人格の問題や怠惰な性格の象徴と捉えられていて、依存症という進行性の病気の症状として、事件や様々な問題が引き起こされているにもかかわらず、その問題は本人や家族の責任として片付けられてしまうと。誰一人取り残さない社会を作っていくためにも、このような問題を防ぐための情報発信、啓発などしていくべきではないかと考えます。当局の見解をお示してください。

福祉事務所長（永田孝一君） 松山議員の御紹介しております、再犯防止のシンポジウム、私も出席しておりましたが、実際の体験者の話というのが、やっぱり一番心に響くなと感じたところです。ただ、市の取組としまして、ああいった経験者のお話ですとか、克服された方のお話をするような準備までは、まだできない、できていない状況です。本市の取組といたしましては、健康診断の結果報告会や生活習慣病の予防などの出前講座が、健康増進課を中心に行うんですが、そのときに、アルコールの適量摂取についての啓発を行っているということです。また、医療機関が開催するアルコール関連問題の啓発フォーラムなどについて、本市が事務局となって、島内5市町村の関係機関が集まっております奄美地区地域自立支援協議会というものをつくっております。自治体と、それから、障害の事業所などが参加していますが、その協議会としての周知活動を行うというところも行っているところでございます。今後も機会を捉えてですね、依存症に関する周知活動や啓発などの情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

5番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。是非ですね、出前講座も多くするとか、これから増加傾向にあるか、ちょっと分かりかねるんですが、この間のその、そうですね、シンポジウムのパネルディスカッションの話、所長も聞かれたということでしたので、やはり、そのあとの私は保護司の女性の方からも、あるお話を聞いて、これはちょっと進んだというかですね、実際にあった、鹿児島であつたお話なんですが、保護司のシンポジウムでしたので、刑期を終えた方、その女性の保護司の方のお話なんですが、刑期を終えた方が、実際にこの支援施設に入られました。でも、3日ぐらいして、姿が見えなくなったという。それで、探したときには、その方は自ら命を絶ってしまったという話を話していました。誰一人取り残さないというのであれば、やはり地域でこういうふうに、こういった問題というのを受け止めるというか、そういうものも、本当、必要ですし、これがその、自ら命を絶ってしまった方が、アルコール依存から、その刑務所に入ることになって、刑期を終えて出てきたっていう話でもありましたので、そこの部分で、依存症というのが、日本では病気って、進行性の病気と捉えられていないという現状もあると思いますので、家族とその本人が悪いからではなく、やっぱりこれは病気なんだということも、地域、家族とかですね、周りの方がやっぱりこう理解をして、それで、見守っていくという姿勢も大事かと思いますので、出前講座、また、その自立支援協議会ですね、そこの開催も多くしていただいて、推進していただきたいと思います。お願いします。

続きまして、4番、市民生活について。（1）つながる相談窓口についてです。これもまた、橋口議員とちょっと同様になるのかなと思うんですが、実績について、①伺いたいと思います。奄美市だよりの10月号の表紙を開いた最初のページに、つながる相談窓口の案内が大きく掲載されていました。困り事を抱えているけれども、どこに相談していいか分からない。そのような場合はつながる相談窓口へ御相談くださいとありました。市役所の仕事で検索してみると、地域住民の人たちが快適で安心な日常

生活を送れるように、あらゆる面でのサポートを行うのが市役所職員の役割とありました。市長のマニフェストで、断らない命と福祉の相談窓口とありましたが、まさにそのことを形にされたのではないかと思います。市民にとって、市役所が訪れやすい場所になってきたのではないかと思います。開設してからの件数や、また、どのような相談があったのか、伺います。

市長（安田壮平君） それでは、松山議員お尋ねの、つながる相談窓口の取組状況について、お答えいたします。つながる相談窓口につきましては、マニフェストにあります、断らない命と福祉の相談窓口の設置に基づき、令和4年度から高齢者福祉課内につながる相談統括監を配置して取り組んでいるところでございます。この体制づくりを進めるために、4月以降、庁内各課から現状把握を行うとともに、保健福祉部を中心に相談体制についての検討会や広報、周知について協議を重ねてまいりました。相談対応につきましては、これまでも各部署において担当分野を中心に対応しておりましたが、新たにつながる相談窓口を設置したことで、相談先が分からない、多くの問題を抱えているなど、制度の狭間となる市民のニーズに対応できる体制を整備いたしました。また、相談者を支援する方が一人で問題を抱え込まず、円滑な連携が図れるための支援者支援も併せて取り組んでいるところです。今後も市民の方が安心して相談できる体制づくりにより一層努めてまいりたいと考えております。

保健福祉部長（山下能久君） 相談実績については、私のほうからお答えいたします。令和4年11月末現在の相談状況といたしましては、相談件数30件となっており、その中で複数の問題を抱えるなどの複合ケースは19件となっております。相談内容として最も多いものが、経済的困窮15件、病気、メンタルヘルス11件、家族間トラブル10件、精神障害7件、住まい6件、介護5件、社会的孤立4件等となっております。その中には、一人で経済、介護、子育て、住まい、DV、就労など、1人で6項目と多くの問題を抱えているケースもございました。それぞれの相談に対して情報収集や課題整理、必要に応じて訪問による状況確認を行いながら、関係機関との連携により、課題解決に向けて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

5番（松山さおり君） ありがとうございます。そうですね、はい。先ほど市長からも答弁がありました、4月から現状把握、その課、いろんな課ですね、現状把握をして、協議を重ねてきて、4月に開設をしたということですね。また、部長のほうからも、たくさんのこの、令和4年は30件ということで、相談窓口にいらした方があったということですね。複合的なものが19件ということで、本当にこう、どこに相談したらいいのか分からない、そういう方が、本当に、どうしたらいいか分からないとかですね、適切にアドバイスをしてもらえるところの一番最初の段階ということで、やっぱり市役所を訪れたのではないかなと思います。また、本当、これが、このつながる相談窓口をですね、開設したことによって、市民の方の声というのがあるかと思うんですが、その辺について、また、職員の方、どのように感じられているのか、その辺についてお示してください。

保健福祉部長（山下能久君） 相談をされました市民の反応について、お答えいたします。市民の方が安心して相談をするために、まず、心や体の悩み、妊娠、出産、女性、高齢者等の項目ごとに相談先を掲載した窓口一覧を活用し、広報紙や各種団体への協力依頼や周知等を行ってまいりました。相談に来られた市民の方から、以前はどの部署へ相談してよいか分からなかった。問題が重なり、どこへ先に相談してよいか分からないなどの声が聞かれております。また、庁内での現状聞き取りをする中において、電話交換室では相談内容が多く、どこにつないでよいか分からないケースに時間を要していた。消防、119番へ緊急搬送依頼を頻繁に行う方への対応に困っていたなど、支援者側からの困り事も聞かれている状況でございます。相談に関しましては、困り事を傾聴しながら、必要な情報を把握、整理し、関連する部署と一緒に課題解決に向けて対応しているところでございます。その中で、相談に来られた方

の声としては、対応に困っていたが、解決の糸口が見つかってよかった。医療費がかかり、負担が大きかったが、税の相談を行い、適正な申告につながり、負担が軽減できた。複数の問題を抱えており、解決できないと思っていたが、一緒に窓口を回り問題が整理できたので助かりましたなどの声が聞かれているところでございます。また、市民の方が気軽に相談できるためのつながる相談窓口の広報及び周知につきましては、自治会長や嘱託員会、駐在員会、民生委員、児童委員の定例会や本市公式LINE、庁内デジタルサイネージ、広報紙、ホームページ等を活用し、周知に努めております。以上のことから、今後も継続した広報を行うとともに、まずはしっかりと庁内での連携を進めながら、必要に応じて関係機関と連携を図ることにより、問題が重篤化する前に早期支援につながるような体制構築に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

5 番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。ホームページとか、自治会、民生委員の会ですね、そういった中でも広報されているということでしたので、これがやっぱり市民の方に広がって、本当、困り事は市役所に行って、あそこの窓口に行ったらいいよという、そういうふうな流れがね、本当にこうできて、通常になっていくと嬉しいなと思います。ありがとうございます。

そして、次ですね、次の質問です。5、世界自然遺産についてでございます。（1）クロウサギのロードキルについて。動物レスキューボックスの普及について、伺いたいと思います。奄美市だよりの5月号に動物レスキューボックスの紹介がありましたが、私もつい最近、このレスキューボックスのことを知りました。誤ってひいてしまった場合や、負傷している場に遭遇したときなどに、このレスキューボックスを車に常備しておけばよいのではないかと思います。市民への普及が大切だと思いますが、見解をお示してください。

市民部長（徳永恵三君） それでは、お答えいたします。議員御指摘の動物レスキューボックスにつきましては、神奈川県の間事業者が作成し、島内では龍郷町の動物病院などで販売しております。レスキューボックスには傷病動物発見時対応のマニュアルも添付されており、まずは動物の状況をよく見て、各市町村や動物病院、環境省などに連絡することが推奨されており、基本は行政職員が判断し、捕獲搬送を行うことも記載されております。本市といたしましては、これまでどおり、職員による捕獲、搬送が基本であると考えておりますので、一般車両における動物レスキューボックスの普及に関しては、あくまでも急を要する際の活用を前提としていただき、まずはロードキルが発生しないよう、夜間はゆっくり走行していただくための意識付けとしての普及を期待するところでございます。

5 番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。動物レスキューボックス、本当に、電話をこう、支庁とかですね、この説明書のほうには電話番号も記載がありますので、本当、市民の方もそれは対応しやすいんじゃないかなと思っています。またですね、この奄美市だよりなんですけど、ここにロードキルの月ごとの件数とかですね、いろんな情報が、これにすごく詰まっていると思います。ある集合住宅でですね、これをちょっと。

議長（西 公郎君） 以上で、輝風クラブ 松山さおり君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

今日は、これをもって散会いたします。（午後3時46分）

第 4 回 定 例 会
令和 4 年 12 月 9 日
(第 4 日 目)

12月9日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	松 山 さおり 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	川 口 幸 義 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

13 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 義 成 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 部 長	徳 永 恵 三 君
市 民 部 参 事 兼 税 務 課 長	保 金 満 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君	高 齢 者 福 祉 課 長	西 幸 一 郎 君
保 護 課 長	里 見 望 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
農 林 水 産 課 長	俵 裕 樹 君	農 林 水 産 課 長 補 佐 (笠 利)	肥 後 健 作 君
建 設 部 長	濱 田 洋 一 郎 君	産 業 建 設 課 長	原 俊 三 君
上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君	教 育 部 長	石 神 康 郎 君
学 校 教 育 課 長	小 出 水 明 洋 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 参 事 兼 所 長	川 畑 良 二 君
ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖 君		

12月9日(4日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋	修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	坂 元	辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は20名であります。

会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自、持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますよう、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

なお、崎田信正君より書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

15番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。最初に通告書の訂正をお願いしたいと思います。主題2の（1）に広報ポスターとありますけれども、こちら、広報チラシということでしたので訂正をお願いします。そして、主題4の（2）国民健康保険制度についてはと、これは、次回、質問予定でしたので、今回は①とともに削除をお願いをいたします。従って、以下の（3）から（6）を（2）から（5）に訂正をお願いしたいと思います。

さて、ロシアのウクライナ侵略、気候変動、コロナ第8波の影がちらつき、旧統一教会問題など、年忘れの時期でありますけれども、社会、政治の激動は一向に収まりそうもありません。防衛問題では、岸田総理は防衛費を5年間で43兆円を確保する方針を示しました。これは従来の1.5倍となるもので、鈴木財務大臣は安定した財源の確保が必要だと述べておられます。北朝鮮のミサイル発射が相次いでおりますけれども、国民世論の防衛費増額もやむなし、この世論づくりを進める一方で、戦争にさせない外交政策という話は一向に出てきません。9月10日の地元新聞にこのような記事がありました。北朝鮮は核放棄できない理由として、敵対勢力の侵略と攻撃企図を放棄させるという説明との記事であります。今、日本のほうも専守防衛を超えた敵基地攻撃能力保持の理由と、私は同じじゃないかなという思いをしたわけであります。今、平和外交の糸口がどこにあるのか。それは、東南アジア諸国連合があらゆる問題を平和的な話し合いで解決する努力を続けているという現実があります。ここに、憲法9条を生かした平和外交の糸口を見つけることができるのではないかと思います。それでは、通告に従って、順次、質問を行いたいと思います。

まず最初に、住用町戸玉集落の生活環境についてでございます。この地域での採石場問題は、古く、40年前からとも言われておりますけれども、過去には大規模な崩落もありました。集落住民が避難するという状況もあったわけです。その後も大雨による土砂崩れにより、道路が通行不能となったことや、赤土流出による海の汚染などが続き、住民の生活環境は脅かされ続けていると思います。この状況がなんら解決されない中、7月31日に新たな事業者による事業説明会がありました。この件につきましては、第3回定例会で取り上げております。当局より、集落からの同意を得ることが必要との認識が示され、業者の方も説明会で反対を押し切ってやるようなことは絶対にないと繰り返し述べられておられました。戸玉集落の区長さんも断固反対を明言していることから、この問題はこれ以上の進展はないものと安堵する思いでもございます。しかし、このことで、現在の生活環境をよしということには、もちろんなりません。これからは、生活環境の改善に向けて、取り組むことが必要だと思います。その一つとして、採石の積み出し港となっているのが戸玉港ですけれども、これ、民家と非常に近い距離にあります。騒音や粉塵の被害があるとのことでもあります。そこで、山間港の活用ができないかと、地元住民の

声も上がっております。これまでも請願書、あるいは意見書が出されているようですので、お伺いをしたいと思いますが、山間港のこれまでの活用状況、5年間程度ということで、平成29年度から令和4年度まで、活用状況をお示しいただきたいと思います。さらに、地元住民の方は生活環境改善のために、山間港の活用を是非ということをお願いされておられますから、これまで業者との、この件での話し合いなどがなされてきたのか。今後、この件について、何か対策があれば、お示しをいただきたいと思います。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） おはようございます。それでは、崎田議員の御質問にお答えいたします。山間港の利用状況につきましては、港湾統計上、暦年となっており、年度ではなく年でお答えさせていただきたいと思います。平成29年11隻、平成30年9隻、令和元年6隻、令和2年12隻、令和3年8隻、令和4年11月末現在、3隻の利用状況となっております。これにつきましては、山間港に停泊した隻数となっております。また、今後の利用、活用内容といたしまして、採石等の積み出しを部分的でも山間港にて行うことはできないかという御質問でございますが、これまで同様、山間港の利用促進を図ってまいりますが、いずれにいたしましても、本市からの強制できるものではなく、あくまでも利用者の意向が優先され、申請が行われるもので、本市といたしましても、地域の環境に配慮した利用促進の理解を求めつつ、山間港活用に結び付けていきたいと考えております。

それから、地元住民と業者との話し合いはなされているかとの御質問でございますが、令和3年5月に、本市立ち合いの下、業者と集落代表者との話し合いの場を設定いたしました。その際に、集落側の望む形での防音壁を整備するとの合意形成がなされました。その後、新規採石業者の参入の動きや既存の業者への対応の不信感も相成り、現在、集落としては継続、新規の採石計画は認めない。あくまで採石業者の撤退を求めるとの立場であるため、その後の話し合いへの機運醸成には至っていないのが現状でございます。まず、この現状を御理解いただきたいと思います。今後の対策につきましてでございますが、まずは話し合いの場を設けることが優先される考えでございますので、集落側の感情等も考慮し、適切な時期に対応したいと存じますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

15番（崎田信正君） 適切な時期ということですので、いつということでないですね、それぞれのニュアンスで違ってきますね。1年後が適切なのか、今日、明日が適切なのかということがありますので、適切な時期ということについては、どういった場合に適切というふうに判断するのかですね。今、ここで議論すれば、次の時間がなくなりますので、そういったことも、あとで個別にお伺いをしたいと思います。

山間港の話なんですけど、利用は、年間通じてですから、少ないんじゃないかなと思いますけれども、これを戸玉港の利用からこちらに移すということですが、これは戸玉の住民の方の希望ですよ。山間港のほうは、あそこには山間集落がありますので、その辺りとの感情というか、話し合いというのは、やったことがあるんですか。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） 戸玉集落側と山間港の利用についてでございますか。

15番（崎田信正君） 山間港を使うときに、地元の集落、山間集落のほうは、意見がないのかということ。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） 山間集落の方などの話し合いは、今のところ設けておりません。

15番（崎田信正君） 当然、戸玉のほうも、生活環境の改善のためという要望ですから、それをそっちに持って行くと、山間港と集落、ちょっと離れているのでね、状況は違うかなと思いますけれども、それでもやっぱりあとで遺恨を残さない、禍根を残さないためには、しっかりと話し合いの場は必要だというふうに思います。これも、何10年続いていますから、これからも続きそうですので、機会あ

るごとに取り上げて、進捗状況、改善の状況など確認していきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

次に、戸玉港に設置されたC型チャンネルですね、船の陸揚げのやつですが、この占用料についてですが、これは令和2年の第3回定例会、そして、令和4年の第3回定例会でお伺いしております。前回の答弁では、使用期間の令和5年3月30日、これ、会議録で30日って書いてあったんですが、期限は31日までですね、ということですが、港湾管理者及び地域漁業者と話し合いを設け、現使用者以外の利用があるかなどを総合的に調査し、検討してまいりたいというものでした。地元住民は対象外なのかという、この文章だけでは思っちゃうわけですが、また、仮に使用期間終了と、3月31日で使用期間が期限どおり終わったといったときに、原状回復ということが必要かと思いますが、もう12月ですので、月明ければ年明けということになって、慌たしい時期もなりますので、もう検討は進めておく必要があるのではないかなと思いますが、その辺りの検討がどうか。C型チャンネルの、あの占用料ですね、最初は取らないでいたけれども、地元住民の方からのおかしいんじゃないかという意見があって、レール幅の長さで、当初、計算されていたけれども、レールが2本あるので、その間も含めなきゃ駄目だということで、改善をしたと思いますが、ちょっと、さらにですね、レールの幅、その間じゃなくて、船を陸揚げするときは、当然、レールより幅広くなるわけですね。それも含めて、計算するのが、いろんな支障が出ないんじゃないかなという考え方もあるので、この辺りはどう思われているのか、御見解をお伺いいたします。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） それでは、お答えいたします。議員御質問の山間港、戸玉地区のC型チャンネルについて、お答えいたします。御指摘の令和5年4月以降につきましては、通常の占用許可関係においては、使用期限の1か月前に申請者に対して更新の有無を確認していることから、今回も同様の手続きを行う予定でございます。また、その際、継続する場合は前回同様、漁業関係者から御意見等を参考にしながら、許可、許可条件について、判断したいと考えております。更に、占用面積につきましては、当該施設に定着させる工作物等の面積となるため、現在、申請中の許可面積で問題ないと認識しております。今後も法令、条例、規則等を遵守し、関係機関と漁業者との協力を得ながら、港湾管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

15番（崎田信正君） 私もこれが、現地に行ってしっかりと状況、また把握して、また次の機会に同じような質問があるかも分かりませんので、よろしくお願いいたしますします。

それでは、次に行きます。次は教育行政についてですが、10月30日にですね、名瀬総合体育館で開催をされた自衛隊の演奏会についてです。この件については、中学校吹奏楽部がゲストとして参加に至った経過については、このあと、関係員が質問通告出しているようですので、私はこの案内のチラシについて、教育者としてどう思っているのかという御見解をお聞きしたいと思います。中学生と云えばですね、まだ義務教育の期間です。吹奏楽部は部活動であり、教育の一環だと思います。部活の成果を発表できる機会はあるとは思いませんので、これも発表の機会の一つと捉えることもできますけれども、ここでちょっと映像を御覧いただきたいと思います。これは、そのチラシなんですね、案内の。私が問題だと思うのは、この案内チラシにゲスト、朝日中学校・名瀬中学校吹奏楽部との表記があります。それが、その部分を拡大した分ですね。その下にですね、これ、戦車ですね。その下に戦闘車及び戦車の写真が貼り付けられていることです。説明文書には、これ見たら分かりますが、16式機動戦闘車、10式戦車が来るよと、ヒトマルって言うのかな、戦車が来るよとあります。この来るよという表現は、明らかに子供を対象にしたものだと思いますけれども、このことについて、子供の教育に責任を持つ教育者としての御見解を、是非、お聞きしたいと思います。

教育長（村田達治君） おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えをいたします。陸上自衛

隊の演奏会、島しょ演奏会 i n 奄美についてでございますが、当初、市内中学校の2校へのゲスト出演依頼があった際は、保護者や吹奏楽部の部員、教職員へ周知、了承の上、学校長が参加を承認いたしました。この時点では、学校に対して、このチラシの内容の詳細は知らされていない状況でございました。議員御指摘のとおり、チラシの内容は両中学校の学校名が記載され、戦車等の写真もございました。しかしながら、子供たちのこの演奏会への参加の目的と申しますのは、やはり演奏会において演奏をすることであり、純粋に演奏の喜びを味わうとともに、クリニックでの技術力の向上を目指したものでございます。確かにチラシにつきましては、様々な見方や考え方もあることについては理解をしているところでございます。この点につきましては、チラシを含めて、校長が判断できることが大切なことであると思いますので、本市といたしましても、陸上自衛隊奄美警備隊広報班に対しまして、事前に知らせてほしいという旨の要請をしたところでございます。以上でございます。

15番（崎田信正君） これ、事前に知らせるとか、そういうことじゃなくて、こういう子供たち、中学校名が入ったチラシに戦車の写真と一緒に堂々と出てくるということに対して、いいのか悪いのか、そういう。いいのか悪いのかって、すぐ判断できないか分かりませんが、危惧するのかどうかですね。こんなことが許されれば、これからどんどんどんどん拡大をしていきますよ。それはやっぱり教育の立場から、特に義務教育の現場だということで、教育長が言われるように、私も最初、述べたように、吹奏楽部の発表の機会ということで捉えることはできるけれども、それとこれとはやっぱり切り離して、きちんと子供たちに、戦車というのは、働く者の仕事、ありますよね、クレーンが登場したりとか、ダンプカーが登場したり。それは、ダンプカーは物を運ぶ、クレーンは物を吊り上げる、フォークリフトは物を運んでやるとか、目的があるわけですよ。戦車の目的というのは、何ですか、これ。大砲の砲がついているでしょう。そんなものを教育と同じ場所で、写真を出すということ自体については、教育者として事前に通知があれば許可するのかどうかということじゃなくて、こんなことはやめてほしいという毅然とした態度が必要だと思うんですね。私もほかのところの演奏会の写真、ネットで調べてみたけれども、私が調べた、そんなに件数は多くありませんが、こんな戦車の写真なんか貼り付けているのはありませんでした。奄美はこういう状況だからということで、陸上自衛隊のほうやってきたのかも分かりませんが、教育者としては、ここはやっぱり歯止めをかけるということが必要だと思うんですよ。その辺りの認識がどうなのかということを、是非、お聞かせいただきたいと思います。

教育長（村田達治君） お答えいたします。まず、基本的なことの確認でございますけれども、部活を含めてですね、教育課程の管理については、学校長が責任をもって行うことというふうになっておりますし、判断に迷う場合は、当然、教育委員会への相談もございますので、その際は学校側とともに、よりよい方向を目指してという立場でですね、支援、あるいは助言を行っておるところでございます。議員お尋ねの、こう見解ということでございますけれども、やはりものの見方、考え方、いろいろございます。人によって、捉え方も違いますので、一概にこれがいいとか、悪いとか、いうことではなくて、それぞれの意見を尊重しつつ、どういった方向がいいのかというのをですね、議論し合いながら、よい方向に進んでいくというのがよいのではないかと思います。私の見解でございます。以上でございます。

15番（崎田信正君） 今の情勢からすればね、これからもいろんなことがあるかと思います。昔なら、戦車が公道を走るようなこととか、オスプレイがもう、頻繁に奄美空港に着陸するような時代が来るかも分かりません。そういったこともあって、これからも議論の必要性は出てくると思いますので、また、そういった機会に、また、御見解を伺えればというふうに思います。

次に、学校給食無償化についてです。学校給食の無償化については、これは第2回定例会でもお伺いしました。実施に当たっては、本市全体での予算配分や財源確保等について、総合的に検討が必要だと

答弁をされております。令和5年度の予算編成に向けて、今、動き出しているところだと思いますけれども、総合的な検討について、具体的にお示しをいただきたいと思います。御見解をお伺いをいたします。

教育部長（石神康郎君） おはようございます。それでは、学校給食費無償化についての見解はとの御質問でございますので、お答えをいたします。奄美市学校給食センター及び笠利学校給食センターにおける給食費の保護者負担額といたしましては、1食当たりで申し上げますと、名瀬・住用地区は小学生170円、中学生218円。笠利地区は小学生が164円、中学生205円でございます。一方、議員御承知のとおり、本市では米飯及び牛乳に係る費用について、全児童・生徒に対し、全額補助を行っており、令和4年度、当初予算額で総額6,809万1,000円となっており、約3割程度については、公費で負担をしているところでございます。さらに、今年度は物価高騰対策といたしまして、賄い材料費の物価高騰分を公費で負担することとし、給食の質、量を確保しつつ、保護者の負担軽減に努めており、概ね賄い材料費の2割程度を上限として、新型コロナ交付金の物価高騰対策費により、実績に応じて対応することといたしております。議員御指摘の学校給食費の完全無償化を実施するためには、長期的、安定的な財源確保が必要と考えており、先ほども申し上げました、米飯、牛乳の全額補助のほか、総額1億3,670万円程度の財源が追加が必要となってまいります。今後も学校給食費無償化について、国や他の自治体の動向に注視しながら、本市全体の予算配分や財源確保につきまして、総合的な検討が必要であると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

15番（崎田信正君） 米飯とか牛乳とか、無償にしていると。何らかの形で、軽減策を取り組んだのは、全国の自治体でももう8割超えますよね。ここで言っているのは完全無償化なんですけど、これは12月7日の朝日新聞でもですね、小・中の給食、広がる完全無償化ということで、最初は人口の少ないところということですが、ここでは人口の多い地区でも実施が予定されているということで、もう最初は質問したとき、36自治体ぐらいだったと思うんですが、今、250を超えているわけですね。鹿児島県内でも、10の自治体で無償化が実施をされております。そのうちですね、10の中には、南さつま市という市も含まれておりますけれども、奄美では伊仙町、大和村、それから、喜界町、天城町、それから、もう一つありましたね、五つの町村が奄美で実施をしているということですので、奄美市でも、是非、喜界、天城、伊仙、大和、ですね、宇検か、ということでやっていますので、是非、完全無償化に向けて、財源をどう確保していくのかということで、是非、御尽力いただきたいと思います。それと、総合的ということですけども、総合的という意味には、奄美市全体の予算、財源から判断することだと思うんですが、例えば、人口の定住化ですね、奄振の特別委員会でも出ているのは、もう人手不足だと。それは、介護の問題でも建築の問題でも、環境、交通の問題でも、総じて働き手がいなくてということなんですけど、その人手不足といったときに、労働人口というのは子育て人口でもあるわけですね。だから、子育て支援策をきっちりして、そして、定住、働く人の定住を確保するという意味から、総合的な一面として考える必要があるんだと思うんですね。是非、その辺、安田市長、是非、総合的ということについては、教育予算だけの枠内じゃなくて、奄美市のこれからの発展も含めた子育て支援ということになりますので、御検討いただきたいと思います。これはまだ、今後とも引き続きやっていくことにはなりますが、次に就学援助制度の完全実施についての見解です。就学援助制度についても、まだ検討課題ということですが、もう10数年経っていますけれどもね。第2回定例会の答弁では、滞納状況なども考慮しながら、必要であるのかどうかを含めて検討したいと。こちらでも、総合的に判断をしながらということですので、御見解をお伺いをいたします。

教育部長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。議員御案内のとおり、本市では経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の世帯に対する支援といたしまして、就学援助制度を設けております。

就学援助制度では、生活保護法が規定する要保護者世帯の児童・生徒に加えて、本市が準要保護と認定した世帯の児童・生徒に対する援助を実施いたしております。御質問の4費目につきましては、準要保護の児童・生徒が対象となりますので、まずはその現状について、御説明をいたします。本市では保護者からの申請を受け、準要保護と認定いたしました世帯の児童・生徒に対して、文部科学省が定める要保護児童生徒援助費補助金の補助対象費目に準じ、就学に係る費用を援助いたしております。具体的に申し上げますと、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費及びオンライン学習通信費を対象といたしており、中学生につきましては、体育実技用具費も併せて支給をいたしているところでございます。直近の実績といたしまして、令和2年度は児童・生徒813人を対象に合計で4,535万6,457円、令和3年度は843人に対しまして合計4,629万2,297円の援助を行っております。議員御質問の要保護児童・生徒に対する援助の拡充につきましては、令和4年度より新たにオンライン学習通信費の支給を開始するなどして努めているところでございますが、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費及び卒業アルバム代の4費目につきましては、長期的、安定的財源の課題などから、支給対象には加えられていないところでございます。これらの4費目につきまして、令和4年度の準要保護児童・生徒数と文部科学省の基準から、改めて試算いたしましたところ、クラブ活動費ではおよそ1,000万円、生徒会費が390万円、PTA会費が290万円、卒業アルバム代が790万円と、合計で約2,500万円の財源が必要になるという見込みでございます。今後も引き続き、国の制度設計や他自治体の動向を注視し、皆様からの御意見を踏まえて、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

議長（西 公郎君） 時間配分をお願いいたします。

15番（崎田信正君） なかなかね。これね、部長、就学援助制度のことですけれども、こども食堂とかいろいろありますよね。これ、大体、子供の貧困から来ている内容で、それは親の経済力によって、貧困も、貧困というか、もたらすということでの一方策だと思うんですよ。これ、さっき言った給食の問題で取り上げたときに、岸田文雄首相がですね、これ朝日新聞の書いてあった内容なんですけど、家庭の経済状況が厳しい児童・生徒には、就学援助などにより支援をしており、更なる負担軽減については、各自治体において、地域の実情において検討いただきたい。これ、給食完全無償化で国会で問われた内容です。そのときに岸田首相は、就学援助などにより支援をしておりというふうに言っているわけですよ。ところが、奄美市では完全実施ではないという状況から見ても、やっぱり支援をするべきだと思いますので、是非、令和5年度の予算に乗っけていただきたいというふうに思います。

それでは、次に行きます。インボイス制度です。これ、奄美市議会で、今、令和3年第4回定例会、インボイス制度実施中止を求める意見書採択を求める陳情が出され、継続審査のあと、令和4年第1回定例会で不採択。その後、第2回定例会に政府に対してインボイス制度実施延期を求める意見書の陳情が出され、第2回定例会、第3回定例会と継続で、今、第4回の今回の議会で、再度、審査されることになっております。当局は陳情に対する意見を求められ、特にありませんと、これはほかの陳情でもそうなんですけど、そう答弁をされておりますけれども、このインボイス制度は自治体とも無関係ではありません。自治体が免税業者からの仕入れに含まれる消費税額を差し引くことができなければ、消費税の増税額が増えることになるんじゃないかと思います。奄美市の場合、このような事例は生じないのか。生じるとすれば、その件数と影響額及びシステム上、問題は起きないのかなど、対策等があればお示しをいただきたいと思います。また、シルバー人材センターで報酬を受ける会員の方にも影響があるんだというのは、何かの新聞で読んだ覚えがありますが、その対策があれば、併せて御見解をお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） おはようございます。御質問の、前段の部分につきまして、私のほうから、まず、

答弁させていただきます。インボイス制度につきましては、議員御案内のとおり、令和5年11月1日からの制度導入が予定をされております。現行制度におきましては、事業者は納付する消費税額を計算する際、売上の消費税額から仕入れの消費税額を差し引く仕入税額控除を受けることができます。しかしながら、インボイス制度が導入されますと、買い手となる事業者は売り手が発行する請求書等がインボイス制度に対応した適格請求書等でなければ仕入税額控除を受けることができなくなります。そのため、本市におきましては、課税取引がある事業者に対し、インボイス制度に対応できるよう、周知を図っていくとともに、税務署への登録申請の準備、また、関連するシステム改修を進めることとしております。なお、御質問の影響を受ける件数と影響額についてでございますが、主に企業会計などが該当してくるものと考えておりますが、現時点では具体的に把握ができていない状況でございますので、御理解をお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） インボイス制度導入に関するシルバー人材センターの会員の方への影響の対策について、お答えいたします。インボイス制度の導入により、会員が課税事業者となり、適格請求書等を発行しなければ、シルバー人材センターは消費税の納税額の計算上で仕入税額控除ができなくなります。しかしながら、全国的には会員の多くは制度導入後も引き続き免税事業者として就業を行うことが想定されます。本市といたしましては、このようなことも踏まえ、インボイス制度の導入に当たって、シルバー人材センターが安定的に事業運営を継続していけるよう、また、会員の皆様が活躍できる環境に影響を及ぼさないよう、関係各課と協力してまいりたいと考えております。また、制度導入後6年間は仕入れ税額の一定割合を控除できる経過措置もございますので、シルバー人材センターにはこのような制度の活用をしていただき、制度導入により、会員へ影響を及ぼすことがないよう、準備をしていただきたいと考えております。以上でございます。

15番（崎田信正君） 私、インボイス制度は中止することが望ましいというふうに思います。少なくともですね、来年実施に向けた諸準備が整わない状況で、実施による混乱が予想される現状だと思います。延期すべきだと思いますが、仮に実施されることになれば、奄美市への経済的な影響が出てきますけれども、今、試算できないという答弁でした。言われるように、水道事業、下水道事業は消費税、取られていますから、そこから仕入れする場合に、免税業者がおられれば影響は出てきますよね。今、奄美市の取引の中で、免税業者がおられるのかどうかですね。その、もし、おられれば、その業者に対してインボイスの資格を取るかどうかとか、いう対応が必要となりますけれども、今、もう来年の10月からということですから、そういった具体的な対応、また、公営住宅、市営住宅を修理するときに、大工さんをお願いしていますけれども、こういったところにも影響が出てくるんじゃないかなと思いますけれども、その辺りの見解がありますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。おはようございます、すいません。先ほどの答弁にございましたが、インボイスを発行できる相手方からの課税仕入れであれば、その際の仕入れ税額は控除対象とすることができますが、インボイスを発行できない相手方からの課税仕入れであれば、その際の仕入れ税額は控除対象とすることにできないことになっております。このようなことから、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、免税事業者、あるいは、先ほど議員がおっしゃった事業者の方々には少なからず影響等が出てくることが予想されますが、登録に関しましては、事業者が自身の事業形態に合わせて、任意に御判断いただくことになり、また、国においても制度実施から6年間、仕入れ税額控除に関する経過措置を設けることや、制度導入の際の費用に関する補助制度等も予定しているところであり、現時点において、本市経済にどのような影響が生じるのか、予測することは困難であることを御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

15番（崎田信正君） この件については、継続してこれからも議論することがあろうかと思います。

次に、社会保障、福祉についてです。介護保険制度についてですが、11月1日の南海日日新聞の報道です。厚生労働省が31日、これ10月31日ですね、介護保険制度の給付と負担の見直しを巡る論点をまとめ、同日の社会保障審議会に示したというふうにあります。介護給付、負担を巡る主な論点を7点ほど挙げておりますけれども、今、これらの案が実施をされると、高齢者の生活設計は大変厳しくなると思います。第9期保険事業、初年度は令和6年度ですが、今から事業計画の作成に当たることになるかと思います。第3回定例会では国の動向を注視したい。現段階では影響について図りかねるという答弁でした。10月28日には、関係10団体がケアプラン有料化に反対要望書を提出をしております。要介護1・2を保険給付を外し、反対要望書を、こちらのほうは関係8団体が提出をしております。その上、物価は上がっているときに、医療費は上がる。高齢者医療費ですね。年金は下げるのに、消費税は下げようとしないう。その上に、介護保険の給付減に負担増と続けば、生活に与える影響は深刻なものになるのではないかと、非常に心配しております。それだけに、具体的な対策を早くから検討することが必要かと思っておりますけれども、御見解をお伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 議員の質問にお答えいたします。介護保険制度は創設から22年が経ち、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている一方、高齢化に伴い、介護費用の総額は高齢化の進行により、今後も増加が見込まれております。こうした中で、給付と負担のバランスを図りつつ、保険料、公費及び利用者負担の適切な組み合わせにより、制度の持続可能性を高めていくことが重要な課題となっており、10月31日の社会保障審議会介護保険部会においては、一つ目に、被保険者・受給者範囲。二つ目に、補足給付に関する給付のあり方。三つ目に、多床室の室料負担。四つ目に、ケアマネジメントに関する給付のあり方。五つ目に、軽度者への生活援助サービス等に関する給付のあり方。六つ目に、現役並み所得、一定以上所得の判断基準。七つ目に、高所得者の1号保険負担のあり方。この七つの論点となっております。現行制度におきましては、ケアプランはその重要性に鑑み、実質自己負担は発生しておりません。また、要介護1・2の方は介護保険でサービスの給付が行われております。その中で、今般、国に対してケアプラン有料化や要介護1・2の総合事業への移行に、反対する要望が提出されたことは承知しているところでございます。給付と負担の7項目については、現在、国の審議会等において議論されている段階であり、ケアプランの有料化につきましては、前回、見送られた項目もでございます。いずれにいたしましても、令和6年度からの、第9期の介護保険事業計画期間に向けて結論を得るべく、検討していくべきであるとされており、本市といたしましては、前回の答弁と一緒にありますが、まずは国の動向を注視してまいりたいと存じます。

15番（崎田信正君） これ、昨日の南日本新聞の社説ですけれども、これ、政府が介護保険に関しては、来年、早期の決着を目指すというふうに言っておりますよね。だから、介護10団体がケアプランの有料化に反対をする、あるいは介護の1・2を保険給付から外すということについては、自治体としてもですね、ここと一緒にして反対の声を上げるべきじゃないかと思っておりますけれども、政府の動向を注視するということじゃなくて、政府にこういったことをされては、住民の安心、老後の暮らしを守れないと、是非、中止をしてほしいという声を上げるべきだと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 市町村のほうから政府のほうに意見を上げるべきという点について、回答いたします。先ほども答弁した繰り返しになりますが、この社会保障審議会においては、給付と負担のバランスを図り、保険料、公費及び利用者負担の適切な組み合わせにより、制度の持続可能性を高めていくことが重要として議論されていることとございますので、繰り返しになりますが、注視してまいりたいと存じます。

15番（崎田信正君） 注視ということで、私は中止しろというわけですが、この問題は本当に老後の生活に大きく響く。介護保険だけじゃないんですよね。高齢者医療のほうも、もう、2割負担が始まって、それが先行き、どうなるか分からないということになっています。そんで、その次は国保の問題も出てくるでしょう。そういったときに、本当に生活が守れるのかということは、しっかり見ていただきたいというふうに思います。

次に、補聴器です。補聴器の件についてですが、これは、これまでも繰り返し取り上げてまいりました。第2回定例会でも通告をしておりましたが、時間が足りず、このときはできなかったんですね。改めて、お伺いをしたいと思います。補聴器購入費助成で、最初に取り上げたのが令和元年第2回定例会でした。少ないながら、制度を導入している自治体があるとのことで、今後の研究対象としたいと。それが、そのときの答弁。さらに、令和4年第1回定例会では、補聴器使用によって認知症の発生率が低下するかについての明確なエビデンスが示されていない。県内では住民からの要望がないなどの理由で、検討していないところが多く、というのが答弁でありました。確かに、令和3年第2回定例会では、全国で36自治体だと答弁をされておりますけれども、その後、補聴器助成は広がってますね。もう120市区町村に広がっていると。これは、制度内容を更に充実をさせている自治体もあります。こういったことから要望が強いのは明らかだと思うんですね。助成制度を早期に実現をしていただきたいと思いますけれども、実現するための検討課題は何かということ、改めてお伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 補聴器購入費の助成制度の創設に向けた検討状況についてお答えいたします。補聴器購入費の助成制度につきましては、議員御指摘のとおり、全国的に広がっております。県内でも、曾於市が今年度から実施しております。令和4年第2回定例会でお答えしましたが、今年度は補聴器購入に関するニーズを把握するためのアンケート調査を実施することとしております。調査方法といたしましては、地域の通いの場などでの聞き取りにより行っておりますが、夏場の新型コロナの感染拡大時期は地域の通いの場が休止したこともあったため、現在、アンケート調査を再開しているところでございます。また、今年度は、令和6年度から令和8年度を計画期間といたします。第9期介護保険事業計画策定の基礎資料となる高齢者実態調査を予定しておりますが、この中でも、聞こえに関する質問項目を独自に設けております。このように、現在はニーズ把握に努めているところであり、聞こえに関して困っているかどうか、補聴器の利用の意向などのアンケートの結果を踏まえて、検討していくこととしております。また、今年度、兵庫県では加齢性難聴の高齢者の補聴器活用調査を実施しております。これは補聴器を使用することで、社会参加活動の状況にどのような変化があるか。補聴器を装着する前と後での状況等について、アンケート調査を行うものでございます。このような調査結果なども参考に、他自治体の動向も注視し、制度の検討を行っていくこととなりますので、御理解のほど、お願いいたします。

15番（崎田信正君） 補聴器、認知症だけのことを取り上げましたが、なかなか人前、人前というか、大勢のところに出るのに聞こえにくいからということで、遠慮される方もおられるんですね。そういったことで、外出の機会をより増やしていくということでも必要なことだと思うんですよ。これ、厚労省の担当者の方は、聞こえ、きちんと聞いて情報を得るということは人権問題だとも言っているんですね。情報を得られることは大変大切だというのは、厚労省の担当者も認めているところです。さらに、補聴器、20万、30万近くする、收音機とは別ですから、高いので、せっかく買っても、やっぱり調整とかいろいろ難しいんだそうで、使っていないという方もおられますので、同時に補聴器の装着や調整を携わる専門家の支援が必要だということになりますので、是非、こちらのほうも合わせて、ニーズに応えられるようにしていただきたいというふうに思います。

次に、生活保護行政についてです。生活保護切り下げの違憲判決、憲法違反だという判決が相次いでおります。2013年、平成25年8月から、生活保護基準は引き下げられて、これを憲法違反だとし

て各地で取り消しを求めた裁判が行われております。もちろん、憲法違反じゃないという判決も出ているところもありますけれども、2021年2月の大阪地裁に続き、今年5月に熊本地裁、6月の東京地裁に続いて、10月19日には横浜地裁でも、地方裁判所ですね、引き下げを違法とする判決が出されております。熊本地方裁判所の判決が出された時の見解をお伺いをしました。当事者でないから答弁は控えるというものでしたけれども、その後も東京、横浜と立て続けに憲法違反との判決がありました。判決は、生活保護基準について、憲法25条1項の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならぬと指摘をし、引き下げの根拠とした物価下落率について、統計等の客観的な数値等の合理的関連性を欠き、あるいは専門的知見との整合性を有しないと指摘をされました。生活保護率が全国平均の約4倍となる奄美市では、元々の低い保護基準、3級地の1ですけれども、奄美市では最低限の生活を守るといふ思いがあれば、何らかの見解を示されて然るべきかと思いますが、いかがでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） お答えいたします。前回の答弁と同じになりますけれども、訴訟の見解ということでございますので、当事者ではないというところから見解を申し上げる立場ではないということをお理解いただきたいと思います。

15番（崎田信正君） これ、裁判を戦った弁護士の方はね、引き下げ以前の水準に戻すべきだと言っておられますけれども、これ、仮に戻したとした場合に、どのぐらいの、元々3級地の1だから、そんなに影響はなかったのかと思いますけれども、どのぐらいの保護費になるのか、試算してあれば、お示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） お尋ねの具体的な金額ですが、当時の、導入された基準変更は一律の減額ではなくて、世帯構成の年齢、世帯人数などで増減があったというふうに認識しております。世帯が多いほど減額が多かったみたいな形で聞いております。ただ、個々の実際の金額につきましては、もう5年経過しておりまして、当時の保護の決定調査などの保存期間を過ぎておりますので、お示しするのが困難であるということをお理解いただきたいと思います。

15番（崎田信正君） はい、分かりました。

最後ですけれども、市財政で民生費が多いことについての見解ということですが、これ、副市長ですね。第3回定例会で財政構造上の現状及び課題として、本市予算に占める扶助費の割合が高いと述べられております。確かに奄美市の令和4年度一般会計当初予算は314億円余りですが、民生費は117億円を超えております。37.5パーセント。扶助費は9,607万円と、1億円余りで、9,607万円というのはおかしいな、とにかく、民生費が37.5パーセントですね。佐渡市なんかは20パーセントちょっとなんです。確かに高いということですが、このことに対して、当局の御見解をお伺いしたいと思います。

市長（安田壮平君） こちらでお答えさせていただきます。議員御案内のとおり、本市の令和4年度一般会計当初予算ベースでは、予算総額314億円余りのうち、民生費が117億円余りとなっており、予算総額に占める割合は37.5パーセントとなっております。また、扶助費につきましては、令和3年度の決算ベースで112億円余りと、歳出総額409億円余りのうち、27.4パーセントを占めております。これは、鹿児島県下19市のうち、鹿児島市、姶良市、鹿屋市、霧島市に次いで5番目に大きい割合となっており、ほぼ人口規模に付随した結果となっております。扶助費の大半を占める医療、福祉などについては、市民に最も身近な住民サービスの一つであり、サービス提供の結果が事業費に表れているもので、今後も安定的な財源確保を図りながら、住民サービスの低下を招かないよう努めてまいり

たいと存じます。一方で、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費の割合が高いと、財政の硬直化につながることも懸念されますので、事務事業の見直し、改善等を図りながら、引き続き、健全な財政運営に努めてまいりたいと存じます。

15番（崎田信正君） 民生費、扶助費というのは、それを必要としている人がいるから出すわけですよね。それは憲法25条の精神に沿ったもので、扶助費が高いということは、この奄美においては当然のことになるかと思います。例えば、生活保護などでも、この間、相談を受けているのは、内地で、本土で出て、一生懸命働いて、その地域で所得税払って、だけど、病気になって、あとは島に帰ってきたいといったときには、当然、こちらで必要な場合は保護を受けたりとかいうことが出てきますので、そういった地域性もあったりしてですね、扶助費は増えてくるのは当然かと。私、これも、ずっと介護保険の問題もやってきましたけれども、突出したことを要望しているわけじゃないですね。全国でやっていることを、奄美市でもということですので、是非、それを汲んで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西 公郎君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 奥 輝人君の発言を許可いたします。

19番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、そして、傍聴席で御覧の明推協の皆さん、きゅうやうがみんしょうら。こんにちは。私は自由民主党所属、無所属の奥 輝人でございます。R4年12月議会、一般質問、通告していますので、これから始めたいと思います。

その前に、少々所見を述べたいと思います。R4年の寅年は残すところあと3週間近くとなりました。今年も新型コロナウイルスに翻弄され、コロナに始まり、コロナで年末を迎えるというコロナの年となりました。奄美市では5月以降に感染者が急増し、感染者の数は8月16日に最大の218名となり、8月の月だけで3,926名の感染者となり、本当に1日1日の感染者の数に信じられない、びっくりの脅威を感じたところでありました。その後の最近においては、感染者の数は減少はしているものの、全国においては第8波にもう入っているとの報道もあり、本当にうんざりで、前途多難の心境であります。さて、ロシア国のウクライナ国への軍事侵攻は、本年2月に始まり、今なお終息の兆しさも見えない状況が続いています。国連安全保障理事会も、両国への終戦に向けた対応や協議を続けているものの、全然進展がない状況であり、安全保障理事国やNATO北大西洋条約機構の国々においても、ロシア国という大国に関わりたくない、また、刺激を与えたくないという国々が多く、負の常態化が続いている状況となっております。これまで日本を含むG7主要7か国から発出しているロシア国への第1弾の経済制裁措置はほとんど効果のない状況となっており、そして、12月の4日には、第2弾の経済制裁措置が合意され、ロシア産原油の国際的な取引の上限価格を1バレル60ドルに設定するとのことであり、ロシア国の資金源を抑え込む狙いもあり、効果が発揮されることを望むところであります。そして、早期の軍事侵攻の終息に期待をしたいところであります。

さて、喜ばしい情報と言え、10月の6日から10月の10日までの5日間開催されました、全国和牛能力共進会鹿児島大会であります。霧島市牧園会場と南九州市知覧会場を主会場に、5年に1度開催される和牛のオリンピックが開催されました。私たち夫婦も7日から9日まで、両会場を見学してきました。まず、牧園会場の種牛の部では、やはり全国41道府県からの出品牛は見ごたえ十分で、見栄えに毛並みの色、つやに堂々たる風格に、骨格など迫力満点の黒牛が勢揃いで、私の大きな目が更に大きくなったところでありました。また、肉牛の部の知覧会場では、JA鹿児島南薩工場において、枝

肉の審査会場となっており、工場長の取り計らいで、既に枝肉となっている全国の枝肉も見学ができ、その大きさと肉質の色、つやにびっくりしたところでありました。この中から、審査委員の格付け士たちが順位を決めていくとのことでもあり、ほとんど同様の枝肉ばかりのようで、審査も紙一重の差で決まっていく状況であると感じたところでありました。さて、牧園会場と知覧会場を合わせた第1区から第8区までと、高校、農業大学の特別区で、鹿児島県は9部門中6部門で主席を獲得し、第4区においては内閣総理大臣賞を獲得し、いわば本当の和牛日本一を達成したところであります。本当に喜ばしい限りであり、鹿児島県の生産農家や肥育農家、JAなど、関係団体、それに県下の和牛改良事業団の日々の努力の賜物であると思います。本当におめでとうございます。次の大会は5年後に北海道大会となっており、更なる鹿児島県の黒毛和牛の飛躍を期待したいものであります。

それでは、一般質問に入ります。

1、農業機械の安全対策について。(1) 高齢農家の事故防止対策について。農家の高齢に伴い、農業機械での事故など、死亡事故や大怪我等が全国各地で急増しております。農業機械には、主にトラクターや耕運機、草刈り機のビーパー、サトウキビのハーベスター機械、生産牛のロールペーラーなどの機械など、各種の作物に応じて機械化が多様化しているのが現状であります。奄美群島内においても、年に数回の農業機械による事故や大怪我等の情報が出ています。最近では、先月に笠利地区において、高齢農家が耕運機で作業中に、耕運中、バック進行でバナナの作物と接触し、その間に挟まれ、そのまま圧迫状態で死亡するという痛ましい事故が発生しております。また、過去においても、笠利地区において、耕運機でサトウキビの中耕・培土の作業中に旋回をしようとしたときに、耕運機の操作ミスで畑から法面に伝って崖下に転落し、全身を強打して死亡する事故もありました。また、同じく笠利地区で、トラクターで段差のある畑に下りようとした際に、あぜ道の脇を確認できなくて、トラクターごと転落し、下敷き状態となり死亡する事故も発生しております。本当に痛ましい、悲しい事故であります。どれも70歳を超えた高齢農家でありました。さて、この奄美市でも高齢農家が増加している状況であり、農業機械の取り扱いの事故防止対策は急務であると思います。このようなことから、このような事案についての見解を伺いたいと思います。

あとの質問からは、発言席で行います。

市長（安田壮平君） それでは、奥議員の御質問にお答えいたします。高齢農家の方々の事故防止対策についての御質問であります。本市におきましては、春及び夏の農作業事故ゼロ運動に合わせて、年に2回、奄美市だよりにて農業機械の定期点検による整備不良の防止や、トラクター運転時のシートベルト、ヘルメットの着用などの安全対策を周知、啓発いたしております。また、本市が構成団体となっている大島本島サトウキビ生産対策本部において、大島本島ケーンハーベスタオペレーター研修会をサトウキビの収穫作業が始まる12月に毎年開催し、事故防止を図っております。議員御指摘の、高齢農家の農業機械による死亡事故につきましては、誠に残念な、痛ましいことだと感じております。今後の対策といたしまして、行政協力員の会議など、関係機関とも連携し、農作業事故ゼロ運動の更なる周知や現場等での安全対策の助言、農業機械の安全講習等の実施は必要であると考えております。

19番（奥 輝人君） はい、市長、ありがとうございました。やはり、高齢農家が死亡するという、そういった痛ましい事故はですね、やっぱり農家にとっても、やっぱり大変な屈辱でありますので、市長が言われた、ゼロですね、死亡事故ゼロを目指して、これはもう、本当、全国各地の農家さんが取り組まなければならない事案だと思いますので、是非、もうゼロに近い数字になるようにですね、頑張りたいと思います。

またですね、やっぱり高齢農家となればですね、やっぱり体力の低下とか、やっぱり判断の鈍さですよ。そして、耕運機などを使うときに、やっぱり急旋回するときのその対応の遅さなどが、やっぱりこういった死亡事故とか、大怪我等の事故につながっていくと思いますので、やっぱり現場でやっぱり

指導しながら、やってもらいたいなという思いがしております。

それですね、(2) 番の質問になりますけれども、安全対策の講習会についてなんですけれども、やはり高齢者の運転免許は、車ではですね、70歳を越えれば自主返納があり、更新をしていくには、講習会への義務化がされております。農業機械では、そのような制度はありませんので、高齢農家の皆さんがですね、農業しながら、生き甲斐を感じながらですね、やっぱり健康増進などに努めながら農業をやるのは、本当に大歓迎でありますので、その逆で、逆に事故等はまた別でありますので、事故等は別でありますので、今後ですけれども、より安全に農作業をしていただきたいためにですね、やはり今後は自己管理に尽力してほしいと思います。その際において、やっぱりその高齢者を集めて、現場での、やっぱりこういった農業機械の取り扱い方法、特に耕運機とか、やっぱり、トラクターとかの事故が多発していますので、今後の安全対策の講習会ですよね、そういったものが、今後、計画されていないのか、計画をしていくのかを、ちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） はい、おはようございます。それでは、今後の安全対策の講習等について、お答えいたします。安全対策の講習会の実施につきましては、本市主催の栽培講習会などに農作業安全の要素を取り入れた形式で開催し、地域農業を担う高齢農家の皆さんには御家族を含めて参加していただき、農作業事故の未然防止や安全対策の周知をしていきたいと考えております。また、ほ場での実演研修などについても、各関係機関と連携して進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

19番（奥 輝人君） はい、ありがとうございます。ハーベスターの、やっぱりその操業前にはですね、年1回に、必ずやっぱりこうやって、安全操業ということで、講習会を開いていますので、そこらもやっぱり参考にしながらですね、やっぱり年に2回、3回でもいいですので、特に現場でですね、現場で機会を操作させながらの講習を、是非、お願いしたいと思います。ありがとうございます。

それではですね、続きまして、大きな2番の生産牛の振興に行きます。(1) 優良繁殖雌牛の導入、保留についてであります。まず、前もってですね、この質問については、牛のですね、血統とか、親牛の系統、さらには子牛の名前の固有名詞、また、あと専門用語などが随時出てきますので、イメージをしながらですね、聞いていただきたいと思います。①全国和牛能力共進会鹿児島県代表の種牛の部と肉牛の部の血統についてであります。鹿児島県は和牛日本一を勝ち取っております。その種牛の部と肉牛の部において、鹿児島県の代表牛の一覧を見ると、本当に現在有望な血統ばかりであります。現在の血統を組み合わせながら、肥育農家へ優良な子牛をバトンとして渡していきたいものであります。種雄牛は県改良牛と民間改良牛の2部門で、約30頭数以上が登録されている状況であります。奄美に適した血統を選び、繁殖していくことが今後必要であります。今後において、奄美に適した子牛生産について、子牛の血統に、雌牛の血統について、条件など、どのような見解を持っているのかを伺いたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） はい、議員御案内のとおり、10月に本県で開催された第12回全国和牛能力共進会では、本県の牛が9部門のうち6部門において優等賞1席を獲得し、さらに、1部門においては内閣総理大臣賞を受賞いたしました。今大会に出品された本県の牛の血統を見ますと、本市で飼養されている母牛、子牛の血統と大きな差は見られないと考えております。また、総合評価群の部門において、優等賞1席獲得に貢献しました、出品牛の1頭は徳之島町生まれの牛でありました。このように、全国的に評価されている県産牛と奄美大島で生産されている牛では、系統、血統におきましては大きな差がないことから、今後も母牛の能力などを認識した上で、適正な交配に努めるとともに、飼養管理技術の向上を図り、購買者が求める発育良好で骨組みのしっかりとした子牛生産に努めていくことが重要であると考えているところでございます。

19番(奥 輝人君) はい、分かりました。部長、ありがとうございます。やっぱりですね、今の、今回出た、鹿児島県に出ているこの血統を見ますと、一覧表を見ますとですね、この奄美でも、やっぱりこれ、同じ血統が随時使われております。例えばですね、今回の鹿児島県の代表としては、血統の一代層にですね、県有牛の、これ、華春福とかですね、華忠良、あと、金吉福の種雄牛には金吉福とか、あと、民間牛にはですね、若百合やら幸紀雄とか安福久とか、安亀忠という、そういった種雄牛がですね、やっぱりこの一覧表の中に出ていて、6部門中の中にも、この血統が全て入っているんですよ。やはり、この血統をですね、やっぱり見ながら、やっぱり奄美もやっぱりこの血統を伸ばしていくという、そういった心構えが必要かなと思います。その中において、やっぱりその血統の中に、本当、血統という、その固有代名詞を使いますが、これがやっぱり奄美で、今後、育てていく。また、この血統については、本当、1年から2年前の、本当、もう2年前の血統でありますので、この血統は随時ですね、更新されていきます。新しい孫、そしてそのひ孫という、そういった孫に、更新されていきますけれども、今のこの血統を見た限りですね、奄美でも対応できると、対処できていけるという思いがしております。今回のこの共進会においては、肥育農家が育てている、そういった15か月以上の牛が対象となっております。私たちの牛は、もう本当、子牛生産ということで、12か月未満ではもう販売しなければいけない。自分たちの牛を買った肥育農家が出品して、この共進会に出展しているということであります。先ほど、部長が言われた徳之島の牛もですね、これは亀吉という牛なんですけれども、これもやっぱり優秀で、一応、種牛の部でやっぱり出ていますので、肉牛の部で出ていますので、やはり鹿児島県の中でも、やっぱり奄美からも、こういった牛がやっぱり随時出てくるような形がとれたらですね、更にこの奄美の牛が、牛がですね、やっぱり伸びていくと思いますので、今後もこういった血統などを参考にしながら、取り組んでもらいたいと思います。

その中にですね、今後、有望株、有望なものも結構あります。その有望な血統などについてもですね、今はデータがありまして、育種価とかいうデータがあるんですよ。専門用語になりますけれども、育種価ということで、親の遺伝子、そして、父の遺伝子と母牛の遺伝子を組み合わせた、そして、推定、推定とか期待、期待のそのことに出てくる、子牛に期待の育種価ということがあって、その育種価の中にも6形態あるんですけれども、特にですね、枝肉重量とか、あとサシですね。今、言われているサシ、脂肪交雑、それがもうHという、そういったランクにあれば、やはり購買者の方も、やっぱりこの牛はサシでもH、重量でも大きい牛が取れるんだということで、購買者も買いに求めてきますので、そういった牛をやっぱり導入していかなければ、この奄美の牛も、やっぱり県の牛にはやっぱり太刀打ちできないのかなと思っておりますので、そこ辺りの血統とか、あと、育種価ですね。そこ辺りもやっぱり勉強しながら、やっぱり農家は随時、進んでいると思いますので、そこら辺りも、部長のほうもやっぱり勉強しながらですね、宣伝というか、普及させていただきたいなと思います。

それではですね、次の質問に入りたいと思います。それではですね、今の血統などを受けてですね、この奄美の子牛、繁殖雌牛の血統と子牛の血統について、伺いたいと思います。子牛の価格についてはですね、今度、5月、本年の5月競り以降において、急激に下がりました。平均価格もですね、53万円台まで落ち込んでおります。ピーク時のですね、約18万円ほど下がっている状況であります。その要因にですね、やはり皆さんも御存知のとおり、本年2月に発端したロシア国のウクライナ国への侵攻などの影響によりですね、穀物価格が高くなったと、そういった要因もあります。その要因があることによって、やっぱり肥育農家の、やっぱり買い止まりとか、やっぱりあんまり高くはとれないとか、そういったコストの面でやっぱり子牛の価格も下降気味でありました。その、もう一つの要因にはですね、やっぱりコロナ禍ということで、外食産業が牛肉をやっぱり消費していないというの、一つあります。本当、去年と今年においても、やっぱり外食産業の復活がちょっと見込めなかったんですけれども、8月以降に、やっぱり訪日外国人がやっぱりこうやって来ているということで、若干の持ちこたえがあるということで、昨日と今日の新聞紙上も見たんなんですけれどもですね、鹿児島の薩摩市場においては、約

6万円ぐらいの、子牛の価格がですね、やっぱりちょっと上がっています。やっぱり冬場の、クリスマスとか正月とか、そういった年末年始にやっぱり肉が需要が増えてくるのも見込まれての、やっぱり5、6万円、上がっているのかなという、私は気がしていますけれども、そういうことで、今後ですね、本当、子牛価格が、今、下落している状況の中でもありますけれども、この奄美大島家畜市場での子牛の血統ですね。雌牛の血統について。また、平均以上の単価が取れているものと、平均以下でない、そういった牛の血統はどのような形態なのかを、ちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） 議員御案内のとおり、子牛競り価格の相場につきましては、血統はもちろんですが、牛の生育状況や枝肉価格など、様々な影響を受けていることから、一概にはお答えできません。今年度5月から11月までの奄美大島家畜市場で評価の高かった去勢子牛の種雄牛につきましては、県有牛で華春福、梅華福、それから、民有牛では幸紀雄、紀多福となっております。また、評価の高かった母牛の種雄牛につきましては、県有牛で華忠良、華春福、民有牛で諒太郎、若百合となっております。評価の低い種雄牛につきましては、風評被害等もございますので、答弁を差し控えさせていただきます。

19番（奥 輝人君） 部長、今の牛が、やっぱり血統がいいということでの話でありましたので、やっぱり風評被害のそういった血統については、やっぱりもう古いということで、やっぱりもう、あともう10年過ぎたら、そういった血統がやっぱり単価を下げている状況でもありますので、やはり、今後はやっぱりそういった発育のいい牛ですよね、発育のいい牛の血統とかを、やっぱり宣伝しながら、これも人工授精したものも、やっぱりそこ辺り、ちゃんと勉強してですね、知らない、分からないというか、この牛にはこの種がいいんだよとか、こういったことをちょっとアドバイスなどしていますので、そこ辺りを考慮しながらですね、今後は導入、保留に向けてですね、取り組んでいただきたいと思います。

もう、次の質問に入ります。もう、③番目の導入、保留の現状についてを、ちょっと聞きたいと思います。やはり、肥育農家やですね、購買者が認めてくれる、そして、高値で売れる雌牛の血統や子牛の血統が、今後、導入、保留の基本、基礎になってくると思われます。農家の皆さんは、そこはしっかりと把握していると思います。直近ではですね、平均以上の相場のついている優良繁殖雌牛の導入、保留について、本当、いい子牛の血統をつくるためには、優良繁殖の母牛をとらねけりゃいけない、雌牛を確保することが目的でありますので、今、奄美市においても、やっぱりそういった導入事業などもありますので、そこ辺りで、今の奄美市の現状についてですね、その優良雌牛の導入状況など、どのようになっているのかを聞きたいと思います、はい。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、本市における肉用繁殖雌牛の導入実績について、お答えいたします。昨年度は購入による導入が11頭、自家保留牛が70頭の計81頭の導入でした。主な種雄牛は紀多福、美国桜、秀幸福でありました。今年度は現在までで購入牛が11頭、自家保留牛が50頭の61頭の導入となっております。主な種雄牛は秀幸福、紀多福、若百合となっています。以上です。

19番（奥 輝人君） はい、分かりました。もう、今、部長が言われたとおりですね、今、本当、母牛を更新をしてですね、やっぱり新しい系統の優良雌牛を導入していくということで、本当、81頭とか、こうやって導入、保留されているということは、本当に喜ばしい限りであると思います。今、言われた、血統の名前なんですけれども、やっぱり母牛の一代層ですね、一代層にやっぱりこうやって、秀幸福とか紀多福とか、美国桜ですね、相撲の四股名のような名前なんですけれども、これ、本当、こういった血統がやっぱり購買者はやっぱり望んでいます。ただしですね、この、この血統だけで、こうやって購買者が見るということでもありません。先ほど部長が言われた、牛の体高ですよ。やっぱり発育のい

い牛なんですよ。この血統をつけて、発育さえよければ、やっぱり今でも100万円という牛が出ますので、1競りの中でですね、やっぱり100万円が1頭、2頭、出ます。やっぱり、そこら見たら、やっぱり親牛の系統と子牛の血統、そして、子牛のその歩留まりですよ。その体重、体高、そして、見栄えなど見て、この牛はやっぱり100万円相当するんだなということで、今でも平均単価が60万円前後、ありますけれども、出ますので、そこ辺りが本当、農家のやっぱり目の付け所、やっぱり魅力化で、そこをちゃんと学んでいかなければいけないのも、やっぱり必要と感じておりますので、そこら辺りもやっぱり普及しながらですね、いきたいと思います。

それでですね、再質になりますけれども、この奄美大島家畜市場においてはですね、年6回の開催で、毎回、1競りにおいては200頭前後の子牛が出荷されております。生産農家は高齢農家も多く、雌牛の血統や子牛の血統、また、それに子牛の期待育種価など、本当、難しくですね、理解しにくい面も多くあります。私も勉強しながら、導入、保留を進めていますけれども、今後、有望な繁殖雌牛の導入、保留についてですね、やっぱり生産農家への指導やアドバイスなどが、やっぱり今後は必要であろうかと思えます。やっぱり人工授精士頼みじゃなくてですね、やっぱりこの牛にはこういった要素がある、特徴があるとか、そこ辺りも、その農家さんもやっぱり分かってもらってですね、つける種なども考慮していくというのもあります。先般の競りの中でも、やっぱり私に対して、『輝人、ヤーの牛は何で、また、この牛だけ高いの』とかね。『この牛、血統が』『この血統とこの血統、この系統はどうやって調べているの』とか、そういったことをやっぱり聞いてくる農家さんもいるんですよ。やっぱり自分とかの、やっぱり人工授精士さんに対してですね。『なんで、自分たちの牛はもう、本当、平均以下なのに、ヤーの牛はこんなに高くなっているのはなんで』とか聞かれたら、『やっぱり血統とか期待育種価見ながら、やっぱり勉強しながらしなければいけないよ』と。今、奄美大島家畜市場は、もう瀬戸内も一緒になっていますので、本当、瀬戸内からの声も、そういった声も聞かれますので、今後のですね、そういった勉強会とか、本当にコロナ禍で勉強会などなかったんですけども、やっぱりこういった牛の巡回とかが月1回、ありますので、そこら辺りで、やっぱりこうやって広報しながらやってもらいたいなと思えますけれども、今の見解などを伺いたいと思います、はい。

農林水産部長（竹元康晴君） 議員御案内のとおり、親牛の血統は子牛を購入する際の大きな判断基準であり、購買者のニーズを満たす商品性の高い子牛を生産するためには、優良な繁殖雌牛の導入、更新が不可欠であると考えております。現在、JAあまみ、大島支庁、鹿児島県農業共済組合、家畜保健衛生所と連携して行っております、定期巡回指導の際や、議員御案内のありました、部会総会、研修会などを通じて、疾病対策や飼養管理技術の指導に加え、血統や育種価、発育状況など、優良な繁殖雌牛を導入する際の助言、情報提供を行ってまいりたいと考えているところでございます。

19番（奥 輝人君） はい、よく分かりました。今回、奄美市役所のほうにもですね、本当、キャリア枠であったと思いますけれども、JAのそういった指導員も採用されております。彼もやっぱりそういったことについては、もう本当詳しくて、やっぱり優秀な人材であると思いますので、そういった人材も大いに活用しながらですね、やっぱり農家の普及、農家のそういった子牛生産の普及に努めてもらえたらと思います。

それではですね、④番のですね、子牛相場との関連についてであります。現在の相場が安くなって、低くなっております。平均単価も落ち込んでおります。平均単価以下の、更に下のラインが安く競り落とされているのが、本当、目立っております。相場が高いときはですね、そう感じなかったんですけども、その当時はもう低くてもですね、もう約50万円以下はあんまり出ていなかったんですけども、もう最近ではですね、もう極端に、もう30万円台とか、20万円台も、もう散見されるような状況であります。その原因について、部長、どのような分析をされているのかを、ちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） 議員御指摘のとおり、子牛相場が高騰しているときには、極端に価格が安い子牛はあまり見受けられない状況でありました。しかし、子牛相場が下落している状況においては、子牛の血統や発育状況など、より商品性が強調された取引が目立ち、産歴が若い母牛から生まれた発育良好な子牛は高値で取引されている一方、枝肉重量が見込めず、商品性の低い子牛は極端に安い価格での取引が見受けられるようになっていっているところでございます。極端に安い価格で取引されている子牛を見ますと、大きな疾病をした子牛や発育不良の子牛に加え、血統の古い高齢母牛から生まれた子牛などが多く、このような商品性の低い子牛が大きく値を下げた原因とみているところでございます。

19番（奥 輝人君） まさにそのとおりだと私も思いますので、そこら辺りを改善していかなければいけないのかなというのが、今、やっぱり今後の血統ですよね、育種価とかをやっぴり見ながらですね、やっぱり導入、保留していくのが、やっぱり大切だなと思います。そういった形でですね、牛にもですね、やっぱり親牛の系統というのがありまして、やっぱりその血統だけじゃなくて、系統もやっぱり勉強しながらしなければいけないと思います。その系統の中にも、やっぱりこれ、専門的なことになりますけれども、栄光、金水系という、そういった金一とか、牛がいます。また、但馬系統とか、あと気高系統とか、その子孫が、今、この血統の中に入っていますけれども、そこら辺りを組み合わせしながらですね、やっぱり優良な牛を育てていかなければいけないと思います。今、本当、近交交配ということを避けるために、やっぱり民間牛と県有牛、また、国の家畜財団法人の種もありますけれども、そこら辺りを組み合わせてですね、いい牛をつくっていくのが、今の現状であるかと思いますので、今後はですね、やっぱりそういった、もう下のラインですね、さっき、平均単価の下のラインをいかに上げていくか。平均高をいかに上げていくか。やっぱり平均単価の下が下がればは、やっぱり平均単価も下がりますので、下を上げる努力が農家にも必要かなと思います。ここら辺りは、また、あとのほうで、また、やっていきたいと思います。

次にですね、もう⑤番目の、多産高齢牛の件についていきたいと思います。⑤番目のですね、④番は言ったから、⑤番目の多産高齢牛の適期更新についてを伺いたいと思います。現在において、更新の時期についてはですね、本来であれば、本当、10産以上を目安として更新をしてくださいという指導がなされております。現在はそうじゃなくて、もう、8産ですね、もう8産以上になればは、もう系統も血統もやっぱり古くなっていくと。やっぱり、その7産とか8産目ぐらいでは、やはり新しい牛に更新していったほうが、やっぱり農家の皆さんの所得は上がりますよというのが、今の現状であります。そういった意味で、現在においてですね、更新の時期になりますけれども、概ね現在は10産を目途に更新をしている状況であると思います。その理由にですね、高齢になるにつれて、やっぱり生まれた子牛が小さめになったりですね、母牛の血統とその母牛の系統が古くなり、購買者や肥育農家が、やっぱりためらうという傾向もありますので、それが競り値が低くなっている原因だと思います。現在のですね、高齢牛の出産状況など、何産目でこうやって更新などしているのか、今の現状などをちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） 昨年度の本市における子牛出荷は815頭で、そのうち、10産以上の母牛からの子牛は173頭となっており、約21パーセントでありました。今年度の11月競りまでの実績は、子牛出荷頭数は543頭で、10産を超える母牛からの子牛が113頭、約21パーセントとなっております。産次数が低く、若い母牛から生まれた子牛は販売価格が高い傾向にありますが、10産を超える古い血統の子牛は、発育状況に関わらず、販売価格が低い傾向にあります。先ほど答弁いたしました、購買者の求める商品性の高い子牛生産のためには、優良な繁殖雌牛の導入、更新が不可欠であると考えております。今後も引き続き、繁殖雌牛の導入に対する補助や貸し付けなどを実施し、肉用牛の改良促進と商品性、生産性の向上を図ってまいりたいと存じます。

19番（奥 輝人君） はい、分かりました。本当、約21パーセントぐらいが、10産以上ということですので、そこら辺りもやっぱり改善しながらですね、やっぱりいかなければいけないと思います。その、やっぱり10産以上している、そういった高齢牛についてはですね、やはり、やっぱり種付けがいいとかね、やっぱりそういったメリットもあるんですよね。やっぱりなかなか受精しない牛であれば、もう、もう古いからもう廃用しようと思うんですけども、やっぱり相場が高い頃には、やっぱり種が付くのであれば、10産でも11産でも12産でもという、そういった意欲があったんですけども、今はやっぱり単価も下がってきていますので、そこら辺りが、やっぱり更新の、やっぱり時期だなと私は思います。本当につく牛なんかは、やっぱり15産とか、16産までもっていく農家もいます。特に、瀬戸内のほうから来ている牛なんかは特にそういった牛が結構多いように感じているんですよ。今まで単価が高かったもんですので、下の単価が低い、やっぱり50万円以上で競られていたということで、やっぱり保留していたんですけども、今後はそういったのが、もう、ちょっと厳しくなっていくのかなと思いますので、本当、10産を、10産をめどにですね、できればもう7産や8産をめどにですね、やっぱり更新しながら、農家の所得、上がるような、そういった血統と、母牛の更新に努めてもらえたらと思います。今はですね、そしてまた、今、新しいビジネスですよ、与論町のほうで取り組んでいる、経産牛ですよ、経産牛などが与論町のほうでビジネスとして、今、一応やっていますけれども、やっぱり、もう自分の考えはやっぱり黒毛和牛ということで、やっぱり経産牛よりも、やっぱり黒毛和牛のそういった枝肉のいい肉を、やっぱり消費者の方には食べていただきたいなという思いがしておりますので、与論町はそういったビジネス、やっていますけれども、それも黒毛和牛に影響がないような形で販売ができればいいなと私は思っております。それでですね、今回はもう生産牛の振興については、血統やいろいろな導入、保留については、これで終わりたいと思います。

それではですね、次にですね、(2)番目の粗飼料自給率の現状について伺いたいと思います。①番目の粗飼料自給率の現状について。笠利地区においてですけども、農業の基幹作物としてはですね、サトウキビ作と生産牛が大勢を占めております。まずはですね、この笠利地区の農業用地、農地について、現在の面積などは幾らあるのか。その中でですね、サトウキビ畑の面積、そして、牛専用の草地畑の面積は幾らなのか、また、草地畑の割合などはどのようになっているのかを聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、本市、笠利地区における昨年度の総農地面積は1,237.6ヘクタールであります。そのうち、サトウキビ面積は577ヘクタール、約46.6パーセント、草地面積が92.9ヘクタールで、草地面積の割合は約7.5パーセントとなっております。

19番（奥 輝人君） サトウキビだけでも、約577ヘクタールと。あと、草地畑で92.9ヘクタールということでもあります。全体的には1,237.6ヘクタールあるということでもありますけれども、この二つ合わせても、約600ヘクタールにも満たないということでもあります。そのほかの、残りの畑、畑というか、そういった土地は何に使われているんですか、はい。できますかね。

農林水産部長（竹元康晴君） それ以外の畑の使い道としましては、耕作放棄地など、その他の野菜作物、ハウスなどに使われているというのが現状です。

19番（奥 輝人君） やはりですね、やっぱり耕作放棄地も増えているかなとも思います。また、その他の野菜とって、また、施設園芸とか、結構あるかと思うので、そこら辺り、使われていたらいいと思います。今回の、その生産牛の振興ということでもありますので、草地畑の件についてですけども、やはり92.9ヘクタール。笠利地区の母牛は幾らいますか、はい。

農林水産部長（竹元康晴君） 令和4年2月1日現在の笠利地区における肉用繁殖牛は646頭となって

おります。

19番（奥 輝人君） 現在、笠利地区では646頭の母牛が飼育されているということでもありますね。一応、草地畑の確保についてなんですけれども、やっぱり母牛1頭に対して10アールが必要ということで、私たちは一応、目標にしておりました。その母牛から生まれた子牛を含めたら、約15アールから20アールの、年間ですけれども、やっぱり必要だと思います。今回、646頭の中において、92.9ヘクタールということは、やっぱり母牛に対してはですね、面積は足りていると思います。その、やはりその倍のですね、646頭であれば、それ相当、子牛が生まれたとして、やっぱり1,200とか1,300になりますので、やっぱり100ヘクタール以上の草地畑が確保されなければ、やっぱりいけないのかなと私は思っていますけれども、そこ辺り、どのように考えていますか、はい。

農林水産部長（竹元康晴君） 先ほどお答えさせていただきましたが、笠利地区は肉用繁殖雌牛の646頭に対してまして、草地面積が92.9ヘクタールとなっております。面積だけでいきますと、繁殖雌牛に対し、自給粗飼料で賄える草地を確保されていますが、草地の状況や天候などの理由で刈り取り回数が足りずに、現状で粗飼料を購入して賄っている農家もいらっしゃるという現状であります。また、議員御案内の子牛の粗飼料まで考慮すればは、繁殖雌牛1頭につき20アール必要となり、子牛36ヘクタールほど不足することとなります。子牛につきましては、商品性の向上を図るため、栄養面を考慮し、成分にばらつきのある自給粗飼料でなく、成分保証されている購入粗飼料を推奨している現状でございます。よろしくお願いします。

19番（奥 輝人君） はい、分かりました。本当、笠利地区において、やっぱり80頭規模のやっぱり母牛を持っている農家さんも、5件ぐらい、もうあろうかと思います。もう本当、今、母牛が本当、増頭、増頭です、やっぱり牛のその単価と見合わせて、やっぱり増えているのもあろうかと思います。そういった意味で、やっぱりその倍のやっぱり面積が必要かなと思いますけれども、やっぱり646頭に対して、やっぱり1,200、今、部長が言われたように、やっぱり大規模農家などは、やっぱり子牛のためには、やっぱり購入粗飼料ですね、やっぱり購入粗飼料、買ってやっぱり食べしているのが実情であります。そういった意味でも、やっぱり購入粗飼料もやっぱりコストも高くなってきていますので、そこ辺り、やっぱり考えれば、草地畑が本当は欲しいんだけど、やっぱりその貸してくれないとか、畑がないとか、やっぱりサトウキビを植えてほしいとか、そういった課題も見受けられますので、できればコストが低くなるような、やっぱり草地畑がやっぱり確保できるような、やっぱりそういったのがやっぱり課題であろうかなと私も思います。自分も牛、飼っていますけれども、やっぱり24頭に対して4ヘクタールぐらいは持っていますので、もう本当、購入粗飼料など全然購入していませんので、もう自家製の飼料だけで賄えるということで、本当、コストもやっぱりそうかかっていないというのも、やっぱりメリットがありますので、やっぱり草地畑の確保には、やっぱり今後は課題があるのかなと思います。

そういった意味で、課題についてなんですけれども、粗飼料畑が足りていない生産農家ですね、農家は、必然と購入粗飼料に頼らなければならない。特にですね、繁殖雌牛の購入粗飼料がコストがかさみ、厳しい現状となっているのがあります。本当にできればですね、草地畑の確保は絶対条件であると思います。今後はサトウキビ畑との競合やですね、畑の奪い合いなどが、なってくるのかなと思われます。サトウキビも増産に向け取り組まなければならない状況でもあり、多頭経営農家も増加している中、今後はそのような課題も検討していかなければならない状況だと思います。サトウキビ作とですね、生産牛の両立に向けて、両方の両立に向けて、今後の取組などを伺いたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、議員御案内のとおり、サトウキビ栽培と生産牛経営を両立して

いくためには、耕作放棄地の解消等が必要であると認識しているところでございます。そのような中、本市の農地面積、1,934.4ヘクタール、市全体ですね、に対し、耕作放棄地が330ヘクタールで、約17パーセントが耕作放棄地となっております。耕作放棄地の解消につきましては、現在、農業委員会の農業経営基盤強化促進事業による農地の賃貸借や、農地中間管理事業による遊休農地の流動化、担い手農家への農地の集約に努めているところでございます。また、中山間地域等直接支払事業により、農地、水路等の管理保全、耕作放棄地の対策などに取り組む地域共同活動の支援を行い、農地保全を図っているところでございますので、御理解を賜りたいと思っているところでございます。

19番（奥 輝人君） はい、分かりました。本当、一番の問題はですね、やっぱりサトウキビ作、サトウキビもですね、やっぱり製糖会社が希望する3万トン台の確保。そして、やっぱり生産牛においては、やっぱり草地の確保というのが、本当、今後の課題であろうかと、もう本当、思います。今、耕作放棄地等が若干増えてきていますけれども、やっぱりUターンとか、また、サトウキビ作の農家もですね、やっぱり増産に向けて、遊休農地などを借りてですね、サトウキビを植えたりしております。そういったことが、今、笠利地区のほうでは遊休農地の解消に向けた取組も進んでいて、本当、見栄えのいい、道路から見たらですね、見栄えのいい畑なども結構増えてきているのが現状だと思います。本当、農家にとっては、やっぱり畑がやっぱりなければですね、やっぱりそういった規模拡大はできませんので、やっぱり規模拡大をしていく、そういった農家にやっぱり支援をさせるためには、そういった耕作放棄地やら遊休農地の、やっぱり開墾して、やっぱり貸していく、そういったことが、やっぱり今後も望まれていくのかなと思います。今後、高齢農家が、また、リタイアするとか、そういった場合は、やっぱり今の機構さんに預けたり、そして、農地流動化などを結ばれたりですね、また、今、農業委員会とかもありますので、そういった農業委員の方と相談しながらですね、この土地が、この高齢農家がリタイアした場合などを、この土地の斡旋とかですね、そういったことをやっぱりしながらですね、こういった畑の確保、サトウキビ作と生産牛のそういった両立に向けての対策など、今後、詰めに詰めてですね、頑張ってもらいたいと思います。これ、要望としておきたいと思います。

もう、最後になりますけれども、③番目のですね、サトウキビ収穫のハカマロールについて伺いたいと思います。県においてですけれども、本年度より粗飼料の確保対策としてですね、サトウキビ収穫後においてハカマロールをして、ラップをして、生産牛の新たな粗飼料確保対策の事業が示されております。この内容についてなんですけれども、ちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） 現在、奄美群島では肉用牛の増頭が進み、粗飼料の確保が急務となっております。一方で、サトウキビは労働力や土作り不足で年々単収が減少している状況であります。このような中、ハカマロールの利用はサトウキビのハカマを肉用牛の飼料として利用し、自給粗飼料の確保を図るとともに、牛糞堆肥をサトウキビ畑へ還元することで、土作りを通して単収向上を促進させ、化学肥料の使用軽減による循環型農業を目指す取組と認識しているところでございます。

19番（奥 輝人君） はい、分かりました。県としてはですね、やはり粗飼料とか濃厚飼料、そういった飼料がコストが高くなっているということで、サトウキビのキビトップなどを、やっぱりその生産牛、牛の餌として確保していったって、やっぱりコストの低減化に向けていることが伺えます。今、部長が言われたことももっともなんですけれども、その場合ですね、サトウキビのキビトップなど、サトウキビの収穫した、ハーベスターでのキビトップなどをロールしていくということでありますので、そういったことは、過去にやっぱり笠利地区のほうでもやったことがあるんですよ。あったんだけど、やっぱりハカマが付くということで、ハーベスターから出てくる、そのキビトップとかハカマなどを回収したけれども、ハーベスターのその稼働率が低くなると。そしてまた、そういった、取った場合、袋詰めで取って食べしても、緑色の部分のキビトップだけ食べるんだけど、下の枯れたハカマが食べない

という実例がありました。そういったことがありました、過去において。今回、こういうことが出てきたということは、目的はやっぱり生産、この飼料の確保だと思いますけれども、これが本当に生かされるのか。こういった実証実験、本当、先進地の徳之島のほうではこういったことを、実証していたという、そういった記事とか情報を聞いていますので、徳之島方面ではどのような状況なのかを聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） 現在、徳之島において2戸の生産牛農家がハカマロールを利用しているとのことであります。1戸の農家は、母牛の一時期にのみ給与しており、エネルギーや、その他、栄養価を要する産前産後の母牛や子牛には給与せず、自給粗飼料が確保できるのであれば、ハカマを利用することはないとのことであります。また、1戸の方は、産前産後の母牛や、時には子牛に給与することもあるとのことでございます。ハカマロールはローズグラスと比べると嗜好性が低く、たんぱく質が足りなかったり、土や石など不純物の混入、農業機械との相性など課題もあるとのことのようであります。ハカマロールの利用につきましては、今後、大島支庁など関係機関と連携し、栄養価や受胎率、コスト面や供給体制など、様々な面で検討を行い、有効な粗飼料確保につながっていくのか、注視していくとともに、既存の粗飼料であるローズグラスの更新を推進して、単収の向上を図りながら、粗飼料の自給率向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

19番（奥 輝人君） はい、よく分かりました。やはり、この件については、県が今、推奨していますけれども、今回、私の畑でも、そうやってやろうかという、そういった意見がありましたけれども、サトウキビのそういった、今度、切り返す畑、株出で、今回ももう上がらず畑なんですけれども、そこにですね、ハーベスターが入って、そして、その畝がこうやってある中で、そこにテッダーを入れてかき集めて、そして、ロールベアラーを引っ張って、それをロールしていく、そういった作業は困難ですよということで、一応、私のほうも、県の、大島支庁の担当職員には、そういう話をしましたけれども、それが、県はそれを、機械を使いながらでもいいから、やっぱりロールしていくのが、今の実験だということで、是非、奥さんの畑を貸していただきたいという要望もありましたけれども、もう自分たちの機械は貸すことはできませんのでということで、話、ありましたけれども、やっぱり農業機械もですね、やっぱり高価なものでありますので、やっぱりそういった故障がしないような、そういった取組をしながらですね、大島支庁のほうで、やっぱりこういったサトウキビのロールアップなどについては、今後、詰めてもらいたいと思います。笠利地区のほうでは、ほとんど利用がいないのかなと思いますけれども、もう、もしやったとした場合は、もう本当、もう敷料にしかないかなと私は思っておりますので、そこら辺りの敷料がもう足りない農家さんもいるのであれば、そういった敷料に添加するような方法もいいのかと思いますので、そこら辺り、研究しながら取り組んでいただきたいと思います。

はい、以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、無所属 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時44分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

なお、関 誠之君より書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、インターネットの中継を御覧の皆さん、こんにちは。本年の一般質問、大トリを務めさせていただきます、立憲民主党の関 誠之でございます。よろしくお

願いをいたします。

一般の質問の前に、若干の所見を述べさせていただきます。ちょっと流していただけますか。平成26年7月3日の第2回定例会で、奄美市への陸上自衛隊配備を求める意見書が提出され17名の議員が賛成を表明し、採択されました。17名の議員が賛成を表明し、採択をされました。その後、7月25日には防衛省に自衛隊を誘致する奄美市議会有志の会が中心となり、奄美商工会議所ほか11名の団体名を連ね、奄美市に陸上自衛隊を誘致する連絡協議会と称して、防衛大臣に要望書を提出いたしました。議会で採択された意見書には、自衛隊の位置付けとして、専守防衛を基軸に、専守防衛を基軸に、適正な防衛力の整備を図りつつ、我が国の領土、領空、領海を守るため、広範多岐にわたり取り組んでいると理解しておりますと記載されておりました。誘致される部隊は当初の説明によりますと、対馬の警備部隊と同様の部隊で、350名程度との説明がありましたが、結果は奄美駐屯地には地対空ミサイル部隊、瀬戸内分屯地には地対艦ミサイル部隊等、約550名が配備され、当初の説明と食い違うものでありました。具体的な説明は、議会では一度もなく、前朝山市長が平成26年9月10日、民意は浸透しているとして、議会において配備を容認した約2年後の平成28年6月5日、ようやく大熊町で防衛省主催の現地説明会というよりはこう決まっていますよという報告会がただ一度だけありました。この間、市長は、国の専管事項だということで何の説明せず、防衛省任せでありました。このような状況で、本当に民意は浸透していたか、多くの人は疑問を感じていたところであります。調べてみますと、市長が配備を認めた前の年、平成25年度には5,000万円をかけ、奄美大島等の配備に向けた候補地調査がなされ、翌年、平成26年度には6,000万円を予算計上し、施設配置図が作成されていました。平成26年の5月19日付、読売新聞が奄美、宮古、石垣に新部隊、陸自350人規模と報道し、その報道でも、報道記事によるとミサイル配備については1行も記載されておりませんでした。誘致した議員の中にも、ミサイル部隊というのは聞いてなかったと、後日、吐露した者もいたという実態でありました。本当に前朝山市長は自衛隊配備の状況について知らされていなかったのか、今でも疑問が残るところであります。自衛隊を誘致した17名が主張した国防のために奄美への配備は必要。災害への対応のために自衛隊は必要。人口増や地域活性化につながるは本当にそうになっているのか、検証が必要だと思います。自衛隊はよいが米軍は駄目との発言をよく耳にしましたが、現在の状況は駐屯地、分屯地は実質、米軍の基地となっているのではないのでしょうか。まさに最近の日米合同演習を見ますと、自衛隊と米軍は一体であることが証明されています。自衛隊は米軍の指揮下の中でなければ動けないのではないのでしょうか。陸自、奄美駐屯地、分屯地が配備される以前は、2014年から2016年まで鎮西演習、離島奪還作戦として陸上自衛隊西部方面隊の単独の演習が主であり、駐屯地が開設されてからは公然とミサイル部隊が日米共同訓練、オリエントシールド、東洋の盾と称し、対艦戦車訓練、米陸軍の高軌道ロケットシステムハイマースと第一マルチドメインタスクフォース、いわゆるMDTFの電子部隊の展開、一二式地対艦誘導弾部隊、一二SSMというようですが、と米国と一体となった訓練が行われるようになっていきます。米太平洋陸軍のチャールズ・A・フリン司令官と吉田陸上幕僚長が視察に訪れ、共同会見するなど、奄美駐屯地がもはや米軍の基地そのものになっております。先月、11月10日から19日まで、日米共同訓練演習、キーンソードが南西諸島中心に行われ、駐屯地、分屯地においては、先ほど説明をいたしましたとおり、オリエントシールドとほぼ同様な訓練を行い、それに加え、奄美駐屯地から嘉手納基地へ傷病兵を搬送する訓練として、奄美駐屯地のヘリポートにオスプレイが着陸をしています。議員の駐屯地視察のときに、ヘリポートは耐熱加工がしていないので、オスプレイは着陸できないと説明を受けております。これは嘘だったのでしょうか。大変遺憾に思います。日米の訓練に留まらず、英国ら7か国の軍事オブザーバー14人の視察もあり、奄美駐屯地、分屯地が軍事基地としての重要性が証明されたこととなります。今や軍事要塞化され、標的の島となってきていることは明らかであります。誘致した議員も、しなかった議員も含めて、島民の安全・安心、そして、何よりも生命と財産をどう守るかということについて、先入観を廃し、大いに議論をすべきときではないのでしょうか。そこで、一般質問通告に従い、順次、質問をいたします。

一つ、市長の政治姿勢について。(1) 陸上自衛隊駐屯地に関する認識について、質問いたします。奄美警備隊ミサイル部隊の配備に対する考え方について、3問、質問いたしますので、お答えください。一つ目は、陸自奄美駐屯地の配備に対する基本的な考え方をお聞かせください。二つ目は、奄美駐屯地の存在が抑止力になるということについての見解をお示しいただきたいと思います。併せて、市長の考える抑止力とは何なのか、お答えください。三つ目は、今後の部隊の拡充、いわゆる新設等に際して、市は国に県とともに説明責任を求めるべきではないのか。もっと県との連携があってもよいのではないのかについて、見解をお示してください。

次の質問からは、発言席にて行います。

市長（安田壮平君） それでは、閣議員の質問にお答えします。奄美駐屯地の開設につきましては、これまでも答弁しておりますとおり、安全保障上、緊張が高まる南西諸島の国際情勢に鑑み、南西地域の防衛の空白地帯の解消を図り、我が国の平和と安全を確保するためのものと認識をしております。その上で、この南西地域における防衛の空白地帯解消を図ることが、抑止力を高めることと認識をしております。なお、新たな部隊拡充、新設の情報は、現在、ございませんが、仮に今後、そのような情報がございましたら、必要に応じて、県とも連携を図りながら説明を求めるなど、対応してまいりたいと存じます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。今、南西諸島の空白地域を埋めるということで、この警備隊、駐屯地ができたということについて、認識をしているということでありましたが、抑止力というのはですね、基地を造ったから、それが抑止力になると私は考えてません。抑止力というのは、あくまでやはり核を持ってですね、これが撃ったら終わりだよという、そういったものが抑止力であって、今の軍勢力を増強してお互いが軍事、軍拡の道に進む、そういったものは、この抑止力になるとは考えておりませんけれども、本当に駐屯地が抑止力になるとお考えになるのか、再度、お聞きをいたします。

市長（安田壮平君） 抑止力についての考え方、様々あると思いますけれども、やはり相手にですね、手を出させない、相手にこう何か、侵入、侵略の気持ちを起こさせない、それをしたらですね、かえって酷い、自ら手を出したほうが酷い損害を被るというようなですね、そういう影響力も含めたものがですね、抑止力だと思います。その観点では、やはり全くの空白の地帯と、そして、何かしら、やはりその防衛の、防衛のですね、拠点があるというのとでは、やはり大きな差があるのではないかなというふうには私は考えております。

14番（関 誠之君） 議論をする間に、その問題も少し触れていきたいと思いますが、陸自、奄美駐屯地開設後の問題点についてということで、奄美駐屯地開設に伴い、経済、景気がよくなると言われていましたけれども、市民の生活がどのように向上したのか、具体的にお答えをいただきたいということが1点と、駐屯地が開設された部隊が配置されたことで、標的になるのは当然だという考え方もありますけれども、そこに対する見解をお願いをしたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） まず、市民生活がどのように向上したかとの御質問でございますが、これまでも経済波及効果ということで答弁をしておりますので、まず、御理解をいただきたいと思います。その上で、市民税につきましては、開設後の令和2年から1年度当たり約6,700万円、普通交付税につきましても、駐屯地開設に伴う隊員及びその御家族の人口影響分等として約1億1,000万円と試算をしております。また、本年度からは、令和4年3月に奄美駐屯地内に屋内射撃場が完成したことにより、基地交付金の交付対象となり、今議会におきまして、一般会計補正予算（第8号）に、歳入と

して1,303万6,000円を計上いたしております。そのほかといたしまして、基地周辺対策事業を活用した食肉センターの建設。加えて、隊員及び御家族の消費活動や駐屯地内の食堂等の食材や資材需要、更に、そこで働く雇用もございますので、継続的な経済波及効果につながっていると考えております。

2点目の駐屯地が開設されたことで標的になるという御指摘につきましては、駐屯地が攻撃対象になるというよりも、この南西地域の防衛力を高め、しっかりとした国防の体制を構築することが重要であると考えております。その上で、国がその責任において、南西地域及び我が国の国防を真剣に考えた結果だと考えております。このことは、奄美地域のみではなく、国内の他地域においても同様だと考えております。以上でございます。

14番（関 誠之君） 国がやるから、それはもう、受け入れなければしょうがないのかなというような、受け身的な考え方に聞こえますけれども、今、馬毛島でね、八板市長が一生懸命いろんなことで御苦勞なさって、防衛省に対しても県に対しても意見を堂々と述べておられますよね。そういう中で、いろんな問題点というのが分かってきて、その問題点に対して、市としてどう対応するかと。先ほど冒頭で述べましたけれども、自衛隊が来るときに、その議論がほとんどなされなかったんですよ。ただ、自衛隊の駐屯地ありきというようなことで、来れば、先ほど言ったようなことが、今、部長も述べましたけれども、経済的効果云々と。しかし、それは一過性の問題なんです。例えば、民間の企業が来れば、そこで生産を、増産をして、人が足りなければ採用をして、増えていく。そういった増えたものに対して、その中の固定資産を含めた税金もどんどんどんどん増してくる。そういうことが地域、いわゆるまちづくりの基本であって、自衛隊というのは、あとで議論しますけれども、そういったシステムにはなっていないわけですよ。国のために皆さんやるから我慢をしてくれというようなものがありありと見えるところもあるわけですよ。ですから、そこを先ほど言った馬毛島のように、いやいや住民にはこう考えている人もいるという中で、いろんな議論をする中で、住民の、先ほど言った総意というのが取れていくわけであって、それをないがしろにして、一概に国が国防の観点から駐屯地、分屯地を造らなければいけなかったから、それについては反対できないというようなことでは、私は駄目だというふうに思います。今、標的の問題も、これ、ウクライナ問題を見れば明らかに基地は全て攻撃にあって、今は民間、いわゆる民生の施設までもが攻撃の対象になっているわけですから、いざ有事というのは、現実的にはこういうことなわけですよ。基地がなければ攻撃もしないとは私は思いますけれども、そういう中で、日米合同訓練が年々拡大をしていることについての見解と、演習地の自治体として、市民に対するこの訓練等に対する説明、責任説明はどのように考えているのか。ただ、防衛省の発表だけでいいのかどうか。もちろん、アプローチはしておられるとは思いますが、そのことが市民にほとんど聞こえないわけですよ。安田市長の声明として、市の考え方として。是非、そういったことをやっていただきたいんですけれども、この市民に対する説明責任、どのように考えておられますか。

総務部長（三原裕樹君） 日米共同訓練につきましては、島嶼防衛、ひいては日本の安全保障上の観点から実施をしているものと理解をしております。また、訓練実施につきましては、昨今の国際情勢を鑑み、有事の際に必要な措置を講ずるためのものと認識をしているところでございます。その上で、訓練に対する説明につきましては、国において適切になされるものと考えておりますが、実施に際しましては市民の皆様の安全・安心が大前提でございますので、本市といたしましても、防衛省等々に要望も含め、県と連携しながら、得た情報につきましては、市のホームページに掲載をし、市民の皆様と共有をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。努力はしておられることは、評価いたしますけれども、ホームページというのは本当に一部の方々しか見ないわけですよ。ですから、やっぱり記者会

見をやっておられるようですから、そういう中で、きっちりと地元の新聞、報道紙も2紙あるわけですから、そこにしっかりと考え方なり、状況を知らすということをお願いをしたいと思います。この日米合同演習など、もっとね、県とともに国に対して情報を入手する。そういった体制を構築するべきではないかというふうに思います。これは、沖縄は、沖縄県が演習来るときは、どこの自治体にどれぐらいの艦隊が入って、どういった機材がどう降ろされて、いつ、どこを通るということを把握するわけです。それを各自治体にきっちり知らして、自治体は、自治体での対応をしているというふうになっておるようですけれども、そういうことで、この、せっかく県から副市長もいらしているわけですから、是非、そういったことについてですね、奄美では声があるということで、県との情報の連携はしてほしいと思いますが、その件についてはいかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） こういった訓練をする際にはですね、防衛省側も、県のほうに説明を行っております。と言いますのも、県有の施設を使用する場合、特に奄美空港等、名瀬港等、使用する場合には、そういった申請も必要でございますので、そこは連携を取りながら、進めているところでございますので、全く連携がないというわけではございませんので、そこについては御理解をいただきたいというふうに思います。

14番（関 誠之君） 連携がないとは一切考えておりませんから。ただ、連携をすることによって、国は一自治体だけでは、国の思うとおりになる可能性があるわけですから、やはりその辺は専管事項ということだけじゃなくてね、県と一緒にあって、そういった情報を取って、また、県と一緒にいるんなあり方、やり方もあると思うんで、一自治体だけで国の思うとおりにならないように、この、我々の自衛隊の誘致を見ますと、もうそういう感じがしてならないわけですよ。ですから、是非、その辺の、言うべきことはしっかり言う。そして、自治体のまちづくりについてもしっかりやっていただきたいというふうに思います。

次に、奄美駐屯地配備による今後の対応について、質したいと思いますが、奄美市は基地交付金、ごめんなさい、さっきの電子部門の、ちょっと写真、2枚、いきましょうか。電子部門というから、すごい頭で考えたんですけども、この車両、これが電波を発しているんな分析をしたりするので、左のほうまでそうだけれども、あと1台、これがまた、解析をしたものについて、いろんな電波妨害をするような電波をどうするかというようなものを含めてですね、あの3台の車両でしているようであります。あれが電子部隊というようなことで、9月15日に行って、写真を撮ってきましたけれども、そういうことで、私たちに知らされない間にですね、こういった車両が入っているわけですね、電子部隊。ですから、是非、先ほど言ったようなことで頑張っていただきたいというふうに思います。奄美駐屯地配備における今後の対応についてです。奄美市は基地交付金、難しい言葉ですけども、国有提供施設等所在市町村助成交付金というのが正式な名前であるようであります。対象外ということで、今まで入っておりませんでした、交付金が。今回、奄美駐屯地の中に射撃場、いわゆる覆道射撃場といって、造って、土を被せるんですけども、それができたということで、先ほど市長も話しましたとおり、1,303万6,000円ですか、が今回の補正予算に入っておりますが、それにしても、あれだけの53ヘクタール以上のところに、広大な住居や建物が建っております。そういう中で、米軍と共同演習も、先ほど言いましたとおり、駐屯地で行っている。そういった事実をすれば、基地交付金としての対象になって、奄美駐屯地のほうに入る可能性もあるのではないかと、そういった交渉もしっかりやっていただきたい。だからと言って、私が自衛隊を容認して、戦争を煽るということじゃ全くありませんのでね。自衛隊は専守防衛のために、国を守るということは一致しておりますから、そういうことと、奄美駐屯地の土地、建物の固定資産税評価額、課税額が、もし分かっているとしたら教えていただきたいということと、前々から、このラジオを、民生安定助成事業で導入すると、検討するというものでありましたから、その後、どうなっておられるのか。Jアラートが聞こえないというところもあるやに聞いて

おりますんで、その辺の二つ、答えていただきたいと思います、射撃場、ちょっと出していただけますか。これが、手前が発射するところで、向こう側が標的、300メートルぐらいあってですね、コンクリートで囲まれておって、上は土で囲まれておるというようなことで、これを造ったために、1,300万円余りの交付金はいったということでもあります。以上です。よろしくお願いします。お答えください。

総務部長（三原裕樹君） 基地交付金につきましては、米軍の施設や自衛隊が使用する施設のうち、飛行場や演習場などの用に供する固定資産が所在する市町村に対し、国が予算の範囲内で交付をする交付金でございます。本市におきましては、先ほどございましたが、令和4年3月に駐屯地内に屋内射撃場が完成したことにより、交付対象となり、交付額につきましては、この屋内射撃場に係る分として算定をされたものでございます。

それから、防災ラジオの件、ございましたが、民生安定化助成事業につきましては、防衛施設の設置、運用により、その周辺地域の住民の生活、又は、事業活動の阻害が認められる場合において、その障害を緩和するための事業と位置付けられております。議員御指摘の防災ラジオにつきましても、これらの要件が認められれば対象事業となり得るものと理解をしております。その上で、今年度につきましては、戸別受信機の故障交換機等として、試験的に50台、運用をし、その運用状況を検証し、今後の導入について検討を行っていくこととしております。そのようなことから、市全体の事業の状況も踏まえながら、今後の導入に際しましては、仮に導入するとなりますと、その財源として民生安定化助成事業の活用なども検討したいというふうに考えております。以上でございます。

市民部長（徳永恵三君） それでは、奄美駐屯地の土地、建物の固定資産評価額と課税額について、お答えいたします。自衛隊駐屯地施設は国の所有物であり、地方税法第348条第1項に基づき、非課税となっているため、固定資産税の評価を行っておらず、評価額及び課税額をお示しすることはできませんので、御理解を賜りたいと存じます。

14番（関 誠之君） はい。そうだろうとは思いましたが、要するにあれだけのものを造ってね、固定資産税や、そのほかのものが入らないということで、もしかしたら、誘致した議員の中には、固定資産も入るんじゃないかなと思った人もいたかも知れませんが、結果、3年経とうとして1,300万円の交付金しか入ってこないというようなことが明らかになったと思います。

それと、奄美市の国民保護計画、これ、2回ぐらい議論しましたけれども、避難住民の誘導、実施要綱の策定はできているのかと。県と連携した避難訓練を実施すべき時期ではないのかということが1点と、有事の際、奄美市民の逃げ場。今日の新聞でしたかね、一時避難所はできているので、県のホームページを見ると分かるとか書いてありましたが、まだ見ていませんので、そういった有事の際の奄美市民の逃げ場。本土の捨て石にされはしないかというふうに私は思いますけれども、それで、この皆さんが作っていただいた、奄美市国民保護計画の96ページから97ページに書いてあるのは、平素からの備えということで、把握しておくべき情報というのがアからキまであります。これが、本当に把握されているのかどうか含めて、御回答いただけますか。

総務部長（三原裕樹君） 奄美市国民保護計画における避難実施要領につきましては、弾道ミサイル、航空攻撃、破壊工作、ゲリラや特殊部隊の攻撃、着上陸侵攻など、危機事象に応じた避難実施要領のパターンが作成をされております。危機事象に発生した場合、時間、場所、攻撃、被害状況など発生状況に応じ、避難実施計画が作成できるようになっております。議員御提案の県との連携した避難訓練につきましては、本年1月20日に内閣官房、消防庁、自衛隊、警察、消防、県内市町村が参加する鹿児島県国民保護図上訓練に参加をいたしました。計画に基づいた危機事象への対応、関係機関との連携確認を行った

ところでございますが、今般の国際情勢などを勘案しますと、今後、本市での実施も検討してまいりたいと存じます。

また、有事の際の逃げ場ということの御質問でございますが、仮に有事が起こった際には、計画で定められた国・県・市、各関係機関の役割に沿って連携し、状況に即時に対応しながら、市民の安全・安心に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。パターンができていると言うけれども、時間がないから、全て読みませんけれども、やはり把握しておくべき情報がね、しっかり把握されているのか。そういった中で、これら、避難実施要綱のパターン作成があって、その次に避難実施要綱というのが作られるわけですね。パターンがあるけれども、要綱が作られていますか。

総務部長（三原裕樹君） 避難実施計画ですね、次の段階で、については、まだ策定はされておられません。以前、随分前、北朝鮮がミサイルを発射した際に、避難訓練を実施をする予定をしておりましたが、その後、コロナ禍も含めて、避難訓練等、実施できておりませんので、国際情勢見ますと、そういったのを実施をする時期を検討するときにきているのかなというのは認識をしております。以上でございます。

14番（関 誠之君） 自衛隊の基地ができるということはね、自衛隊の皆さんは有事があるということ想定しているわけですね。ですから、私どもも自衛隊を誘致したわけですから、その誘致した中の避難訓練というのはどうするのか。これは真剣に考えていただかねばならないと思っていますよ。例えば、関係機関と共同、連携して実働訓練及び図上訓練と、徳之島かどこかで図上訓練やったというふうに聞いておりますが、あれ、屋久島は実働のやっているし、奄美が一番標的にされているわけですから、そういう中で、この訓練について、どういうふうに皆さんのほうでは議論されているか、再度、伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 先ほども申し上げましたけれども、この避難訓練に、ミサイルの避難訓練については、実施をしてございませんので、今後、そのパターン含めて、実施計画を作成するに当たり、これはもう訓練が必要でありますから、その訓練をもって、避難実施計画を策定することとなっておりますから、そこについては、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

14番（関 誠之君） 先ほどから申し上げましたとおり、かなりの増強、もう沖縄、3,000人の自衛隊を増強しようかというようなことまで出ておりますが、そういう中で、奄美のこの駐屯地の地政学的な役割も含めてね、非常に重要なところ。逆に言えば、台湾有事があったときには、奄美の諸島が臨時拠点になると。22ページ、ちょっと出していただけますか。これが、右にちょっと見えないかも分かりませんが、米軍が南西諸島、米軍の臨時拠点にということで、奄美を、もうそういう思いをしているわけですよ。ですから、本当に自衛隊というのは、先ほど言った、現実的に起こり得るから来ているんであって、ですから、それに対応した我々の避難訓練も含めたものをしっかりと住民が安心・安全できるようにですね、生命、財産を守るためにやっていただきたいと思いますけれども、再度、その辺について、いかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） はい、検討してまいります。以上でございます。

14番（関 誠之君） 是非ね、私たちの大きな目的は、住民の財産と生命を守ることがありますので、是非、そういった観点から、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、教育行政について。陸自8音楽隊、島しょ演奏in奄美について、質問をいたします。午前中、
崎田議員もやりましたけれども、チラシを出していただけますか。これが崎田議員も出しましたけれども、市内の公立中学校2校の吹奏楽部をゲストに参加として、同列にですね、一六式機動戦車、機動戦車というのはタイヤがあつて、車道を走れるのが機動戦車らしいです。一〇式戦車というのは、キャタピラ、いわゆるブルドーザーのああいっぱいのがあつて、その辺はスースー走れませんが、そういった装備品等がチラシに記載をされているということで、ここで教育長にお聞きしたいのは、教育的配慮に欠けてはいないですか。あなたの問題じゃなくて、このチラシの作り方が、教育的配慮に欠けてはいないですかと。いろいろ考え方があると、午前中、言っていましたけれども、それはそれであると思います。しかし、現実はこのチラシを見て、教育者として教育的配慮に欠けてはいないかということについて、見解を求めたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えをいたします。まず、チラシの内容に関して、議員の教育的配慮に欠けているのではないかというお考えへの、私の見解でございますけれども、教育的配慮とこう一言で申し上げても、明確な規定があるわけでもなく、また、大変こう幅広いものの見方であるというふうに考えております。私の個人的な見方ではございますが、あえて申し上げるとすれば、その個人や集団が真に好ましい状況で成長していけるような、そのような配慮であるとか、その個人や集団の助けになる状況を提供するとか、そのような配慮と言いますかですね、手立てではないだろうかというふうに考えております。しかしながら、物事の見方には見る者の経験、あるいは、考え方等によりまして、様々な見方、考え方、捉え方があると思います。以上のようなことから、教育的配慮は皆一様に同じであるとは言えないというふうに思っております。そして、それぞれの個人の見方や捉え方というのは、等しくやはり尊重されるべきであるというふうに考えております。従いまして、チラシの内容につきましても、様々な意見、考え方を、互いに尊重しつつ、必要に応じて議論しながら、互いの理解を深めていくのが大切なことであるということが、私の見解でございます。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい。体育館の前に戦車、停まっているの、ちょっと映していただけますか。これですね、先ほどいいました一六式と一〇式の戦車。あの後ろのほうで、この吹奏楽部が、自衛隊と一緒にやるわけですね。これは、朝早く撮りましたので、人が誰もおりませんけれども、見ようと見まいと、そこに車を停めておいて、そこを跨いで行くわけですね。ですから、なぜこの吹奏楽、純粋な、午前中、教育長も答弁しておられましたが、純粋な音楽活動、また、技術的なそのレベルアップということとやるんですが、ですから、教育的配慮というのは、現にこういう感じで持ってきてですね、見ようと見まいと見せると。未成年ですね、まだ、子供たちは。そういう中で、教育的配慮と。答弁がありましたので、それはそれとして、よしとしたいと思いますけれども、この午前中言ったチラシについて、いわゆる教育委員会はチラシの存在を知らなかったと。作られるまでね。学校もそうだったということでありましたが、そこで、学校現場との意思疎通、いわゆるよく言う報連相ですね。連絡、報告、相談は通常どのようにこういった場合、行うのか。もう、学校長が決めれば終わりという認識でよろしいのか。それとも、いやいや、ちょっとやっぱり学校全体で、あとの質問やりますけれども、3番目は部活生の保護者に対して、演奏会の目的等、十分に説明の上、参加の了解が得られているのか。また、全職員に対して、参加趣旨等の説明を行って、学校としての共通の認識をする必要性はないのか。こういったことが学校で行われれば、異論を唱える先生方もおると思いますので、そういったものが教育委員会に伝わってですね、教育委員会の見解というのも、出てはこないかと。指導、助言ですから、指導、助言が。全くもう、決められちゃったら分かりません、あとで分かった、しまったというのでね、これで教育委員会というのは、逆に言えば、もう、教育委員会いらんんじゃないですかという方も、中にはいらっしゃるわけですね、こういうことでは。ということで、今言った、二つのことについて、チラシの決定はどこでどのようにしたのか。学校としての共通する認識の必要性についてお答えいただき

たいと思います。

教育長（村田達治君） 御質問いただいた、まず1点目でございますけれども、チラシ作成上、チラシ作成につきましては、その作成上の打ち合わせ、決定の経緯についてでございますけれども、教育委員会としては、このチラシの作成については一切関わっておりませんので、その過程等については承知をしていないところでございます。

それから、二つ目でございますけれども、保護者への説明、あるいは職員間での共通理解ということについてでございますけれども、保護者の説明については、両校とも保護者の同意を得て、校長が参加を承認したと伺っております。また、全職員に対する参加説明につきましては、他の部活動と同程度の周知、あるいは出演情報の共有がなされていたものと考えているところでございます。議員御指摘のとおり、他の部活動についても、職員への参加趣旨等の丁寧な説明は、今回の吹奏楽部の出演の周知徹底と同様に大切なことであるというふうに考えております。以上です。

14番（関 誠之君） 時間も押していますので、端的にお答えいただきたいと思いますが、この、今、演奏会等のことについて、るる議論してきましたが、教育委員会として、後で知ったということでありましてけれども、この島しょ演奏会の目的を教育委員会としてはどのように考えたのかということが1点。二つ目は、このチラシに殺傷力のある戦車を記載をして、生徒、言葉、ちょっと適当でないかも分かりませんが、広告塔的な扱いをしていることに対して、その陸自、奄美駐屯地に何らかの申し入れを行ったのか。それと、共同演奏会について、生徒の参加は慎重な判断が必要だというふうに私は思いますけれども、この、先ほど言った意思疎通、もうちょっとなんか図るようなものはないのかどうか、この3点について、お伺いいたします。

教育長（村田達治君） お答えいたします。演奏会の参加につきましては、他の部活動の対外的な活動と同様、校長が判断し承認することから、議員からのお問い合わせを受け、具体的な内容について、学校に確認をしたところでございます。なお、事前の相談等は、特にございませんでしたので、指導、助言等は行っていなかったところでございます。また、演奏会の目的としましては、教育委員会として明確に確認はしておりませんが、自衛隊の地域貢献活動の一環として行われていると考えています。

続きまして、自衛隊や奄美駐屯地への申し入れについてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、部活動の対外的な活動につきましては、保護者の了解も得た上で、校長が最終的に判断することになっております。今回の場合、校長が判断する時点で、チラシの内容まで示されていなかったことから、今後はチラシ等も事前に示していただくよう、奄美警備隊広報班に要請をしたところでございます。なお、生徒が音楽活動を通して喜びを得たり、専門的な演奏技術、指導を受けたりすることは、先ほど議員もおっしゃっていただきましたけれども、大変有意義なことであり、貴重な経験であったと考えているところでございますので、御理解をいただければありがたいというふうに思います。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。最後になりますけれども、奄美警備隊のほうはね、私どもの申し入れに対して、チラシを回収を始めたんです。70パーセント、回収をしましたよということでした。回収をしたということは、何らかの落ち度とは言いませんが、自衛隊として、この回収をしたということは、自衛隊として、なんか悪かったところがあったというから回収したと思うんですよね。ですから、申し入れをしたということですから、是非、自衛隊だろうが何だろうが、やはりきっちりと思うところは申し入れをしていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、あの先ほど出していただいた、あの一六式の機動戦車、一〇式の戦車、あれ、何であんなところに、誰が許可したんですか。はい、答えていただけますか。どういう法的根拠で。

教育部長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。駐車場の占用許可等に関する御質問にお答えいたします。駐車場における装備品展示について、開発公社へ確認いたしましたところ、総合体育館の使用申請時に申し出があり、ほかに大会等も予定されていなかったことから、その際、了承をしたということでございました。その上で、占用許可についてでございますが、名瀬運動公園は本市都市公園条例第7条において、有料公園と位置付けられており、第3条において、該当する行為については、市長の許可を受けなければならないと行為の制限が規制されております。この該当する行為として、同条第1項第4号に、協議会、展示会、博覧会、その他、これらに類する催しのために、公園の全部、又は、一部を独占して利用することとの記載がございますが、駐車場につきましても、本来、公園全体の利用に供する施設であることから、他の施設と違い、使用申請書に申請区分の記載のない施設となっているところでございます。駐車場の全部、又は、一部を占有、又は、使用する際の許可につきましても、市民の皆様の利用に支障のないよう、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

14番（関 誠之君） 部長も、今、話しました、駐車場ですよ、駐車場。駐車場。あの一六式機動戦車というのは、あれは車ですか。あのキャタピラあるのは車ですか。ですから、これ、開発公社の、おそらく局長も知らなかったと、取材行きましたよ、ちゃんと。そしたら、担当が口頭で許可をしましたと。口頭で許可をしました。この件についてどう思いますか。

教育部長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。先ほどもお答えいたしましたが、駐車場につきましても、本来、公園全体の利用に供する施設であることから、他の施設と違い、使用申請書の申請区分の中に記載のない施設となっておりますので。

14番（関 誠之君） 書いてないでしょう。

教育部長（石神康郎君） はい、そういうことでございますから、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

14番（関 誠之君） 了としても、理解はできませんよ。皆さんがそういうときには、やはり言ったような、備考欄にでもね、書いて、これ大事なことですから、少なくとも局長辺りまで回して、その間に指定管理である皆さんのほうにも伝わるはずですから、今後はその辺のところ、少し事務的にね、しっかりするようにお願いをしたいというふうに思います。

以上で、あと、マリンタウン地区分譲土地の売買状況について、お尋ねをいたします。今年5月までに契約を完了していない1事業者との契約協議はどうなっているかということが1点、もう一つは、その1事業者は市開発公社とは契約候補者となっていたと思うが、市は5月末の収納期限内に契約予定額約5億784万円を支払わなかったことを確認をしているわけですね。その時点で、契約を破棄をして、残区画の、8月も募集しておりますけれども、再募集に組み入れるようにするのがあり方ではなかったかということが2点目。それと、今、売れ残っている4区画の再公募の現況について、お答えください。

総務部長（三原裕樹君） まず、1点目にお答えいたします。御質問の事業者との協議につきましても、本市といたしましても、相手方に契約スケジュール等を提示した上で、今年度内の契約締結、そして、契約完了できるよう、継続して協議を進めているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

この契約候補者に関しましては、2点目です、第2回公募において、指定用途に対する土地利用の適

格性、土地を活用した事業計画の提案など、プレゼンテーション審査を経て、マリンタウン地区の目的に即した、活性化に寄与する土地利用計画と評価をされ、奄美市開発公社における土地処分検討委員会において決定をした経緯がございます。その後、本市が契約事務を引き継ぐこととなりましたが、その決定時の事業者の計画実現に期待をして、現在も協議を継続しておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、3点目の残りの4区画の件でございますが、第3回公募につきましては、本年9月15日から10月31日を公募期間として、島外も含め、4事業者より応募がございました。その後、1次審査の書類審査を行い、11月15日付にて結果を通知したところでございます。現在、2次審査に係る書類の受付を行っておりまして、来年1月下旬に事業者からの企画提案によるプレゼンテーション審査を予定をしているところでございます。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。

次、契約を破棄してきた事業者がおるやに新聞報道されておりましたので、その件についてお尋ねをしたいと思ひます。この契約条項には、契約を解除するに当たっての項目が記載されているのが普通でありますけれども、この項目はどのような記載がされていたのかということを、まず、お答えをいただきたいと思ひます。あと、用途の追加の前に売買契約を履行した業者に説明すべきと瑕疵を認め、土地代と契約などの要した経費を含め、事業者に返還するとした法的な根拠をお答えください。

総務部長（三原裕樹君） 契約条項の件ですけれども、本契約におきましては、契約解除に該当する内容といったしまして、土地の所有権移転、土地の使用用途に供する制限等に対して、契約を解除できる規定、いわゆる売り手側からの契約解除条項は定めておりますが、今回の事由に該当する条項は定めておりません。これは、通常の契約もそうでございます。そういうことから、今回の契約解除は売り主、買い主、双方の合意に基づく解除でございまして、契約不履行による解除の適用ではないことを御理解いただきたいというふうに思ひます。

それから、2点目です。今回、繰り返しになりますが、合意解除ということでございまして、売り主、買い主双方で協議をし、土地売買契約自体をなかったものにするという手続きでございます。ですので、違約に基づくものではございません。合意解除の内容につきましても、土地の返還の方法等を売り主、買い主双方で協議をし、お互いの合意に基づき決定をしたというところでございます。従いまして、土地代金等々に係る分につきましても、双方で協議を重ね、合意をされたものでございます。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、時間がありませんが、感想だけ述べておきますので。双方契約というのは、お互いが納得すればそれでいいわけですよ。ところが、この件については、2億4,000万、かなりのものですよ。それと、土地も広い。マリンタウンの、ある意味、状況が変わってくるという可能性も大であります。それで、最後になりますが、その返す手続き等、開発公社がやるというふうに伺っておりますけれども、今、免許を、いわゆる不動産取引免許がないわけでありまして、その辺について、どのような法的な、説明をしていただきたいと思ひますが。

総務部長（三原裕樹君） 先ほども申し上げましたけれども、今回の合意解除につきましては、当初、締結をした契約を、双方の合意に基づき、契約自体がなかったこと、契約を白紙に戻すという手続きとなります。従いまして、今回、新たな土地の取引行為ではございまして、売買契約を解除し、土地代金等を返還し、土地の所有権を戻すという手続きということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

14番（関 誠之君） 時間がありませんので、突っ込んでやりませんが、開発公社の今の経営状況というのは、貸借対照表を見てみれば、流動資産である現金は6億2,400万円余りしかないわけですね。今度、2億4,000万、持っていかれるわけですね。それと、正味財産は1,890万8,280円、正味財産。2億円返したら、正味財産はマイナスになるんですよ、ということも中にはありますので、開発公社の今後の運営を含めて、前も提起しましたが、少なくとも何らかのスポーツアイランド構想とかね、いう中での公社にしていいただければということを申し上げ、奄美市総合計画の進捗状況、どういうふうになっているか、簡単をお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 本市における最上位計画につきましては、これまで内部で作業を進めているところでございます。その中で、職員のワークショップを行いながら、市民が実感できる成果指標の設定など、策定に向けた五つの論点について整理をさせていただきました。今後につきましては、分科会や庁内ワークショップなどの具体的なロードマップの作成を引き続き進めながら、年明け以降、早い時期に、奄美市総合計画審議会に係る委員の市民公募を行う予定としております。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。年明けに、是非、いい方向で進んでいければということをお願いをして、私の一般質問を終わります。以上です。

議長（西 公郎君） 以上で、立憲民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。
お諮りいたします。

12月12日は休会としたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、12日は休会といたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

12月13日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後2時31分）

第 4 回 定 例 会
令和 4 年 12 月 13 日
(第 5 日 目)

12月13日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	松 山 さおり 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	元 野 景 一 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	崎 田 信 正 君	17 番	与 勝 広 君
18 番	西 公 郎 君	19 番	奥 輝 人 君
20 番	伊 東 隆 吉 君	21 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

22 番 多 田 義 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君
総 務 部 長	三 原 裕 樹 君	総 務 課 長	向 井 渉 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	當 田 栄 仁 君
市 民 部 長	徳 永 恵 三 君	市 民 部 参 事 兼 税 務 課 長	保 金 満 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
保 健 福 祉 部 参 事 兼 健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君	福 祉 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君
保 護 課 長	里 見 望 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
建 設 部 長	濱 田 洋 一 郎 君	産 業 建 設 課 長	原 俊 三 君
上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君	水 道 課 長	大 庭 勝 利 君
教 育 部 長	石 神 康 郎 君	学 校 教 育 課 長	小 出 水 明 洋 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 参 事 兼 所 長	川 畑 良 二 君	生 涯 学 習 課 長	寿 山 一 昭 君

12月13日(5日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋	修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
-------------	-----	-----	------------------------------------	-----	-------

主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	坂 元	辰 徳 君
---------------	-----	-----	-----------	-----	-------

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は20名であります。会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配布の議事日程第2号のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程第1，議案第84号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第8号）についてから，議案第110号 奄美市立金久児童館の指定管理者の指定についてまでの27件を一括して議題といたします。

ただいま，議題といたしました，議案27件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので，立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は，立憲民主党の関 誠之でございます。早速，議案第84号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第8号）について質疑をいたします。まず，最初に7ページ，第3表 地方債補正の一般会計出資金1億8,860万円について御説明をお願いをいたします。

二つ目は，9ページ，歳入，1款市税1億5,000万の補正があり，計41億744万と，今年も41億円越えになりましたけれども，その要因と来年度の予想をどう見ているのか，お示しをいただきたいと思います。

三つ目は，12ページ，15款2項1目1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5億7,847万3,000円は限度額どおりの額であったのか，財源の振り分けはどのようになさるのか御説明をいただきたいと思います。

13ページ，17款2項1目1節物品売払収入200万は米飯給食センターの有価物のものでありますけれども，競売の日程，競売等についてお示しをいただきたいと思います。

13ページ，18款1項1目1節寄附金160万円の企業版ふるさと納税寄附金は何社なのか。また，当初予算2億5,000万円を組んでおられましたけれども，現在の寄附の状況についてお示しをいただきたいと思います。

14ページ，20款1項1目1節繰越金8,987万4,000円分の財源である，令和3年度の実質収支は9億5,068万円であったと思いますけれども，財源配分についてお答えをいただきたいと思います。

七つ目は，15ページ，23款1項1目1節国有提供施設等所在地市町村助成金1,303万6,000円の算出根拠があればお示しをいただきたいと思います。

8番目は，17ページ，2款1項3目24節積立金7,230万円の財源を御説明ください。

九つ目は，19ページ，2款1項13目12節委託料100万の奄美市魅力発信事業について，どのような業務で，委託はどのような形で計画するのかをお答えください。

10番目，20ページ，2款1項16目18節負担金，補助及び交付金660万円のうち，新型コロナ検査助成600万円について内容を御説明いただきたいと思います。

11番目は21ページ，2款2項2目12節委託料264万のシステム改修業務は全額一般財源のようではありますが，補助事業等の検討がなされたのかどうか。改修業務の契約内容，改修後の効果等について御説明いただきたいと思います。

12番目は，28ページ，3款3項1目12節委託料961万2,000円のシステム改修業務について御説明いただきたいと思います。また，補助事業のようではありますが，補助の率についてもお示しをいただきたいと思います。

13問目は，29ページ，4款1項3目19節扶助費68万円は当初予算に離島地域不妊治療支援助成金として200万円を計上しておりましたけれども，助成内容の説明等，補正を含め，現状について御説明ください。

14番目は、30ページ、4款3項1目23節投資及び出資金、マイナス3,180万円は当初予算で水道事業会計出資金2億2,040万円が計上されていたと思われますが、減額補正だと思います。一般会計から出資する理由と今後の出資の在り方についてお答えいただきたいと思います。

15番目、41ページ、10款1項2目13節使用料及び賃借料、マイナス1,157万7,000円は当初予算3,190万5,000円の約32パーセントの大きな減額となっておりますけれども、理由を御説明ください。

16番目は51ページから52ページ、地方債に関する調書で普通債が今年の12月補正44億6,780万円に比べ、28億1,800万円と大幅に減額になっている要因についてお答えをいただきたいと思います。併せて臨時財源対策債が昨年度12月補正の6億4,797万1,000円に比べて、1億7,547万6,000円と同じく大幅に減額になっている。併せてこの要因についてもお答えをいただきたいと思います。

次に、議案102号から109号の指定管理者の指定について質疑をいたします。

一つ目は、指定管理者の選定過程には施設の行政サービスに応じた専門家の確保が重要に思われますけれども、指定管理分野、分科会委員の名簿を明らかにしていただきたいと思います。また、奄美市行政改革推進委員会の名簿は明らかにできると思いますが、いかがでしょうか。

2番目は、モニタリングは毎年実施されているという答弁がありましたけれども、当該行政サービス等に応じた専門家の意見を聴収をしているのか、公表結果について必要な情報が公開されているのか、お答えいただきたいと思います。その中で、具体的に奄美振興会館、また、大浜海浜公園及び奄美海洋展示館、奄美市木工芸センターの指定管理期間中の評価点数をお示しいただきたいと思います。

3番目は、損害賠償責任保険の履行の確保に関する事項、いわゆる保険加入はどのように定められているのか、自己の責任と費用で必要な保険に加入すると今年の12月定例会で答弁しておりますが、この自己の責任と費用ということについて説明ができればお願いをいたしたいと思います。具体的には港町児童センター、市民交流センター、名瀬公民館、奄美振興会館、大浜海浜公園並びに奄美海洋展示館の保険加入の現状についてお答えをいただきたいと思います。

4番目は、修繕費等の支出について、指定管理者との適切な役割分担が定められておるのかどうか、お伺いをいたします。具体的には市民交流センター及び名瀬公民館、奄美振興会館、大浜海浜公園及び奄美海洋展示館についてそれぞれの条文がありましたらお示しをいただきたいと思います。

5番目は、自主事業等委託事業について明確な区分が定められているのかどうか、具体的には市民交流センター及び名瀬公民館、奄美振興会館、大浜海浜公園及び奄美海洋展示館についてお伺いをいたします。

6番目は、指定管理者に利益が出た場合の利益配分の在り方等を公募の際の条件として可能の範囲で示しておられるのかどうかお答えいただきたいと思います。

7番目は、今回の指定管理者の選考においては8つの指定管理者の指定に際して5団体が非公募、3団体が公募でありますけれども、市民交流センター及び名瀬公民館だけが競争と結果になっております。NPO法人WARABEE以外の団体の記載がありませんけれども、その団体以外の団体をお示しください。また、前指定管理団体であったアマミーナはあと何年継続ができたのかまでお答えをいただきたいと思います。

最後になりますけれども、指定管理期間、回数、非公募・公募の基準があるのかどうかお答えをいただきたいと思います。以上です。よろしく御回答をお願いを申し上げます。

水道課長（大庭勝利君） おはようございます。それでは、水道課からは1の（1）と1の（14）について答弁いたします。まず、一般会計出資債1億8,860万円についてお答えいたします。一般会計出資債につきましては、歳出の4款3項1目水道事業会計出資金へ充当される起債であり、今回の補正におきまして、歳出の補正と同額の3,180万円を減額するものでございます。

次に、１の（１４）一般会計出資金について、一般会計から出資する理由と今後の出資の在り方についてお答えいたします。４款３項１目２３節投資及び出資金の３、１８０万円の減額につきましては、当初予算で２億２、０４０万円を計上しております、笠利地区の東部地区再編推進事業に係る出資の減額によるものでございます。減額の理由といたしましては、一般会計からの出資の対象に含まれない工事の見込み額が概ね決定したため、これらについて水道事業で起こす起債との財源の組替を行うために減額をするものでございます。御質問の一般会計から出資を行う理由につきましては、本事業は国の基準において出資が認められている事業であり、この財源として一般会計出資債の起債が可能となっております。一般会計出資債については地方交付税による財政措置があるため、この制度の活用により、市としての財政負担の軽減を図るものでございます。また、今後の出資の在り方につきましては、東部地区再編推進事業を含めた一般会計からの出資が認められる事業については、毎年度予算編成において財政部局と協議を行い、検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

税務課長（保 金満君） おはようございます。それでは、税務課所管分についてお答えいたします。質問１の（２）市税の今年度４１億円超えとなった要因と来年度の予想についてであります。まず、今年度の増額要因についてお答えいたします。個人市民税の増額につきましては、当初、新型コロナウイルス感染症の影響による市民所得の減少により、税収は減収するものと見込んでおりましたが、市民所得は令和３年度と令和４年度比較しますと、５１６億円から５２１億２、０００万円と５億２、０００万円増加しており、その中でも大きな割合を占める給与所得は４１７億４、０００万円から４２３億６、０００万円と６億２、０００万円増えております。令和４年度所得割に係る令和３年度の市民所得において、新型コロナウイルス感染症の影響は少なかったものと考えております。

次に、固定資産税についてはコロナ禍の影響により、償却資産において航空機や船舶の入航回数にかかる大臣・知事配分資産の減収を見込んでおりましたが、影響が少なかったことによる増額となっております。

次に、軽自動車税については課税車両のうち、一番税率が高い自家用乗用車の登録台数の増加と、新車登録から１３年経過した重課税の車両が増えていることが増額要因と分析しております。

次に、たばこ税であります。昨年度までたばこの売上本数は年々減少しておりましたが、令和４年度上半期は対前年度同時期の１．２パーセント、本数にして約３７万本売上が増加しております。これにより、当初予算において前年度よりも落ち込むと見込んでいた税収額を修正し、増額補正をしております。来年度の予想についてであります。現下の物価上昇による経費の増大を要因とした企業収益の悪化が懸念されるところであります。市税収入全般においてコロナ禍の影響が薄れつつあり、世界自然遺産登録の効果や求人倍率も堅調に推移している状況などから、今年度と同等か微増で推移するものと考えております。

次に、１の（１１）システム改修業務の補助事業等の検討と改修業務の契約内容、改修後の効果についてお答えいたします。今回の改修業務は令和５年度より地方税の納付書に統一ＱＲコードの印字が義務付けられたため、この納付書を滞納管理システムから出力するものになります。補助事業等の検討につきましては、基幹システムの改修ではなく、合併当初より導入し、利用しております、滞納管理システムの改修であり、補助対象となるシステムの改修ではないことを御理解いただきたいと思います。改修業務の契約の内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、滞納管理システムでのＱＲコードが印字された納付書の作成や各種の集計の改修でございます。改修後の効果等につきましては、システム改修による滞納整理事務の効率化でございますが、何よりこのＱＲコード納付書の導入により、全国の金融機関での納付が可能になります。また、金融機関窓口での処理の簡素化、市民の方にとっては待ち時間の短縮等、利便性の向上、本市におきましても納付情報のデータ処理が簡素化されるなどの効果が期待されております。以上でございます。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。財政課に関しまして4点お答えいたします。1の（3）新型コロナ地方創生臨時交付金につきましては、議員御案内のとおり、国から示されました限度額での交付決定を受け、補正予算に計上したものでございます。今回の補正予算計上によりまして、新型コロナ対策事業費として財源充当しておりました、財政調整基金5億7,115万4,000円を今回のコロナ交付金へ財源更正し、また、今回補正予算において追加計上しております、新型コロナ対策事業費の一般財源分として731万9,000円を財源充当いたしております。

次に、1の（6）繰越金につきましては、令和3年度一般会計の実質収支額9億5,109万7,000円から決算剰余積立金4億8,000万を差し引いた4億7,109万7,000円が前年度剰余繰越金となります。今年度当初予算では2億円を計上いたしておりますので、これを差し引きしました2億7,109万7,000円が今年度の補正予算に計上する額となります。6月補正予算におきまして3,345万円、今回の12月補正予算におきまして、8,987万4,000円を計上いたしておりますので、残りの1億4,777万3,000円につきましては今後の補正予算の留保財源といたしております。

次に、1の（8）積立金につきましては、令和2年度に国の事業と連動いたしまして実施しました新型コロナ緊急対策の生活支援特例貸付事業について奄美市社会福祉協議会に1億円を貸し付け、事業を進めてまいりました。国の事業終了と同じく、本市の事業も本年9月末を持って終了したことから、貸付事業費の確定を行い、残金の7,230万円について社会福祉協議会から返還され、その収入額を公共施設整備事業基金に積み立てるものでございます。

次に、1の（16）地方債及び臨時財政対策債についてでございます。まず、地方債の普通債における今年度と昨年度の差額につきましては、昨年度までは市民交流センター整備事業や本庁舎整備事業などの大型事業を実施していたため、今年度の起債額は昨年度より大きく減額となったものでございます。

次に、臨時財政対策債についてでございますが、今年度の国の地方財政計画において地方税や地方贈与税が大きく伸びたことにより、普通交付税がプラス3.5パーセントとなった一方、臨時財政対策債は昨年度と比べてマイナス67.5パーセントと大幅な抑制が示されたものでございます。このことを踏まえまして、今年度の奄美市の臨時財政対策債の発行可能額も昨年度と比較して大きく減額されているものでございます。以上です。

学校給食センター参事兼所長（川畑良二君） おはようございます。それでは、学校給食センター所管の質問に対してお答えをさせていただきます。1の（4）物品売払収入200万円についてお答えをさせていただきます。今回計上させていただいております、物品売払収入につきましては、米飯給食センター解体に伴って発生する鉄骨等を想定をいたしております。日程等につきましては、解体工事の進捗状況と歩調を合わせて設定をしてみたいと考えております。以上です。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君） おはようございます。私のほうから6問お答えさせていただきます。まず、1の（5）ふるさと納税につきましては、今回補正予算案を計上しております、企業版ふるさと納税寄附金につきましては、3社からいただいた寄附金を計上いたしております。当初予算2億5,000万円につきましては、個人からのふるさと納税寄附見込み額を計上しており、先日の林山議員の一般質問でも答弁いたしましたとおり、11月末現在の寄附額は1億3,156万円となっており、前年同月比84パーセントでございます。

続きまして、1の（9）奄美市魅力発信業務についてお答えいたします。奄美市魅力発信業務の内容につきましては、本年4月より全日本空輸株式会社から本市に出向している地域おこし協力隊の企画により、地域の魅力を発信する動画制作及びそれに伴う広報PR活動となっております。業務委託契約につきましては、今後の企画内容によって適切な手段を検討してまいります。

続きまして、議案第102号からの（１）指定管理関係でございます。奄美市行政改革推進委員会における指定管理分科会は産業分野、医療福祉分野、税理士、地域団体、教育団体、労働団体から1名ずつ、計6名の専門家で委員を構成しております。なお、指定管理分科会の委員には指定管理制度の運用及び民間事業者の経営状況など選定事項にも大きく関与いただいておりますことから、名簿の公表により平等な審査や協議に影響を及ぼすことを避けるためにも、個別氏名については答弁を差し控えさせていただきます。

（２）のモニタリングについてお答えいたします。指定管理者モニタリングにつきましては、毎年度実施している利用者アンケートや行政による業務評価の結果を、先ほど答弁しました奄美市行政改革推進委員会指定管理分科会にお示しし、御意見をいただいております。情報の公開については奄美市ホームページに各施設ごとのアンケート結果を掲載し、公表しております。

続きまして、（６）指定管理施設の公募に当たっては基本的に利益の配分を定めておりませんが、例外的に屋仁川駐車場につきましては施設の収支状況の実態を考慮し、利益の一部を市に納めていただく運用といたしております。

（８）でございます。指定管理者の指定に係る手続きにつきましては、奄美市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例において定められており、指定管理者の選定に際して公の施設の機能・性質等を考慮し、合理的な理由があると認められる時は公募によらないことができると規定されております。この公募によらない合理的な理由につきましては、同条例施行規則において4点定められており、1点目は公の施設の管理にあたって専門的、又は高度な技術が必要であること。2点目は地域の人材活用、雇用の創出等を図るものであること。3点目は現に公の施設の管理委託を行っている施設にあっては、当該施設を管理している者が引き続き管理を行うことで、当該公の施設の安定した行政サービスの確保と事業効果が期待できること。4点目は指定管理者による公の施設の管理の実績が優良と認められる場合に、当該指定管理者が引き続き管理を行うことで、当該公の施設の安定した行政サービスの確保と事業効果ができると、となっており、上記4点いずれかに該当する場合は指定管理候補者の選定方法を非公募による指名とし、指定管理期間を5年間といたしております。なお、判断基準に該当しない場合は指定管理者を原則公募により選定し、指定管理期間は3年間といたしております。また、回数については基準を設けておりません。以上でございます。

総務課長（向井 渉君） おはようございます。それでは、私のほうから1の（7）国有提供施設等所在市町村助成交付金1,303万6,000円の積算根拠について答弁させていただきます。この国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金につきましては、令和4年3月、今年の3月に奄美駐屯地内に屋内射撃場が完成したことにより、助成交付金の対象となっております。交付金の積算は総務省でなされまして、積算等の詳細は示されておりませんので、総務省の示す対象市町村への配分方法について答えたいと思います。対象市町村への配分方法といたしまして、当交付金の国の予算総額の10分の7を対象となる国有財産の価格で按分しまして、予算総額の10分の3を対象国有財産の種類・用途及び市町村の財政状況等を考慮して配分されることとなっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

保健福祉部参事兼健康増進課長（徳永明子君） おはようございます。健康増進課に係る御質問にお答えいたします。はじめに、1の（10）新型コロナウイルス検査助成600万円について御説明いたします。新型コロナウイルス感染症検査費用助成につきましては、新型コロナに感染した方の早期発見と感染拡大防止を図るため、かかりつけ医などにおいてPCR検査等が必要と判断され、検査を受けた方に対して要した費用の自己負担分を助成するものです。交付対象となる費用としましては、検査時の初診料又は再診料、時間外加算額、検体採取量、院内トリアージ料、これはコロナの疑いがあるか、また、緊急度などの判断や対応に係る費用となります、となっており、1回の助成額の上限は4,000円となっております。

ります。当初予算において100万円を計上いたしましたが、これは令和3年度において428件の申請で支出が101万4,800円を踏まえ、計上したものです。しかしながら、令和4年度におきましては予想を超える感染拡大があったことから、10月末時点で2,177件の申請があり、これまで同じ目内の新型コロナ感染症緊急対策事業の中で調整し、対応を行ったところです。今回の補正予算につきましては、これまで検査を受け、申請が済まれている方や、今後の感染状況に対応できるよう1,500件分、600万円を計上いたしたところでございます。

続きまして、1の(13)離島地域不妊治療支援助成金68万円について御説明いたします。離島地域不妊治療助成金は不妊治療のうち、体外受精や顕微授精など島内の医療機関では治療ができず、島外の医療機関において治療を行う際の交通費や宿泊費を助成するものです。助成内容につきましては、1回の治療期間内に9往復の交通費、15泊までの宿泊費についてそれぞれ基準額の3分の2を助成しております。これまでの実績としまして、過去3年間の申請件数と支出額を申し上げますと、令和元年度は申請件数22件、支出額146万8,887円、令和2年度は申請件数17件、支出額117万7,905円、令和3年度は申請件数45件、支出額352万8,307円となっております。令和4年度は当初予算200万円を計上いたしましたが、11月末までに25件の申請があり、177万8,082円を支出しております。このことを踏まえ、今年度末までの申請件数を35件と想定し、1件あたりの平均額をもとに10件分を68万円を計上しているものです。以上になります。

保護課長（里見 望君） それでは、おはようございます。保護課分の1の(12)の御質問の生活保護総務費委託料についてお答えをいたします。御質問の業務につきましては、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う生活保護システム改修となっております。これは令和5年度中にマイナンバーカードを用いた医療扶助のオンライン資格確認が本格運用開始となることに伴うシステム改修となります。現行は被保護者の方々が医療機関を利用する場合に紙による医療券を受け取り、医療機関へ提出し、受診となりますが、今回のシステム改修により、マイナンバーカードを利用し、受診ができるようになります。改修の内容としましては生活保護システムの医療資格情報、検診情報に関するシステム開発・改修費用及びネットワーク環境構築に関する費用、機器購入の費用、テスト運用作業に係る費用となります。また、内訳としましては、生活保護システムの開発・改修、機器購入等に係る費用が608万250円及びテスト運用に係る費用が353万1,000円となります。なお、補助率につきましては10分の10となりますが、現在国に対し、国庫補助協議を行っておりまして、内示の決定を待っているところです。以上になります。

学校教育課長（小出水明洋君） おはようございます。1の(15)10款1項2目13節使用料及び賃借料の減額理由についてお答えいたします。本市ではGIGAスクール構想で児童生徒及び教職員が使用するタブレット端末に、有害サイト等の閲覧を制限するソフトを導入しておりますが、本年10月に当該ソフトのライセンス使用料に係る契約を締結したところです。契約の締結に伴い、今年度の予算執行額が確定いたしましたので、今回の補正予算において不用額を減額しております。大幅な減額となった要因は2点でございます。1点目は調達に際して指名競争入札を執行したことでございます。当初予算では5年分のライセンス使用料として1,217万7,000円を想定しておりましたが、指名競争入札を執行した結果、およそ半分の額となる594万8,000円で落札され、調達コストの低減につながっております。2点目はライセンス使用料の契約方法の見直しでございます。当初は5年分のライセンス使用料を今年度一括で支出する体系を想定しておりましたが、本市の同様の経費に係る契約体系や他市の状況も参考にして、5年間の長期継続契約を締結しております。長期継続契約としたことにより、今年度の執行額は60万円と確定したことから、差額の1,157万7,000円を減額としております。本市といたしましても、今後も調達する物品やソフトウェア等の品質は維持しつつ、調達コストの低減に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

生涯学習課長（寿山一昭君） おはようございます。それでは、私のほうからは指定管理者の指定についての答弁をします。まず、（２）でございます。指定管理期間の評定点数についてでございますが、奄美振興会館における指定管理開始年度の平成３０年度から令和３年度までの平均評価点は１００点満点中７９．１点となっております。

次に、（３）についてでございます。保険の加入状況についてでございます。市民交流センター及び名瀬公民館は現在、施設の維持管理業務を業務委託にて運営していますので、損害賠償保険については令和４年度は市のほうで加入しております。奄美振興会館につきましては、現在の指定管理者にて保険加入している状況であり、損害賠償保険の履行の確保に関する事項については、指定管理に関する基本協定書にて、指定管理者の責めに帰すべき理由により損害が生じた時は、指定管理者がその損害を賠償しなければならないとしております。

次に、（４）市民交流センター及び名瀬公民館、奄美振興会館の修繕費等の支出についてお答えします。基本協定書は議会承認後に今後締結されるものではありませんが、その参考の条文としましては、管理施設の改造・増築・改築又は大規模修繕については奄美市が自己の費用と責任において実施するものとなっております。

次に、（５）自主事業と委託事業について明確な区分が定められているかについてでございますが、市民交流センター及び名瀬公民館、奄美振興会館分をお答えいたします。委託事業については指定管理者の公募を行った公募要項において、施設の維持管理等に係る業務内容を市から示し、自主事業については応募者からの施設を活用した提案事業として、指定管理候補者選定の際、計画を受けております。議会の承認後、締結予定の基本協定書においても委託事業内容や自主事業についても定めており、自主事業につきましては本業務の範囲外の業務として区分し、指定管理者は本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする、協定書の条文ではなっております。

次に、（７）でございます。指定管理候補者の次点者については、評価結果が公表されることや、今後当該団体が市内で経済活動を行っていく際、影響を与えることを想定し、昨年度から団体名は公表しない方針を市で決めていますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、前指定管理団体のアマミーナはあと何年継続できたのかという御質問ですが、アマミーナとの指定管理協定期間は令和３年９月、市民交流センター完成までが協定期間となっており、期間満期となり終了しております。以上です。

紬観光課長（川畑博行君） おはようございます。紬観光課に関する議案１０２からの指定管理に関しての答弁をさせていただきます。質問の（２）のモニタリングの評価点数から（５）の自主事業と委託事業まで４点答弁させていただきます。最初に、モニタリングの評価点について、大浜海浜公園及び奄美海洋展示館における指定管理開始年度の平成３０年度から令和３年度までの平均の評価点は１００点満点中８３．４点となっております。

続きまして、（３）損害賠償責任保険についてどう定められているかについてお答えいたします。現在、指定管理者において付保しなければならない保険といたしまして、基本協定書の第３２条の規定により、施設損害賠償保険及び第三者賠償保険の二つを定めているものでございます。また、指定管理者における保険の加入状況につきましては、保険証書の複写を提出していただき、確実な付保について確認を取っているものでございます。

続きまして、（４）修繕費の指定管理者と適切な役割分担が定められてあるかについてお答えいたします。修繕の支出につきましては、本市と指定管理者との基本協定書において、第１６条、管理施設の維持保全の中で、第１項に管理施設の改造・改築・改修又は大規模修繕については、本市が自己の費用と責任において実施するものとしており、第２項に管理施設の維持保全については別紙３のリスク分担

表によると定めております。ただし、リスク分担表に記載のない事項については本市と指定管理者が協議の上、決定するものとする定めております。

(5) 自主事業と委託事業の明確な区分について答弁させていただきます。大浜海浜公園、奄美海洋展示館の指定管理業務における委託事業につきましては基本協定書及び年度協定書並びに仕様書において、運営等業務、維持管理業務として定めているものでございます。ほか自主事業につきましては、基本協定書の中におきまして、本事業の範囲外の業務として区分しており、第45条において、指定管理者は本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとするとしております。また、同条第2項において、指定管理者は自主事業を実施する時は奄美市に対して業務計画書を提出し、事前に奄美市の承諾を受けなくてはならない。その際、奄美市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする定めております。袖観光課分は以上です。

産業建設課長（原 俊三君） おはようございます。続きまして、奄美市木工工芸センターについてお答えいたします。奄美市木工工芸センターにおける指定管理開始年度の令和2年度から令和3年度までの平均の評価点は100点満点中70.0点となっております。以上でございます。

福祉政策課長（喜納祐司君） 指定管理のうち、福祉政策課所管、港町児童センターについてお答えをいたします。港町児童センターにつきましては、指定管理者に施設損害賠償保険の付保を求めています。今回確認をしたところ、まだ保険加入の手続きがなされておらず、未加入状態が判明いたしましたので、早期加入の手続きを要請したところでございます。以上です。

14番（関 誠之君） 丁寧な説明ありがとうございました。一般会計予算の8号については明日からまた、委員会も開かれると思いますので、そこで十分議論もできると思いますが、いくつか感じた点だけ話しておきたいと思います。いわゆる財政の保留財源ということで1億4,777万円とあるようですが、この保留財源という在り方、財政にとって当然予算を組む時にはこういったものがなければ弾力性がなくてですね、組みにくいということはよく分かっておりますけれども、その辺が保留財源として1億4,700万円もというのは少し気になるところで、答弁はいりませんので感じたところだけあります。

それと、この生活保護の100分の100ということで申請しているけれども、まだもちろん決定はされておらんのですけれども、それが予算としてそういうふうに組まれておったかというのはちょっと確認しておりませんが、おそらく100分の100で組んでなかったんじゃないかなというふうに思われますので、その辺のところの予算の在り方というのは少し考えるべきかなというふうに思います。それと、離島地域の不妊治療支援助成金ですか。やっぱりこれまだまだこのこういった助成金にあずかってない方々もいるんじゃないかなというふうに思われますので、その辺を含めてやっぱりこの助成金のPRと言いますか、広報必要かなというふうに思います。非常に感じとしては多いなというふうにも思いますので、是非重要なことですので、是非予算も含めて確保していただきたいというふうに思いました。

それとやっぱり一番気になったのは、15番の教育委員会の予算の組み方と執行結果でありますけれども、やはり、32パーセントの減額と1,100万もこの時期に予算を落としてくるというのがですね、非常に気になるところで、指名競争入札があつてその差額だと言われればそれまでですけれども、その辺も情報をちゃんと集めてしっかり分析をすれば、こんなに予算が落ちることもないのかなというふうに今、内部のことは分かりませんが、そういうふうに思いましたので。あとは、委員会でできることはやっていただきたいと思います。

今回のテーマ的にはですね、指定管理、ずっと私議論をしてきましたけれども、今回の指定管理に対する重要な点二つです。一つは、適正な利益の在り方とその処分の在り方がどういうふうにしたらいい

のかということが一つ。二つ目は、人件費の基準ですね。それぞれの指定管理の。これ板橋区というところが、ちょっと資料が古くて申し訳ないんですけども、ちゃんとそういった規定をずっと決めてるわけですよ。板橋は適正な利益は平均4.2パーセント。そして、その処分の在り方も決めておりますが、時間がないので紹介できません。それと、人件費基準。これは標準人件費の6割を上限とするというふうに平成27年度の板橋のそういった規約に決められていることです。そこで、再質問いたしたいと思いますが、先ほど氏名の公表により、平等な審査や協議に影響を及ぼすことを避けたいという過去の答弁があったわけですけども、全くこの答弁と変わっておりません。申し上げたいことは公募ですから、そういった点数が10点だろうと0点だろうと、そういうことを覚悟をして公募してくるわけですね。もちろん100点になしていただきたいという思いはあるとは思いますが、結果として今回のこの団体はWARABEEというのが488点、次点が344点ですから、この点数は低いから、これによって商売に影響をするから公表をしないというのはこれは理由になりませんよ。そこにこの説明資料の中にですね、公募期間及び申請団体、書くところあるわけですね、申請団体。これを当局の恣意的なことで去年からと言いましたかね、ここには書かないようにするようになりました。しかし、申請団体で得点の一番上で候補者になったところの団体は書いていると。これではですね、市長。あなたが言う、「明るく やさしく 風通しのよい 未来都市・奄美市」というふうに皆さん、市長のマニフェストに書いてありましたけども、この明るく、風通しのよい、情報公開がちゃんと行われる、これが基本的最大のものでありまして、これが今言ったようなことですね、非常に私は腹立たしいです。逆に言えば、発表されない企業にとってはなんでだろうと、逆にその企業は残念だなというふうに思うんではないですか。この件については納得のいく説明がほしいというふうに思います。

二つ目、モニタリングは毎年実施されているということでありまして、当該行政サービス層にこの専門、そのサービスといわゆる指定管理のサービスに応じた専門家の意見を聴収しているのかどうか。先ほど、これも腹立たしいんですけども、この委員の名前を公表できないと。じゃあ、先ほどしませんでしたけど、奄美市の行政改革推進委員会、これは名簿を出しておるというふうに思いますが、この中のいわゆる指定管理分科会委員でありますから、大きな意味でこの奄美市行政改革推進委員会の名簿は出せないですか。そこを確認したいと思います。それと、さっき今言いました、専門家の意見も聴収しているんですかと。公表の結果についてはホームページと言うけれども、やはり、もうちょっと見やすい奄美市だよりがあるわけですから、そういう中にもね、しっかりと公表して風通しのよい市政をつくっていただきたいなというふうに思います。そういう中で、この賠償責任保険の加入、自己の責任と費用で必要な保険に加入すると、先ほど答弁で分かりましたけども、それは指定管理者が考えて、施設の損害保険なり、また、いろいろ人が来る時のそういった損害保険をかけると、今聞いてみますと、かけてないところもあると。信じられませんよ。3年間指定管理をやるわけですから、その中の3年間、毎月くるわけですね、結果報告が。そういう中でそれが分かってないとしたら、これは行政として何らか考えるべき問題ですね。そういうふうにならないようなシステムはどうすればいいのか。是非そういったことでこの損害賠償保険、年次協約の中にちゃんと規定をしてね、この施設にはこういうこういう保険が必要だから自己の責任でやってくださいと、やるべきだというふうに思いますが、見解を求めたいと思います。それに、先ほど修繕の話が出ましたけれども、これも協約が基本協定の中でされておるという話もありますけども、板橋区はですね、ある程度、例えば100万から200万円、その運営のやりやすいように指定管理費の中に入れて、何もなければそれを精算するというようなことでやっておりますし、また、先ほど言った利益率、これが超えたらその2分の1は返していただくと明文化されてるんですね。そういうような方法をしっかりとやっていただくとか、あと、6番目のこのアマミーナの問題、名瀬公民館、伊津部分館、四谷分館、金久分館、平成27年4月1日から平成30年3月31日、3年間。この時に申請時、資本金はゼロですよ。これが良いか悪いかというのはそれぞれの考え方がありますが、前も申し上げたとおり、商売をするには運転資金として大体月の3か月分、これを運転資金として持たないと商売はできないわけです。しかし、指定管理は管理料をすぐに出して

いただけると。そういう中で運営ができると。それはそれとして一つの考え方ですけれども、基本的には資産のない団体が1億数千万、年間、まわすようなこの指定管理をやっておるということについて、続きになりますけれども、このアマミーナは平成30年4月1日から33年3月31日、3年間、2回目指定期間の更新で令和4年3月31日まで、ただし、名瀬公民館は32年度の市民交流センター完成予定の日までとすると先ほど答弁がありました、約6年間指定管理を受けてまいりました。そして、指定管理であろうと商売、商取引をしている団体であるので、適正な剰余金、運転資金を持つことは健全な財務会計だというふうに私は思いますけれども、税金で賄われていることを考えると、剰余金は市民のために還元するような剰余金の処分でなければならない、これはずっと一貫して私は主張してまいりましたけれども、そういうことで、今回でアマミーナは奄美の指定管理者をやめたということですね。市民協働のNPOを調べてまいりました。そしたら、令和3年3月31日、正味財産剰余金が1,112万120円、これ正味財産ですよ、あるわけです。これは、担当課も確認しているようですが、こういったもので今回、アマミーナはやめて、僕は少し問題があると思うんですけども、今度、NPO法人WARABEEというんですか、役員・理事・監事5名のうち、4名はアマミーナの役員・社員が登録されているわけですよ。アマミーナはNPOとして存在しておるだろうと思いますが、この後のことは分かりませんので、その辺の確認もお願いをしたいと思いますが、これ奄美の指定管理から外れたわけですから、今度この1,112万円というのは確実に指定管理料だけですよね。他に商売はやってませんので。積み上げたこの剰余金、これはどのように処分、逆に言えば奄美市がそこに何らかの形で関与できるかできないのか、ということが残されますけれども、NPO法人WARABEEのスタッフ、これは確認をしておきたいのは何名で、指定管理における人件費についての規定があるのかどうか、また、指定管理料4,215万だったかな、77パーセント。この資料によれば、皆さんの出した資料によりますと、人件費が77パーセント、3,180万円を計上されておるわけです。こういったことについて指定管理を出すものとして何らかのやはり打ち合わせがあつてやったと思いますけれども、これの根拠的なものがあるのかなのか。

最後になりますけれども、指定議案等の審議・議決の判断には指定管理者との基本協定と年度協定があります。年度協定は成立したらその指定管理者とやるわけですが、少なくとも基本協定、これを議会に示していただかないと、こういう1枚紙だけです、私たちは審議・判断できません。なぜかと言うと、収支計画が収入・収支、指定管理料だけ、そして、ただ書いてあるのは指定管理料収入。そして、支出は人件費、物件費、役務費、委託料、それがトントンでゼロという書き方ですよ。ですから、是非この指定管理者との基本協定というのは議会に配布してしっかりと審議をしてもらったほうがいいのではないかというふうに思います、その辺について当局の見解を求めたいと思います。

議長（西 公郎君） 途中ですが、暫時休憩いたします。（午前10時34分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時50分）

答弁を求めます。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君） それでは、先ほど御質問のございました件について1点ずつお答えしていきたいと思います。まず、専門家の意見を聴いているのかという話で、おそらく指定管理の指名公募等や、また、モニタリングの結果等を審査をする行政改革委員会の指定管理分科会と、各施設における選考、公募した候補者の選考を行う各審査会というのが両方ございまして、いずれにいたしましても、専門家で構成されております、そちらの会合のほうで当局のほうから状況を報告をし、御意見をいただいているものと認識しております。

続きまして、次点の企業と、また、指定管理分科会の名簿の公表についてでございますが、情報公開

条例第7条第1項第5号に記載されているような率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ、不当に市民の間に混乱を生じさせる恐れ、又は、特定の者に不当に利益を与え、若しくは、不利益を及ぼす等の影響が考えられるという観点から、現状の対応をさせていただいているところですが、選考過程の透明性の確保という点につきましては、以前ございました指定管理者制度の特別委員会等での議論を踏まえて、公募時の選考会のプレゼンテーションにつきましては基本的に傍聴可能という対応をさせていただいております。今後の透明性確保につきましても、議員御提言も含めて、引き続き検討を続けていきたいと考えております。

3点目は、保険加入についての考え方でございますが、これはもう御承知のとおりかと思いますが、議員御案内のとおり、保険加入につきましては指定管理者側で対応をお願いをしております。指定管理者制度は限定された管理業務を実行する管理業務委託とは異なりまして、本来行政が行う管理業務全体の代行を委任するものでございますので、管理業務の一貫である保険加入やまた、軽微な修繕等については指定管理者側で対応するのが一般的であり、本市においても同様の対応を行っているところでございます。

最後になりますが、協定書の配布についてでございます。指定管理者の議案の判断にということでございますが、本議案で議決いたしました後に、指定管理者と基本協定書の内容について詳細かつ具体的な調整等を行い、本年度末までに協定を交わすことにしております。したがって、施設ごとの基本協定書がお示しできないことを御理解いただきたいと存じます。お示ししております、議決事項につきましては地方自治法に規定されております内容でございます。また、詳細につきましては、各常任委員会での説明や御質疑の中でお答えさせていただきたいと存じますので、御理解をお願いいたします。以上です。

生涯学習課長（寿山一昭君） それでは、私のほうで回答をしたいと思います。まず、NPO法人アマミーナの正味財産についての内容でございますが、議員御指摘のとおり、NPO法人アマミーナは令和3年9月まで名瀬公民館及び分館の指定管理者であり、令和3年10月から令和5年3月までは市民交流センター及び名瀬公民館、分館の業務委託ということでしていただいております。NPO法人の正味財産としては1,112万120円というのが正味財産というのが確かでございます。アマミーナの方は皆さん指定管理ということでしていただいているのがよく御存じかなと思うんですけども、NPOの活動事業としましてはNPOとしては定款等で定めてある事業がございまして、その施設の管理維持に係る事業の他にNPOの事業としましてはいろんな社会教育に係る事業とかですね、例えば、教育に関する講演会事業とか、あと、海外交流事業とか、あと、スクリーニング事業とか、施設の管理維持に係る業務以外のこともNPO法人の事業として実施しているものでございますので、この正味財産に関しては施設管理で得たものもあり、今言いました他にやっている事業もあるということを御理解いただきたいと思います。そして、この正味財産について市のほうで何か指導ができるのかということについてでございますが、指定管理者を公募する際に公募要項において、施設の利用料金については指定管理者の収入とするということとしておりまして、また、事業収益は指定管理者の事業運営の自己努力という点も含まれておりますので、この事業収益の使途について市が何かしら指導とかすることは適当ではないんじゃないかなというふうに考えております。あと、アマミーナが今後存続していくのかということのお尋ねでございますが、先ほども言いましたように今後もNPO法人としての活動は継続してやっていくものですので、先ほども言いましたように、施設の管理維持に係る業務以外のことを今後もやっていくということで代表の方等の話を聞いております。

次、今度受託を予定しているNPO法人WARABEEのスタッフの件についてですけども、職員のほうが2名おりまして、ほかパートの職員が15名ほどパートでスタッフを予定しているというふうに聞いております。指定管理料における人件費の割合ということでお尋ねでしたが、その人件費の割合というのは特に規定はしておりませんが、市民交流センター及び名瀬公民館及び分館、名瀬公民館は

規定の休館日を除くと約340日を営業しておりまして、開館時間が市民交流センターは御存じのとおり9時から夜の9時まで、公民館は夜の10時までということで、営業をしている関係から、やはり人件費というのはそれ相当にかかるんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

14番（関 誠之君） 御答弁ありがとうございます。非常に腹立たしいというかね、私個人としては少し憤慨しておりますけども、それはなぜかという、私は平成27年のこのアマミーナが名瀬公民館等と指定管理にする時の議論もずっと、それから議論しているわけですね。指定管理の件。その時に資本金ゼロ、果たして何も1円もお金がないのに先ほど言った損害賠償保険がかけられるんですか。その貸借対照表含めてゼロですよ、資本金。そういう議論もしたことがあります。どこでどうお金を払ったかは確認しておりますが、先ほどから議論をしておりますが、損害保険は自己の責任でかけるということですから自己の責任と言ったって、そこの代表理事がポケットマネーを出して「はい、これでかけてこい」、これは組織じゃありませんからね。だからずっとそのことを、なぜこの申請時、資本金ゼロ。これWARABEEも同じですよ。調べてください。持ち金ゼロですよ。持ち金ゼロなのに20万か分かりませんが、10数万する保険がどうやってかけるんですか。という問題。今、氏名の公表は控えますと。記憶が定かではありませんが、この奄美市行政改革推進委員会というのはおそらく公表したことがあると思うんですよね。その中の指定管理分科会の委員ですから。それを公表できない。先ほどから言ってますが、市長。「明るく やさしく 風通しのよい 未来都市」これじゃできませんよ。一番大事なことは出せる情報は大いに出していく。その中で市民と共有をし、市民の目指す奄美市と一緒にくっついていく。あなたが目指す奄美市は市民が目指す奄美市ですよ。そういうことで私は「明るく やさしく 風通しのよい 未来都市」というのは非常にフレーズとしてすっと心の中に落ちましたけども、今日の議論を聞いておきますと、この委員の名簿はいわゆる情報公開条例によって駄目だと書いてないですよ。あなた方の解釈次第じゃないですか、今言った条文というのは。そういう中で、もう一度これを検討し、今後どうするのかしっかりと答弁をしていただきたいというふうに思います。それと、先ほど言いましたけど、この自己の責任と費用で必要な保険に加入すると答弁をしておりますけども、先ほど児童センターのほうで保険がかけられてないという事実が判明しましたけども、こういったことが行政の執行の段階でチェックできていない、できてなかった。これは大変な問題なんですよ。もしも、そこで事故が起こってなかったから良いものを。そういう中でこういったこの指定管理の問題も、いかに行政が指定管理者の財政を含めた運営状況についてチェックをするかということが求められておるわけですから、是非この辺についてですね、この指定管理の在り方を考えていただきたいというふうに思います。後が押していると思いますので、かなりスピードでまいりますけれども、先ほど話しましたアマミーナ、名前は伏せますけれども、今度作ったWARABEE、令和3年度のNPO申請を見ますと役員、いわゆる代表理事、理事3名おりますけども、監事2人、5名の中の4名がこのアマミーナの役員又は、社員がNPOを作って、同じ交流センター、公民館の分館を指定管理するわけですね。なぜアマミーナがしなかったんだろう、やらないことによって、先ほど非常に皆さんそう思ったかも分かりませんが、剰余金を何らかに對して行政指導と言いますか、行政のお願いをするのは適当でないと先ほどから言ってますけども、これは何か別の事業をやって、それでもいっぱい貯めて、その中に金はありますよというようなふうに聞こえますけども、アマミーナはこの管理以外やってないわけですよ。そして、教育的ないろんなことをやりましたと、確かにやっております。成果としては非常に頑張ったと思いますよ。しかし、そのことも指定管理料から出してやってるわけですから。彼らが自費で金出してやっているという代物じゃないんですよ。丸々税金でこの平成27年の4月1日から平成33年の3月31日、2回目。ちょっと指定期間の変更もありましたけれども、そういう中で剰余金が貯まって1,120万120円、当局も調べておられますので間違いのない金額ですから。そういう剰余金が指導するのが適当でないと。税金ですよ。丸々税金ですよ。指定管理料をやった、いろんな努力をしたおかげで剰余金出るわけですけども、それは努力として認めますけどもね、結果としてこの1、

120万円あまり、そして、先ほど言いました同じような人たちが別のNPOを作って、この貯まったNPOさんは今度奄美市から手を引くと。残ったお金はどうなりますかこれ。税金ですよ。非常にそういったところのことも含めてですね、市民に本当に言い訳ができるのか、しっかり説明できるのか、そういうふうにと考えると、私は何らかの形でこの税金については、先ほど言った板橋の27年度のあれでは剰余金の2分の1ぐらいいは返していただくと。しかし、4.2パーセントぐらいいは適当な、だから、毎回その剰余金の適当な利益率というのをしっかりとお互いが認識をせずに、そのまま積み上げさせたものだからこうなったわけですよ。そのことについてもこの平成30年の4月の指定管理の継続の時に申し上げたはずなんです。議会で。そういった中で当局としても努力をしたかも分かりませんが、結果としてそういうふうになっているというふうなことで、是非この適当な利益の率、最初に申し上げた人件費の基準、その他この損害賠償保険の加入、この3つについてはですね、早急に、4月1日がスタートですから。候補者となっている指定管理者の皆さんと協議をして、議会に報告をいただきたいというふうに思います。それがなければ私は納得ができません。理解もできません。そういうことでありますから、是非このアマミーナ、WARABEE、ここでどういうお話があつてこういうNPOにまたなっているかは分かりませんが、結果として今、申し上げたような形になっておりますので、このWARABEEの皆さんも含めてですね、やっていただきたいと。それと、最後になりますけども、この指定管理者の基本協定を配布できないというようなことを言ってますけども、基本協定というのは相手と結ぶわけじゃありません。相手にこういう基本的な指定管理の在り方がありますので納得していただけますか、そして、ちゃんと公募なりで競争していただけますか、それで了解ですと。了解をしたら年次協約というのがちゃんと指定管理者と結ぶようになっておりますので、その基本的な考え方を議会が知らずに、印鑑を押して、どうぞというわけには、責任のあることではないではないかというふうに私は思いますので、是非その辺も含めて、再度皆さんの見解があればお聞かせをいただきたいと思います。ちなみに、剰余金の平成30年度690万、31年には829万、R2年度は944万、R3年は999万、R3年3月31日に先ほど言った額になっています。ですから、毎年出している実績報告書を見ればこの数字は分かるわけですよ。そういう数字を分かりながらそのまま置いていた、そういうことについて市長、責任者としての意気込みなり、今後の方向又は在り方について見解があれば是非お聞かせをしていただきたいと思いますので、ここで私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。答弁をよろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 指定管理の一般的な部分で少し私のほうから答弁させていただきます。基本協定につきましては、今回12月議会に上程しておりますのは、指定管理者候補者でございます。これは決定した後に基本協定を結ぶということになっておりますので、候補者として適正かどうかを議決をいただくということです。仮に基本協定がもし、見たいというのであれば、前回の期間の基本協定書を見ると大体その様式に沿ってやっておりますので、そこは確認できると思います。今回あくまで候補者として上程をさせていただいているということについては御理解をいただきたいと思います。そして、剰余金、これは一定の指定管理者を抜きにして、一般的な話で申し上げますと、やっぱり通常の施設の管理運営にかかる費用が歳出でございます。使用料、施設によっては使用料がない施設もありますけれども、使用料があります。その差額が埋められないわけですから、指定管理料という方法で支出をしているわけございまして、いわゆる普通交付税とよく制度が似ていると思っていただければいいと思いますけれども、指定管理者によっては自助努力で歳入を入れる、これはそういったものについては指定管理者の努力でございますので、そこはしっかりと見てあげないと、また、民間の参入がなくなるということもございます。最終的には、市民サービスの向上が目的でございますので、よりよい施設になるように施設を管理するようというところで指定管理者施設制度を導入しているところでございます。剰余金が出たからその2分の1、板橋区がどういう施設がそういう対象にしているかまでは私どもも分かりませんが、交付税で例えて言いますと、交付税をもらって繰越金剰余が出た時に、

交付税を国に返すかという、これはまたとんでもない話になりますので、そういう意味で自治体も基金に積み立てをしたりして、軽微な修繕を直す考え方、そういうことがございますので、やっぱり指定管理者が自助努力でしたことをやっぱりそれは認めてあげて、それが福利厚生であったりとか、賃金に跳ね返るとか、そういったこともございますので、それについては御理解をいただきたいというふうに思います。私からは以上です。

市長（安田壮平君） 関議員の御質問にお答えいたします。いろいろとですね、御意見をいただき、中にはですね、やはり、将来に向けての貴重な御提言も多々あったことかと思えます。ありがとうございました。その中で私自身もいろいろ思うところをお答えをさせていただきたいと思えます。まずですね、NPO法人アマミーナさん、そして、また、今回のWARABEEさんですね、資本金が非常に乏しいという中でしっかり保険をかけられるのかというような御指摘をいただきました。この点については過去、市としてもですね、どのような対応をしたのかというところもしっかりと見ながらですね、そこもまた、私自身もしっかり確認しながらですね、今後の在り方を考えていきたいと思えます。その中でお話にあった、行革委員会の名簿に関しては、これについてはホームページなどで公表をしています。行革委員会の中には二つの分科会がありまして、一つが指定管理者の分科会と、もう一つが補助金、紡ぐきよらの郷づくり事業などに係る、そういう分科会があります。その委員の方がですね、どちらの分科会に所属しているのかというのは、やはりこの地域社会の中で様々な人間関係がある中でありますので、そこをやはり明らかにするのはふさわしくないと、適切でないと思えますので、その点については御理解をいただきたいと思えます。そして、また、利益率の在り方に関してもですね、これは私も当時同じ議会の総務企画委員会の一員として私も板橋区行かせていただいて、その先進的なやり方を学ばせていただいた1人であります。これについてもですね、是非本市としてもしっかりと研究・検討を進めてまいりたいというふうに思っております。その中でですね、今回NPO法人アマミーナさんの利益剰余金というものが大きいんじゃないかというような話なんですけども、アマミーナさん自体はNPO法人、特定非営利活動法人でありますので、NPO法人というのは特定非営利活動、いわゆる公益的活動と同時に収益的活動もできる団体であります。ただ、収益的活動、これは事業委託なども全て収益的活動に入りますが、そこで得た利益というものは役員報酬とか、そういう配当に回すことができず、そういった利益はまた、必ず公益的活動に使わないといけないと、そういう定めがある団体であります。それは、そういった意味でこそですね、ボランティア団体的な活動も多くがNPO法人になっていまして、だからこそ、税制面などでも様々な優遇を受けているということでもありますので、今回この利益剰余金、正味財産あるということなんですけども、そこですね、自ずと地域のための公益的・公共的活動に使っていただけるものだというふうに私は認識をしておりますので、そこは是非御理解をいただきたいと思えます。その上でですね、先ほど総務部長も答弁しましたけれども、基本協定に関してはこれまでの過去のものがあります。そういった様式と言いますか、それに沿ってですね、様々な指定管理施設がその基本協定を結んでいますので、そういったものを是非お示しすることは問題ないと言いますか、やぶさかではないというふうに感じております。その上で、最後御指摘いただいた人件費、そして、保険、利益率の在り方。保険に関しては確実にですね、これは全ての施設にですね、指定管理者に確実に加入していただくように、それはしっかりと確認をとらせていただきます。その上で、人件費もやはり施設によってその適正な割合というものはですね、変わってくるだろうと思えますし、利益率に関してもそうだろうというふうに思えます。指定管理料も様々ですし、施設の開館時間、業務内容も様々ですので、そこはやはり板橋区のように施設ごとにしっかりと過去のことも踏まえて、検討していく、そして、やはり、少しでもですね、透明性を高めていくということも確実にやっていけるように進めていきたいと思えますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（西 公郎君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第92号から議案第98号及び議案第84号 令和4年度奄美市一般会計補正予算(第8号)中の関係事項についての8件はこれを総務企画委員会に、議案第85号から議案第89号、議案第101号から議案第105号、議案第110号及び議案第84号 令和4年度奄美市一般会計補正予算(第8号)中の関係事項についての12件はこれを文教厚生委員会に、議案第90号、議案第91号、議案第99号、議案第100号、議案第106号から議案第109号及び議案第84号 令和4年度奄美市一般会計補正予算(第8号)中の関係事項についての9件はこれを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配布してあります、文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

○

議長(西 公郎君) 日程第2、大島地区衛生組合議会議員に1人欠員が出ておりますので、選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この選挙は指名推選により行います。

お諮りいたします。

指名については議長により行いたいと思います。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって指名については議長により行います。

大島地区衛生組合議会議員に与 勝広君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました、与 勝広君を当選人として定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、与 勝広君が大島地区衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、与 勝広君に対し、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日14日から22日までを休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、明日14日から22日までを休会とすることに決定いたしました。

12月23日午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。(午前11時21分)

第 4 回 定 例 会
令和 4 年 12 月 23 日
(第 6 日 目)

12月23日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	松 山 さおり 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	元 野 景 一 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	崎 田 信 正 君	17 番	与 勝 広 君
18 番	西 公 郎 君	19 番	奥 輝 人 君
20 番	伊 東 隆 吉 君	21 番	川 口 幸 義 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 義 成 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	當 田 栄 仁 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君
農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君	建 設 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君	上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君
会 計 管 理 者	津 田 宏 君	教 育 部 長	石 神 康 郎 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋 修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	坂 元 辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は21名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程表第3号のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。

（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。（午前9時31分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時20分）

当局の皆様方におかれましては、討論のあり方についての全協要請がありましたので、お時間を取らせて、お待たせしたことをお詫びいたします。

○

議長（西 公郎君） 日程第1、議案第84号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第8号）について、から、議案第110号 奄美市立金久児童館の指定管理者の指定について、までの27件を一括して議題をいたします。

本案に関する各委員長の審査報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（崎田信正君） おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は12月14日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第84号から議案第89号及び議案101号から議案第105号、議案第110号の12件について、慎重かつ丁寧に審査を行いました。

12件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告申し上げます。

はじめに、議案第84号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第8号）中、当委員会に付託された案件について、当局の補足説明があり、委員より、ハブ買い上げ報奨金について質疑があり、買い上げ実績は令和3年度が2,464匹、今年度は11月末で2,234匹となっており、個人の方の持ち込み、特定の個人の方の持ち込みが極端に増えたとのことでした。

委員より、社会福祉協議会運営補助金について質疑があり、奄美市生活支援特別給付金は、令和2年に奄美市から市社協に1億円の貸付を行った。7,000万円以上の返還があり、実際の貸付は2,770万円、93名の方に行っているとのことでした。

中国残留邦人についても質疑がありました。現在は4世帯、5人で、平均年齢は84歳とのことでした。

委員より、介護給付費等事業費について質疑があり、介護給付費は16のサービスで構成されている。就労支援B型が一番大きく、令和3年度は6億9,209万8,989円で5,220件、約500名の方が利用している。就労の実績は、B型は即就労につながるサービスではない。A型は32名が利用しており、令和3年度は6名が就労に結び付いたとのことでありました。

また、委員より、栄養改善システム改修業務についての質疑があり、笠利地区3保育所は昨年度まで各保育所が独自に献立作成していたが、今年度から管理栄養士が配属になり、3保育所の統一献立の実施に向けて取り組んでいる。管理栄養士が各保育所に出向く時間が短縮され、献立の助言や指導などの時間に充てることができるとのことでした。

また、委員より、教育委員会費の高校生遠距離通学費補助金の見込み減について質疑があり、11月の支給額は78人分、150万円程度で、年間の決算見込みにより減額したとのことでした。

委員より、小学校、中学校、幼稚園の伐採業務について質疑があり、教育委員会の職員と業者、造園業者などと一緒に見積もり調査をしているので、全学校、危険木は解消できるとのことでした。

また、委員より、需用費、修繕費についての質疑があり、小学校では名瀬小学校校舎の雨漏り、伊津部小学校の電話設備の更新、消防設備点検により指摘されたもの。また、中学校では受水槽、貯水槽の清掃点検時の不具合を指摘されたものとのことでした。

ほかにも、米飯給食センター工事請負費など、多くの質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第85号 令和4年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があり、委員より、電気、ガス代の雑入について質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第86号 令和4年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があり、委員より、住用と笠利の増額分についての質疑があり、住用診療所504万円、笠利診療所2,940万円とのことでした。新型コロナで社会保険の方が検査のために家族ぐるみでの受診が7月、8月にあったとのことでした。

次に、議案第87号 令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、補足説明がありましたが、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第88号 令和4年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があり、委員より、高齢者元気度アップポイント事業報償費についての質疑があり、健康教室や検診等に参加してポイントを貯めていただき、10ポイントごとに1,000円分の商品券と交換できる事業とのことでした。

次に、議案第89号 令和4年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があり、委員より、給与明細書で職員が1人で917万4,000円、手当を含めると1,122万6,000円となるが、計上のあり方についての質疑があり、6人分の人件費を案分したものとなるとの答弁に、数字で職員1人917万4,000円とあり、誤解を受ける可能性が大との指摘に、今後、別記を加えるなど、誰が見ても分かりやすい記載に努めたいとのことでした。

次に、議案第101号 奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明があり、委員より、給料表について質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第102号 奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定について、補足説明があり、委員より、公募でなく指名になった理由について質疑がありました。児童館業務とは別に地域子育て支援拠点事業を同時に行っており、同一建物内で児童の健全育成に精通した団体とのことでした。

また、委員より、保険加入の質疑があり、早急に保険の加入手続きを行う要請をした。今後、モニタリングチェック項目の中に自主事業における保険の加入状況も加えていきたいとのことでした。

次に、議案第103号 奄美市老人福祉会館の指定管理者の指定について、補足説明があり、委員より、老朽化が激しいが使いやすい環境になっているか、検証しているかとの質疑があり、建設から48年経過している。老朽化が進んでおり、複合施設の建設の見直しをしているところ。利用者からの要望は毎年1回アンケートを行い、要望に対応しているとのことでした。

また、委員より、5年間の収支計画が同じことについて質疑があり、過去5年間の実績を基に経費を算出して1年目の計画を立てている。その年々の状況によって、指定管理料は相手側と協議して、その都度、決めていきたいとのことでした。

ほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第104号 奄美市市民交流センター及び奄美市名瀬公民館の指定管理者の指定について、補足説明があり、委員より、指定管理と業務委託について質疑があり、名瀬公民館及び各分館は指定管理を行っていたが、令和3年9月に市民交流センターが完成し、10月以降は業務委託という形で、

今年度は進んでいるということです。

そのほか、自己資金についてなど、多くの質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第105号 奄美市奄美振興会館の指定管理者の指定について、補足説明があり、委員より、開発公社の財務関係についての質疑があり、財務関係諸表を確認し、業務遂行可能かという視点で確認し、問題ないと判断したとのことでした。

そのほかにも、若干の質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

最後に、議案第110号 奄美市金久児童館の指定管理者の指定について、補足説明があり、委員より、児童館の利用について質疑があり、令和3年度は3,453名。令和4年度は11月末で2,236名との報告がありました。

理事長が副市長になっているいきさつについての質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。

なお、御質疑等がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（大迫勝史君） おはようございます。産業建設委員会は、去る12月15日木曜日、第1委員会室にて1日間、産業建設委員会に付託されました議案第84号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第8号）中、当委員会関係事項から、議案第109号までの9件を慎重に審査をいたしました。

以下、審査内容を御報告いたします。

はじめに、議案第84号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第8号）中、関係事項についてを議題といたし、先に2款総務費、6款農林水産業費、7款商工費、11款災害復旧費の補正予算並びに予算書6ページの第2表、債務負担行為補正のうち、奄美市和瀬水産物加工センター、奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園、奄美市大浜海浜公園及び奄美海洋展示館、奄美市木工工芸センターの各指定管理料に係る債務負担行為補正を審査し、次に、4款衛生費、8款土木費を審査いたしました。

なお、歳入歳出とも同時に審査いたしました。

所管各課より補足説明の後、委員より、2款1項9目情報化推進費17節備品購入費103万円の端末購入についての質疑があり、当局より、今回、購入する8台については、WindowsのOSのバージョンが古くなったために購入するものである。統合端末で利用する業務アプリケーションソフトというものがあり、古いOSのWindowsにはもう対応しないので、新しく端末を買い替えてWindowsのOSのバージョンも一緒に上げるという形になるとの答弁でした。

委員より、32ページ6款1項3目農業振興費、18節の有害鳥獣捕獲事業補助金と鳥獣被害対策実践事業費補助金の違いを問う質疑に対し、当局より、有害鳥獣捕獲事業費補助金については、市単独の補助金であり、鳥獣被害対策実践事業補助金については、国・県の補助事業であるとの答弁がありました。

他の委員より、イノシシの増加状況と捕獲状況についての質疑があり、捕獲の頭数については、昨年度は頭数が99頭、今年度については既に338頭。これは県のみ補助金の頭数であり、市のみでの頭数は昨年度は成獣が94頭、幼獣が6頭、合わせて100頭という形になっております。今年度は市のみの事業実績で、既に成獣が合計357頭となっており、昨年度よりも増加している要因としては、猟友会の方の意見によりますと、ここ数年は台風の大きな被害がなく、山中には餌となるシイの実がたくさんある。普通、餌がなければ里に下りてきてしまうが、今年に限っては餌も豊富なのに人家近くでも出没するようになった。この原因については、猟友会のほうでも分からないのが現状であるとの答弁でした。

同委員より、イノシシによる作物の被害状況を質したところ、当局より、令和3年度の野生鳥獣による農作物の被害状況は、カラスによる果樹被害が913キロ、被害額にして24万7,000円。イノシシによる食害は果樹の被害量が1万5,846キロ、被害総額は428万7,000円となっているとの答弁。

同委員より、今後、市・県・国の事業等を絡み合わせた事業展開で農作物被害を極力抑える環境づくりを強く要請する要望がありました。

委員より、6款4項2目水産振興費で、助成予定の50人が申請者68名ということで、かなり増えているが、平均的な年齢層の関係や内訳の詳細についての質疑があり、当局より、高齢者の割合が高く、申請者68名の地区ごとは、名瀬地区31名、住用地区5名、笠利地区32名となっている。助成を受ける条件として、名瀬漁協、奄美漁協の正組合員で、過去3年間の間、水揚げ高が40万円以上であるとの答弁でした。

同委員より、後継者育成まで考えて、是非、事業の拡充を図っていただきたいと要望がありました。

委員より、35ページ7款1項6目観光施設管理費、12節委託料、伐採業務について、予算の内訳を問う質疑がありました。当局より、田中一村終焉の家の屋根に係る樹木の伐採業務で、高所作業車費用と人件費としては2名から3名という積算で委託料を積算しているとの答弁でした。

ほかにも多くの質疑、答弁がありましたが、この際、省略いたします。

ここで、2款総務費、6款農林水産業費、7款商工費、11款災害復旧費の補正予算並びに予算書6ページの第2表、債務負担行為補正に対する質疑を終了し、続いて、同じく議案第84号中、4款衛生費、8款土木費を審査いたしました。

当局の補足説明の後、委員より、予算書30ページ4款衛生費3項1目23節の3,180万円の減額は、笠利東部地区再編推進事業の財源の組替ということであるが、総括質疑でも説明いただいたが、再度、その財源の組み替えについての質疑がありました。当局より、東部地区の再編推進事業については、概ね事業費の2分の1を一般会計からの出資金、残りの2分の1を水道事業会計で起こす起債を充当している。水道事業会計で起こす起債と一般会計出資債の財源組替で、今回、3,180万円を一般会計からの出資金を減額して、水道事業会計の起債のほうを増額しているとの答弁でした。

同委員より、財源の組替をする理由は何かとの質疑に対し、当局から、財源についてはなるべく交付税措置等の財源措置のあるものを活用するという中で、一般会計出資債と水道事業会計においては起債の中でも過疎債などを活用しているが、今回、財源の組替をした理由としては、一般会計出資債については、基本的に浄水場の整備に係るものが対象となっており、今回の東部地区再編推進事業においては、浄水場以外の管路の工事などもあったので、その部分については一般会計出資債の対象の範囲に含まれないということで、出資債の対象に含まれない部分を水道事業の起債に組み替えたというものであるとの答弁でした。

その他、活発な質疑が交わされましたが、この際、省略いたします。

議案第84号中、関係事項に対する質疑を終結いたし、討論を省略したのちに採決の結果、議案第84号中、関係事項については、全会一致でこれを原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号 令和4年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたし、審査いたしました。

当局の補足説明の後、委員より、9ページの貸借対照表の貸方の流動資産の中の未収金5,471万2,740円についての説明を問う質疑があり、当局より、この未収金については、水道事業会計は公営企業会計であるため、3月31日に決算を行う。出納閉鎖期間がないために、例えば3月の水道料金に関しては、一応、3月で決算をいたし、実際に収入として入ってくるのが4月以降になるということである。そういうものの見込み額を、今回、計上しているのが、こちらの未収金であり、毎年、これぐらいの金額は計上しているところであり、この未収金はいくまでも決算時点ではまだ収入されていないものであって、回収の見込みがないということではないとの答弁でした。

委員より、13ページ、負担金の須野ダム水利施設保全高度化事業負担金という項目の事業の内容を求める質疑がありました。当局より、今年度は須野ダムの機能診断と機能保全の計画の策定をする事業で、これに伴い令和5年度に事業を作成をして、令和6年度補助申請、令和7年度から事業開始という形になっているとの答弁。

同委員より、施設建設とか、そういう新規でやる事業なのかとの質疑に対し、当局より、須野ダムの修繕である。須野ダムが完成してから35年が経ち、それに伴う機能の保全に関する事業であるとの答弁でした。

ほかに、特段に質疑はなく、議案第90号に対する質疑を終結して採決の結果、議案第90号 令和4年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号 令和4年度奄美市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたし、審査をいたしました。

当局の補足説明の後に、委員より、9ページ3目の処理場費の光熱水費、1,950万円が増額となり、これは燃料費調達の増額見込み額となっているが、昨年度と比べてどの程度の上昇率になるのかとの質疑がありました。当局より、昨年度と比べて毎月上がってきており、2割程度、4、5月ぐらいから上がってきている。今回の補正でいくと、前年比の33パーセントぐらい上がるという形で、主に処理場の動力費、電気代となる予算を計上させていただいているとの答弁でした。

以上で、議案第91号に対する質疑を終結し、討論を省略した後、採決いたしました結果、全会一致でこれを原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第100号 奄美市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題とし、審査をいたしました。

当局より、今回の条例の一部を改正する条例の制定については、持続可能な下水道事業運営に資する下水道料金に改めるため、所要の規定を整備しようとするもので、今回、改正する理由としては、下水道事業は令和2年度より公営企業会計を導入し、経営戦略を策定したところであるが、現状の料金水準では令和6年以降、資金不足となることが予想され、早急な打開策が必要と考えたことから、今回、条例を改正するものである。また、料金改定と併せて、設計審査手数料など、手数料に関しても本市で統一した手数料とするため、改正を行うものであるとの説明がありました。

委員より、今回の条例制定の上程に至る経緯の更なる詳細についての質疑がありました。当局より、冒頭の説明どおり、令和2年度から公営企業を導入したと同時に、中・長期的な財務シミュレーションを作成し、持続可能な経営について検討したところである。その際に、人口減少、施設の老朽化等、多くの課題があり、資金的にも将来的に厳しい状況になるのは避けられない結論に至り、また、国のほうも経営安定化について、社会資本整備資金での対応ができないという通達もあった。これらのことを総合的に踏まえて、今年度、運営調査会を設置して、その中で、持続可能な経営というものを検討いただいたところである。その中で、料金改定というものがやむを得ないのではないかという回答があり、それに伴い、今回の条例案の提案に至ったとの答弁がありました。

委員より、人口減少、それと施設の老朽化、そして国の方針という理由で料金改定をしなければいけないという事案になったという現状は、我々も当然、理解はできるが、なぜ今なのかということ。御承知のとおり、現状はコロナ禍、ロシアとウクライナ情勢、物価高騰の影響が大きい。奄美市としてもエネルギーの高騰対策とか、あるいは農業支援とか、市民の皆さんに助成を行っている。その一方で、このような正反対な施策はおかしいのではないか。この不安定な社会情勢をしっかりと見据えた上で、市民の皆様をしっかり説明をしてからの改定にすべきではないかという市民の声があるが、それについてはどのように考えるのかとの質疑がありました。当局より、議員指摘のとおり、タイミング的に最悪な時期に重なってしまったというのが本音である。ただ、前回の本格的な改定が平成19年にあり、この間、

十数年改定はしていないということで、この年数の中で費用と収支のバランスが崩れていきつつあったと考えている。大変、市民生活にとっても厳しい話になるとも思われるが、経営的に将来に向けて負債をどんどん積み増していくような形も看過できないことも考え、また、運営調査会の答申でも、同様な内容であったことから、こういう形で上程をさせていただいたところであるとの答弁でした。

同委員より、市民に対する説明会とかの予定は計画されているか。それとも、もう既に、一連の新聞報道などで市民の皆様方にこの料金改定については説明したという認識でおられるのかとの質疑に対して、当局より、市民の皆様には、やはりそれなりの猶予期間が必要であると認識している。今回、この条例案が可決されたら、その後にはホームページや広報紙での告知と、笠利地区、住用地区においての駐在員会、嘱託員会での説明であったり、市民説明会等々を開き、御理解を賜りたいと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、一般質問において、市民生活が厳しい状況になれば、据え置きも辞さないとの答弁しているが、その判断基準を示せないかとの質疑に対し、当局より、市民生活において著しい物価の上昇、経済状況が上向かない、以前あったようなリーマンショックやオイルショック等の経済危機、それから、東日本大震災のような大災害が起こった場合、最大で半年を限度として延長を検討したいとの答弁があり、同委員より、判断する時期についての質疑があり、当局より、令和5年2月の時点で総合的に判断したい。その上で、延長が望ましいと判断した場合は、3月議会に条例の改正案を再度、提案する考えであるとの答弁でした。

そのほかにも、複数の委員より、料金改定の延長についての条件や要望がありましたが、内容については、この際、省略いたします。

議案第99号及び議案第100号、2件に対する質疑を終結し、討論を省略したのちに、2件を一括して採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号 奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園の指定管理者の指定についてから、議案第109号 奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定についてまでの4件を一括して議題とし、審査いたしました。

当局の補足説明の後、委員より、指定管理者制度全体的に言えることであるが、収入、支出のところが全て毎年一緒であることについて、指定管理制度というのは活性化を図るはずであるが、毎年同額では活性化は見込めないのではないかとの質疑がありました。当局より、実際に事業を展開をしていく上で、人口減とか諸々の課題がある。少しでも収益を上げるというのが基本的な目的ではなく、奄美市の管理施設をきちんと運営していただくということが基本的な目的である。単年度で収支決算を出していただいているが、将来にわたっての収支の見込みが非常に立ちにくい状況だということを御理解いただきたいとの答弁でした。

委員より、奄美市和瀬水産加工センターについて、具体的にどういう実施事業で収益を上げているのかとの質疑があり、当局より、住用地区においては、漁業者の所得向上のために、例えばイカであれば刺身用にカットして真空パック包装にして製品化したり、魚ぎょまんとかिकासミドーナツなどの加工品を作り、三太郎の里等に卸し、同施設内で販売しているとの答弁でした。

その他の指定管理施設に対しての特段の質疑はありませんでした。

議案第106号から109号までの4件に対する質疑を終結し、討論を省略の上、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました議案審査の報告を終わります。なお、御質疑があれば、他の委員の協力を得て、お答えいたします。

議長（西 公郎君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（多田義一君） おはようございます。総務企画委員会は去る16日の1日間開会し、付

託議案の8件を慎重に審査いたしました。お手元に配付しています審査報告書のとおり、全会一致により、8件全てを採択すべきものと決しております。

主な質疑について、御報告させていただきます。

まず、議案第84号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第8号）中、関係事項について、当局より補足説明があり、委員より、業務委託費の奄美市魅力発信業務について質疑があり、ANAから地域活性化企業人として奄美市に着任し、主にふるさと納税を後押しする特産品の開発や、移住・定住、SDGsに関する情報の発信を行っていく。また、世界自然遺産委員会のコアメンバーになっていただくなど、様々な活動を行っている。また、次年度の延長に向けてはANAと調整、協議をしているとのこと。

委員より、たばこ税、軽自動車税についての質疑があり、当局より、たばこ税については、毎年、売上本数は減少していたが、令和4年度は対前年度上半期で比較したところ、売上本数が増えており、今回の補正、4,000万円となっている。また、軽自動車税1,000万円の増額については、課税台数は横ばいだが、課税率の高い自家用乗用車の登録台数が増えているとのこと。また、新車登録から13年過ぎた車両も増加しているためとのこと。

このほかにも質疑がありましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第92号 奄美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作製の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明があり、今回の条例改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律、他、令和4年4月6日付で交付されたことに伴い、所要の規定を整備するものであるということでありました。

特段の質疑ございませんでした。

次に、議案第93号 奄美市個人情報保護法施行条例の制定については、特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第94号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第95号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第96号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を議題とし、当局より補足説明がなされましたが、特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第97号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、当局より補足説明があり、委員より、現在の再任用制度と働き方がどう変わるのかとの質疑があり、当局より、現在の再任用制度とほぼ変わらず、唯一変わるところは、現在の再任用制度は任期が1年以内のため、65歳まで毎年採用を繰り返すとのこと。今回の定年前再任用時短勤務、新しい制度においては、60歳以降、常勤であった場合の定年退職日に当たる日までの任期設定が可能となるということでありました。

そのほかにも質疑がありましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第98号 奄美市景観条例の制定について、補足説明があり、委員より、今回の条例制定に当たり、市民に示したことはあるかとの質疑があり、当局より、今回の景観計画案については、策定が進んだのちに、市のホームページでも公表している。建築物を建築しようとしている市民から、これまでいろいろと相談を受けており、形成基準での配慮をお願いしてきているとのこと。

また、委員より、今回、条例を作る際に、建築事業者などからの意見などは聞いたりしていないのかとの質疑があり、策定に当たっては、大学の先生や地元の建築士会、また、建築協会の方々にも参加をいただき、策定委員会を進めてきた。また、ある程度の案ができた段階で、建築士会において説明会を開き、できる限り意見を取り入れるよう努めてきたとのことでありました。

その他は、特段の質疑はございませんでした。

以上で、報告を終わりますが、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君）これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番（竹山耕平君）はい、お願いします。さっそくでございますけれども、文教厚生委員長について、質疑を、確認したいことがございましたので、質疑をいたします。

議案第104号 奄美市市民交流センター及び奄美市名瀬公民館の指定管理者の指定について、先ほど、委員長の報告の冒頭にもございましたように、慎重かつ丁寧に審査を行ったと。原案可決すべきものということでございました。その報告の中身にですね、指定管理及び業務委託についての意見があったと。もう1点が、指定管理予定者の自己資金についての質疑がありましたということでの報告があったんですが、それ以外に具体的な詳細がございましたら、ここで質疑をさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

文教厚生委員長（崎田信正君）委員長報告でも先ほどの件については報告したとおりですが、そのほかにも多くの質疑がありましたと。この際、省略させていただきますとやりましたけれども、会議記録、持っていますけれども、これについて全部述べますか。具体的に、ほかに質疑があれば紹介してほしいということでしたので。休憩して、文教厚生委員のメンバー、ちょっと集まってもらえますか。暫時休憩。

議長（西 公郎君） 暫時休憩いたします。（午前11時02分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前11時07分）

文教厚生委員長（崎田信正君） はい、委員長報告でも多くの質疑があり、この際、省略させていただくということで、具体的に述べていませんでした。その件についての竹山議員からの質問だと思います。文厚委員のメンバーに集まってもらって、会議録を確認をさせていただきました。そのうち、主なものですが、奄美市名瀬公民館は、これは伊津部分館とかいろいろあるんですが、報告の中ではこれに分館というのが前、付いていたような気がするけれども、外した理由は何かということの質疑もありました。さらにはですね、決定はどこでどういうふうにして、その決定の公表はされたのかという質疑や、情報公開が本当に正しくできているのかという問題ですね。それと、市民交流センターですけども、指定期間の変更というのは、名瀬公民館について指定期間があったわけですが、市民交流センターができたことによって、その時期が変更になっているわけですけども、そういったことについても質疑をされております。あと、指定管理者の、今度、新しくなるところですね。以前やっていたアマミーナのメンバーが中心となって設立した団体であるということなどについての問題点。それと、公募でやっておりますから、競争相手があったわけですけども、その次点のほうの評価はどうされているのかと、そういった諸々の質疑があつて、当局から答弁をいただいて、最終的には全会一致で採択ということになった経過です。よかったでしょうか。

（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

議長（西 公郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありましたので、はじめに、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

15番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は議案第99号 奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第100号 奄美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

まず、議案第100号 下水道条例についてですが、この件につきましては、先の全協で当局より改定についての説明を受けました。運営調査会で料金改定はやむを得ないものという回答に基づいて提案されたとのことです。先ほど、委員長報告がありましたが、産業建設委員会でも、委員長報告のとおり、かなり議論を尽くされたように感じます。その結論を尊重したいという思いはありますけれども、委員会でも、なぜ今なのかという議論もされております。やはり今の社会情勢や市民の生活実態を考えたとき、この時期の値上げは、いろいろ考えましたけれどもね、容認することはできないという思いに立ちました。当局の説明にもありましたけれども、下水道会計は令和2年度から公営企業会計を導入し、公営企業の本旨は独立採算だと述べられております。しかし、下水道会計は長らく特別会計で、この間、ずっと審査をしてまいりました。決算でも、施策の成果というのが示されますけれども、そこでも担当者が努力されているのはよく分かります。国のほうからの通知ということもありましたけれども、受益者負担と言っても、この奄美市は国平均の約4倍の生活保護率のところであり、最低賃金もですね、10月、改定がありましたけれども、東京は1,072円なんですね、最低の賃金制。鹿児島は853円です。それを見ても、所得水準は低いところであるのは、もう皆さん方、皆、御承知のことだと思いますけれども、一方、下水道を維持するのに、施設維持費というのは、離島だから安いということはありませんね。逆に高くつくのではないかと思います。つまり、独立採算では受益者の負担は大きくなるんです。公営企業会計だから、独立採算という考えではなくて、今、進めているのは、独立採算を強調したいがために、企業会計の導入を進めたとしか思えません。猶予も最大で半年程度のことでありますけれども、これでは9月までということになります。食料品や日用品、ガソリンの値上げ状況を見てこのことでもありますけれども、これらは今でもギリギリの生活を強いられている方は、大変厳しいものがあります。それでも、まだ何とかしてですね、生活水準をギリギリ引き下げるなど、ささやかな対応もできるかもしれません。しかし、今後、予定されているのは介護保険の負担増、医療費の負担増です。これは、負担が多いからといって、我慢することになれば、より深刻な状況を迎えるわけです。それが今の国の方針でも明らかにされているところでもあります。一方、国も電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金、これを出しました。非課税世帯の応援をしているわけです。このような状況を、市民の生活目線で見ると、やはりこの場での値上げ、しかも、最大猶予しても9月までというのは、やっぱり間尺に合わない。半年猶予も状況に合わないので、この値上げ案には賛成できません。議案第99号の集落排水も同じ理由で反対ということにしたいと思います。以上で討論を終わります。

議長（西 公郎君） 次に、立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党の関 誠之でございます。議案第104号 奄美市市民交流センター及び奄美市名瀬公民館の指定管理者の指定について、賛成討論をいたします。今回の賛成討論は指定管理者の指定に対する当局の姿勢を含め、取組を深く考えるとともに、今後の指定管理者のあり方について、十分に研究を重ね、市民のサービス向上につながる指定管理者に努めていきたいという思いで、賛成討論をいたします。平成27年4月の指定管理者候補議案審査時点から、指定管理者運用の問題点について、一般質問、総括を通して議論を重ねてまいったところでもあります。しかし、今回の指定管理者の指定に関して、市当局の改善、努力にも関わらず、再度、問題点として指摘されたことは、改善の方法に何らかの欠陥、欠如があったのではないかと考えます。私の考える問題点は、以下、七つであります。一つ目は、行政改革推進委員会指定管理部会の名簿の非公表について。二つ目は、モニタリングの実施と専門家の意見聴取と公表の結果の情報

公開の推進についてであります。三つ目は、損害賠償責任保険の加入の確認と、保険の種類等を年次計画に確実に明記することです。四つ目は、計画概要に記された実施体制、人員等を現地で確認する体制の確立。五つ目は、修繕費等について、指定管理者との役割分担、持ち分比率などの新設。六つ目は、指定管理者の自己資金ゼロと適正な剰余金の率と、剰余金の処分のあり方です。七つ目は、収支計画における人件費の基準の新設についてです。次に、今議会中に新たに問題化したことについて発言をしておきたいと思います。(1)は、指定管理者において発生し、指定管理者から離脱した団体の剰余金処分のあり方について。剰余金が全額税金、指定管理者の運用による税金であるということ。二つ目は、公募に申請した団体名を公表しないという当局の情報公開のあり方。三つ目は、指定管理者の施設の名称は、奄美市市民交流センター及び奄美市名瀬公民館としか明記されていないので、四谷分館、伊津部分館の取り扱いについては、委員会でも説明が不十分であり、私の質問により、2館は直営と分かったこと。このような関連する小規模な分館だからこそ、交流センター、名瀬公民館と連携を取った運営が望ましく、民間のノウハウを効率的に、一体的に運営すべきではないかというふうに思っております。四つ目は、今回の指定管理者WARABEEの約5名のうち4名が、長年、指定管理者として指定を受けてきたNPOアマミーナの役員社員であります。活動内容もほとんど同じ内容のNPOの、今回も自己資金ゼロであるのに選定理由は施設活用による自主事業において、地域活動も視野に入れた魅力提案や内容になっていると。令和3年10月から交流センター、名瀬公民館の業務委託、その他の実績を評価したとなっている。このような選定理由では、今後の新規参入は大変困難になるのではないかと考えております。このようなことは、議員も考えなければいけないことでもあります。以上、指定管理の制度や問題点が明らかになりましたけれども、今後は問題点を整理し、問題点が解決できるよう、よりよい指定管理者、また、議員の討論を明確にして、賛成、反対という中で、この指定管理者のよりよい方法を模索していかなければいけないというふうに考えております。以上、申し上げたとおり、討論を明確にして、今後、問題点が解決できるよう、私どもも努力することをお誓い申し上げ、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

本案27件は分割して採決いたします。

はじめに、議案第99号及び議案第100号を除く25件に関する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案25件は、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第99号及び議案第100号を除く25件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号及び議案第100号について採決いたします。

この採決は、起立表決に代わり、電子表決により行います。

本案2件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって、議案第99号及び議案第100号は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（西 公郎君） 日程第2，陳情第3号 政府に対して「インボイス制度実施延期を求める意見書」の提出を求める陳情について，を議題といたします。

産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（大迫勝史君） 御報告申し上げます。産業建設委員会に付託されました陳情第3号 政府に対してインボイス制度実施延期を求める意見書の提出を求める陳情の審査は，12月15日木曜日，当委員会におきまして慎重に審査をいたしました。審査結果はお手元に配付してあります産業建設委員会審査報告書のとおり，採択すべきものと決しました。

継続審査となっておりました陳情第3号は，奄美市名瀬長浜町の奄美民主商工会会長 濱田幸造さんからであります。

以下，審査内容の御報告をいたします。

委員より，継続審査ということで，当委員会でもいろいろと論議を重ねているように，この奄美市の事業者の形態については，零細企業が大変多い。そういう中で，このインボイス制度を履行した場合に，やはり影響のあるところが出てくる可能性があるし，倒産するところも出てくる可能性もあり得るということがよく言われている。現在，自民党の税制調査会においては，1,000万円以下の免税事業者に対して，納税額の負担に關しての新たな軽減措置の導入をということで，審議されている。政府としても零細企業や個人事業者のこの制度の導入後の厳しい状況は理解されているものだとは思っている。しかしながら，この陳情に關しては，奄美市の状況を鑑み，本市における商工会議所等や税理士関係等も含めて，この陳情案件には一応の理解を示していると思うとの意見がありました。

取り扱いについて協議の後，正会にて質疑を終結し，討論省略の後に採決の結果，陳情第3号 政府に対して「インボイス制度実施延期を求める意見書」の提出を求める陳情については，全会一致でこれを採択すべきものと決しました。

以上で，陳情第3号 政府に対して「インボイス制度実施延期を求める意見書」の提出を求める陳情についての審査報告を終わります。

御質疑がありましたら，他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（西 公郎君） これから，委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって，質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって，討論を終結いたします。

これから，採決を行います。

お諮りいたします。

本案に関する委員長の報告は、採択すべきものであります。

ただいまの陳情第3号は、委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、採択することに決しました。

○

議長（西 公郎君） 日程第3，陳情第6号 日米軍事訓練反対の決議を求める陳情についてを議題といたします。

総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（多田義一君） 御報告申し上げます。総務企画委員会に付託されました陳情第6号 日米軍事訓練反対の決議を求める陳情であります。提出者は、奄美市名瀬和光町にお住まいの戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット代表、城村典文さんからであります。

慎重に審査を行った結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、賛成なしにより不採択と決しております。

審査において、大半の意見としては、世界情勢や近隣国との緊張の高まり、また、頻発している領空、領海侵犯などの現実を見たとき、日米における軍事演習は必要との意見が多くあり、採決を行い、採択に対して異議がありましたので、挙手を求めました。その結果、賛成なしにより不採択と決しております。

以上で報告を終わりますが、御質疑がございましたら、他の委員の御協力を得てお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

15番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は陳情第6号 日米軍事訓練反対の決議を求める陳情について、採択すべきとの立場で討論を行います。

陳情事項は奄美市議会として日米軍事訓練に反対の決議をすることです。ロシアによるウクライナ侵略以降ですね、日米共同訓練があちこちで増加をしているということでもあります。5月24日の南日本新聞にこういう記事がありました。鹿屋米無人機配備に関して、日米の基地共同使用加速との見出しで、解説記事を載せているんです。ここで、無人偵察機の一次展開は、海洋進出を強める中国への監視強化に加え、米軍による自衛隊基地の共同使用を更に加速させる狙いがある。日米の一体化で、事実上の常駐化など、基地負担が増えるとの見方は強い。また、米軍は有事の際、奄美や沖縄に臨時の攻撃拠点を分散させる作戦を構想する。自衛隊は離島のミサイル部隊などを活用し、連携する方針を示す。鹿児島県の離島も戦域となる想定が水面下で進む中、本土にも影響が及んできた格好だというのが、南日本新聞の5月24日の解説記事であります。日米軍事訓練は、軍事に軍事で対抗する際たるものであり、軍拡競争に陥り、お互いに挑発を繰り返せば、意図せずに軍事的な衝突が発生する危険があるものがあります。戦争となった場合は、沖縄をはじめ、南西諸島が戦場となり、住民が犠牲となることは避けられません。戦争を回避する外交努力こそ不可欠であります。しかし、日本政府が平和外交に取り組んだ

という報道はありません。9月10日の南海日日新聞に北朝鮮の正恩氏、核放棄できないとの見出し記事がありました。核兵器の目的について、敵対勢力の侵略と攻撃企図を放棄させると説明。北朝鮮への核攻撃や指導部・重要戦略対象に対する攻撃、これらが差し迫った場合、戦争の主導権を握るために、不可避な場合などには核兵器を使用できるという記事であります。さらに、18日に北朝鮮がミサイルを2発発射しておりますけれども、日本政府が16日に反撃能力、敵基地攻撃能力の保有を明記した安全保障関連3文書を閣議決定した対抗手段だと報道されております。つまり、軍拡、軍事対軍事、軍拡の競争に、まさに陥っているという思いを強くいたします。この閣議決定の内容ですが、武力行使の3要件は、日本への武力攻撃が発生、又は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされるなどの事態で、他に適当な手段がない場合、必要最小限の実力行使に限って自衛隊は武力行使ができるというものであります。ここで言う他国とは、当然、米国だということになります。日米軍事訓練は、今の状況を見ても、ますますエスカレートしていくことになるでしょう。世界自然遺産に登録されたこの郷土の平和的発展にそぐわないものだと思います。大変そぐわないものであり、反対せざるを得ない。また、皆さんと一緒に、この声を上げていければというふうに思います。

以上、申し上げまして、採択を求めた賛成の討論といたします。

議長（西 公郎君） ほかに、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

この採決は、起立表決に替わり、電子表決により行います。

本案に関する委員長の報告は、不採択すべきものであります。

この際、念のため申し上げます。委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意をお願いいたします。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は、賛成のボタンを。反対とする諸君は、反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成少数であります。

よって、陳情第6号は、不採択とすることに決しました。

○

議長（西 公郎君） 日程第4、発議第8号 政府に対してインボイス制度実施延期を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（西 公郎君） 日程第5 発議第9号 奄美群島振興開発特別措置法に関する提言書の関係先への提出についてを議題といたします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

奄振延長・提言特別委員長（橋口耕太郎君） 皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎でございます。発議第9号 奄美群島振興開発特別措置法に関する提言書の関係先への提出について、提案理由を御説明いたします。

令和4年7月1日に設置されました奄振延長・提言特別委員会につきましては、9月までの間に計4回の委員会を開催し、国や県など、関係機関において進められている奄美群島振興開発特別措置法の改正に向けた議論において取りあげていただくべく、法改正に係ると思われる事項について先行して提言を行うため、本年9月に中間提言という形で関係先に一旦提出をいたしました。そして、10月以降も計4回の委員会を開催し、また、11月下旬には、各業界団体等との意見交換会も開催するなど、奄美群島振興開発のために必要な具体的な施策、制度等について議論をまいりました。そして、このたび、最終提言書として取りまとめましたので、関係先への提出について議決をいただきたく発議を行ったところでございます。

最終提言書の内容につきまして、若干御説明いたします。

4ページから9ページにかけて法改正に係る提言事項を掲載し、提言書案の10ページから奄美群島の振興開発に必要な施策、制度等に関する提言事項を掲載しております。

まず、10ページでは、総括的な事項として、奄美群島振興開発に必要な予算の確保について提言しております。

次に、11ページから16ページにかけて、公共事業に関する事項として、農林水産業、道路整備、港湾、空港整備、防災、エネルギー関連について、提言しております。

そして、17ページから23ページにかけて、奄美群島振興交付金を含む非公共事業に関する事項として、農林水産業、情報通信、観光、交流、物産、物価対策、医療、福祉、防災、物流対策、エネルギー、教育、人材確保、定住促進関連について、提言をしております。

最後に、34ページから35ページにかけて、その他制度等に関する事項として、教育、奄美群島振興開発基金に関して提言をしております。

なお、本特別委員会につきましては、設置期限は調査終了までとされているところであります。本日、本案が可決されました際には、関係先に提出するところでありますが、国において奄振法延長に関する議論が本格化するのはいずれからであります。そこで、本委員会の今後について、委員会で議論を行い、

奄振法延長に向けた関係機関の動きを注視するとともに、我々が提言した事項のフォローアップを行うなど、引き続き、奄振法延長に向けた本市の課題，調査，検討していく必要があるとの結論に至ったところであります。そのため、本委員会を当面の間、年度末までをめどとして存続させることについて、全会一致で決定したところでありますので、申し添えさせていただきます。

以上で、提案理由の御説明を終わりますが、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（西 公郎君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決をいたします。

発議第9号は、原案のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、可決されました提言書の提出先につきましては、議長に一任お願いいたします。

○

議長（西 公郎君） 日程第6，議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第166条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、議員の諸君を鹿児島県市議会議員研修会及び議会報告会に派遣いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容等に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

○

議長（西 公郎君） ここで、松山さおり君から、議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

松山さおり君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、松山さおり君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第7，松山さおり君の議員辞職の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、松山さおり君の退場をお願いいたします。

（松山さおり議員，退場）

議員辞職願を朗読させます。

議会事務局次長（池田忠徳君） それでは、朗読いたします。

令和４年１２月１３日、奄美市議会議長 西 公郎殿。奄美市議会議員、松山さおり。
辞職願。

今般、一身上の都合により、令和４年１２月２３日をもって議員を辞職したいので、許可されますようお願い出ます。以上です。

議長（西 公郎君） お諮りいたします。

松山さおり君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、松山さおり君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 次に、元野景一君から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

元野景一君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、元野景一君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第８、元野景一君の議員辞職の件を議題といたします。

辞職願を朗読させます。

ここで、地方自治法第１１７条の規定により、元野景一君の退場を願います。

（元野景一議員、退場）

辞職願を朗読させます。

議会事務局次長（池田忠徳君） 朗読いたします。

令和４年１２月２３日、奄美市議会議長 西 公郎殿。奄美市議会議員、元野景一。

辞職願。

今般、一身上の都合により、令和４年１２月３１日をもって議員を辞職したいので、許可されますようお願い出ます。以上です。

議長（西 公郎君） お諮りいたします。

元野景一君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、元野景一君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第９、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び奄振延長・提言特別委員会から、お手元に配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和4年第4回奄美市議会定例会を閉会いたします。(午前11時48分)

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 西 公郎

奄美市議会議員 崎田 信正

奄美市議会議員 林山 克巳

奄美市議会議員 川口 幸義

(別 紙)

一般会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 74 号	令和 3 年度奄美市一般会計歳入歳出決算 認定について	認定すべきもの

令和 4 年 12 月 6 日

一般会計決算等審査特別委員会委員長 竹山 耕平

奄美市議会議長 西 公郎 殿

特別会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 75 号	令和 3 年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(2)	議案第 76 号	令和 3 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(3)	議案第 77 号	令和 3 年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(4)	議案第 78 号	令和 3 年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(5)	議案第 79 号	令和 3 年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(6)	議案第 80 号	令和 3 年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(7)	議案第 81 号	令和 3 年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(8)	議案第 82 号	令和 3 年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	原案可決すべきもの及び認定すべきもの
(9)	議案第 83 号	令和 3 年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について	原案可決すべきもの及び認定すべきもの

令和 4 年 12 月 6 日

特別会計決算等審査特別委員会委員長 栄 ヤスエ

奄美市議会議長 西 公郎 殿

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第84号	令和4年度奄美市一般会計補正予算(第8号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第85号	令和4年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第86号	令和4年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第87号	令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第88号	令和4年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(6)	議案第89号	令和4年度奄美市と畜場特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(7)	議案第101号	奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第102号	奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第103号	奄美市老人福祉会館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第104号	奄美市市民交流センター及び奄美市名瀬公民館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(11)	議案第105号	奄美市奄美振興会館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(12)	議案第110号	奄美市立金久児童館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの

令和4年12月23日

文教厚生委員長 崎田 信正

奄美市議会議長 西 公郎 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第84号	令和4年度奄美市一般会計補正予算（第8号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第90号	令和4年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第91号	令和4年度奄美市下水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第99号	奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第100号	奄美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第106号	奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第107号	奄美市大浜海浜公園及び奄美海洋展示館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第108号	奄美市和瀬水産物加工センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第109号	奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(10)	陳情第3号	政府に対して「インボイス制度実施延期を求める意見書」の提出を求める陳情	採択とすべきもの

令和4年12月23日

産業建設委員長 大迫 勝史

奄美市議会議長 西 公郎 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第84号	令和4年度奄美市一般会計補正予算(第8号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第92号	奄美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第93号	奄美市個人情報保護法施行条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第94号	奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第95号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第96号	奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第97号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第98号	奄美市景観条例の制定について	原案可決すべきもの
(9)	陳情第6号	日米軍事訓練反対の決議を求める陳情	不採択とすべきもの

令和4年12月23日

総務企画委員長 多田 義一

奄美市議会議長 西 公郎 殿

令和4年12月23日

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び奄美市議会会議規則第166条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 鹿児島県市議会議員研修会について

- (1) 派遣目的 奄美市議会基本条例第15条の規定に基づき、議員研修参加により議員の資質の向上を図るため
- (2) 派遣場所 鹿児島市
- (3) 派遣期間 令和5年1月16日（月）～1月17日（火）
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

2 議会報告会について

- (1) 派遣目的 奄美市議会基本条例第7条の規定に基づく議会報告会開催のため
- (2) 派遣場所 奄美市内3地区3か所（名瀬地区・住用地区・笠利地区）
- (3) 派遣期間 令和5年2月3日（金）
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

令和4年12月23日

奄美市議会議長 西 公郎 殿

議会運営委員長 伊東 隆吉

奄振延長・提言特別委員会

委員長 橋口 耕太郎

閉会中の継続審査の申出について

議会運営委員会及び奄振延長・提言特別委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

○ 奄振延長・提言特別委員会

- 1 特別委員会の検証・総括について
- 2 提言書提出後の情報共有について

参 考 資 料
（ 意 見 書 等 ）

インボイス制度の実施延期を求める意見書

令和 5 年 10 月から、消費税に関する適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が実施されることとなっており、令和 3 年 10 月からは適格請求書（インボイス）発行事業者の登録申請が開始されています。

インボイス制度が導入されると、課税事業者の仕入税額控除の適用に当たっては、原則として登録事業者が発行するインボイスが必要となります。

この登録事業者になると、必然的に消費税の課税事業者となり、これに伴い、消費税納税のための複雑な事務が発生することになります。これまで、消費税の納税を免除されていた、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の中小・小規模事業者は、この登録事業者にならないと、既存の課税事業者との取引から排除されかねないことから、登録事業者になるか、ならないかのどちらを選択しても、厳しい状況になることが予想されます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、ロシアのウクライナ侵攻や急激な円安を要因とした物価高騰が、事業経営や暮らしを直撃しています。このような状況下でインボイス制度を導入した場合、中小・小規模事業者の廃業の増加や、複雑な納税義務を回避するため免税事業者に留まる中小・小規模事業者の成長意欲の低下を招くなど、地域経済の衰退に拍車をかける恐れがあります。

こうした観点から、下記事項が実現されるよう、強く求めます。

記

1. かつてない厳しい経済状況下において、免税事業者に対する取引排除等の影響や、中小・小規模事業者の負担軽減に資する支援策等、十分な調査・検証が行われ、必要な措置が講じられるまでは、インボイス制度の導入時期を延期すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 23 日

奄 美 市 議 会

奄美群島振興開発特別措置法に関する 提言書

令和４年12月 最終提言
(令和４年９月 中間提言)

鹿児島県奄美市議会
奄振延長・提言特別委員会

本提言書は、国や県など関係機関において進められている、奄美群島振興開発特別措置法の改正に向けた議論において取り上げていただくことを希望するため、法改正に係ると思われる事項についてのみ、令和4年9月に「中間提言」という形で、先行して提言を行うものである。

その後、奄美群島振興開発のために必要な具体的な施策・制度等についての提言は、令和4年12月に「最終提言」という形で、中間提言の内容も含めた上で1つの提言書としてとりまとめるものである。

※中間提言後の議論を踏まえ、「Ⅱ．法改正に係る提言事項」において追記した事項は以下のとおりである。

- ・「(5) 第38条：地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置」において、対象業種の拡充に関する提言を追加。

目 次

I. はじめに	3
II. 法改正に係る提言事項	4
1. 現行の内容を改める条文	4
(1) 附則第1条：法期限	4
(2) 第6条：特別の助成（別表）	5
(3) 第24条：農林水産業その他の産業の振興	6
(4) 第31条：防災対策の推進	6
(5) 第38条：地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置	7
2. 新規に追加する条文	8
(1) 奄美群島と沖縄との間の諸活動の促進等	8
(2) 子どもの貧困対策等	8
(3) 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減	9
III. 奄美群島の振興開発に必要な施策・制度等に関する提言事項	10
1. 総括的な提言事項	
(1) 奄美群島振興開発に必要な予算の確保	10
2. 公共事業に関する提言事項	11
(1) 農林水産業関連	11
(2) 道路整備関連	11
(3) 港湾・空港整備関連	13

（４）防災関連・・・・・・・・・・・・・・・・	14
（５）エネルギー関連・・・・・・・・	15
3．非公共事業に関する提言事項（奄美群島振興交付金を含む）	17
（１）農林水産業関連・・・・・・・・	17
（２）情報通信関連・・・・・・・・	21
（３）観光・交流・物産関連・・・・・・・・	22
（４）物価対策関連・・・・・・・・	26
（５）医療・福祉関連・・・・・・・・	26
（６）防災・物流対策関連・・・・・・・・	28
（７）エネルギー関連・・・・・・・・	29
（８）教育関連・・・・・・・・	29
（９）人材確保・定住促進関連・・・・・・・・	31
4．その他制度等に関する提言事項	34
（１）教育関連・・・・・・・・	34
（２）奄美群島振興開発基金・・・・・・・・	34

I. はじめに

奄美群島は、昭和28年に日本へ復帰し、昭和29年から続くこれまでの特別措置法に基づく取組等により、交通・産業基盤、生活環境等の社会資本整備が着実に進められてきた。また、平成26年の奄美群島振興開発特別措置法の改正によって奄美群島振興交付金が創設され、産業振興や人材育成、航空運賃等の軽減等において、地元の自主的かつ広域的な取組が進められてきた。特別措置法は、奄美群島の自立的発展に向けて一定の成果を上げてきている。

しかしながら、遠隔の外海離島である地理的条件や、台風常襲地帯である厳しい自然条件下にあって、本土との間に所得水準や物価をはじめとする経済面の諸格差や、人口減少や少子高齢化など、解決すべき課題はいまだに多く存在している。

一方、奄美群島は、南北約220kmの海域にわたり島々が点在する国境離島として、我が国の領域の保全に大きな役割を果たしているとともに、世界自然遺産に登録された奄美大島及び徳之島をはじめ、日本初の環境文化型国立公園に指定された奄美群島は、豊かな自然環境や多様な文化との触れ合いの場及び機会の提供といった、国民の利益の保護及び増進にも重要な役割を担っている。

今後とも、奄美群島が持つ役割を果たし続けるとともに、持続可能で自立的な発展を目指すためには、交通・産業基盤、生活環境等の社会資本の更なる整備促進や、奄美群島が抱える条件不利性の更なる改善はもとより、地元市町村でとりまとめた奄美群島成長戦略ビジョン2033骨子において掲げる、「仕事の創出に重点を置いた産業振興」を図っていく必要がある。

そのためには、今後も奄美群島振興開発特別措置法に基づく支援が必要不可欠であり、令和5年度末となっている同法の確実な延長を望むものである。本提言書では、法期限の延長はもとより、本市ならびに奄美群島の振興開発に必要な施策・制度等について、奄美市議会として検討・整理した事項を提言するものである。

Ⅱ．法改正に係る提言事項

1．現行の内容を改める条文

(1) 附則第1条：法期限

- ① 奄美群島振興開発特別措置法の期限を延長すること。
- ② これまでの法改正では5年間の期限延長となっていたが、これを10年間の延長とすること。

提言の趣旨

○今後とも、奄美群島が持つ役割を果たし続けるとともに、持続可能で自立的な発展を目指すためには、法期限の確実な延長が不可欠である。

○一方で、5年間の延長では中長期的視点に立った事業導入が難しいことから、財政基盤が脆弱な奄美市において、今後とも国、県との連携のもと、効果的な事業を安定的に展開していくためにも、10年間の延長による法的担保が必要である。

○また、奄美群島12市町村が自らの将来像とそれを実現するための基本方策を示すものとして、令和4年度に策定作業が進められている「奄美群島成長戦略ビジョン2033」は、計画期間が令和6年度からの10年間となる予定である。

○このことを踏まえ、本ビジョンに基づく地域主体の取組を推進するためにも、法期限の10年間の延長により、本ビジョンと法期限との整合を図ることを望むものである。

(2) 第6条：特別の助成（別表）

- ① 別表に記載の国の負担又は補助の割合の範囲を沖縄振興特別措置法並みに嵩上げすること。

提言の趣旨

○財政基盤が脆弱な奄美市においては、国の補助率が十分でないがゆえに、事業導入を見合わさざるをえないケースがあるものと認識。

○時代に即した効果的な事業を今後も行えるかどうか、奄美群島の振興開発、発展には欠かせないことから、事業選択の幅を広げるためにも、別表（特別の助成）の補助率の嵩上げを望むもの。

○なお、沖縄振興特別措置法においても補助率の嵩上げ措置がされているが、沖縄は米軍基地の問題など社会的特殊事情を抱えていることも承知しており、沖縄並みの補助率とまではいかないまでも、これに近づけるようご配慮いただきたい。

- ② 公営住宅整備の促進について国の負担又は補助の割合の範囲を嵩上げし、別表に記載すること。

提言の趣旨

○公営住宅整備については、現状、別表（特別の助成）には規定がなく、国の補助率の嵩上げ措置がとられていない。

○本市においては、昭和30年代から建設された公営住宅の更新時期が近づいてきているのをはじめ、離島であるがゆえの塩害の影響もあることから、今後、多くの公営住宅において改修ないし建替えなどの対応が必要になることが想定される。

○しかしながら、本市の財政状況では、将来にわたり必要な公営住宅整備の推進が困難な状況である。

○そこで、沖縄振興特別措置法と同様に、公営住宅整備について国の補助率の嵩上げがなされるよう、別表（特別の助成）において新たに規定することを望むものである。

(3) 第24条：農林水産業その他の産業の振興

次のように改正（下線部分の文言を追加）すること。

国及び地方公共団体は、台風の常襲地帯に位置する奄美群島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、鮮度保持、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(4) 第31条：防災対策の推進

次のように改正（下線部分の文言を追加）すること。

国及び地方公共団体は、奄美群島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、奄美群島において、台風時の物資の確保、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

提言の趣旨【(3)・(4)】

○奄美群島は、台風の常襲地帯に位置していることから、台風の影響による船舶の欠航により、生鮮食料品等の不足や、農水産物等の島外への輸送が止まることによる鮮度保持の困難さなど、従来から課題を抱えている。

○台風の迷走等によって船舶の欠航が長期化する傾向にある昨今、これらの課題がより一層顕在化してきており、両条文において現状と課題を明確に位置付けることで、課題解決に向けた施策を計画し、実行に移していくための後押しとなるものとする。

(5) 第38条：地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

製造業や旅館業などを営む者が当該事業の用に供する施設又は設備を新設または増設した際に、当該施設等に対する固定資産税等を課さないこととした場合の減収額の補てん措置について、施設等の新增設だけではなく、その改修についても対象とすること。

また、産業全体の振興が図られるよう、対象業種を拡充すること。

提言の趣旨

- 奄美・沖縄が令和3年に世界自然遺産に登録され、新型コロナ禍による観光需要の落ち込みも回復傾向にある中において、今後、奄美を訪れる観光客が増加していくものと考えられる。
- そのような中、奄美市内においては新たな宿泊施設の建設が進むなど、民間による観光客の受入体制整備が進められているところであるが、施設の新増設だけではなく、老朽化している既存施設の改修等も必要になってくると思われる。
- そこで、対象業種の拡充も含め、本条文で規定する税制優遇措置を拡充し、観光客受入に係る民間の設備投資を促進することで、他の産業への波及効果も含め、奄美全体として遺産登録効果を最大限享受することに資するものとする。

2. 新規に追加する条文

(1) 奄美群島と沖縄との間の諸活動の促進等

奄美群島が沖縄の地域生活圏と密接な関係にあることについての配慮規定を創設すること。

提言の趣旨

- | |
|---|
| <p>○人・物資の輸送や、ドクターヘリや自衛隊機等による急患搬送、観光・文化面での交流など、生活圏、文化圏において奄美群島と沖縄は非常に密接な関係がある。</p> <p>○令和3年の奄美・沖縄の世界自然遺産登録も契機として、今後、両地域の連携はますます重要になるものと考えられることから、両地域に密接な関係があることについて法的な位置づけをすることにより、両地域が関係する施策における担保となるものとする。</p> |
|---|

(2) 子どもの貧困対策等

子どもの貧困対策に係る配慮規定を創設すること。

提言の趣旨

- | |
|---|
| <p>○奄美群島は所得水準が低く、また、生活保護率、離婚率が高い。</p> <p>○さらに、離島であるがゆえの生活物資、教育物資の物価高騰などの課題も恒常的に抱えている。</p> <p>○このように、家庭環境や離島ゆえの条件不利性を背景として、貧困の状況にある子どもが多いとみられ、このような子どもの生活環境は本土と比較して厳しい状況にある。</p> <p>○一方で、令和4年4月施行の改正沖縄振興特別措置法においては、「子どもの貧困対策」に係る努力義務規定が新設されたところ。</p> <p>○ついては、奄振法においても沖振法同様の努力義務規定を新設することにより、奄美における子どもの貧困対策のさらなる推進に資するものとする。</p> |
|---|

(3) 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減

奄美群島が離島ゆえに抱える、本土と比較して恒常的に物価が高い状況に鑑み、下記を参考に物資の費用負担軽減に関する配慮規定を創設すること。

【参考】有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）

（生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減）

第14条 国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域の住民の生活又は事業活動に必要な物資であって、当該特定有人国境離島地域における居住又は事業の継続に特に寄与すると認められるものの購入等に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

提言の趣旨

- 生活や事業活動に必要な物資の奄美群島への輸送に際しては、海上又は航空輸送が必要であり、陸上輸送で済む本土と比較して、恒常的に物価が高い構造を抱えている。
- 一方で、同じような状況にある特定有人国境離島地域に関して、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」においては、上記のとおり物価高に対する配慮規定が設けられている。
- については、奄振法においても同様の配慮規定を新設することにより、奄美群島の自立的発展、住民生活の安定及び福祉の向上のさらなる推進に資するものとする。

Ⅲ. 奄美群島の振興開発に必要な施策・制度等に関する提言事項

※以下、提言項目を①、②、・・・において示すとともに、各提言項目の実現に向けて取り組んでいただきたい主体を【 】内に示す。(国…国土交通省又は関係省庁、県…鹿児島県、広域…奄美群島広域事務組合、市…奄美市)

1. 総括的な提言事項

(1) 奄美群島振興開発に必要な予算の確保

- ① 奄美群島の振興開発のために必要な予算を確保すること。【国・県・広域・市】

提言の趣旨

- 奄美群島においてはこれまで、交通・産業基盤、生活環境等の整備や、各分野における非公共事業など、各種施策が進められてきた。
- 特に、平成26年に奄美群島振興交付金制度が創設されたことを受け、条件不利性の改善や、地元が主体となって策定した奄美群島成長戦略ビジョンの実現に向けた事業などに重点的に取り組んできたところである。
- 一方で、奄美群島が持つ国家的・国民的役割を今後とも果たし続けるとともに、持続可能で自立的な発展を目指すためには、これまで取り組んできた施策、事業等に引き続き取り組むとともに、次項以降に示す各提言項目の実現を図る必要があるものとする。
- このことから、奄美群島振興開発のための各種施策・事業等を実施するうえで必要な予算について、各主体において所要額の確保に最大限努めていただくことを提言するものである。

2. 公共事業に関する提言事項

(1) 農林水産業関連

- ① 水産基盤整備事業における魚礁事業のさらなる推進により、漁業の振興を図ること。【県・市】

提言の趣旨

- 漁業の若手後継者に対する補助事業等はあるが、現状は年々、漁獲高が少なくなっており、なかなか若手後継者の増加につなげていない。
- 観光客等も増加している中において、魚礁事業をより一層展開していくことで漁場整備に努めることにより、地元産の魚の地産地消による消費拡大など、経済効果につながることが期待される。

(2) 道路整備関連

- ① 電柱の地中化を促進すること。【県・市】

提言の趣旨

- 奄美群島は台風常襲地帯で、台風が接近するたびに多くの家屋が停電被害を被っている。
- 近年は直撃する台風が少なくなっているため、奄美市内での被害はそれほど報告されていないが、必ず停電する地域は存在する。(郡部ではなおさらである。)
- これまでも行政に対して要望してきたが、多額の費用がかかるため難しいとの回答であるため、今後、停電の多い地域等を検証した上で、エリアを限定してでも取り組むことで、住民の安心、安全な生活につながると考える。

- ② 奄美大島トンネル内のAMラジオ、地域コミュニティラジオの難聴を

解消すること。【国・県】

提言の趣旨

- 奄美大島におけるトンネルは、長短はあれども国道及び県道に37本存在し、時間短縮、物流、交流人口の拡大等に大きな役割を果たす貴重な存在である。
- また、車社会である奄美大島では、ラジオ放送がよく聴かれており、各種の情報取得に活用されている。
- しかし、AMラジオや地域コミュニティラジオについては、トンネル内で聴取できる設備が設置されていなければ、トンネル内では聴くことができない。
- 当該設備の設置については、国土交通省が定める基準に、トンネルの等級（トンネルの長さ）、交通量が定められており、当該設備の新規設置については、トンネルの長さは3,000メートル以上が望ましいとなっている。
- 奄美大島内のトンネルは3,000メートル以内がほとんどであるが、鹿児島県によると、3,000メートル以内でも当該設備の設置は可能との見解である。
- そこで、奄美大島5市町村及び奄美群島広域事務組合、または官民連携での予算要望活動を行い、奄美群島振興開発に関する予算を活用して、トンネル内のAMラジオや、コミュニティラジオの難聴解消を図られたい。
- 特に、コミュニティラジオに関しては、地域の情報発信として、風水災害情報の迅速な発信に加え、事件・事故に関する情報、旬な話題、島の文化・島唄・島の方言・伝統行事に関する情報の発信が行えるとともに、観光客が感じる不満の解消、島の元気の発信に資するものとする。

③ 社会資本整備総合交付金の充実・拡大を図ること。【国・県】

提言の趣旨

- これまで法延長を重ねてきた奄振法に基づき、道路整備など様々なハード事業が行われてきたが、世界自然遺産効果による人流の増加や防災等の観点から、まだまだ整備が足りない。
- そこで、社会資本整備総合交付金の充実・拡大を図ることにより、例えば、オーシャンハイウェイ（奄美大島北部から中南部を結ぶ海岸線バイパス）、奄美市住用町から大島郡大和村の間の横断道路構想等のルート新設に関する調査事業をはじめ、道路交通網のさらなる充実に取り組むことを提言する。
- 道路整備をより一層進めることにより、自然保護の観点からオーバーツーリズム（1か所への集中）が回避されるとともに、物資、人の流れが偏らず、奄美の魅力発信につながることを期待される。
- なお、施工にあたっては、奄美独特の自然環境に配慮した負荷の低い工法の開発、活用を支援することにも留意する必要がある。

（3）港湾・空港整備関連

① 重要港湾である名瀬港の整備事業に関して、早期の供用開始に向けて事業を推進すること。【国・県】

提言の趣旨

- 名瀬港においては継続的に岸壁等の整備事業が実施されているが、当初の計画から整備進捗が遅れている状況と認識している。
- 現在は、2号岸壁の供用開始に向けて整備が進められており、その後に1号岸壁の整備に着手していくと認識しているが、片方の岸壁しか使用できない状況では、フェリー等が2隻同時に接岸できないことから、両岸壁の早期の整備完了が必要である。
- また、新しい旅客ターミナルに関しても整備が遅れている状況。

○については、早期の供用開始に向けて事業を推進するため、必要な予算を確保することを望むものである。

② 奄美空港の滑走路を2,500mへ拡張すること。【国・県】

提言の趣旨

○世界自然遺産登録も実現し、これからの観光に大きな期待が寄せられている。

○また、今後起きるであろう自然災害や、不安定なアジア情勢などをみても、南西諸島の核となる奄美空港は大きな役割を担うと考えられる。

○現在の滑走路では大型旅客機は利用できず、長い滑走が必要な飛行機の利用はできない現状であることから、早急な改善が必要と考える。

(4) 防災関連

① 急傾斜地崩壊対策事業のより一層の推進を図ること。【県・市】

提言の趣旨

○自然災害、特に台風の被害として土砂災害は人命に関わるものの一つで、現在までに多くの土砂災害に見舞われている。

○奄美市には急傾斜地崩壊危険区域が多くあり、県の予算の都合上、地元自治会などの要望に応えきれていない現状である。

○いつ大雨や台風などの自然災害が起きるか予測ができないなか、減災にむけて対策を強化していく必要がある。

○特に、南海トラフ地震などの大地震などが予測されている中、1年でも早い対応が求められる。

② 奄美大島における防災・減災または利便性向上のための公共事業を進

めるにあたり、積極的な予算計上を行うこと。【国・県・市】

提言の趣旨

- 奄美は平地が少なく、市街地や各集落は海に面している場所が多いため、市街地と集落、または集落間をつなぐトンネルが多い島である。
- また、空港は奄美大島の北に位置し、船舶の窓口である港は北よりの中部に位置している。ともに奄美市南部からは車で1時間以上かかる。
- 奄美大島南部の大島郡瀬戸内町から奄美市名瀬の市街地までのアクセスは、網野子トンネルをはじめ多くのトンネルにより、利便性の向上、緊急搬送時の時間短縮など、防災面からも大きく改善されている。
- しかし、空港から奄美市名瀬の市街地までの間は、片側1車線の国道であり、最近特にレンタカーの交通事故が多発しており、大きな渋滞の原因となっている。
- また、奄美市名瀬の市街地は通勤・通学等の時間帯に連日、交通渋滞が発生し、これに伴い北部の大島郡龍郷町から奄美市名瀬入口に至る国道においても渋滞となることは珍しくなく、このような状況では、緊急搬送にも支障をきたすことになる。
- さらに、令和4年1月のトンガ沖海底火山噴火に伴い奄美大島に津波警報が出たときは、様々な場所で交通渋滞がおきており、あらためて島の幹線道路の在り方を考えていく必要がある。
- ついては、高規格道路の整備を含む検討、調査などを早急に実施する必要があることから、積極的な予算計上を望むものである。

(5) エネルギー関連

- ① 太陽光式LED街灯の設置、切り替えを推進すること。【県・市】

提言の趣旨

- 気候変動により、天災（台風、地震、津波等）のリスクが高まってきており、具体的な対策が必要となってきた。
- 現在、道路等に設置されている街灯は、通常の電力を使用していることが多く、天災により電力の供給が途絶えた場合、使用することができず、防犯の観点からもこのような状況は避けなければならない。
- そこで、既存の街灯について太陽光式LED街灯への切り替え、また、増設を求めるものである。
- 天災時にも街灯により明るさが保持されていれば、緊急時の避難の際の転倒やハブによる咬傷の防止、現在地確認等が行えることから、二次災害を防止することにつながる。
- また、日常生活においても明るい町となり、犯罪抑止効果はもとより、島民、来島者の安心につながり、町の魅力アップに資するものとする。

3. 非公共事業に関する提言事項（奄美群島振興交付金を含む）

（1）農林水産業関連

- ① スマート農業推進のノウハウを習得するための人材派遣の体制づくりや、そのことに特化した補助事業の導入を図ること。また、機械購入への支援を併せて行うこと。【県・市】

提言の趣旨

- 奄美群島成長戦略ビジョンの柱の一つである農業分野では、現状は従来型農業が主流で、更なる技術革新が必要である。
- 奄美群島は自然環境の影響を受けやすく、収穫や利益にもバラツキがあるとともに、高齢化で農業就労人口が減り続けているため、農業の所得向上と担い手不足解消のためにも、スマート農業のような新たな技術を導入し、高齢化が進んでも長く農業に携わることができる、儲かる農業の仕組みを構築することは不可欠である。
- 奄美群島における新しい農業の技術（ドローン等の最新農機やスマート農業システム等）を導入するための、人材派遣による技術を学ぶ体制づくりと、そのことに特化した農業従事者等に対する補助事業を創設する必要がある。
- 併せて、農業従事者等に対する機械導入への支援や、自治体からレンタルできるような仕組みを導入する必要がある。
- このことにより、農業の魅力をより一層伝えることで若者等も農業に興味を持ち、若い農業就労人口が増えることにつながるとともに、儲かる農業への転換に資するものである。

- ② 有機農業（薬草を含む）の研究を行うこと。【県・市】

提言の趣旨

- 有機栽培は将来の可能性はあるが、個人として取り組むにはまだハ

ードルが高いため、将来を見据えた研究が必要である。

- 世界自然遺産の島で収穫された栄養のある有機野菜は、それだけで価値があり、健康への好影響など長寿の島のイメージと合わせていくことで、高付加価値化が望める。

③ 奄美大島肉用牛研修センターを整備するとともに、施設・機械・草地畑等の貸し出し事業を実施すること。【県・市】

提言の趣旨

- 奄美大島において畜産農家は、生産牛の規模拡大、子牛生産の増頭に取り組んでいるものの、高齢化の進展、後継者不足、新規担い手・参入者の減少で厳しい状況下にあり、新規参入者の確保が急務である。
- また、コロナ禍や世界情勢による原油価格や穀物価格の高騰を受けて、濃厚飼料・粗飼料、生産資材等の高騰、子牛価格の下落など、生産農家の経営が圧迫されている状況である。
- 奄美大島肉用牛研修センターを整備することで、新規参入者（U・I・Oターン）を募集し、知識や技術、ノウハウを習得させることが可能となる。（農業次世代人材投資資金の準備型の活用が想定される。）
- また、畜産を経営していくには初期投資の資金が必要であることから、施設・機械・草地畑の貸し出し体制の整備を行うことにより、研修後に即参入できる体制を整えることも必要である。（農業次世代人材投資資金の経営開始型の活用が想定される。）
- 新規参入者を確保することにより、畜産経営の充実と地域の活性化、U・I・Oターンの人口増加、耕作放棄地の解消が期待される。

④ フライト農業を農林水産物等輸送コスト支援事業により推進すること。

【国・県・市】

提言の趣旨

- 奄美大島では亜熱帯性気候を活用した作物として、マンゴー、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、島バナナ、花卉・野菜、柑橘類など多く栽培されている中において、農業振興策の筆頭としてフライト農業の推進は必要不可欠であり、外海離島対策にもなるものである。
- 近年では、地産他消で島外への販売・売り込みも増加傾向であるが、現在、流通経路の主流は船舶での島外移出である。この場合、夏場の台風や冬場の季節風など、船舶の欠航も多いのが課題である。
- フライト農業の推進を農林水産物等輸送コスト支援事業の拡充によって対応することにより、消費者のニーズに合わせられるとともに、鮮度の保持、短時間での輸送、農業所得の増大、産地の形成、ブランドの確立、魅力ある農業への展開など、様々な効果が期待できる。

⑤ さとうきび交付金単価のさらなる引き上げを行うこと（基準糖度帯で現行16,320円から20,000円台へ）。【国】

提言の趣旨

- 奄美市の基幹作物であるさとうきびについては、奄美大島におけるおおよその生産量目標である3万トン確保に向けての対策や、新規就農者・担い手の育成対策など、支援策が図られているものの、目標達成には厳しい状況である。
- 機械化一貫体系が確立され、労働力は半減されているが、それに伴い生産コストの増大で農家所得は減収となっていることから、農家の生産意欲と所得の向上を図る必要がある。
- さとうきびの交付金単価を引き上げることにより、新規就農者の確保、経営規模の拡大、魅力あるさとうきび栽培への農家の意識向上、

遊休農地の解消、高齢者農家の健康増進につながる。

⑥ 黒糖製造業における設備投資に対する補助制度を創設すること。【県・市】

提言の趣旨

- 奄美市の基幹作物であるさとうきびの一部は、黒糖製造工場に搬入され、黒砂糖に加工されるが、当該加工に必要な機械・設備の整備に係る費用負担が大きい。
- さとうきび農家に対しては、さとうきび交付金による価格調整制度があり、支援が図られている一方で、さとうきびを加工する側の事業者に対する支援策が整えられていない。
- 奄美市の基幹作物であるさとうきびについて、その加工産業を含めて振興を図り、黒糖の販路拡大につなげるためにも、黒糖製造業における設備投資に対する補助制度の創設を求めるものである。

⑦ 農林水産物等輸送コスト支援事業における事務手続きの簡素化を図ること。【国・県】

提言の趣旨

- 農林水産物等輸送コスト支援事業は大きな成果を生み出している一方、農林水産物の島外輸送に関わる手続きの繁雑が大きな負担となっている。以前より生産者から要望があり、繁忙期にさらなる負担となるため、手続きの簡素化が望まれる。
- 特に養殖関係などは、補助申請書類において、輸送量だけでなく、出荷先の市場価格まで記載する必要があるなど、改善の余地があり、利用者の負担軽減につなげるよう努力する必要がある。

⑧ 農林水産物等輸送コスト支援事業において、本土のみならず、群島内

離島間の移送まで対象を拡充するとともに、対象品目の拡大などの柔軟な制度設計を図ること。【国・県】

提言の趣旨

- 奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業により、対象品目に指定された農林水産物等については、支援が図られているところ。
- 現在は、県本土までの移出が補助対象であるが、奄美群島内離島間においても農産物の移送が多く行われている現状もあることから、同事業における補助対象に群島内離島間における移送も加えていただきたい。
- 一方で、果樹における新品種「津之輝」の台頭など、時代の流れの中で今後とも新しい品種が出てくることも考えられる。
- また、さとうきびの単収向上を目的とした土壌改良において、主原料である堆肥などは、同事業の移入における補助対象品目とはなっていない現状もあるため、対象品目としていただきたい。
- 適宜、調査・研究を行いながら、状況の変化に応じた対象品目の見直しを行うなど、柔軟な制度設計を図ることを望むものである。

⑨ 農業所得の向上、生産量の確保・向上のための営農指導員確保と配置対策を図ること。【県・市】

提言の趣旨

- 農家の所得の向上は奄美群島においては重要課題であり、課題解決には生産性向上と品質の向上が必須となると思われる。
- そのためには広く技術指導を行っていく必要があり、高齢化が進み、担い手不足が深刻化するなかで、成功事例を作ることが、若者を農業へと導く有効な策であると考ええる。

(2) 情報通信関連

① デジタル社会に向けた取組として、5G以降でも順次対応できる基盤を整えること。【国・県・市】

提言の趣旨

- 奄美群島成長戦略ビジョンでは情報通信が重点政策として掲げられている中において、現在、4Gから5Gへと高速通信網が徐々に整備されてきているが、スピード感に乏しい状況である。
- これから、社会はDX（デジタルトランスフォーメーション）が推進されてくるため、通信網の速やかな移行はとても重要だと考える。
- 離島のハンデを活かすための取組として、DX社会へ即対応できることが、住民の利便性が向上することはもちろん、企業の新しい取組や様々な分野への進出を後押しすることにつながる。

（3）観光・交流・物産関連

① ユニバーサルツーリズムの普及・促進を図ること。【県・市】

提言の趣旨

- 観光関連施設等においては、トイレやスロープなどバリアフリーとなっているところも数カ所あるが、その情報の発信や連携、安心できる旅としてのストーリー性が不足している。
- 人口比率の高い高齢者の方々や、障害を持っていたり、その他支援の必要な方々が何の不安もなく楽しめる環境を整備することで、誰もが気兼ねなく訪れることのできる旅行地として選択肢の一つに入り、来訪・滞在の促進につながることを期待される。

② 集落アプリを導入すること。【県・市】

提言の趣旨

- 集落アプリの導入によって、スマートフォン1つで島や集落を散策

する際、集落の-avatarが歴史や文化を伝えてくれたり、集落の方言や唄などをゲーム感覚で知ることができたりするなど、観光客が集落の色々を知ること、集落内での人と人との交流につながり、島ファン（ふるさと納税）、リピーター増加が期待できる。

○また、島内全集落コンプリートしたくなるようなゲーム性に加え、島の子どもたちにも集落の様々なことについて興味を引き起こすきっかけにもなると考える。

③ 東京都内に奄美群島アンテナショップを設置すること。【県・広域・市】

提言の趣旨

○奄美の特産品のPRや販路拡大に向けての取組が不足しており、各所における奄美の情報案内についても、まだまだ「奄美の良さ」、「奄美のすばらしさ」を伝え切れていない。

○奄美群島市町村が一体となって、都内で奄美の特産品を手軽に購入できるアンテナショップを設置することで、試飲・試食の提供、イベントの実施、観光案内ビデオの放映などを実施することができ、奄美を知る、訪ねる、奄美の観光客増の好循環を生み出すことができる。

④ 奄美群島振興交付金による航空・船舶運賃の更なる軽減と、対象者を拡充すること（本土在住の出身者まで対象を拡充）。【国・県】

提言の趣旨

○奄美群島振興交付金による離島割引が開始された平成26年当時と比べても、船舶運賃などは世界情勢などの影響により上昇している。

○一方、離島における物価高騰の影響は、県本土に比べて輸送コストがかかる分、地元住民の大きな負担となっている。

○このような現状で、子どもの進学や、病気の治療などで県本土に行

かなければならない家庭の大きな負担となるのが航空・船舶運賃であり、この軽減による経済効果はかなり大きなものであると考える。

⑤ 奄美市名瀬の観光船バースにおいて、大型クルーズ船が寄港する際に活用できる屋根付き構造物を整備すること。【県・市】

提言の趣旨

○奄美市名瀬の観光船バースにおいて、現状、大型クルーズ船が寄港する際には、地元行政や観光関連団体などにより都度、移動式のテントを設置し、受け入れセレモニーや各種催事等の開催などに活用している。

○当該テントは移動式であるものの、重機を使用して設置しなければならないことから、設置作業にかなりの手間を要するとともに、あくまで移動式であることから、設置後も天候次第では安全面で心配される現状である。

○奄美は世界自然遺産に登録され、今後ますます大型クルーズ船の寄港が見込まれることから、この移動式テントに代えて、バース内に屋根付きの構造物を固定設置することで、都度都度の移動式テント設置にかかる負担が軽減されるとともに、安全な環境でクルーズ船客をおもてなしできるものとする。

⑥ リュウキュウアユの養殖及び試食機会の拡大に取り組むこと。【県・市】

提言の趣旨

○リュウキュウアユの養殖は既に行われているが、食としての認知度は低い現状である。

○養殖量を増加させ、食としての展開を広げることで、地元飲食店への流通や加工品等の研究へつながるとともに、全国へアピールしていくことで、経済効果の発展が期待される。

⑦ 本場奄美大島紬の技術を伝承する人材育成奨励金制度（仮称）への支援を行うこと。【県・市】

提言の趣旨

- 世界から大変貴重な価値があると認められている紬であるが、技術者の高齢化や減産からの離職者などにより、関わる人口が減少しており、製造環境は年々厳しくなっている。
- 人材育成が急務であることから、紬業界の組合が行う人材育成奨励金制度（仮称：奄美大島紬の各製造工程の職人を育成するため、紬業界の組合が雇用する実習生に対して賃金見合いを支払う制度）に対して自治体が支援を行うことで、紬業界全体を強く後押ししていく必要がある。

⑧ 本場奄美大島紬の技術的・文化的遺産とも言える、幾段階にも及ぶ製造工程について、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用して、後世へ残していけるような施策に取り組むこと。【県・市】

提言の趣旨

- 奄美大島紬は世界三大織物であり、奄美の大切な伝統工芸品でもあるが、群島全体の生産反数は、昭和47年の281,146反をピークに年々減少し、令和3年はピーク時の約1%の3,290反となっている。
- 生産反数の減少はすなわち紬従事者の減少を意味するが、昨今の紬業界においては、従事者の約9割が60歳以上を占めているとのデータもあり、高齢化と後継者不足が深刻な問題となっている。このことは、和装離れや労働賃金の低下も要因と考えられる。
- これまでも多くの施策に取り組まれてきたことは承知しているが、課題解決のためには、時代に即した施策展開がより一層求められることから、様々な分野で活用が進められているDX（デジタルトラ

ンスフォーメーション) を奄美大島紬の振興施策にも活用することで、若手人材の育成、紬の担い手確保につなげていただくことを提言するものである。

(4) 物価対策関連

- ① 生活必需品やガソリン等の価格高騰対策や、輸送コストにおける消費税に対する支援対策に取り組むこと。【国・県】

提言の趣旨

- 離島における物価に関して、国土交通省が令和2年度に行った調査結果によると、本土側の都市の平均と比較すると、離島での価格が1割から3割程度高くなっている。
- また、ガソリン価格については、離島の平均は本土よりも20円程度高い状況である。
- さらに、離島地域においては、流通段階における海上輸送費が発生するため、本土と比較すると結果的に消費税を多く負担する状況も発生している。
- これらの状況は島民生活の大きな負担となっており、ひいては産業振興、経済活動の阻害要因となっていることから、改善が必要である。

(5) 医療・福祉関連

- ① 子どもたちの衣食、学習への支援制度を新設すること。【国・県】

提言の趣旨

- 奄美群島では子どもたちを取り巻く環境は格差の広がりを見せており、離婚率の高さや所得の低さ、加えて新型コロナウイルス感染症の間接的影響などが多く出ている状況である。
- また、消費税や離島であるがゆえに恒常的にかかる輸送コストに加

え、世界情勢や円安などの影響による物価高騰分が上乗せされ、影響が大きくなる一方の中、親の所得や生活環境に影響を受ける子どもたちはかなり多い。

○子どもの居場所支援施設などへの支援要請も増えている現状であり、奄美群島全体で近年の課題となりつつある。

○このようなことから、総合的な支援制度を新設し、最低限の支援と平等な学習環境を子どもたちに提供することに注力されたい。

② 周産期（妊娠後期～新生児期）医療の充実への支援を図ること。【県・市】

提言の趣旨

○少子化問題は全国の課題でもあるが、奄美大島においては2つの医療機関でしか出産できず、そのうち小児科が併設されている医療機関は1つしかないのが現状。

○また、妊娠期間中に島内の医療機関では対処できない事態が発生した場合、県本土か沖縄の医療機関に緊急搬送するしかなく、経済的負担が大きい。

○奄美での出産は決して安心な環境とはいいがたく、奄美での出産をより安心してできる環境整備を後押ししていく必要がある。

③ 島内の医療機関においてPET検査を受けることができるよう、検査機器の導入を支援すること。【県・市】

提言の趣旨

○現状、島民がPET検査を受ける必要がある場合、島内の医療機関においては検査機器が導入されていないことから、県本土まで出向く必要があり、島民にとって旅費が負担となっている。

○検査機器の導入を促進することで医療体制が強化され、旅費の負担

軽減はもとより、島民の安心感につながるものである。

④ 奄美大島における血液の備蓄体制を整備すること。【国・県・市】

提言の趣旨

- 観光客の増加などに伴う交流人口の増加により、交通事故などを含め、緊急を要する突発的な輸血を要する場面が増加することが予測される。
- また、ドクターヘリの配備により大島郡の医療体制の構築も進んでいる状況において、各離島からの緊急事案に対応すべく、奄美大島における血液備蓄の体制確保が喫緊の課題である。
- しかしながら、鹿児島県赤十字血液センターより委託を受けていた血液備蓄センターが平成30年に奄美から撤退したため、対応が困難な状況となっている。
- 血液備蓄所の設置、継続的な運営に関しては、予算の確保が大きな課題となっており、関係機関が連携して解決に取り組むべき問題である。

（６）防災・物流対策関連

① 総合物流センター及び大型備蓄冷凍冷蔵庫を整備すること。【県・市】

提言の趣旨

- 台風の常襲地帯に位置する奄美群島は、船舶欠航で物流が停滞することが多く、島内の生活物資の補給、地元農水産物の出荷、観光客等の増加による需要への対応などに支障がある状況。農水産物等の生産者の所得にも大きく損害を与えている現状がある。
- 総合物流センター及び大型備蓄冷凍冷蔵庫を整備することで、台風、災害等に対応した貯蔵機能が強化され、住民生活の向上や観光客等への需要への対応、地元農水産物等の出荷量の増加が期待できる。

(7) エネルギー関連

- ① 発電施設の設備や付帯設備への補助により、電力供給体制の強化を図ること。【県・市】

提言の趣旨

- 奄美は台風による停電が頻繁に起きる地域であり、長い時には4日から5日間停電が続くときもある。
- 夏場の暑い時期でもあるため、冷凍冷蔵ものはすべて廃棄、家においても熱中症などの健康被害が心配される事態が懸念される。
- そのようなことから、国のカーボンニュートラル政策の方向性も考慮しながら、各家庭に安定して電力の供給が提供出来るよう施策を講じていく必要がある。

(8) 教育関連

- ① 学校教育施設におけるバリアフリーの整備を推進すること。【県・市】

提言の趣旨

- 奄美市内において現在、障害を抱える子どもたちが通える学校が少なく、学校を選択できる環境にない。
- すべての子どもたちが公正・平等な教育を受けられる機会を整備していく必要がある。

- ② 奄美の特性を生かした高等教育機関を設置すること（大学等の設置）。
【国・県・市】

提言の趣旨

- 奄美を取り巻く高等教育機関の環境は、専門学校が2校所在するのみで、大学または短大に関しては島外に行くしかなく、選択の余地

がない。

○島外の大学または短大に進学すると、家庭にとって大きな経済的負担となることから、奨学金などを利用する家庭が多く、その弊害として、就職先には都市圏が選ばれる傾向が強く、少しでも給料が高い企業でなければ、奨学金の返済が厳しい現実である。

○奄美に大学等を設置することで、進学先の選択の余地を広げることが望まれる。

③ 群島内学生の部活動遠征における鹿児島本土での滞在費を含めた支援制度を創設すること。【県・市】

提言の趣旨

○鹿児島県立大島高校の２度目の甲子園出場、同校投手のプロ野球球団入団は、奄美の子どもたちに大きな夢と希望を与えたことは記憶に新しい。

○奄美でも素晴らしい能力を有する子どもたちは多くいるものの、島での部活動には多くの費用負担があるため、県本土への遠征や大会出場を辞退する子どもたちが毎年後を絶たず、県本土の学校に進む子どもも多くいる。

○子どもたちの才能を開花させ、経験値を高めるためにも、全国での活躍を後押しする施策が必要である。

④ 奄美群島振興交付金において、独自に教育や文化に関する事業を積極的に推進できるよう、交付金交付要綱を改正すること。【国・県】

提言の趣旨

○多様性のある自然と並び評価される奄美群島固有の伝統文化の価値を理解し、継承していくためには、学校教育や社会教育に加え、奄美群島として独自に教育や文化に関する事業を展開していくことが

重要である。

- そのため、奄美群島振興交付金による「奄美群島の特性に応じた産業の振興に資する人材の確保及び育成に関する事業」にとどまらず、広く「教育及び文化の振興」に関する事業を積極的に推進できるよう、交付金交付要綱の改正を提言するものである。

(9) 人材確保・定住促進関連

① 自治体奨学金制度を創設すること。【県・市】

提言の趣旨

- 奄美群島においては現在、どの業界においても人手不足が大きな課題となっている。
- そのことの要因の一つとして、島の子どもたちが高校卒業後に島外に進学、就職する傾向が強いことから生じる、若年層の働き手の少なさがあると考えられる。
- そこで、就職に必要な資格取得のために高等教育機関に進学する学生に対して、自治体から給付型の奨学金を支給する新たな制度の創設を提言するものである。
- 給付型とする理由としては、先に触れたとおり、島外の高等教育機関に進学すると、家庭にとって大きな経済的負担となることから、奨学金などを利用する家庭が多く、その弊害として、就職先には都市圏が選ばれる傾向が強く、少しでも給料が高い企業でなければ、奨学金の返済が厳しい現実があることが挙げられる。
- なお、奨学金の支給に際しては、奨学金拠出自治体内で就職することを条件とすることで、働き手の確保と併せて定住促進にもつながるものと考えられる。
- このことについては、奄美群島全市町村において広域的に取り組むことで、群島圏域としての人材確保、定住促進に資するものと考え

るところである。

② 資格取得に対する支援に取り組むこと。【県・市】

提言の趣旨

○奄美大島では、自動車の二種運転免許の取得にあたっては、県本土に行く必要があり、島民の経済的負担となっていることから、島内の自動車教習所に対して支援を実施することで、同資格の取得が島内でできるようにすることを望むものである。

○また、例えば、介護福祉士国家試験は例年、1月に県本土で実施されるが、その時期は天候が不安定であり、海上が荒れる中、波の影響で大きく揺れるフェリーに乗って県本土へ移動せざるをえない奄美大島の住民にとっては、受験コンディションの面において、県本土在住の方との間で不公平性が存在することから、島内で資格試験を受験できる環境を極力整えることを併せて提言するものである。

○一方で、二種運転免許や介護福祉士以外にも、県本土でしか取得できない資格も多くあるが、事業者が自身の事業を行うにあたって必要な取得を従業員に取得させる場合、旅費や受験料などの負担に二の足を踏む状況が生まれる。

○資格取得に要する費用を事業者に対して支援することで、人材育成、産業振興に資するものと考えるところであり、本取組については、奄美群島全市町村で広域的に取り組むことを望むものである。

③ 奄美群島振興交付金交付要綱の対象事業に「定住促進に係る事業」を追加すること。【国・県】

提言の趣旨

○奄振法第1条において、同法の目的として「奄美群島における定住の促進」がはっきり示されているが、奄美群島振興交付金において

は現状、同趣旨の事業メニューが交付対象になっていない。

○交付金交付要綱を改正して事業メニューを追加することは、奄振法の目的に合致するものであり、必然性の高い事項と考える。

○このことにより、U・Iターン者のための民間住宅の整備・改修への支援など、定住促進、ひいては働き手の確保に資する事業に取り組みやすくなることが期待される。

4. その他制度等に関する提言事項

(1) 教育関連

- ① 高等学校の学科再編成を支援すること（県立奄美高校の土木科、県立大島北高校の特色を生かした専門学科の設置）。【国・県】

提言の趣旨

- 奄美大島においては大島工業高校が閉校となり、奄美高校において工業系の専門学科が幾分残ったものの、土木科などは設置されていない。
- 土木建設業界においては、人手不足や資機材価格の高騰により大きな影響が出ていることから、奄美高校における土木科の設置によって、奄美の将来を担う子どもたちが専門知識を習得できる環境を整え、奄美を支える土木建設産業の振興につなげる必要がある。
- また、大島北高校における特色ある専門学科の設置も望まれるところである。

(2) 奄美群島振興開発基金

- ① （独）奄美群島振興開発基金のシンクタンクの機能の充実を図ること。
【国・県・広域・市】

提言の趣旨

- （独）奄美群島振興開発基金は、地元の政策金融機関として、行政や民間事業者など地域の状況にも詳しく、地域になくてはならない存在である。
- 特に最近では、地域経済の循環構造の現状や、そこから考えられる今後の取組の方向性に関して、地元自治体等と共同で分析・検討するなど、シンクタンク的な機能の発揮も見られるところである。
- 奄美群島成長戦略ビジョンで示されている、民間主導・行政参加の

産業振興モデルの構築を図るためには、事業者等のニーズを的確に把握し、行政はそのニーズに合った施策を展開することが重要であるが、同基金のシンクタンクの機能の充実が、その動きを加速させることにつながるものとする。

○については、同基金が実施する各種調査等に要する費用に対して予算を計上し、これまでの奄振事業の成果に関する検証と併せて、民間事業者等の視点に立った地域課題のより一層の顕在化を図ることで、群島のビジョン実現に資することを狙いとするものである。

以上

奄美群島振興開発特別措置法に関する提言書

令和４年12月 最終提言

(令和４年９月 中間提言)

鹿児島県奄美市議会 奄振延長・提言特別委員会

